明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

平成二十六年六月二十日

## ○第百八十六回国会 参議院会議録第三十三号（その一）

平成二十六年六月二十日（金曜日）
午後六時一分開議

○議事日程　第三十三号
平成二十六年六月二十日
午後五時三十分開議
第一　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二　会社法の一部を改正する法律案（第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）
第三　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）
第四　原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第七　小規模企業振興基本法案（内閣提出、衆議院送付）
第八　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　学校図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一一　養豚農業振興法案（衆議院提出）
第一二　花きの振興に関する法律案（衆議院提出）
第一三　内水面漁業の振興に関する法律案（衆議院提出）
第一四　介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（衆議院提出）
第一五　アレルギー疾患対策基本法案（衆議院提出）
第一六　国民が受ける医療の質の向上のための、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（衆議院提出）
第一七　過労死等防止対策推進法案（衆議院提出）

○本日の会議に付した案件
一、環境大臣石原伸晃君問責決議案（榛葉賀津也君外七名発議）（委員会審査省略要求）
一、日程第一より第一七まで
一、国会法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、参議院規則の一部を改正する規則案（長谷川岳君外二名発議）
一、参議院情報監視審査会規程案（長谷川岳君外二名発議）
一、議院運営委員長岩城光英君解任決議案（前川清成君外二名発議）（委員会審査省略要求）
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百二十一件の請願
一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長（山崎正昭君）　これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
榛葉賀津也君外七名発議に係る**環境大臣石原伸晃君問責決議案**は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山崎正昭君）　御異議ないと認めます。
よって、本決議案を議題といたします。
まず、発議者の趣旨説明を求めます。浜野喜史君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔浜野喜史君登壇、拍手〕
○浜野喜史君　民主党・新緑風会の浜野喜史です。
私は、提出会派を代表して、ただいま議題となりました環境大臣石原伸晃君問責決議案の提案理由を説明させていただきます。
まず、決議案の案文を朗読いたします。
本院は、環境大臣石原伸晃君を問責する。
右決議する。
以下、提案の趣旨を申し述べます。
石原大臣は、六月十六日、官房長官を訪ねた際、記者とのやり取りの中で、福島の中間貯蔵施設の建設に関し、最後は金目でしょと発言をしました。
この発言は、故郷を追われて困難な生活を続けている被災地に寄り添うどころか、住民を侮蔑していると言われても仕方がないものであり、謝罪で許されるようなものではありません。大臣としてのみならず、政治家としての資質を疑わざるを得ない発言であります。かつて石原大臣が自民党幹事長だった時代に、民主党の大臣に対して放った言葉を引用すれば、まさに万死に値するものであります。
石原大臣は、六月十九日の参議院環境委員会において釈明しました。要は、最後は金目でしょとの発言の趣旨は、住民説明会の結果、様々な要望が出たので、最後は予算措置をしっかりやっていくことが必要だということであると説明しました。しかし、どう好意的に見ても、また幅広に解釈をしても、最後は金目でしょは、最後は予算措置でしょとは受け取れません。
被災地の皆さん、とりわけ中間貯蔵施設に関わる皆さんの不信を買い、福島復興に向けた数多くの関係者の御尽力を水泡に帰すことにつながりかねない今回の発言の結果責任を負っていただかなければなりません。
大臣は、今回の発言に関して、被災地に寄り添って丁寧に説明していきたいなどと釈明していますが、そもそも石原大臣が被災地に寄り添って心から福島の復興を考えているのか疑問であります。先祖代々の土地、住み慣れた故郷を奪われ、いつ我が家に帰ることがかなうのかも分からない状況にある人たちを思えば、心から丁寧に話を伺うところから始まるはずではないでしょうか。
しかし、石原大臣は、その労すら取っていないと言わざるを得ません。五月末から始まった十六回にわたる中間貯蔵施設に関する地元説明会に一度として出席していません。なぜでしょうか。大臣としての責任感があり、地元被災者を思う心があったならば、全ての回とは言わずとも、自ら説明会でお話を伺うことがあってしかるべきだった

のではないでしょうか。しかも、副大臣、政務官も一度も出席していないということまで分かりました。

説明会では、地元の方々から厳しい意見が出されたと聞いております。石原大臣は、説明会が終了したこと、今後の予定などを官房長官に説明した帰りに問題発言をしました。地元の方々の厳しい意見を伺うという政治家としての仕事を役人に押し付け、身内である官邸に報告に行くというところだけを自分でやろうとしたため、被災地に思いをはせることができずに、今回の結果を招いたと言わざるを得ません。

また、石原大臣は、昨年八月十一日に福島で開かれた復興策を話し合う会合の挨拶で、中間貯蔵施設の建設について、福島県を始め皆さんが自ら行動するという認識をしっかりと持っていただくことが重要だと述べたと報じられています。中間貯蔵施設は政府の責任で設置するものであることを所管大臣ならば当然認識していたはずです。それにもかかわらず、中間貯蔵施設の設置の責任を福島県に負わせるかのような発言をしました。事故の被害者に対して事故の後処理の責任を取らせようとするなど、言語道断です。

以上、石原大臣がいかに福島に思いを寄せることができないか、環境大臣の重責を任せるわけにはいかない理由を説明してきましたが、石原大臣は、この参議院において、今国会、失態を演じています。三月十七日の環境委員会への遅刻の件であります。重要な委員会審議に当たって遅刻することなどもってのほかですが、遅刻の理由についても、当初は事故渋滞などと、虚偽と言われてもしようがない報告をしていました。

しかも、当日は、国賓であるベトナム国家主席の歓迎式典が宮中で行われていましたが、石原大臣はこれを欠席しています。民主党政権下において、国賓をお招きした宮中行事を欠席した大臣に対し、天皇陛下への侮辱であり、日本国民を愚弄した行為であり、大臣の資格はないとして問責決議案が提出されています。よもや良識ある議員は、民主党の大臣が宮中行事を欠席した場合は問責だが、自民党の大臣は不問であるなどと筋の通らないことをお考えにならないと思います。

これまで申し述べましたように、石原伸晃君が福島県の復興にとって不可欠な除染や中間貯蔵施設の建設等を所管する環境大臣の重責を担い続けることこそが、福島復興の足かせになっていると断ぜざるを得ません。

東日本大震災からの復興、福島県の復興を願う良識ある議員諸君には、自らの良心に従って、この環境大臣石原伸晃君問責決議案に御賛同いただきたい、そう願って、提案理由の説明を終わります。（拍手）

---

**○議長（山崎正昭君）**　本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。中川雅治君。

〔中川雅治君登壇、拍手〕

**○中川雅治君**　自由民主党の中川雅治でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表し、ただいま議題となりました石原伸晃環境大臣に対する問責決議案に対し、断固反対する立場から討論を行います。

石原環境大臣が東京電力福島第一原子力発電所事故の除染に伴う土壌等を保管する中間貯蔵施設建設に関し発言した件について、ただいま御指摘がございました。しかし、大臣の真意は全く違うところにあります。

この発言の後の記者会見で、石原大臣は、最後は用地の補償額や地域振興策などの規模を示すことが重要な課題となると申し上げたと説明されております。

さらに、十九日の参議院環境委員会でも、発言の趣旨は、住民説明会の結果出た様々な政策的要望に対し、最後は予算措置をしっかりとつくっていかなければならない、すなわち、用地の補償、さらには生活再建、地域振興策の規模を示すことが重要な課題になると申し上げたもので、お金で全てを解決するという意図では全くないと述べられております。

そして、しかし、品位を欠き、誤解を招く表現により不快な思いを抱いた方が大勢いらっしゃる、そのことについては心からおわびを申し上げ、撤回させていただきたい、国会会期終了後、速やかに地元の福島を訪ねさせていただいて、直接おわびを申し上げる所存であるとも言われております。

さらに、中間貯蔵施設は、地元の皆様方の理解なくして成し遂げることはできない、安倍内閣の最大の重要課題の一つであるこの問題について、被災された皆様方の心に寄り添ってこれからも丁寧に仕事をさせていただきたいと説明しておられます。

また、石原大臣は、お金で物事が解決できると思っておりませんし、そんな気持ちは毛頭ございませんとはっきり述べられておりますし、また、環境省は二千億の予算の小さな役所であるから、これから多くの要望に対してしっかりと応えていくための予算を確保していかなければならないと決意を述べられたのであります。

これらの御発言が示すように、石原大臣の意図するところは、地元の皆様からの要望に応えるためにしっかりと予算を確保していかなければならないというところにあったのであります。このことを福島の皆様にも是非御理解をいただきたいと思うのであります。

石原環境大臣は、平成二十四年十二月の福島県知事との意見交換を始めとして、十七回福島に出張され、自治体の首長との意見交換や、除染現場の視察、また、ふくしまのこれからを考える座談会において地元の方々と懇談するなど、精力的に活動されておられます。問責決議案にある、大臣の責任感が欠如しているとの指摘は全く当たりません。石原大臣におかれましては、これからも引き続き、除染、中間貯蔵施設建設に取り組んでいただき、被災地の復興のために仕事をしていただきたいと思います。

現在、環境省は、中間貯蔵施設建設を始めとする復興問題だけでなく、地球温暖化対策など数多くの課題を抱えております。石原大臣におかれましては、これらの問題にこれからもしっかりと取り組んでいただくことが政治家としての責任であると考えます。

石原大臣は、大臣就任以来、懸案の多い我が国の環境行政に尽力され、一つ一つ実績を積み重ねてこられました。

昨年五月、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するため、三陸復興国立公園を創設されました。昨年十月に、熊本市、水俣市で水銀に関する水俣条約の採択、署名のための外交会議を開催し、議長として会議を成功に導かれました。また、地球温暖化対策に熱心に取り組まれ、浮体式洋上風力発電を始めとした再生可能エネルギーや省エネ対策の推進に尽力されておられます。

さらには、東日本大震災により大量に発生した岩手県、宮城県の瓦れきについて、目標期日としていた今年三月末に処理を完了させました。これは石原大臣の強いリーダーシップがあったからこそ成し遂げられたものであります。今年四月に

は、日中韓三か国環境大臣会合を開催し、PM二・五を含む大気汚染について、今後の協力内容について合意いたしました。

このように、石原大臣は、これまでも強いリーダーシップと実行力で様々な課題の先頭に立ってこられました。しかしながら、まだまだ我が国の環境行政には多くの課題が山積しております。今後とも、粘り強く誠実なお人柄と強い指導力で困難な環境行政の諸課題に取り組んでいただきたいと強く念願いたします。

議員各位が石原環境大臣問責決議案に反対されることを切望し、私の反対討論を終わります。

（拍手）

○議長（山崎正昭君）　大島九州男君。

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君　民主党の大島九州男です。

私は、会派を代表して、石原環境大臣に対する問責決議案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、東日本大震災発災後、民主党副幹事長として、宮城県の担当の党務をさせていただいていました。その際、当時幹事長の輿石副議長に呼ばれて、原発事故の福島は、被災三県の中でも、放射能の恐怖、福島第一原発の汚染水問題、除染等いろんな課題が山積し、制度と現実の谷間がある、君は現地に行って、その現実と制度の谷間を埋めてこいと言われ、福島に入らせていただきました。

そこで体験したことは、津波被害の被災者の皆さんは、多くの苦しみ、悲しみの中においても、家はなくなったけれど、家族が無事だったことが有り難い、家族は失ったけれど、私は元気です、亡くなった家族の分まで頑張って生きていきたい、多くの方々の家族の御遺体が見付からない中、私は御遺体に対面させていただけただけでも有り難い、このような前向きな言葉に私は心を痛め、何としてもこの復興を成し遂げねばならないと、宮城県の担当を誠心誠意させていただいておりました。

福島に入らせていただいて感じたことは、津波被害と原発事故の被害は違うということでした。絶対安全と言われた原発が自分の郷土を奪った、お墓参りにも行けない、一緒に平和に暮らしていた家族がばらばらになった、行政に、東京電力にだまされた、その言葉を至るところで聞かせていただきました。被災地にとって本当に大切なことは、被災者の皆さんに寄り添い、その心と同じ心で仕事をさせていただく、そのことの重要性を改めて教えていただきました。

それから、私は、飯舘村の除染の仮置場の問題や川俣町の農地除染の問題、いずれも現地に何度も足を運び、地元の皆さんの意見を聞かせていただいて、関係省庁と調整をさせていただきながら、担当大臣、副大臣、政務官に大事なところは現地に出向いていただいて、解決策を実行させていただいてきました。そこで生まれたのは地元の皆さんとの信頼であります。地元の皆さんと触れ合うからこそ、そこに信頼が生まれるのです。その信頼が何よりの宝です。

問題が起こると私が指名をいただいて、何度も足を運ばせていただきました。中小企業立地補助金の関係で県と政府が対立し、立ち行かなくなったときも、現地に入り意見交換する中で、全国に対応する制度でなく、警戒区域と津波被害地域にしか対応できない制度に変えて、予算立てすることで解決することもできました。そんな知恵も、現地に入り、そこでみんなと触れ合いながら考えるからこそいただける知恵だったと思っています。

私たち政治家に必要なことは、国民に直接関わり、その声を国政に反映する重大な使命とともに、役所にはできない難しい問題を正面から受け止めて、逃げずに、体を張って正面から立ち向かっていくところに政治家の大きな役割があるんです。

しかし、石原大臣、あなたは、十六回にわたる中間貯蔵施設建設に関する地元説明会に一度として出席をしていません。なぜですか。大臣としての責任感があり、地元被災者に寄り添う心があったならば、自ら説明会でお話を伺うことは当然じゃないですか。しかも、副大臣、政務官の政務三役も一度も出席をしていません。説明会では、なぜ大臣が来ないのか、多くの声をいただきながら、その言葉を無視してきたじゃありませんか。そんなことで国民の声の代弁者と言えるんですか。

今回、石原大臣が、官房長官への報告の後のぶら下がり会見で、最後は金目でしょと。まさに、被災者の皆さんに触れず、寄り添うことを行ってこなかった大臣だから出た言葉です。（発言する者あり）

自民党の皆さんは、それが正しいというやじがありましたが、病院で胃ろう措置を見学した際の感想が、人間に寄生しているエイリアンが人間を食べて生きているみたいだ。信じられません。石原大臣、あなたこそ、被災者を不安のどん底に陥れ、真面目に取り組んでいる多くの国会議員や環境省職員をないがしろにする、国会議員の風上にも置けない国会に寄生するエイリアンだ。一人の人間として、国会議員として、政府の要職を任せることのできない人物であるということは、もはや明白であります。

石原大臣は、この参議院においても、今国会、致命的な失態を演じています。三月十七日の環境委員会への十分間の遅刻。貴重な委員会審議に当たって遅刻することなどもってのほかであることは言うまでもありませんが、遅刻の理由についても、当初は事故渋滞などと虚偽報告をしていました。それはうそでしょう。しかも、当日は国賓であるベトナム国家主席の歓迎式典が宮中で行われていましたが、石原大臣はこれも欠席しています。

民主党政権下において、国賓をお招きした宮中行事を欠席した大臣に対して、自民党及び公明党は、天皇陛下への侮辱であり、国民を愚弄した行為だと、大臣の資格はないとして問責決議案を提出しています。大臣の職責は党派は関係ありません。前回の問責決議案に賛成された議員の皆さんは当然賛成されるのが憲政の常道と考えますが、いかがでしょうか。

私は、こういった資質のない大臣を任命した安倍総理の任命責任が一番重いと思います。自民党にはもっと現場を大切にし、体を張って対処できる人材が多くいらっしゃいます。

石原大臣、そもそもあなたは環境大臣などおやりになりたくなかったのではないですか。嫌々やっているようにしか私には見えません。日本の国民のための政治を行う行政のトップ、特に環境大臣は、東日本大震災、原発事故の収束、復興の要となる大切なポストです。そこにやる気の感じられない人材を登用するとは、安倍総理は本当に復興を推進する気概があるのでしょうか、私には感じられません。

石原大臣、安倍総理に伝えてください。おごれる平家は久しからず。安倍総理、あなた自身が日本の総理大臣として謙虚になり、国民の声を聴く姿勢になれば、あなたが任命した大臣はその心を受けて、被災地に赴き、被災者に謙虚に寄り添い、本当に被災者の立場に立った政策の実行ができるようになるのです。石原大臣、あなたの失言は、安倍総理のおごりの心が導いたものです。

集団的自衛権の憲法解釈変更を閣議決定で行おうとしている総理自身、その驕慢な心を変えない限り、この負の連鎖は止まりません。そして、安倍総理が、石原環境大臣のこのような発言が日本を壊す始まりであることに気付いていただかなければ、総理によってこの国は失われます。石原大臣もそのことをしっかり安倍総理に伝えてください。

最後に、石原大臣が福島県の復興にとって不可欠な除染や中間貯蔵施設の建設等を所管する環境大臣の重責を担い続けることは、福島の復興のマイナスです。

石原大臣には、自らの過去の発言を改めて省みていただき、強く猛省を促した上で、問責すべきものとし、東日本大震災からの復興、福島県の復興を願う国民から選出された議員の皆さん、この環境大臣石原伸晃君問責決議案に御賛同いただくことを願い、私の賛成討論とさせていただきます。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　清水貴之君。

〔清水貴之君登壇、拍手〕

**○清水貴之君**　日本維新の会・結いの党の清水貴之です。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました石原伸晃環境大臣への問責決議案に賛成の立場から討論を行います。

石原大臣は、今週、福島第一原発事故に伴う中間貯蔵施設の建設をめぐり、最後は金目でしょと発言しました。この発言をめぐって大臣は釈明と陳謝に追われ、直後には、正確な発言を覚えていない、正式な会見での発言ではないとかたくなに撤回を拒んでいましたが、その後、品位を欠く表現で不快な思いをされた方には心からおわびし撤回したいなどと発言、朝令暮改の混乱は、昨今の環境行政に対する信頼を失墜させました。

福島県知事が、この発言に対し、住民の皆さんのふるさとを思う気持ちを踏みにじり、誠に遺憾だと表明し、同県議会も全会一致で抗議文を提出していることは皆様御承知のとおりでありますが、言うまでもなく、福島県の皆さんが今求めているのは、金目ではなく、放射能なんか全く気にしなくてよかった日々であり、子供や孫と笑って暮らせる生活であることを思うと、この度の発言と対応は本当に残念でなりません。

先祖代々の土地やお墓、家族で暮らしていた家を手放すことに、福島の復興のためならばと、日本の未来のためならばと、泣く泣く協力しようとしてくださる方に対し、まるで金を出せばいいんだろうとも受け取れる発言。大臣、金銭に代えられない有形無形のふるさとの財産を喪失し、未来に不安を抱え、日々重苦しい生活を余儀なくされている皆さんのことを、もう一度、もう一度考えてみてください。

信頼なくして復興なし。石原大臣は以前、公共の電波を使って、福島第一原発のことを福島第一サティアンと発言しました。本来はこの時点で復興の任務をつかさどる大臣に向かないことが明らかでありますが、大臣就任以降も、今年三月十七日の参議院環境委員会に遅刻をし、あわせて、不誠実な理由説明をして国民を欺いたことで、既にイエローカードを提示されている立場であります。

今回の発言は、日頃の本音がかいま見えるものとして、著しく福島県民の信頼を損ね、二度目のイエローカードで、いえいえ、若しくは一発レッドカードで退場を促された大臣が、幾ら今後も職責を全うしたいと言っても、それはもはや国民の胸には響きません。石原大臣が今のポストに居座り続けること自体、中間貯蔵施設の議論を前に進めることに際しての障害となります。

先月末から十六回にわたって開かれた中間貯蔵施設に関する政府説明会、なぜこんな大事な説明会に大臣を始め政務三役が一人も一度も出席をしていないのでしょうか。大臣の公務スケジュールを環境省から出してもらいました。その説明会の日程と突き合わせてみましたが、大臣公務によってどうしても出席できなかったのは、六月九日、参議院決算委員会が開かれていた日、一日だけです。

六月八日、日曜日の説明会は、この国会のすぐ近くの砂防会館で開かれました。行こうと思えばすぐに行ける距離です。六月十四日、土曜日ですが、この日、福島県で三回説明会が開かれています。その日の大臣のフェイスブックには、御自宅の御近所の中華料理店のおいしそうな冷やし中華の写真が投稿されています。暑くなってきましたから、冷やし中華を食べたくなる気持ち、よく分かります。

そのようなプライベートな御予定もあるでしょう。大臣公務以外の御自身の政治活動もあるでしょうから、全てに参加するべきだとは言いませんが、会場からは、なぜ大臣が来ないのだという意見も多く出ていたと聞きます。一度ぐらいは会場に足を運び、直接住民の皆さんの声に耳を傾けてもよかったのではないでしょうか。

大臣は、実務的な説明会なので実務者に任せていた、出てきた意見をまとめた三センチぐらいの冊子をいつも持ち歩いているとおっしゃっていますが、文章でコメントを読むのとじかに話を聞くのとでは全く違います。もっと大臣には、住民の皆さんの複雑な思い、なかなか口に出すことができない心の奥底にある思いにまで気持ちを寄せてほしかった。そうすれば、あのような最後は金目でしょなどという発言は出てこなかったのではないかと思います。

国会が閉会して、これから失言による謝罪のために福島に足を運ぶことになるとは何とも皮肉な結果ではありますが、このままでは、震災復興どころか、復興事業の停滞と政治不信にますますの拍車を掛けることになります。双葉町の伊澤町長が、町民は感情を害している、施設は大切だが、進展は厳しい状況だと話しているとおり、今後、福島の皆さんは交渉のテーブルには決してフラットな気持ちで立つことはできないでしょう。

課題が山積する復興事業ですから、いち早く国民が納得する形で責任を取り、新しい体制の下に復興事業と環境行政が強力に推進されることが望まれます。

潔い、そして速やかな大臣の退陣を求めて、私の賛成討論といたします。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　水野賢一君。

〔水野賢一君登壇、拍手〕

**○水野賢一君**　みんなの党の水野賢一です。

石原伸晃環境大臣に対する問責決議案に賛成の立場から討論をいたします。

今回の、最後は金目でしょという発言に多くの人が怒っているのはなぜでしょうか。それは、この発言の背景には、金さえあれば最後は何とでもなるという大臣の本音が表れているからではないですか。口では被災地に寄り添うと言いながら、実際には被災地を愚弄し、国民を愚弄していると感じるからではないですか。大臣は誤解だと言います。しかし、誤解ではなく、あれこそ大臣の本音なのではないですか。

発言については、大臣御自身も品位を欠いていたと認めておられます。しかし、品位を欠いた発言が出てくるのは、大臣御自身が品位を欠いた本音を持っているからではありませんか。

三年前に、当時の鉢呂経済産業大臣が福島第一原発を訪問したときに、死の町などと発言したと

報じられました。そのときに万死に値すると強く批判したのは一体全体誰だったんですか。当時の自民党幹事長、石原伸晃氏ではないですか。そして、記者会見で、良識ある大人が、酔っ払っても、どんな状態でもそんな話をしてはいけないと強く批判したのは一体全体誰だったんですか。これまた当時の自民党幹事長、石原伸晃氏ではないですか。

万死に値するにしても、どんな状態でも大人が言ってはいけないにしても、まさに今回の最後は金目でしょ発言のためにあるような言葉ではないですか。

さて、国会質疑の中では、大臣の最後は金目でしょの発言が今後の中間貯蔵施設建設に悪影響があるかどうかも議論をされました。さすがに大臣も悪影響はないとまでは言えなかったのでしょう、はぐらかし答弁を続けました。しかし、代わりに驚くべき答弁をした人がいます。井上信治副大臣です。中間貯蔵施設などに関して、地元の理解を得るのにマイナスの影響があるとは思いませんかという質問に、思いませんとはっきり答弁をしたんです。

どういう神経をしているんですか、この副大臣は。地元との信頼関係が崩れたんです。何の影響もないわけないじゃありませんか。しかも、何で悪影響はないと言えるのかの根拠を問われると、今度ははぐらかして、悪影響がないように頑張りますと言うだけなのですから、開いた口が塞がりません。まさに、大臣も大臣ならば副大臣も副大臣と言わざるを得ないじゃありませんか。

さて、環境省の外局に原子力規制委員会があります。この人事は国会同意人事ですから、今国会にも人事案が提示をされました。

ところで、この原子力規制委員会の人事は、規制組織である以上、原子力事業者と余りにも密接な関係のある人を避けるべきなのは当然のことです。そこで、法律が成立をした二年前の国会審議で、委員を選考するに当たってのガイドラインを策定することになったわけです。そして、当時の民主党政権が、原発関係者から過去三年にわたって五十万円以上の資金を受け取った者は委員になれないといったガイドラインを作りました。

しかし、今回の人選に当たっては、石原大臣は、そのガイドラインは全く考慮しなかったと明言しています。民主党政権の策定したガイドラインに拘束されないというだけならばまだ分かります。しかし、それに代わる新たなガイドラインを作ったのかといえば、それもしていません。

ガイドラインを策定するということは、国会審議の中で法案提出者が再三再四答弁していることです。立法者の意思なんです。それをいとも簡単にほごにするとはどういうことですか。前の政権のガイドラインに拘束されたくないというだけならばまだしも、立法者の意思に拘束されるのは当たり前のことじゃないですか。

行政府の役割とは、国会で立法された法律を忠実に執行することです。国会審議で示されたガイドラインを作るという立法者の意思などどうでもいいというのでは、国会審議の意味がなくなってしまうではないですか。

国会軽視といえば、所管委員会の遅刻も忘れてはなりません。こうした数多くの問題の背景にあるのは石原大臣の、いや自民党政権のおごりがあるのではないですか。

もちろん、こうしたおごりを許してきてしまった私たち野党も反省しなければなりません。力を合わせて自公政権を追い込んでいくだけの迫力ある野党勢力づくりも必要でしょう。一強多弱の一強と言われる自民党も決して安泰ではないでしょう。おごれる者は久しからずです。そのことを私たち野党の力で示していかなければなりません。

本日は、国会のルールに従って、みんなの党という会派を代表する形で討論をいたしました。しかし、僭越ながら、私の申し上げたことは、我が会派のみならず多くの野党の共有する思いだと信じます。いや、野党だけではないはずです。与党の方々の中にも、人間としての品性や良識を持っている方々は多くいらっしゃるはずです。そうした方々は、さすがに今回の石原大臣の発言だけは許せないと内心思われていらっしゃるのでしょう。投票に当たっては、そうした方々の良識に期待をしながら、私の賛成討論といたします。

（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　市田忠義君。

〔市田忠義君登壇、拍手〕

**○市田忠義君**　私は、日本共産党を代表して、石原伸晃環境大臣の問責決議案に賛成する討論を行います。

中間貯蔵施設の建設をめぐっての石原環境大臣の最後は金目でしょという発言は、大臣が環境委員会で釈明した、被災者の皆様の心に寄り添ってどころか、全く正反対の被害者の気持ちを踏みにじる重大発言と言わなければなりません。

この大臣発言に対して、佐藤福島県知事は、避難している住民や県民がこの三年四か月の間どれほど苦しんできたかを本当に理解しているのか、住民のふるさとへの気持ちを全く顧みない発言だと述べています。建設候補地とされ、帰還困難区域が九六％を占める双葉町の伊澤町長も、本当に困る発言だ、補償や賠償など金が目当てだと誤解を招く、大熊町の渡辺町長も、とても受け入れられない問題発言だと怒りをあらわにしているのは当然のことであります。双葉町は昨年十一月、国に対して、原子力発電所事故からの復興という、前例のない取組の中で、多くの課題を抱え、困難な状況にありますと、厳しい現状を痛切に訴えていたのであります。さらに、福島県議会は、自民党を含む全会派の一致した意思として平出議長名で、住民の尊厳を踏みにじるものであり、到底容認できるものではない、大臣自らが真摯で誠意のある対応を住民に示すよう求めると、抗議文を石原大臣宛てに送っています。

石原大臣は、誤解を与えたことをわびると言いました。これは、自分の発言は正しいが、誤解をした者が悪いと言っているのと同じであります。しかし、皆さん、国民は誰も誤解はしていません。多くの国民は、大臣の発言が、原発事故に何の責任も痛みも感じない暴言であり、本音を述べたものだと正しく受け取っています。石原大臣の暴言に対して、十三万人を超える避難者を始め多くの国民が怒りの声を上げていることに、石原大臣自身はもちろんのこと、安倍政権全体が真摯に受け止めるべきだということをまず厳しく指摘しておきたいと思います。

問責決議案に賛成する第一の理由は、石原大臣の最後は金目でしょという発言が、福島第一原発事故を引き起こして住民や県民に苦しい避難生活を強いてきた国の反省と責任が全く感じられない重大な発言であり、単に誤解を招いたとして陳謝、撤回すれば済むというものではない、まさに環境大臣としての資格そのものが厳しく問われているからであります。

福島第一原発事故に何の責任もない福島県の住民が、苦しい避難生活を強いられ、その上に中間貯蔵施設建設の候補地にされています。石原大臣の発言は、このようにふるさとを追い出された住民、帰還したくても帰還できない住民の思いを逆なでするものであります。避難住民が用地の補償、生活再建、地域振興の具体的な金額や施策を求めるのは当然ではありませんか。それを金目当

てだと言い張る発言は、大臣としてはもちろん、政治家としての資質も疑われるものであり、即刻辞任すべきであります。

第二の理由は、大臣は釈明の中で、被災者の皆さんの心に寄り添って丁寧に説明し、対応していく心構えや行動に何の変更もないと述べておられます。しかし、実際は、町や住民が中間貯蔵施設建設に同意しなければ具体的な金額や施策を明らかにしないという姿勢であり、到底被災者の心に寄り添って対応しているとは言えないからであります。

大臣も副大臣も政務官も、中間貯蔵施設の説明会には一度も出席はしていません。そればかりか、環境省は、住民説明会の中で、用地の補償、生活再建、地域振興の具体的な金額や施策についても住民には一切示してはいません。十四日の説明会終了後、伊澤双葉町長は、言葉は丁寧だが、町民が聞きたいことに対する答えになっていない、今後、国に具体的な回答を求めていくと述べ、渡辺大熊町長も、持ち帰ります、検討しますという回答が多く、こんな不誠実な対応ではかえって町民の間に不信感が募ると批判しておられます。

第三の理由は、石原大臣のこうした発言は、最終処分場の確保については国が責任を持って行うといいながら、最終処分先も決めないまま、住民の全てが生まれ育ったふるさとを追われたままの双葉町などに、中間貯蔵施設先にありきで押し付けようとする国の姿勢を露骨に示したものであり、到底容認できないからであります。

必死に帰還と町の復興に力を尽くしているところに、中間貯蔵施設の建設計画が持ち上がりました。町長や住民は、ふるさとの土地が取られてしまう、帰還したくとも帰還できなくなる、中間貯蔵施設によって町全体が分断され、復興、再興ができなくなってしまうなどの不安を訴えています。

ところが、国は、最終処分先も決めないまま、来年一月の搬入開始というスケジュールに合わせて二つの候補地に中間貯蔵施設の建設を無理やり押し付けようとしています。また、環境省は、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外で最終処分を完了する旨を日本環境安全事業株式会社法に規定したいとしています。しかし、これによって三十年以内が担保されているわけでは決してありません。ＰＣＢ対策が専門で放射性物質対策のノウハウが全くない同会社では、何らの保障措置にならないことは明らかであります。

最終処分先を決めてから中間貯蔵施設の建設を提案するのが国の責任であります。中間貯蔵施設ありきの強行的な国の姿勢が、最後は金で解決すればいいという大臣の高慢な発言となって象徴的に現れているのであります。絶対に許されるものではありません。

第四の理由は、石原大臣発言が、福島第一原発事故の原因もいまだに明らかではなく、収束どころか、日々被害が広がっているにもかかわらず、原発を重要なベースロード電源と位置付けたエネルギー基本計画を閣議決定し、あくまでも再稼働させようとする安倍政権の姿勢と軌を一にしたものだからであります。

さきの原子力規制委員会委員の任命においても、安倍政権は、原発の再稼働を早める体制づくりのため、欠格要件に抵触する団体から資金提供を受けていた人物や、地震、断層が専門とは言えない人物を登用するなど、独立、中立、公正であるべき原子力規制機関の存在をゆがめる人事を強行いたしました。こうした安倍政権の再稼働ありきの態度が、石原大臣の中間貯蔵施設を金の力で強引に決着させようとする姿勢と結び付いているのであります。

以上述べたように、大臣としての資格に欠けるこの間の数々の言動は、石原大臣自身の責任にとどまらず、任命した安倍首相の責任も重大だと言わざるを得ません。

最後に、今年五月、福井地裁は、安倍政権の原発再稼働への暴走に待ったを掛ける画期的、歴史的な判決を下しました。憲法に保障された人格権、すなわち、国民の命と暮らしを守ること以上に大切なことはないという立場に立って、関西電力大飯原発三、四号機の運転差止めを命じるとともに、国民の命や安全よりもコストを優先する考え方をきっぱり退けた判決でした。これは国民の世論と運動が生み出した判決であり、安倍政権は、全国全ての原発の再稼働を断念し、即時原発ゼロの政治決断をすべきであります。

日本共産党は、安倍政権がこの判決の内容を重く受け止めるとともに、大臣としての資格に全く欠ける石原環境大臣の辞任を強く求めて、賛成討論を終わります。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　これにて討論は終局いたしました。

---

**○議長（山崎正昭君）**　これより採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

**○議長（山崎正昭君）**　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七票
白色票　百四票
青色票　百三十三票

よって、本決議案は否決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（山崎正昭君）　日程第一　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

**○藤本祐司君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに建築主等への情報開示の充実を図るため、設計受託契約等の原則、及び延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務を定めるものです。また、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理についての一括再委託の禁止、管理建築士の業務の明確化、建築士免許証の提示義務等について定めようとするものです。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。（拍手）

---

**○議長（山崎正昭君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（山崎正昭君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 二百三十九 |
| 賛成 | 二百三十九 |
| 反対 | ○ |

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（山崎正昭君）**　日程第二　会社法の一部を改正する法律案

日程第三　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（いずれも第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

**○荒木清寛君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、会社法の一部を改正する法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止め請求制度の拡充、特別支配株主の株式等売渡し請求制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、これらの法律案の法律番号中、平成二十五年を平成二十六年に改める等の修正及び、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第十二条第一項の特定事業者のうち特定会社については、子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認に関する規定は適用しないこととする等の修正が行われております。

委員会におきましては、大久保勉君外六名発議の会社法の一部を改正する法律案と一括して審査を行い、今回の改正の趣旨と目的、監査等委員会の独立性を確保するための仕組み、社外取締役の導入を促進するための具体的措置と人材の確保、改正案において社外取締役の選任を義務付けなかった理由と社外取締役の適正人数、会計監査人の報酬の決定権を監査役に付与しなかった理由、支配株主の異動を伴う募集株式の発行に当たり、規律の対象とする募集株式発行後の議決権の割合を二分の一超とした理由とその妥当性、多重代表訴訟制度創設の意義と原告適格の妥当性、特別支配株主による株式等売渡し請求制度において少数株主の権利を侵害する懸念、会社法の条文を分かりやすくする必要性、衆議院の修正で、水俣病特措法の特定会社について会社法の規定を適用除外とした理由とその妥当性等について質疑が行われ、また、株式会社の実務関係者、水俣病患者代表等の参考人から意見を聴取いたしました。

両法律案に対する質疑終局の動議が提出され、多数をもって質疑を終局することを決した後、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川理事、日本共産党を代表して仁比委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（山崎正昭君）**　両案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。小川敏夫君。

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

**○小川敏夫君**　私は、ただいま議題となりました会社法の一部を改正する法律案等に対して、反対の立場で討論いたします。

本法案は、社外取締役の導入の促進等、多岐にわたる改正事項に及ぶものであります。

次に述べる特別支配株主による株式等売渡し請求制度の創設を除いては賛成し得るものと考えておりますが、同売渡し請求については、当院における審議におきまして許容し難い欠陥があることが明らかとなりましたので、結論として本法案に反対するものであります。

同法案の問題点について述べる前に指摘しなければならないことは、質疑に先立って法務省が行った我が党ら議員に対する法案説明において、同売渡し請求制度の新設を除外した法案説明資料を作成して配付した上、同売渡し請求制度の新設について何も説明しなかったことであります。

このような不当な説明によって、同売渡し請求制度に関する質疑が行われず、あるいは充実した質疑が行えないおそれを生じさせたものであります。これは国会を軽視するも甚だしい行為であると言わざるを得ません。法務省に対して、その経過を調査して責任の所在を明確にし、かかる行為が二度と行われることのないよう猛省することを求めるものであります。

同売渡し請求制度は、売渡し株主の財産権である株式をその意に反して奪うものでありますから、その制度の導入に当たっては、合目的性と売渡し株主に対する正当な対価が確実に支払われる仕組みを備えなければならないことは当然至極であります。

しかし、合目的性について、法務省は、企業の長期的経営戦略を容易にするなどといった抽象的な説明をするのみであって、人の財産権を強制的に取得することを正当化する合目的性としては甚だ脆弱であって、具体性に欠けた説明しかしておりません。

また、そもそも、法文上は、いかなる目的であっても、あるいは何らの理由を持たずとも、特別支配株主に該当しさえすれば少数株主に対して売渡し請求を行うことができるものとなっております。これでは、人の財産権をその意に反して奪うことを正当化できる根拠に欠けていると言わざるを得ず、憲法で保障する財産権の侵害に当たることさえ考えられるものであります。

また、売渡し株主が受けるべき対価について、正当な対価が確実に支払われることが絶対に必要でありますが、本法案では、代金の支払が未了のまま売渡し株主の株式が強制的に特別支配株主に移転することとなっており、売渡し株主の同時履行の抗弁権が奪われています。そして、その後の履行を確保する十分な手だてが講じられていません。

本法案では、売渡し株主に、手続が違法である場合や、売渡価格に異議がある場合などに裁判手続を申し立てられるとの制度が設けられております。しかし、そうした手続が裁判所に申し立てられても、代金が支払未了のまま特別支配株主に移転してしまうことに変わりはなく、これでは、売渡し株主が株式を取られた後に、裁判の結果が出るまでの間に株式を取得した特別支配株主が破綻してしまえば、売渡し代金の支払は確保されません。さらには、特別支配株主が悪意を有して、内心、逃亡、隠匿などを予定して行う場合などには、売渡し株主の被害を防止することは困難であります。

売渡し請求手続は、企業やその支配株主の利益や便宜を優先して特別支配株主に少数株主の株式を強制的に取得することを認めた制度でありながら、株式を取られる売渡し株主が代金の支払を受けられないリスクを一方的に負わせられ、これを防止する事務は売渡し株主の負担とされ、なおかつ十分な防止効果を期待できないというのが本法案における制度の仕組みであり、著しく公平、妥当性を欠いたものであります。この売渡し請求制度が実施された後、株式を取られながら代金を受け取れない被害者が間違いなく現れるでしょう。

よって、このような欠陥条項を含んだ本法案に対しては反対せざるを得ないのでありますから、反対いたします。

以上で討論を終わります。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　これにて討論は終局いたしました。

---

**○議長（山崎正昭君）**　これより両案を一括して採決いたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

**○議長（山崎正昭君）**　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十九票

白色票　百六十五票

青色票　七十四票

よって、両案は可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（山崎正昭君）　日程第四　原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡俊一君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

**○水岡俊一君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務の見直し、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、原子力委員会委員長及び委員の選定における公正性、透明性の担保、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた研究者及び技術者の育成、原子力発電の経済的合理性及び供給の安定性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（山崎正昭君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（山崎正昭君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十八

賛成　二百二十三

反対　十五

よって、本案は可決されました。（拍手、発言する者あり）静粛に願います。

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（山崎正昭君）　日程第五　放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**
**日程第六　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山本香苗君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山本香苗君登壇、拍手〕

**○山本香苗君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持ち株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、ラジオ放送を取り巻く現状と課題、放送の地域性確保と放送事業者の経営基盤強化の在り方、マスメディア集中排除原則の今後の在り方、ＮＨＫによるインターネットサービスの今後の展開等について質疑が行われました。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。
討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
次に、行政書士法の一部を改正する法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするものであります。
委員会におきましては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　これより採決をいたします。
まず、放送法及び電波法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（山崎正昭君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 二百三十九 |
| 賛成 | 二百二十七 |
| 反対 | 十二 |

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（山崎正昭君）**　次に、行政書士法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（山崎正昭君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 二百三十九 |
| 賛成 | 二百三十九 |
| 反対 | ○ |

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（山崎正昭君）　日程第七　小規模企業振興基本法案**
**日程第八　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）**

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長大久保勉君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔大久保勉君登壇、拍手〕

**○大久保勉君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、小規模企業振興基本法案は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ろうとするものであります。
次に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、小規模企業振興基本法案の意義と期待される効果、小規模企業振興基本計画の策定により、ＰＤＣＡサイクルを確立する必要性、小規模事業者向け施策における国、地方自治体、支援機関の連携の在り方、経営指導員の資質向上及び有為な人材確保を支援する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十九
賛成　二百三十九
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

――――◇――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◇――――

○議長（山崎正昭君）　日程第九　学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇　学校図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長丸山和也君。

――――◇――――

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

――――◇――――

〔丸山和也君登壇、拍手〕

○丸山和也君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要な措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項について、学生の入学や学位の授与等のほか、学長が教授会に意見を聴くことが必要な事項を学長があらかじめ定めることとする修正が行われました。

委員会におきましては、学長に対するチェック機能強化の必要性、大学における教授会の役割、大学の自治に対する認識、大学の国際競争力向上のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、学校図書館法の一部を改正する法律案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努めること等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、学校司書の配置促進の必要性、学校司書と司書教諭の職務の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して田村委員より、専任、専門、正規の学校図書館担当職員としての学校司書の配置を義務付ける旨の修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

――――◇――――

○議長（山崎正昭君）　ただいま委員長報告がありました議案のうち、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。田村智子君。

〔田村智子君登壇、拍手〕

○田村智子君　日本共産党を代表して、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、教授会を実態として学長の諮問機関化することは、大学の自治、学問研究の自由を侵すものです。

教授会は、大学自治の根幹を担う機関であり、多くの大学で、予算や教員人事に関わる事項を含め、教育研究に関する重要な事項について実質的な審議・決定権を有しています。

本法案は、こうした教授会の役割を認めず、学長に意見を述べる機関に矮小化し、さらには審議事項も制限して、大学運営のあらゆる事項を学長個人の決定で行わせようとしています。

審議の中で、例えば入試での合否判定は、教授会が決定し、その決定を学長が執行することを可能としなければ大学運営に支障を来すと指摘しましたが、これさえも学長が決定すると、教授会の決定を学長が覆すことはあり得るとの答弁に終始しました。

学長が数千人、数万人の受験生の合否判定を行うなどあり得ず、教授会の決定を学長が変更することになれば、学長の恣意的な判断による不正入試さえ起こり得ます。それでも教授会の決定権限を断固として認めない、このような法案は、余りに陳腐であり、むしろ大学の公正円滑な運営を阻害すると言わなければなりません。

政府は、教授会が法律を踏み越えて権限を持たないように、国公私立全ての大学で学則、内規の見直しが必要、そのガイドラインを有識者会議で作ることまで明言しました。このように、大学自治に政府が介入し、上意下達の組織へと改変することは断じて許されません。

第二に、国立大学の学長選考の基準を定めることにより、学内の意思を民主的に反映させてきた学長選考意向投票制度を骨抜きにすることは重大です。

学長選考基準として、大学改革を進める資質、能力の評価が挙げられました。文科省は、各大学にミッションの再定義を策定させ、これに基づく改革を強力に進めようとしています。この中には、大学の強みとされた研究分野に大学内の予算を集中させる、そのための学部・学科再編の検討まで盛り込まれています。このような改革を、学内の反対を押し切ってでも進めることができる人物を学長に据えようという狙いは明らかです。

そもそも、本法案は、文科省が省令改正で行おうとしていたものを、経済同友会のメンバーなど

が再三法改正でと文科大臣に要望したことから、急遽法案として提出されたものです。

日本経団連は、昨年十二月、イノベーションの創出に向けた国立大学の改革についての提言をまとめ、グローバル競争を企業が勝ち抜くために、産学連携の研究を強化することが必要とし、国立大学運営費交付金の基盤的経費を大胆に圧縮し、産業競争力につながる研究や人材育成への重点配分を行うよう政府に要求しています。

短期間に成果を求められる研究環境、基盤的経費の圧縮による教員、研究者の非正規化は、既に日本の大学に深刻な疲弊、停滞をもたらしています。このような改革に大学の未来はありません。

教授会を始め、大学内での民主的な討論、意思決定こそ学問研究を発展させる力である、このことを指摘し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これにて討論は終局いたしました。

---

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

まず、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十八
賛成　二百三十八
反対　十五

よって、本案は可決されました。（拍手）

次に、学校図書館法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

誠に申し訳ありません。

日程第九の投票の結果を改めて報告いたします。

投票総数　二百三十八
賛成　二百二十三
反対　十五

よって、本案は可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

○議長（山崎正昭君）　次に、学校図書館法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十九
賛成　二百三十九
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

誠に失礼をいたしました。

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

○議長（山崎正昭君）　日程第一一　養豚農業振興法案

日程第一二　花きの振興に関する法律案

日程第一三　内水面漁業の振興に関する法律案

（いずれも衆議院提出）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野村哲郎君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔野村哲郎君登壇、拍手〕

○野村哲郎君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、養豚農業振興法案は、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、国内由来飼料の利用の増進、安全、安心な豚肉の生産及び消費の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長坂本哲志君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次に、花きの振興に関する法律案は、花卉産業及び花卉の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花卉の生産者の経営の安定、花卉の加工及び流通の高度化、花卉の輸出の促進、公共施設及び町づくりにおける花卉の活用等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長坂本哲志君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次に、内水面漁業の振興に関する法律案は、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長坂本哲志君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（山崎正昭君）　これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十八
賛成　二百三十八

もう一度。

投票総数　二百三十八
賛成　二百三十八
反対　〇

よって、三案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（山崎正昭君）　日程第一四　介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案**
**日程第一五　アレルギー疾患対策基本法案**
**日程第一六　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案**
**日程第一七　過労死等防止対策推進法案**
**（いずれも衆議院提出）**

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長石井みどり君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

**○石井みどり君**　ただいま議題となりました四法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案は、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について、その財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものであります。

次に、アレルギー疾患対策基本法案は、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、その推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本事項を定めようとするものであります。

次に、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案は、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その促進に関する施策の基本事項を定めること等により、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

次に、過労死等防止対策推進法案は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること等に鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長後藤茂之君より趣旨説明を聴取した後、介護・障害福祉従事者の処遇改善のための具体的な方策、政府が一体となってアレルギー疾患対策を実施する必要性、政府が策定する医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画に国民の責務、役割を定める必要性、過労死等の防止対策に係る立法の意義と今後の政府の取組等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案、アレルギー疾患対策基本法案及び過労死等防止対策推進法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　これより採決をいたします。

まず、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案、アレルギー疾患対策基本法案及び過労死等防止対策推進法案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（山崎正昭君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十九
賛成　二百三十九
反対　〇

よって、三案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（山崎正昭君）**　次に、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（山崎正昭君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十九
賛成　二百二十七
反対　十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（山崎正昭君）**　この際、日程に追加して、**国会法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）**
**参議院規則の一部を改正する規則案**
**参議院情報監視審査会規程案**
**（いずれも長谷川岳君外二名発議）**

以上三案を一括して議題とすることについてお諮りいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（山崎正昭君）**　過半数と認めます。

よって、三案を議題といたします。

○議長（山崎正昭君）　これより議院運営委員長の報告を求めるのでありますが、前川清成君外二名から、委員会審査省略要求書を付して、議院運営委員長岩城光英君解任決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りいたします。

議院運営委員長岩城光英君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎正昭君）　御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。小見山幸治君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔小見山幸治君登壇、拍手〕

○小見山幸治君　私は、民主党・新緑風会の小見山幸治でございます。

提出会派を代表し、議院運営委員長岩城光英君に対する解任決議案の提案理由を説明させていただきます。

岩城君に対する解任決議案は、昨年の臨時国会に引き続きであります。昨年は、特定秘密保護法の与党の横暴による強行採決でした。そして、今回、その与党の横暴な強行採決を再現させるものでありました。野党が強く反対する中での採決であって、議運委員長が取ったこの行動は断罪をせざるを得ません。このようなことが、議運という国会の赤十字と言われる委員会で起きたことがとても残念でなりません。

今回の国会法の改正については、六月十三日に衆議院において七時間程度で可決され、参議院へ送付されてきました。これは僅か一週間前のことであります。そもそも、このような法案を会期末に駆け込んで議論しようということ自体、どだい無理な話であります。それを国会開会中に成立させようなどという考え方がそもそも邪道ではないでしょうか。

一昨日の議運理事会において、我が方から、継続とするならばつるしを下ろすと申し上げました。昨日、本日の理事会の場においても、継続審議にすべきであると述べさせていただきました。そもそも、本改正案は、衆議院においては海外視察があり、これまでの与野党間での協議があっての七時間の審議であったと思います。一泊二日の参議院での審議とは性質が全く異なります。しかも、与党は、参考人質疑さえ行わず、強行採決に及んだのであります。

この国会法の改正案は、情報監視審査会を設置するだけで、現行国会法百四条を改正していないため、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと内閣が判断した場合には、内閣に情報提出義務がないことに変わりがなく、これでは国会の監視はやったふりとなりかねません。国会が担う行政監視の役割は大変重要なものであります。特にこの特定秘密に関連するものであれば、なおさらであります。いかにこれを実効性あるものとするか、大変重要な論点であります。

昨日、本日の審議でも、課題として残っている細部に係るルールについては、あとは議運で、今後の検討、骨子しか定めていないなどと、発議者の答弁は全くもって不十分なものばかりであったと言わざるを得ません。引き続き慎重な審議が必要であることは誰の目にも明らかであります。

皆さん、これは国民の知る権利に関わるものです。最近の与党のやり方は、安易かつ横暴で、目先の課題をやり過ごすだけです。言論の府、国会がなすべきことは議論を尽くすことです。議論を避け、何から何まで数の力で押し切ってしまうのであれば、衆議院に四百八十人、参議院に二百四十二人もの国会議員を選挙で選ぶ必要は全くありません。選挙でただ一人の独裁者を選べば足りるはずです。今回の事態は、まさに昨年の特定秘密保護法の議論を再現しているものであります。その際は、衆議院並みの審議時間すら確保できず、殊更当該特別委員会の審議を急いだのは与党でありました。

与党の皆さん、こんなことを繰り返していて本当によいのですか。こんなことを繰り返していたら、所詮、参議院は出口、衆議院が終わったら、あとの処理はよろしくと言われんばかりです。参議院の皆さん、特に与党の皆さんは、参議院議員としての気概を是非見せてください。

今回の国会法改正案は、特定秘密保護法に負けず劣らず筋の悪いものです。与党は、ちゃんと議論せずに処理してしまえという感覚であれば、議員である必要はありません。議院運営委員長であられる岩城君も、議論の大切さを重々承知していると思いますが、まさかあのように議論の尽くされていない法案の採決を強行してくるとは思いませんでした。

岩城君、市議、県議、市長、内閣官房副長官という要職を歴任されてきた方にあって、このようなやり方を取ったことは参議院に禍根を残します。一党一派に偏らずどころか、議論を拙速に行う与党に肩入れし過ぎ、もはや議院運営委員長にふさわしくありません。

与党は、会期末であることを理由に採決を強行してきましたが、そもそも、昨年特定秘密保護法が成立した時点で、国会法の改正などの措置が必要になってくることが分かっていたと思います。大変国民の反対が強かった法律に対する手だてですから、慎重に丁寧に審議しようという発想を持つのが自然ではないでしょうか。そうなれば、強行採決の繰り返しは防げたはずです。衆議院から送付されてきたので、衆議院の規程を丸写しした規程を慌てて提出し、中身は全く詰められていません。

政策や理念に関して各党に隔たりはありますが、議院運営委員会において合意すべきは政策や理念ではありません。主権者である国民からの負託に応じて公明正大な議論を尽くすことであり、この点には、民主党も自民党も、そして各党共に思いは同じはずであります。

聡明な委員長が、公正円満な委員会、理事会運営に配慮していただいたことを理解できないわけではありませんが、このような事態にあって、とうとう私たちは委員長解任決議案を提出せざるを得ませんでした。

ましてや、今回の法案は参議院に関わることです。そして、参議院における審議で、議運もこれにいろいろな形でコミットすることになることが明らかになりました。付け焼き刃の議論でこんなものをやってしまって本当によいのでしょうか。昨年、もめにもめた特定秘密保護法への反省はないのでしょうか。

与党の皆さん、岩城委員長に御負担と御苦労を押し付けることなく、与党の知恵と懐の深さで与野党が合意を成立させるべきではないでしょうか。与党の中にも慎重に審議をするべきだという意見もあると思います。こんなむちゃな内容とやり方で、権威ある議運委員長に頼って無理やりやってはいけません。その点もくぎを刺させていただきたいと思います。

また、先刻の石原環境大臣の決議案へ、福島県選出の岩城君は何と青色票を同じ福島県選出の森まさこ君とともに投じたものであります。福島県に寄り添うお気持ちを忘れてしまったのでしょうか。情けない。

以上を申し上げ、私の趣旨説明といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。丸川珠代君。

〔丸川珠代君登壇、拍手〕

○丸川珠代君　自由民主党の丸川珠代です。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、議院運営委員長岩城光英君解任決議案について、断固反対の立場から討論をいたします。

まず、何をもっての解任決議であるのか、その理由が全く分かりません。まさに国会最終盤、我々の決められる政治に対し、あらがうことさえできれば何でもいいというだけの、全く無意味な暴挙としか言いようがありません。並び立てられた解任の趣旨は、事実を歪曲して捉えており、全くもって的外れであります。

岩城委員長は、野党の意見も十分に聞き入れ、円満な議会運営を心掛けてきました。その配慮については、先ほどの提案理由説明でも触れられたとおりでございます。つまり、そのことは参議院各会派が既に御承知のことではないですか。一方的な運営など一度もなかったのであります。

野党が審議拙速と主張する国会法等の一部を改正する法律案は、昨年末に成立した特定秘密の保護に関する法律の附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、衆参両議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めるものであります。

参議院規則の改正案や審査会規程案は、国会法改正を補則するものであって、まさに法改正と一体となって国会による政府の監視を実現するものであり、国民の知る権利を担保するためにも成立が求められるものであります。特定秘密の保護に関する法律の施行は本年末に迫っており、衆参両院での情報監視審査会設置のための準備を考慮すれば、今国会での成立は不可欠であります。

衆議院では、自由民主党、公明党の与党に加え、日本維新の会、みんなの党、結いの党も賛成し、賛成多数で参議院に送付されました。送られた法案を粛々と審議し成立をさせるのは、法案を受け取った参議院としては当然の議会運営であり、議院運営委員会で各党の意見がまとまらなければ、委員長が議事整理をするのは当然の責務であります。岩城委員長の責任を問うのは的外れも甚だしいと断ぜざるを得ません。

岩城委員長は、福島県いわき市議会議員に三十歳の若さで当選され、二期務められた後、県議会に転じ、さらにはいわき市長に四十歳で当選して二期を務め、全国青年市長会の会長も経験されました。

参議院には平成十年に初当選をされ、今日まで三十年以上、地方自治、地方行政、国政と政治の道を歩いてこられた大ベテランであります。第一次安倍内閣では、内閣官房副長官として内閣と国会の調整のかじ取り役を務められ、議会運営の重要性を熟知されておられます。

そして、平成二十三年、参議院自由民主党の政策審議会長に就任されるや、政審の中に原発被害からの福島復興委員会を設置、自ら委員長に就き、原発事故で苦しむ県民の痛みを国政に届けるべく、福島県議団を窓口に、福島県民の声、訴えを自民党国会議員とともに何十回にわたり聴取され、一刻も早くと故郷の復興に奔走されたのです。

また、いのちを守る森の防潮堤推進議員連盟を設立し、会長となって東日本大震災で被害を被った東北地方の海岸線に植林による防潮堤の建設を推進されております。その幅広い見識と温厚な人柄は、我が党のみならず、多くの方々が支持し、尊敬をされているところであります。

一党一派に偏ることなく、公平中立の運営を行ってきた岩城委員長を解任する理由は見当たりません。むしろ、党利党略による解任決議を提出した野党の暴挙に断固抗議をし、猛省を促して、岩城光英議院運営委員長解任決議案への反対討論といたします。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　野田国義君。

〔野田国義君登壇、拍手〕

○野田国義君　民主党の野田国義です。

冒頭に一言、自民党の皆さんに申し上げたいと思います。

先ほどの大島九州男議員の、最後は金目、その発言、そのとおりだというようなやじが飛びました。石原大臣と本当に同じような考えなんでしょうか。私は、福島県民は怒っていると思います。猛省を促したいと思います。

それでは、ただいま議題となりました議院運営委員長岩城光英君解任決議案に対し、会派を代表して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

安倍内閣を支える与党による強引な議会運営は今に始まったわけではありません。岩城委員長に対する解任決議案は昨年の臨時国会でも提案されており、まだ記憶に新しいところであります。

さきの臨時国会では、特定秘密保護法案が質疑を打ち切って採決を強行するという議会制民主主義を踏みにじる暴挙が行われました。今回もまた、十分な審議もせずに、与党が拙速にまとめた国会法の改正案が参議院へと送付されました。国民のプライバシーや人権に関わる重要な法案を、あと僅かしかない会期末にねじ込むこと自体、厚顔無恥な議会運営と批判せざるを得ません。

この度の、国会法等の一部を改正する法律案、参議院規則の一部を改正する規則案、参議院情報監視審査会規程案の三案いずれも、特定秘密保護法の問題点を更に上塗りするような悪法と断ぜざるを得ません。

議運委員長を務められている岩城君だからこそ、この度の法案に関わる手続、内容の問題点を明らかにして、与党に対して慎重審議を求めることができる立場にありました。にもかかわらず、欠陥法案の審議を急ぎ、強行採決を行ったことは、議運委員長としての責務を理解せずに、職務を放棄したものであり、もはやその地位に就く資格のない人物と言わざるを得ません。

国会における議院運営委員長は、議会運営に責任を持ち、一党一派に偏らず、各会派の主張に十分に耳を傾け、公正中立の立場で円満な議事運営に当たることが求められております。当然のことであります。しかしながら、岩城委員長は、数の力に物を言わせて、一方的かつ強引な議会運営を行いました。委員長の職権の濫用とも言える対応により、議会制民主主義を揺るがしかねないゆゆしき事態が生じているところであります。

以下、解任決議案に賛成する理由を申し上げさせていただきます。

岩城委員長は、通常国会会期末ぎりぎりに、十分な審議もできないこのタイミングで、特定秘密保護法に関連する、国民の知る権利の妨害に結び付く、そして、国会議員、各省庁、国会職員、そして議員秘書まで簡単に身分を剥奪される改正国会法外二案を数の力で強引に上程し、野党の制止を振り切り、強引に採決をしたのであります。本来であれば、特別委員会などで十分に議論が必要な法案を実質会期末最終日に採決など、議会制民主主義を講じている国家において到底あるべき姿ではありません。

審議が行われたこの二日間の議院運営委員会において、法案提出者は野党の質問にまともに答えられず、何度速記を止めたことか、そして、何度

後ろに控えている担当職員との耳打ちを目にしたことか、余りにもぶざまな光景でありました。法案提出者に限らず与党議員は、この法案をよく精査したんでしょうか。いや、目にしたんでしょうか。

国会法第百四条をそのまま維持するということは、秘密情報を提出するかしないかの判断は政府にあり、国会に情報監視審査会を設置しても、審査会は政府の判断を追認するお飾りなものになるにすぎません。特定秘密の監視や運用をつかさどる監視機関がどのような権限や役割を担い、本当に実効性のある機関となるか、そして法的措置はどうなるのか、全く分かりません。

また、情報監視審査会は、内閣に運用改善の勧告ができるとしておりますが、勧告に法的な強制力はなく、勧告を受けても、対応するかは政府が判断することになります。このように、秘密情報をめぐる立法府と行政府との関係において著しくバランスに欠けたものであります。

立法府を何と心得ているのでしょうか。余りにも立法府を、そして国民を軽視した誠にお粗末な法案であります。少なくとも継続審議にしてじっくりと時間を掛けて議論しなければなりません。会期末ぎりぎりに上程し、また本日、強行採決をした岩城委員長の責任は余りにも大きいと言わざるを得ません。

また、厚生労働省の不正入札事件には目をつぶり、国民との約束である税と社会保障一体改革を全く無視した地域医療・介護推進法案を上程し、可決に導いた責任も問わなければなりません。

与野党の信頼関係を崩し、政府・与党の思うままに審議を進め、強行に採決を行い、本院の存在そのものをおとしめた岩城委員長が本院の権威ある議院運営委員長の職にふさわしくないことは誰の目にも明らかです。

とりわけ参議院は、御承知のとおり、良識の府、熟議の府であることが国民からも求められており、我々はそのことを誇りに思うとともに、責任を持ってそれに応えていかなければなりません。

今後とも、民主党・新緑風会は、先人が積み上げてきた我が国の議会制民主主義を守り、充実した審議を求めてまいります。

これまで申し上げたように、岩城委員長は、政府・与党の要求に一方的に追随するのみであり、与野党の合意形成という言葉は岩城委員長の辞書にはありません。議院運営委員長として全く不適格であり、一刻も早く委員長の椅子から降りるべきであることを強く主張し、良識ある議員は、余りにも乱暴な議会運営にくみせず、党派を超えて、自らの良心と真っ当な判断に従って、党議拘束を抜きにして議院運営委員長解任決議案に御賛同いただくことを強く願って、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　井上哲士君。

〔井上哲士君登壇、拍手〕

**○井上哲士君**　日本共産党の井上哲士です。

私は、会派を代表して、岩城光英議院運営委員長の解任決議案に賛成の討論を行います。

まず、本日の議運委員会における自民、公明与党による国会法改定案、参議院規則、規程案の強行採決の暴挙に対し、断固厳しく抗議するものであります。

岩城君は、議院運営委員長として議院の公正な運営をなすべき職責がありながら、本件の取扱いをめぐり、各会派の合意に基づく公正な運営を行わず、与党の多数の横暴にくみして強行採決を進めたのであります。公正な運営を尽くすべき職責をないがしろにし、議会制民主主義を踏みにじった岩城委員長の責任は極めて重大であり、解任は当然であります。

そもそも、国会法について、参議院での議論はこれまで一切行われてきませんでした。にもかかわらず、衆議院から会期末ぎりぎりの十三日に参議院に送付されてきました。参議院の規則、規程案に至っては、全く与野党間の協議もなしに十七日に自公で提案をしたものであります。国会運営に関わる法案や規則は各党の合意を尽くすことこそが必要であり、このような時期に送付、提出されたことは、初めからその土台を覆すものでありました。議院運営委員長としては、このような会期末の送付、提出をむしろ抗議すべきであります。

しかも、国会法改定案、参議院規則、規程案は、戦後初めて国会に秘密会を常設をするものであります。国会が監視するどころか、憲法が保障する議員の発言、質問の自由を奪い、昨年、国民の圧倒的多数の反対を踏みにじって強行された特定秘密保護法による政府の秘密体制に国会が取り込まれるものにほかなりません。国会の在り方そのものの根底に関わる重大な法案であり、とりわけ慎重な審議を尽くすことが求められておりました。

我が党は、国民多数の声を踏まえ、社民党や無所属の議員の皆さんとともに秘密保護法廃止法案を本院に提出し、廃止法案の審議こそ優先されるべきと主張いたしました。また、法案の賛否に違いはあっても、野党各党からは、議院運営委員会への付託は反対、合意によって付託すべきであり、採決での付託は反対の意見が表明をされました。

にもかかわらず、岩城委員長は、この野党各党の意見に耳を貸さず、委員長職権で法案の議運委員会への付託を強行しました。この対応が先ほどの強行採決への道を開いたことは極めて重大であります。

しかも、法案の審議は入口に立ったばかりでありました。情報を特定秘密とする内閣の判断を国会の上に置くという問題、国会職員にプライバシー侵害の適性評価を強要するという問題、院内の議員の討論、発言の権利を懲罰によって脅かすという問題、僅かな質疑だけでも、全ての議員や職員の身分に関わる重大な問題が次々と浮き彫りとなりました。

それに対して、法案や規則提案者自身が果たして内容を理解しているのかと疑われるほど、まともな答弁ができない状況でありました。審議は度々中断し、理事の協議を求める要求に対して、岩城委員長が後刻理事会で協議いたしますと約束をしているという状況でもありました。

さらに、衆議院では行われた参考人質疑も、野党が強く要求したにもかかわらず黙殺されてしまいました。およそ審議が尽くされて採決を行えるなどという状況にはありませんでした。議運の理事会でも採決の合意など全くなかったのであります。

本日正午過ぎ、法案への態度の違いを超えて、野党の国対委員長がそろって議院運営委員長に、審議を尽くさないままの採決の強行はあってはならないと強く申し入れました。

にもかかわらず、今日の議運委員会では自民党議員が質疑打切りの動議を提出をしました。議院の公正な運営に責任を持つ議運委員長は、直ちに理事会を開いてその取扱いについて協議することは最低限やるべきことであります。ところが、岩城委員長は、それをすることなく、与党によるこの横暴な動議を取り扱い、審議中に自らが約束をした理事会協議もほごにして採決を強行したのであります。岩城委員長の行為は、議会制民主主義を根底から覆すものであります。

同時に、衆議院から送られた法案にどんなに問題が明らかになっても、数を頼りに成立させるという与党の横暴にくみすることにより、再考の府である参議院の存在意義すら失わさせるものと言わざるを得ません。岩城委員長のその責任は極めて重大であり、解任は当然であることを改めて強調いたしまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これにて討論は終局いたしました。

---

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（山崎正昭君）　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（山崎正昭君）　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六票

白色票　百二票

青色票　百三十四票

よって、本決議案は否決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

○議長（山崎正昭君）　これより委員長の報告を求めます。議院運営委員長岩城光英君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

○岩城光英君　ただいま議題となりました国会法等改正案外二案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国会法等の一部を改正する法律案は、衆議院提出に係るもので、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするものであります。

次に、参議院規則の一部を改正する規則案は、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、議院等に提出され、保管されている特定秘密の閲覧手続を定めるとともに、秘密会の記録の中で議院等が特に秘密を要すると決議した部分及び議院等に提出された特定秘密を漏らした議員に対する懲罰の規定を設けようとするものであります。

最後に、参議院情報監視審査会規程案は、参議院に置かれる情報監視審査会の組織、運営等に関する事項を定めるものであります。

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、国会法等改正案について衆議院議員大口善徳君から、参議院規則改正案及び参議院情報監視審査会規程案について長谷川岳君からそれぞれ趣旨説明を聴取した後、発議者及び森国務大臣等に対し質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

三案に対する質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は多数をもって可決されましたので、三案を順次採決の結果、三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（山崎正昭君）　三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。大野元裕君。

〔大野元裕君登壇、拍手〕

○大野元裕君　民主党・新緑風会、大野元裕でございます。

ただいま議題になりました三案に対し、会派を代表し、反対の立場から討論をさせていただきます。

これら三案は、前国会において、国民規模の反対が巻き起こりながらも、真摯な審議を尽くすことなく、担当大臣の答弁が二転三転して迷走する中、委員会の途中で審議を打ち切り、議事録によれば採決されたかも定かでないままに本会議にかけられ、数の力の横暴により強行採決されたあの特定秘密保護法案に関連して、特定秘密の扱いを国会として独自に決定するものであるとされています。

国家に重大な機密があり、あるいは情報提供者を保護し、情報を交換する国との信頼関係を維持するために守るべき秘密があり、それを保護する措置が必要であることについては言をまちません。その一方で、昨年の特定秘密保護法という悪法に対し民主党が提出した五本の対案に示されているとおり、本来国家が保有する情報とは国民に帰属するものであり、それでもなお秘匿しなければならないのであるから、国会における監視機能や第三者委員会の設置を通じ、国民の皆様に信頼いただける制度的な担保を図らなければならないと主張してまいりました。

ところが、今回の法案及び規則、規程は、政府の国民無視の横暴を後押しするものであり、国権の最高機関としての国会が自らその役割を放棄するものにほかなりません。横暴を重ねる安倍政権の罪は大きいと思料しますが、これに加担し、国民主権をないがしろにするのみならず、議員活動を妨害するような議員立法を提出した自民党並びに公明党の議員の皆さんは、その責任を自覚するべきであるとまず申し上げたいと思います。

これら三案は、議員立法として全会一致で本来は審議されるべきものであります。ところが、議院運営委員会における採決により強行に審議に付されました。のみならず、国会の実質閉会日の二日前という、審議時間がまともに確保できないときに駆け込みで提出をされました。与党の皆さんは、特定秘密保護法に対する国民の懸念に応え、確固たる制度的担保を示すことで国民の負託に応えるという国会議員の最低限の役割を理解されていないようで、十分な審議など必要ないとお考えになっておられるようだと私は思いました。

そもそも、特定秘密保護法に対する制度的担保は、同法案審議の際にセットで行われるべきものでありましたが、これを先送りした上に、会期末

になって提出した背景には何があるのでしょうか。政府の第三者機関は法律として提出し、国民の前で審議する意思などないという表明でしょうか。あるいは、政府の第三者機関と国会の監視機関という二つの法律を同一の国会で審議をすると、再び国民の関心を惹起してしまうので、なるべく目立たないうちに採決してしまおうという政府・与党共謀のこそくな考えが背景にあるのでしょうか。我々国会議員は、国民の負託を受けて選出されています。このように国民の皆様の懸念を呼ぶ法律だからこそ、正々堂々と時間を掛けて審議するべきではなかったのでしょうか。

この法案の中身は、一言で言えば、屋上屋を重ねた茶番劇の舞台を用意するためのものにほかなりません。現在でも国会は、国政調査権に基づき、院、委員会等の決議に基づき、政府に情報の提供を求め、それがかなわない場合には国会法百四条の定めにより疎明する立て付けになっています。今回の法案では、両院にそれぞれ審査会を設置しながらも、結局は疎明、声明で足りるとしています。

その一方で、国会は、審議のための保全の措置を講じ、あるいは院内の発言であっても懲罰の対象とするなど、自らに制約を課しています。つまりは、現在でも要求できる秘密の提出を特定秘密だけに絞った上で、これを審査可能にはするものの、保全措置、懲罰措置を我々が講じても、結局は判断権は政府にあり、これまでの開示、提出要求のプロセスに茶番劇を行う舞台を付け加えた、それだけの内容にすぎません。

民主党はこれに対して、特定秘密のみならず全ての秘密を対象として審査会での審議を行い、国会法百四条を改正した上で一定の判断権を国会に与えるという法案を衆議院に提出し、否決されました。これは、制度を通じて国民の信頼を得るという冒頭申し上げた目的ゆえに必要な措置と信じてのことであります。

特定秘密法は、政府の政府による政府のための法律でありますが、今回の法案は、議員立法であるにもかかわらず、国会の国民に対する責任を果たすというよりは、国会が政府に土下座し、政府の横暴を手助けするものにほかなりません。

しかも、審査会に対して、さらに、この根源的な問題があるにもかかわらず、それとともに提出された参議院規則、規程は大きな問題を抱えています。衆議院の規則、規程は、海外の事例も出張等を通じて検討され、半年にわたり議論されてきたものと理解しますが、本院の規則、規程が議院運営委員会に示されたのは今週になってからであり、余りに唐突でした。これに加えて、与党の数の横暴でこの規則、規程が審議に付されても、我々は、この規則、規程の重要性に鑑み、発議者からしっかりとした答弁が得られるということを前提に審議に応じました。

しかしながら、発議者の答弁は余りに不十分で、規程、規則そのものの中身がなく、かつひどいものであることが判明をいたしました。規則、規程の中身を問うても、議院運営委員会で御審議いただきたいとの答弁が繰り返されました。発議者は、最高水準の保全措置を講ずるとしながらも、予算、技術面、人的措置、いずれも事務局と相談した形跡すらなく、規則、規程と呼ぶには余りにお粗末で、発議者の責任を果たすことすらできなかったと言わざるを得ません。

しかも、その上で、厳格に運用されてきた懲罰の在り方をないがしろにする発言があり、さらには、国の安全保障のためだから国会と民主主義はないがしろにされても構わない、こういった趣旨の発言まで出る有様でした。

さらには、特定秘密を知り得ることになる審査会所属議員の秘書は適性評価の対象から漏れており、例えば議員の皆さん、秘書を介して審査会に連絡をしたり、質問の準備の作業を手伝うだけでも厳しい刑事罰を伴う情報漏えい、あるいは教唆、共謀、こういったものに該当し、処罰される可能性があるのです。

これらの規程、規則は、参議院事務局のみならず、法執行機関との相談すらやはり経ていませんでした。発議者がしどろもどろのまま、委員からは、要するにこれは衆議院規則のカーボンコピーですねという、こういう発言すら飛び出しました。

議員の皆さん、疑いがあるだけで懲罰にかかり、議員の資格を奪われてよいんですか。議員の皆さん、この開いた口が塞がらない制度上の不備によって、皆さん自身や皆さんの秘書が特定秘密保護法の最初の処罰の対象になり、逮捕されてもよろしいんでしょうか。

安倍政権の政策は目先だけで中身のないものが多いです。しかし、与党までも、このような中身のないアリバイづくりの手法を見習う必要は毛頭ないんです。この規則、規程は、参議院の運営を定め、もって国民の皆様に院が十全に機能するということを示すものであります。政府が特定秘密を提出するための第一要件となる重要なものであるんです。

だからこそ、本来は、発議者におかれましては本規則、規程を取り下げて、議運でしっかり議論をした上で、特定秘密保護法の実施に間に合わせるよう、野党とも建設的な議論を行うよう我々は求めてまいりました。ところが、前国会に引き続き、今回もまた、憲政史上に汚点を残す強行採決が行われたのです。

改めて、歴史的な汚点に更に加担することがなきよう、与党、野党、全ての皆様に是非とも熟慮をいただき、この法案に反対をいただきますようお願いをして、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　矢倉克夫君。

〔矢倉克夫君登壇、拍手〕

**○矢倉克夫君**　公明党の矢倉克夫です。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となっております国会法等の一部を改正する法律案並びに参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案の各案に対し、賛成の立場から討論を行います。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

本各案は、各議院に情報監視審査会を設け、特定秘密保護法十条及び同法附則十条により、国会の行う審査又は調査に必要な特定秘密がきちんと提出されるよう、国会自らの手で、その手続と特定秘密の保護措置を整備するものであります。

各案に賛成する理由の第一は、情報監視審査会に、政府の特定秘密の運用状況を常時監視する機能と、国会の委員会等による国政調査への政府の対応が適切かどうか審査をする機能を持たせた点であります。特定秘密保護法については、国民の皆様から、恣意的な運用がなされるのではないかとの懸念を頂戴しているところであります。こうした懸念を払拭するべく、各議院に置かれた情報監視審査会がこの二つの機能を存分に生かしていくことが期待できます。

第二に、国会から特定秘密が万に一つも漏えいすることがないよう、きめ細かな措置がとられている点です。特に、情報監視審査会の委員が議院の過半数の議決という厳格な手続を経て選任されること、その委員は選任後遅滞なく秘密を漏らさないことへの宣誓を行うこと、厳格な保護措置を講じた情報管理室を設置し、物理的に保護された施設を利用して審査を行うこと、情報監視審査会

の事務局職員に適性評価を受けさせることなどは高く評価することができます。

第三に、情報監視審査会から政府に対してなされる運用改善勧告、特定秘密の提出・提示勧告について、従来からの三権分立の原則にのっとった理解に基づき、その実効性を担保する工夫がなされている点です。情報監視審査会が改善勧告をした場合には、その勧告の結果とられた措置について行政機関の長から報告を求めることができるとの規定を設け、政府が勧告を軽視しないような工夫がされております。

最後に、情報監視審査会がその権限行使について公正な判断をするために、常任委員会などから審査要請があった場合には、正副議長や審査の要請をした委員長又は調査会長及び与野党の理事が出席、発言することができ、議会の幅広い視点で審査する体制が取られている点も評価すべきでございます。

以上、主な賛成理由を申し上げました。

同僚議員の幅広い御支持を期待いたしまして、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　仁比聡平君。

〔仁比聡平君登壇、拍手〕

**○仁比聡平君**　私は、日本共産党を代表して、秘密国会法案、すなわち国会法及び参議院規則改定案、参議院情報監視審査会規程案をまたも多数を頼んで強行した自民、公明与党に満身の怒りをもって抗議をするとともに、断固反対の立場から討論を行います。

本法案は、戦後初めて国会に秘密会を常設するという極めて重大な法案であり、国会の在り方の根本に関わるにもかかわらず、自民、公明両党が会期末ぎりぎりに提出し、実質会期前日の昨日、合意なく強行付託され、僅か七時間で強行採決されたものであります。

国会法改正案はもちろんのこと、参議院規則、規程案をどう定めるかは、二院制の本旨と参議院の自律性が問われる大問題です。その議会の在り方に重い責任を負い、最も議事運営のルールを重んじねばならないのが議院運営委員会と議運理事会のはずであります。にもかかわらず、法案の内容の説明さえなしに提出され、もちろん、議運理事会での協議も全く行わないまま審議を強行したからこそ、発議者の答弁は支離滅裂となり、到底審議に堪えるものではありませんでした。その責任は、挙げて暴走する安倍政権と与党にあります。与党は、参議院の議会としての仕組みまで多数党がほしいままにできるとでも言うのですか。昨年の臨時国会に続き、解釈改憲の暴走と併せ、ここまでして憲法と議会制民主主義を壊して進もうとする与党の暴挙にはらわたが煮えくり返る思いであります。

本法案は、第一に、昨年末、広範な国民の反対を押し切って安倍政権が成立を強行した秘密保護法を前提に、秘密保護法の規定に従って、国会の委員会や国会議員が秘密を漏らさない厳格な仕組みをつくり、国会を政府の秘密保全体制に組み込もうとするものであります。

提案者は、政府の特定秘密を監視すると言いますが、情報監視審査会の勧告に法的拘束力はありません。元々、何を特定秘密にするかは秘密であり、たとえ監視審査会が個別秘密の提供を求めても、内閣が、特定秘密の指定と同様の、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断すれば、国会に提出されることはないのです。

森担当大臣は、国会に秘密を提供するかどうかは国会の秘密保護措置の程度によると答弁をしましたが、その程度も政府の判断次第であります。結局、これのどこが監視だというのですか。国民の目をごまかし、秘密の共犯者に国会がなっては断じてなりません。

第二に、情報監視審査会は、僅か八人による秘密会であり、委員でもメモさえ取れず、会議録も許可なく閲覧できません。国民には永久に公表をされません。

例えば、時の政府が、我が国の存立が脅かされるおそれがあると判断して海外で武力を行使しようとしたとき、国民世論が沸騰する中で、その根拠となった情報の提出を、委員会の、あるいは院議をもって求めることもあるでしょう。そのときも、情報監視審査会が提出は求めないと決めてしまえば、国政調査権は阻まれてしまうのです。しかも、審査会が提出を求めないという結論を委員会には通知をするだけで、審査に出席した委員長や理事も、実質的な理由を知りながら同僚議員にさえ話すことはできなくなります。

そのような国会の秘密体制のために、なお実態が明らかになっていない事務局を置き、その国会職員にプライバシーを洗いざらい調査する適性評価を持ち込むというのです。これは、憲法が求める国会の在り方を根本から壊すものにほかなりません。

第三に、秘密の開示を受けた議員は、その内容を国会の外で漏らすなら刑罰に処せられ、国会質問で取り上げれば懲罰の対象とされ、除名処分まで受けかねないことになります。

我が党の、懲罰事由の存否や重みの判断は何を根拠に行われることになるのかとの質問に、発議者は最後までまともな答弁をすることができませんでした。情報監視審査会長が懲罰すべきと報告をしただけで、どんな秘密を漏らしたのか、漏らしたのがその核心部分かほのめかしただけかも分からないまま、議員諸君はその議員が除名に値すると判断し、議決をするというのでしょうか。それは、議会政治の命である議員の発言、討論の権利を議会多数派が恣意的に奪う暗黒国会にほかなりません。

審議を通じて明らかになったのは、本法案、そして規則、規程案は根本的欠陥を抱えているということです。このまま動かすことなど絶対に許すわけにはいかない、許されないということを厳しく申し上げておきたいと思います。

国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、国権の最高機関です。憲法は、国会に国政調査権を保障し、公開の原則、議員の発言権保障を明記しています。国会の第一の任務は政府を監視することであり、国政のあらゆる分野で国政調査権を行使し、中でも安全保障と軍事の秘密、その実態を国民に明らかにすることが求められているのであります。

秘密保護法を前提に、政府、行政の行為を国会の上に置いたのでは、国会はその憲法上の役割を果たすことはできません。秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し、日本国憲法の基本原則を根底から覆す希代の悪法であります。廃止を求める世論と運動は成立後も広がり続けています。秘密保護法の廃止こそ今なすべきであるということを改めて強く訴えて、反対討論を終わります。（拍手）

**○議長（山崎正昭君）**　これにて討論は終局いたしました。

---

**○議長（山崎正昭君）**　これより採決をいたします。

まず、国会法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○**議長（山崎正昭君）**　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○**議長（山崎正昭君）**　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○**議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十四票

白色票　百四十六票

青色票　七十八票

よって、本案は可決されました。（拍手）

――――◆――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◆――――

○**議長（山崎正昭君）**　次に、参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案を一括して採決いたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○**議長（山崎正昭君）**　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○**議長（山崎正昭君）**　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○**議長（山崎正昭君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十五票

白色票　百三十四票

青色票　九十一票

よって、両案は可決されました。（拍手）

――――◆――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◆――――

○**議長（山崎正昭君）**　この際、日程に追加して、本日法務委員長外三委員長から報告書が提出されました**法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百二十一件**の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山崎正昭君）**　御異議ないと認めます。

――――◆――――

○**議長（山崎正昭君）**　**国会法等の一部を改正する法律案外二件**・議事日程追加の件・**法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百二十一件**の請願・委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（十七件）

裁判所の人的・物的充実に関する請願（二十八件）

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（十一件）

健全な飲酒環境の整備に関する請願（七十三件）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（八十件）

児童福祉としての保育制度の拡充に関する請願

過労死防止基本法の制定に関する請願（七件）

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願（六十件）

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願（十件）

筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願（三十五件）

――――◆――――

〔審査報告書は本号（その二）に掲載〕

――――◆――――

○**議長（山崎正昭君）**　これらの請願は、委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山崎正昭君）**　御異議ないと認めます。よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

――――◆――――

○**議長（山崎正昭君）**　この際、**委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件**についてお諮りいたします。

――――◆――――

内閣委員会

一、サイバーセキュリティ基本法案（衆第三五号）

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、労働基準法等の一部を改正する法律案（参第一号）

一、女性の健康の包括的支援に関する法律案（参第二七号）

一、脳卒中対策基本法案（参第二八号）

一、臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（参第二九号）

一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四一号）

一、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四五号）

一、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（閣法第四八号）

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（参第一三号）
一、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参第二六号）
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
原子力問題特別委員会
一、原子力問題に関する調査
国の統治機構に関する調査会
一、国の統治機構等に関する調査
国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会
一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

---

**○議長（山崎正昭君）**　まず、内閣委員長要求に係るサイバーセキュリティ基本法案について採決をいたします。
本案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
**○議長（山崎正昭君）**　過半数と認めます。
よって、本案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。
次に、厚生労働委員長要求に係る専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案について採決をいたします。
本案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
**○議長（山崎正昭君）**　過半数と認めます。
よって、本案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。
次に、環境委員長要求に係る瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案について採決をいたします。
本案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
**○議長（山崎正昭君）**　過半数と認めます。
よって、本案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。
これらの案件は、いずれも委員会及び調査会の審査又は調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
**○議長（山崎正昭君）**　御異議ないと認めます。
よって、いずれも委員会及び調査会の審査又は調査を閉会中も継続することに決しました。

---

**○議長（山崎正昭君）**　今期国会の議事を終了するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。
今常会におきましては、経済再生に向けた成長戦略を始め、国家の安全保障政策、とりわけ、我が国における集団的自衛権の行使をめぐる議論のほか、社会保障制度改革など、国民生活に深く関わる諸課題について熱心な審議が行われました。
また、参議院の選挙制度改革につきましては、選挙制度協議会における議論を踏まえ、各会派において精力的に御検討いただいております。
ここに、議員各位の御尽力に対しまして、敬意と感謝の意を表する次第でございます。
内外の時局ますます多端な折、議員各位におかれましては、御自愛の上、なお一層御活躍くださいますようお祈りを申し上げまして、御挨拶といたします。
誠にありがとうございました。（拍手）
これにて散会いたします。
午後九時四十七分散会

---

出席者は左のとおり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議長 | 山崎　正昭君 | | |
| 副議長 | 輿石　東君 | | |
| 議員 | | | |
| 吉良よし子君 | 又市　征治君 | | |
| 山本　博司君 | 横山　信一君 | | |
| 辰巳孝太郎君 | 吉田　忠智君 | | |
| 河野　義博君 | 佐々木さやか君 | | |
| 倉林　明子君 | 福島みずほ君 | | |
| 矢倉　克夫君 | 杉　久武君 | | |
| 堀井　巌君 | 田村　智子君 | | |
| 紙　智子君 | 石川　博崇君 | | |
| 新妻　秀規君 | 平木　大作君 | | |
| 若林　健太君 | 高階恵美子君 | | |
| 仁比　聡平君 | 大門実紀史君 | | |
| 秋野　公造君 | 竹谷とし子君 | | |
| 若松　謙維君 | 中西　祐介君 | | |
| 熊谷　大君 | 大家　敏志君 | | |
| 井上　哲士君 | 小池　晃君 | | |
| 浜田　昌良君 | 山本　香苗君 | | |
| 谷合　正明君 | 礒崎　陽輔君 | | |
| 愛知　治郎君 | 岡田　広君 | | |
| 市田　忠義君 | 山下　芳生君 | | |
| 荒木　清寛君 | 山口那津男君 | | |
| 魚住裕一郎君 | 西田　実仁君 | | |
| 長沢　広明君 | 林　芳正君 | | |
| 山本　一太君 | 森　まさこ君 | | |
| 藤川　政人君 | 中原　八一君 | | |
| 磯崎　仁彦君 | 赤石　清美君 | | |
| 上野　通子君 | 舞立　昇治君 | | |
| 三木　亨君 | 三宅　伸吾君 | | |
| 宮本　周司君 | 森屋　宏君 | | |
| 山下　雄平君 | 馬場　成志君 | | |
| 羽生田　俊君 | 二之湯武史君 | | |
| 長峯　誠君 | 中泉　松司君 | | |

長谷川　岳君
渡辺　猛之君
赤池　誠章君
石井　正弘君
石井　準一君
岩井　茂樹君
青木　一彦君
山田　俊男君
水落　敏栄君
野上浩太郎君
有村　治子君
小泉　昭男君
岩城　光英君
世耕　弘成君
鶴保　庸介君
岸　宏一君
吉田　博美君
牧野たかお君
堀内　恒夫君
谷　亮子君
山田　修路君
糸数　慶子君
豊田　俊郎君
柘植　芳文君
滝沢　求君
太田　房江君
北村　経夫君
古賀友一郎君
酒井　庸行君
古川　俊治君
塚田　一郎君
島尻安伊子君
佐藤　信秋君
伊達　忠一君
宮沢　洋一君

三原じゅん子君
江島　潔君
井原　巧君
石田　昌宏君
宇都　隆史君
石井　浩郎君
丸川　珠代君
丸山　和也君
関口　昌一君
藤井　基之君
北川イッセイ君
末松　信介君
衛藤　晟一君
金子原二郎君
橋本　聖子君
山本　順三君
脇　雅史君
福岡　資麿君
山本　太郎君
吉川ゆうみ君
渡邉　美樹君
主濱　了君
堂故　茂君
滝波　宏文君
高橋　克法君
大野　泰正君
大沼みずほ君
上月　良祐君
島田　三郎君
西田　昌司君
石井みどり君
佐藤　正久君
佐藤ゆかり君
岡田　直樹君
中川　雅治君

二之湯　智君
松村　祥史君
溝手　顕正君
武見　敬三君
山谷えり子君
小坂　憲次君
尾辻　秀久君
森本　真治君
石上　俊雄君
安井美沙子君
石橋　通宏君
西村まさみ君
高野光二郎君
田城　郁君
江崎　孝君
島村　大君
金子　洋一君
牧山ひろえ君
相原久美子君
片山さつき君
大久保　勉君
足立　信也君
水岡　俊一君
猪口　邦子君
藤田　幸久君
福山　哲郎君
増子　輝彦君
山東　昭子君
直嶋　正行君
田中　直紀君
郡司　彰君
浜田　和幸君
清水　貴之君
渡辺美知太郎君
藤巻　健史君

野村　哲郎君
松下　新平君
柳本　卓治君
山崎　力君
木村　義雄君
鴻池　祥肇君
中曽根弘文君
礒﨑　哲史君
浜野　喜史君
小西　洋之君
大野　元裕君
徳永　エリ君
斎藤　嘉隆君
難波　奨二君
有田　芳生君
野田　国義君
風間　直樹君
大島九州男君
林　久美子君
尾立　源幸君
白　眞勲君
藤本　祐司君
津田弥太郎君
小林　正夫君
大塚　耕平君
櫻井　充君
那谷屋正義君
小川　勝也君
神本美恵子君
羽田雄一郎君
榛葉賀津也君
田中　茂君
平野　達男君
真山　勇一君
吉川　沙織君

荒井　広幸君
柴田　巧君
蓮　舫君
藤末　健三君
薬師寺みちよ君
東　徹君
加藤　敏幸君
山口　和之君
小野　次郎君
室井　邦彦君
小川　敏夫君
中西　健治君
寺田　典城君
アントニオ猪木君
北澤　俊美君
前田　武志君
水野　賢一君
江口　克彦君
片山虎之助君

和田　政宗君
儀間　光男君
広田　一君
井上　義行君
川田　龍平君
芝　博一君
柳澤　光美君
山田　太郎君
中野　正志君
小見山幸治君
長浜　博行君
松田　公太君
中山　恭子君
前川　清成君
柳田　稔君
江田　五月君
行田　邦子君
松沢　成文君

国務大臣

総務大臣　新藤　義孝君
法務大臣　谷垣　禎一君
文部科学大臣　下村　博文君
厚生労働大臣　田村　憲久君
農林水産大臣　林　芳正君
経済産業大臣　茂木　敏充君
国土交通大臣　太田　昭宏君
環境大臣　石原　伸晃君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））　山本　一太君

---

議長の報告事項

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　木村　義雄君
補欠　堂故　茂君

法務委員

辞任　長峯　誠君
補欠　石井　準一君

外交防衛委員

辞任　藤田　幸久君
補欠　礒﨑　哲史君

財政金融委員

辞任　石井　準一君
補欠　長峯　誠君

厚生労働委員

辞任　堂故　茂君
補欠　木村　義雄君

国土交通委員

辞任　浜野　喜史君
補欠　田中　直紀君

環境委員

辞任　田中　直紀君
補欠　浜野　喜史君

予算委員

辞任　宇都　隆史君
補欠　二之湯武史君

議院運営委員

辞任　二之湯武史君
西田　昌司君
礒﨑　哲史君
直嶋　正行君

補欠　宇都　隆史君
北村　経夫君
福山　哲郎君
大野　元裕君

同日議員から次の議案が提出された。
脳卒中対策基本法案（尾辻秀久君外三名発議）（参第二八号）
臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（伊達忠一君外二名発議）（参第二九号）
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（金子恭之君外六名提出）（衆第四五号）
経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外一名提出）（衆第四四号）
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外十名提出）（衆第四六号）
同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託した。
戸籍法の一部を改正する法律案（前川清成君外七名発議）（参第一一号）
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三九号）　総務委員会に付託
学校図書館法の一部を改正する法律案（衆第三三号）　文教科学委員会に付託
介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（衆第二一号）
アレルギー疾患対策基本法案（衆第二三号）
過労死等防止対策推進法案（衆第二五号）
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（衆第二四号）　厚生労働委員会に付託
養豚農業振興法案（衆第二九号）
花きの振興に関する法律案（衆第三〇号）
内水面漁業の振興に関する法律案（衆第三七号）　農林水産委員会に付託
建築士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）　国土交通委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
女性の健康の包括的支援に関する法律案（高階恵美子君外三名発議）
脳卒中対策基本法案（尾辻秀久君外三名発議）
臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（伊達忠一君外二名発議）
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案
同日議員から次の質問主意書が提出された。
巨大防潮堤建設における意思決定過程に関する質問主意書（和田政宗君提出）（第一四五号）
独立行政法人水資源機構に関する質問主意書（吉田忠智君提出）（第一四六号）
集団的自衛権と憲法との関係の昭和四十七年の政府見解に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一四七号）
健全な飲酒環境の整備に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一四八号）
平成二十六年六月のイラク国内情勢の不安定化に伴う邦人保護に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一四九号）
原発事故避難者の住宅の確保に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一五〇号）
漢方生薬製剤に用いる原料生薬の放射性物質汚染対策に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一五一号）
家電リサイクル制度に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一五二号）
モザンビーク農業開発のための三角協力プロサバンナ事業に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第一五三号）
我が国の年金に係る財政検証に関する質問主意書（櫻井充君提出）（第一五四号）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
キャンプ・シュワブ水域の変更に係る総理府告示改正案に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第一三六号）
海外市場上場株式の株主への配当金支払に対する源泉徴収に関する質問主意書（小見山幸治君提出）（第一三七号）
リニア中央新幹線事業の妥当性に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一三八号）
防衛大学校における「アジアにおける域内安全保障協力の現状及び将来」講座に関する質問主意書（和田政宗君提出）（第一三九号）
民法第七百七十二条をめぐるいわゆる「無戸籍問題」に関する質問主意書（林久美子君提出）（第一四〇号）
県外自主避難者等への情報支援事業に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第一四一号）
東京電力福島第一原子力発電所の変電所における地震動による被害に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一四二号）
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律
宅地建物取引業法の一部を改正する法律
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成二十五年度の人事院の業務状況報告書を受領した。
昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　江口　克彦君　補欠　水野　賢一君
総務委員
辞任　石井　正弘君　補欠　堀内　恒夫君
礒崎　陽輔君　太田　房江君
島田　三郎君　大沼みずほ君
法務委員
辞任　森　まさこ君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　補欠　高橋　克法君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

外交防衛委員
辞任　三木　亨君
　　儀崎　哲史君
財政金融委員
辞任　藤田　幸久君
文教科学委員
辞任　堀内　恒夫君
　　水落　敏栄君
厚生労働委員
辞任　大沼みずほ君
農林水産委員
辞任　中泉　松司君
経済産業委員
辞任　榛葉賀津也君
国土交通委員
辞任　太田　房江君
　　豊田　俊郎君
環境委員
辞任　増子　輝彦君
　　水野　賢一君
予算委員
辞任　二之湯武史君
行政監視委員
辞任　高橋　克法君

補欠　水落　敏栄君
　　藤田　幸久君
補欠　儀崎　哲史君
補欠　石井　正弘君
　　三木　亨君
補欠　島田　三郎君
補欠　豊田　俊郎君
補欠　礒崎　陽輔君
　　中泉　松司君
補欠　榛葉賀津也君
　　江口　克彦君
補欠　宇都　隆史君
補欠　森　まさこ君

議院運営委員
辞任　宇都　隆史君
　　北村　経夫君
　　清水　貴之君
　　薬師寺みちよ君
補欠　二之湯武史君
　　西田　昌司君
　　小野　次郎君
　　渡辺美知太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
外交防衛委員会
理事　三木　亨君（三木亨君の補欠）

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。
環境大臣石原伸晃君問責決議案（榛葉賀津也君外七名発議）

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを厚生労働委員会に付託した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四一号）
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四五号）

同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。
女性の健康の包括的支援に関する法律案（高階恵美子君外三名発議）（参第二七号）
脳卒中対策基本法案（尾辻秀久君外三名発議）（参第二八号）
労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃君発議）（参第一号）
臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（伊達忠一君外二名発議）（参第二九号）
　厚生労働委員会に付託
原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（大塚耕平君外五名発議）（参第一三号）
　環境委員会に付託
参議院規則の一部を改正する規則案（長谷川岳君外二名発議）
参議院情報監視審査会規程案（長谷川岳君外二名発議）
　議院運営委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国会法等の一部を改正する法律案（衆第二七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（閣法第四八号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
労働安全衛生法の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。
建築士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書
会社法の一部を改正する法律案（第百八十五回国会閣法第二二号）審査報告書
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国会閣法第二三号）審査報告書
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）審査報告書
放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）審査報告書
小規模企業振興基本法案（閣法第五一号）審査報告書
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）審査報告書
行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三九号）審査報告書
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）審査報告書
養豚農業振興法案（衆第二九号）審査報告書
花きの振興に関する法律案（衆第三〇号）審査報告書
学校図書館法の一部を改正する法律案（衆第三三号）審査報告書
内水面漁業の振興に関する法律案（衆第三七号）審査報告書
介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（衆第二一号）審査報告書
アレルギー疾患対策基本法案（衆第二三号）審査報告書
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（衆第二四号）審査報告書
過労死等防止対策推進法案（衆第二五号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
中小水力発電の普及と拡大に関する質問主意書（仁比聡平君提出）（第一五五号）
国際労働機関（ＩＬＯ）の条約・勧告適用監視メカニズムに関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第一五六号）
電力小売全面自由化に関する質問主意書（福山哲郎君提出）（第一五七号）
福島県における再生可能エネルギー事業に関する質問主意書（松田公太君提出）（第一五八号）
原子力損害賠償支援機構法に関する質問主意書（松田公太君提出）（第一五九号）
福島第一原子力発電所一号機で確認された水漏れに関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一六〇号）

日本芸術院及び公益社団法人日展に関する質問主意書（大久保勉君提出）（第一六一号）

タクシー業界における累進歩合制賃金と乗務員負担制度に関する質問主意書（小池晃君提出）（第一六二号）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　水野　賢一君　　補欠　江口　克彦君

総務委員

辞任　大沼みずほ君　太田　房江君　堀内　恒夫君　　補欠　島田　三郎君　礒崎　陽輔君　石井　正弘君

法務委員

辞任　高橋　克法君　　補欠　森　まさこ君

外交防衛委員

辞任　水落　敏栄君　　補欠　三木　亨君

文教科学委員

辞任　石井　正弘君　三木　亨君　　補欠　堀内　恒夫君　水落　敏栄君

厚生労働委員

辞任　島田　三郎君　　補欠　大沼みずほ君

農林水産委員

辞任　豊田　俊郎君　　補欠　中泉　松司君

国土交通委員

辞任　礒崎　陽輔君　中泉　松司君　　補欠　太田　房江君　豊田　俊郎君

環境委員

辞任　江口　克彦君　　補欠　水野　賢一君

予算委員

辞任　礒崎　哲史君　直嶋　正行君　東　徹君　　補欠　福山　哲郎君　大野　元裕君　小野　次郎君

決算委員

辞任　江島　潔君　　補欠　西田　昌司君

行政監視委員

辞任　森　まさこ君　　補欠　高橋　克法君

議院運営委員

辞任　西田　昌司君　大野　元裕君　福山　哲郎君　小野　次郎君　渡辺美知太郎君　　補欠　江島　潔君　直嶋　正行君　礒崎　哲史君　清水　貴之君　薬師寺みちよ君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事　三木　亨君（三木亨君の補欠）

予算委員会

理事　秋野　公造君（秋野公造君の補欠）
理事　小野　次郎君（宇都隆史君の補欠）
理事　中西　健治君（中西健治君の補欠）

行政監視委員会

理事　寺田　典城君（斎藤嘉隆君の補欠）

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議院運営委員長岩城光英君解任決議案（前川清成君外二名発議）

本日議長は、次の議員提出案を環境委員会に付託した。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外三名発議）（参第二六号）

本日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

サイバーセキュリティ基本法案（衆第三五号）

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建築士法の一部を改正する法律案
行政書士法の一部を改正する法律案
学校図書館法の一部を改正する法律案
養豚農業振興法案
花きの振興に関する法律案
内水面漁業の振興に関する法律案
介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案
アレルギー疾患対策基本法案
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案
過労死等防止対策推進法案
国会法等の一部を改正する法律案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

会社法の一部を改正する法律案
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
放送法及び電波法の一部を改正する法律案
小規模企業振興基本法案
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、サイバーセキュリティ基本法案（衆第三五号）

厚生労働委員会

一、労働基準法等の一部を改正する法律案（参第一号）
一、女性の健康の包括的支援に関する法律案（参第二七号）
一、脳卒中対策基本法案（参第二八号）
一、臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（参第二九号）
一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四一号）
一、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四五号）
一、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（閣法第四八号）

環境委員会

一、原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（参第一三号）
一、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参第二六号）

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産に関する調査

経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

原子力問題特別委員会
一、原子力問題に関する調査

国の統治機構に関する調査会
一、国の統治機構等に関する調査

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会
一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会法等の一部を改正する法律案（衆第二七号）審査報告書

参議院規則の一部を改正する規則案（規則第三号）審査報告書

参議院情報監視審査会規程案（規程第二号）審査報告書

法務委員会請願審査報告書（第一号）

外交防衛委員会請願審査報告書（第一号）

財政金融委員会請願審査報告書（第一号）

厚生労働委員会請願審査報告書（第一号）

国家の基本政策に関する調査報告書

本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　福岡県及び熊本県における地域経済及びエネルギーの活用等に関する実情調査

一、派遣委員

大久保　勉　岩井　茂樹
松村　祥史　加藤　敏幸
倉林　明子　松田　公太
荒井　広幸

一、派遣地　福岡県　熊本県

一、期間　六月二十三日及び二十四日の二日間

一、費用　概算六〇一、一八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十六年六月二十日

経済産業委員長　大久保　勉

参議院議長　山崎　正昭殿

本日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国半導体産業の国際競争力強化に関する質問主意書（石上俊雄君提出）（第一六三号）

生活扶助相当ＣＰＩの算出方法等に関する再質問主意書（辰巳孝太郎君提出）（第一六四号）

福島第一原発事故に伴う地下水対策等に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第一六五号）

福島第一原発事故に伴う汚染水対策に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第一六六号）

電子たばこに関する質問主意書（松沢成文君提出）（第一六七号）

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の位置付けに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一六八号）

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書における具体的事例及び集団的自衛権行使の必要性に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一六九号）

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の非公式会合に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七〇号）

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の抽象的な問題提起に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七一号）

日中戦争前における日本軍の大陸への派遣理由に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七二号）

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七三号）

専守防衛と集団的自衛権の行使容認との関係に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七四号）

自衛権と集団安全保障の関係に関する質問主意書（大野元裕君提出）（第一七五号）

「慰安婦」問題に関する第三回質問主意書（藤田幸久君提出）（第一七六号）

米軍Ｘバンドレーダーの追加配備に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一七七号）

使用済み核燃料の保管・管理・最終処分場の選定に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一七八号）

原子力空母に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一七九号）

新型輸送機オスプレイの訓練参加中止と気象に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一八〇号）

日本版スチュワードシップ・コードに関する質問主意書（大久保勉君提出）（第一八一号）

政府開発援助（ＯＤＡ）の不正対策に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八二号）
日・米重大犯罪防止対処協定（ＰＣＳＣ協定）に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八三号）
環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八四号）
患者申出療養（仮称）に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八五号）
患者申出療養（仮称）と国民皆保険に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八六号）
居所不明児童対策に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八七号）
集団的自衛権の行使に係る憲法解釈変更に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一八八号）
憲法解釈と内閣法第一条の運用に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一八九号）
内閣法第一条と憲法の解釈変更に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九〇号）
立憲主義と憲法の解釈変更に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九一号）
憲法前文と武力の行使に係る憲法解釈に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九二号）
日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する再質問主意書（小西洋之君提出）（第一九三号）
政府の閣議決定に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九四号）
内閣法制局の内閣等への法令意見事務に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九五号）
平和的生存権と武力の行使に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九六号）
参議院憲法審査会附帯決議と内閣による憲法解釈変更に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九七号）

本日次の質問主意書を内閣に転送した。
分譲マンションの高圧一括受電導入における諸問題に関する質問主意書（紙智子君提出）（第一四三号）
サービス管理責任者に関する質問主意書（安井美沙子君提出）（第一四四号）
巨大防潮堤建設における意思決定過程に関する質問主意書（和田政宗君提出）（第一四五号）
独立行政法人水資源機構に関する質問主意書（吉田忠智君提出）（第一四六号）
集団的自衛権と憲法との関係の昭和四十七年の政府見解に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一四七号）
健全な飲酒環境の整備に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一四八号）
平成二十六年六月のイラク国内情勢の不安定化に伴う邦人保護に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一四九号）
原発事故避難者の住宅の確保に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一五〇号）
漢方生薬製剤に用いる原料生薬の放射性物質汚染対策に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一五一号）
家電リサイクル制度に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一五二号）
モザンビーク農業開発のための三角協力プロサバンナ事業に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第一五三号）
我が国の年金に係る財政検証に関する質問主意書（櫻井充君提出）（第一五四号）
中小水力発電の普及と拡大に関する質問主意書（仁比聡平君提出）（第一五五号）
国際労働機関（ＩＬＯ）の条約・勧告適用監視メカニズムに関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第一五六号）

電力小売全面自由化に関する質問主意書（福山哲郎君提出）（第一五七号）
福島県における再生可能エネルギー事業に関する質問主意書（松田公太君提出）（第一五八号）
原子力損害賠償支援機構法に関する質問主意書（松田公太君提出）（第一五九号）
福島第一原子力発電所一号機で確認された水漏れに関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一六〇号）
日本芸術院及び公益社団法人日展に関する質問主意書（大久保勉君提出）（第一六一号）
タクシー業界における累進歩合制賃金と乗務員負担制度に関する質問主意書（小池晃君提出）（第一六二号）
我が国半導体産業の国際競争力強化に関する質問主意書（石上俊雄君提出）（第一六三号）
生活扶助相当ＣＰＩの算出方法等に関する再質問主意書（辰巳孝太郎君提出）（第一六四号）
福島第一原発事故に伴う地下水対策等に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第一六五号）
福島第一原発事故に伴う汚染水対策に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第一六六号）
電子たばこに関する質問主意書（松沢成文君提出）（第一六七号）
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の位置付けに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一六八号）
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書における具体的事例及び集団的自衛権行使の必要性に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一六九号）
安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の非公式会合に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七〇号）

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の抽象的な問題提起に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七一号）
日中戦争前における日本軍の大陸への派遣理由に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七二号）
安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七三号）
専守防衛と集団的自衛権の行使容認との関係に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一七四号）
自衛権と集団安全保障の関係に関する質問主意書（大野元裕君提出）（第一七五号）
「慰安婦」問題に関する第三回質問主意書（藤田幸久君提出）（第一七六号）
米軍Ｘバンドレーダーの追加配備に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一七七号）
使用済み核燃料の保管・管理・最終処分場の選定に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一七八号）
原子力空母に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一七九号）
新型輸送機オスプレイの訓練参加中止と気象に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一八〇号）
日本版スチュワードシップ・コードに関する質問主意書（大久保勉君提出）（第一八一号）
政府開発援助（ＯＤＡ）の不正対策に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八二号）
日・米重大犯罪防止対処協定（ＰＣＳＣ協定）に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八三号）
環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八四号）

患者申出療養（仮称）に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八五号）
患者申出療養（仮称）と国民皆保険に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八六号）
居所不明児童対策に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一八七号）
集団的自衛権の行使に係る憲法解釈変更に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一八八号）
憲法解釈と内閣法第一条の運用に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一八九号）
内閣法第一条と憲法の解釈変更に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九〇号）
立憲主義と憲法の解釈変更に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九一号）
憲法前文と武力の行使に係る憲法解釈に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九二号）
日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する再質問主意書（小西洋之君提出）（第一九三号）
政府の閣議決定に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九四号）
内閣法制局の内閣等への法令意見事務に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九五号）
平和的生存権と武力の行使に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九六号）
参議院憲法審査会附帯決議と内閣による憲法解釈変更に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一九七号）

本日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員水野賢一君提出北方領土問題に関する質問に対する答弁書（第一一四号）
参議院議員有田芳生君提出脱北者に関する質問に対する答弁書（第一一五号）
参議院議員浜田和幸君提出独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問に対する答弁書（第一一六号）
参議院議員福島みずほ君提出無国籍問題に関する質問に対する答弁書（第一一七号）
参議院議員川田龍平君提出ＳＴＡＰ細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する再質問に対する答弁書（第一一八号）
参議院議員川田龍平君提出臨床研究の規制の在り方に関する質問に対する答弁書（第一一九号）
参議院議員浜田和幸君提出政府の年金財政検証の前提に関する質問に対する答弁書（第一三〇号）
参議院議員小西洋之君提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書（第一三一号）
参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書（第一三二号）
参議院議員小西洋之君提出自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書（第一三三号）
参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問に対する答弁書（第一三四号）
参議院議員小西洋之君提出立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書（第一三五号）

本日議院において採択した「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外三百十四件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

建築士法の一部を改正する法律
会社法の一部を改正する法律
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
原子力委員会設置法の一部を改正する法律
放送法及び電波法の一部を改正する法律
行政書士法の一部を改正する法律
小規模企業振興基本法
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律
学校図書館法の一部を改正する法律
養豚農業振興法
花きの振興に関する法律
内水面漁業の振興に関する法律
介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律
アレルギー疾患対策基本法
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律
過労死等防止対策推進法
国会法等の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
一、サイバーセキュリティ基本法案（衆第三五号）
二、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、労働基準法等の一部を改正する法律案（参第一号）
二、女性の健康の包括的支援に関する法律案（参第二七号）
三、脳卒中対策基本法案（参第二八号）
四、臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（参第二九号）
五、社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四一号）
六、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四五号）
七、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（閣法第四八号）
八、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（参第一三号）
二、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参第二六号）
三、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
原子力問題特別委員会
一、原子力問題に関する調査
国の統治機構に関する調査会
一、国の統治機構等に関する調査
国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会
一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は事務総長に向大野新治君を選挙した旨の通知書を受領した。

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外二名提出、第百八十三回国会衆法第三〇号）
二、道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外三名提出、第百八十三回国会衆法第四六号）
三、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外二名提出、第百八十五回国会衆法第一号）
四、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外二名提出、第百八十五回国会衆法第一一号）
五、情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外二名提出、第百八十五回国会衆法第一二号）
六、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外三名提出、第百八十五回国会衆法第一三号）
七、国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外一名提出、第百八十五回国会衆法第二一号）
八、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外九名提出、第百八十五回国会衆法第二九号）
九、死因究明等推進基本法案（橋本岳君外六名提出、衆法第四二号）
一〇、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（玄葉光一郎君外七名提出、衆法第一九号）
一一、総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案（前原誠司君外六名提出、衆法第三四号）
一二、女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（松野博一君外七名提出、衆法第三八号）
一三、経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外一名提出、衆法第四四号）
一四、国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外十名提出、衆法第四六号）
一五、内閣の重要政策に関する件
一六、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
一七、栄典及び公式制度に関する件
一八、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
一九、国民生活の安定及び向上に関する件
二〇、警察に関する件

総務委員会
一、地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外五名提出、第百八十五回国会衆法第三号）
二、地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二〇号）
三、地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二四号）
四、地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二五号）
五、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
六、地方自治及び地方税財政に関する件
七、情報通信及び電波に関する件
八、郵政事業に関する件
九、消防に関する件

法務委員会
一、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第百八十三回国会閣法第三〇号）
二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件
四、国内治安に関する件
五、人権擁護に関する件

外務委員会
一、国際情勢に関する件

財務金融委員会
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外二名提出、第百八十三回国会衆法第三七号）
二、国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外一名提出、第百八十五回国会衆法第八号）
三、財政に関する件
四、税制に関する件
五、関税に関する件
六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件
八、たばこ事業及び塩事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
一一、金融に関する件
一二、証券取引に関する件

文部科学委員会
一、公認心理師法案（河村建夫君外八名提出、衆法第四三号）
二、文部科学行政の基本施策に関する件
三、生涯学習に関する件
四、学校教育に関する件
五、科学技術及び学術の振興に関する件
六、科学技術の研究開発に関する件
七、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件

厚生労働委員会
一、世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外三名提出、第百八十五回国会衆法第二七号）
二、厚生労働関係の基本施策に関する件
三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外五名提出、第百八十三回国会衆法第五号）
二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外五名提出、第百八十三回国会衆法第六号）
三、農林水産関係の基本施策に関する件
四、食料の安定供給に関する件
五、農林水産業の発展に関する件
六、農林漁業者の福祉に関する件
七、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会
一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第百八十三回国会承認第五号）
二、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外四名提出、第百八十五回国会衆法第四号）
三、経済産業の基本施策に関する件
四、資源エネルギーに関する件
五、特許に関する件
六、中小企業に関する件
七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
八、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会
一、国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外五名提出、第百八十三回国会衆法第四四号）
二、国土交通行政の基本施策に関する件
三、国土計画、土地及び水資源に関する件
四、都市計画、建築及び地域整備に関する件
五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
六、陸運、海運、航空及び観光に関する件
七、北海道開発に関する件
八、気象及び海上保安に関する件

環境委員会
一、廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（小沢鋭仁君外八名提出、衆法第二二号）
二、琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外二名提出、衆法第四〇号）
三、環境の基本施策に関する件
四、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件
五、循環型社会の形成に関する件
六、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
七、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
八、原子力の規制に関する件
九、公害紛争の処理に関する件

安全保障委員会
一、国の安全保障に関する件

予算委員会
一、予算の実施状況に関する件

決算行政監視委員会
一、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算
平成二十四年度特別会計歳入歳出決算
平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十四年度政府関係機関決算書
二、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
五、平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
六、平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）
七、平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）
八、歳入歳出の実況に関する件
九、国有財産の増減及び現況に関する件
一〇、政府関係機関の経理に関する件
一一、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一二、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一三、行政監視に関する件

議院運営委員会
一、地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外四名提出、第百八十三回国会衆法第二三号）
二、任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外四名提出、第百八十三回国会衆法第三五号）
三、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（小沢鋭仁君外六名提出、衆法第一八号）
四、国会法等改正に関する件
五、議長よりの諮問事項
六、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会
一、災害対策に関する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
一、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外六名提出、第百八十三回国会衆法第八号）

二、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外十一名提出、第百八十三回国会衆法第一三号）
三、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
青少年問題に関する特別委員会
一、青少年問題に関する件
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会
一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
科学技術・イノベーション推進特別委員会
一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件
東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外二名提出、衆法第一三号）
二、東日本大震災復興の総合的対策に関する件
原子力問題調査特別委員会
一、原子力問題に関する件

本日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成二十六年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

本日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

本日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十五年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

本日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十五年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

---

投票者氏名

環境大臣石原伸晃君問責決議案（榛葉賀津也君外七名発議）

賛成者（白色票）氏名　一〇四名

足立　信也君　相原久美子君　西村まさみ君　野田　国義君
有田　芳生君　石上　俊雄君　羽田雄一郎君　白　眞勲君
石橋　通宏君　礒﨑　哲史君　浜野　喜史君　林　久美子君
江崎　孝君　江田　五月君　広田　一君　福山　哲郎君
小川　勝也君　小川　敏夫君　藤末　健三君　藤田　幸久君
尾立　源幸君　大久保　勉君　藤本　祐司君　前川　清成君
大島九州男君　大塚　耕平君　前田　武志君　牧山ひろえ君
大野　元裕君　加藤　敏幸君　増子　輝彦君　水岡　俊一君
風間　直樹君　金子　洋一君　森本　真治君　安井美沙子君
郡司　彰君　北澤　俊美君　柳澤　光美君　柳田　稔君
小林　正夫君　小西　洋之君　吉川　沙織君　蓮　　舫君
斎藤　嘉隆君　小見山幸治君　東　　徹君　小野　次郎君
芝　　博一君　櫻井　　充君　片山虎之助君　川田　龍平君
田城　　郁君　榛葉賀津也君　儀間　光男君　清水　貴之君
津田弥太郎君　田中　直紀君　柴田　　巧君　寺田　典城君
那谷屋正義君　徳永　エリ君　藤巻　健史君　真山　勇一君
長浜　博行君　直嶋　正行君　室井　邦彦君　井上　義行君
難波　奨二君　　　　江口　克彦君　行田　邦子君
　　　　田中　　茂君　中西　健治君
　　　　松沢　成文君　松田　公太君
　　　　水野　賢一君　薬師寺みちよ君
　　　　山口　和之君　山田　太郎君
　　　　和田　政宗君　渡辺美知太郎君
　　　　井上　哲士君　市田　忠義君
　　　　紙　　智子君　吉良よし子君
　　　　倉林　明子君　小池　　晃君
　　　　田村　智子君　大門実紀史君
　　　　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
　　　　山下　芳生君　福島みずほ君
　　　　又市　征治君　吉田　忠智君
　　　　荒井　広幸君　浜田　和幸君
　　　　平野　達男君　主濱　　了君
　　　　谷　　亮子君　糸数　慶子君
　　　　興石　　東君　山本　太郎君

反対者（青色票）氏名　一三三名

青木　一彦君　愛知　治郎君　赤池　誠章君　有村　治子君
井原　　巧君　石井　準一君　石井　浩郎君　石井みどり君
石井　正弘君　石田　昌宏君　礒﨑　仁彦君　礒﨑　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君　岩城　光英君　上野　通子君
上月　良祐君　宇都　隆史君　江島　　潔君　衛藤　晟一君
大家　敏志君　尾辻　秀久君　大沼みずほ君　大野　泰正君
岡田　直樹君　太田　房江君　片山さつき君　岡田　　広君
木村　義雄君　金子原二郎君　北川イッセイ君　岸　　宏一君
熊谷　　大君　北村　経夫君　小坂　憲次君　小泉　昭男君
佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　古賀友一郎君　鴻池　祥肇君
塚田　一郎君　佐藤　正久君　山東　昭子君　酒井　庸行君
豊田　俊郎君　島田　三郎君　中川　雅治君　島村　　大君
中西　祐介君　末松　信介君　中曽根弘文君　世耕　弘成君
長峯　　誠君　関口　昌一君　中原　八一君　伊達　忠一君
　　　　高階恵美子君　高野光二郎君　高橋　克法君　滝沢　　求君
　　　　滝波　宏文君　武見　敬三君　柘植　芳文君　塚田　一郎君
　　　　鶴保　庸介君　堂故　　茂君　中泉　松司君　丸山　和也君
　　　　山本　順三君　山谷えり子君　吉田　博美君　若林　健太君
　　　　渡辺　孝男君　渡辺　猛之君　渡辺　美樹君　和田　政宗君

二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松下　新平君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山田　修路君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君

二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君

日程第一　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三九名

愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
尾辻　秀久君
大沼みずほ君
太田　房江君
岡田　広君
金子原二郎君
岸　宏一君
北村　経夫君
小泉　昭男君
古賀友一郎君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
酒井　庸行君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高野光二郎君
滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君

青木　一彦君
赤石　清美君
井原　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
礒崎　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小坂　憲次君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
高階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君

中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
羽生田　俊君
野上浩太郎君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　修路君
山谷えり子君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君
神本美恵子君
郡司　彰君

中西　祐介君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
藤川　政人君
堀井　巌君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　修路君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君

小西　洋之君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
若松　謙維君
東　徹君
片山虎之助君
儀間　光男君
柴田　巧君
中野　正志君
藤巻　健史君

小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
アントニオ猪木君
小野　次郎君
川田　龍平君
清水　貴之君
寺田　典城君
中山　恭子君
真山　勇一君

室井　邦彦君　井上　義行君　礒崎　陽輔君　猪口　邦子君　堀井　巌君
江口　克彦君　行田　邦子君　岩井　茂樹君　岩城　光英君　舞立　昇治君
田中　茂君　中西　健治君　宇都　隆史君　上野　通子君　松下　新平君
松沢　成文君　松田　公太君　江島　潔君　衛藤　晟一君　丸川　珠代君
水野　賢一君　薬師寺みちよ君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　三木　亨君
山口　和之君　山田　太郎君　大沼みずほ君　大野　泰正君　三宅　伸吾君
和田　政宗君　渡辺美知太郎君　太田　房江君　岡田　直樹君　溝手　顕正君
井上　哲士君　市田　忠義君　岡田　広君　片山さつき君　宮本　周司君
紙　智子君　吉良よし子君　金子原二郎君　木村　義雄君　森屋　宏君
倉林　明子君　小池　晃君　岸　宏一君　北川イッセイ君　山崎　力君
田村　智子君　大門実紀史君　北村　経夫君　熊谷　大君　山田　俊男君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君　小泉　昭男君　小坂　憲次君　山本　一太君
山下　芳生君　福島みずほ君　古賀友一郎君　上月　良祐君　吉川ゆうみ君
又市　征治君　荒井　広幸君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　山崎　力君
浜田　和幸君　平野　達男君　佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　山田　俊男君
主濱　了君　谷　亮子君　酒井　庸行君　山東　昭子君　山下　雄平君
糸数　慶子君　輿石　東君　島尻安伊子君　島田　三郎君　山本　香苗君
山本　太郎君　島村　大君　佐藤　信秋君　柳本　卓治君
世耕　弘成君　末松　信介君　若林　健太君
伊達　忠一君　関口　昌一君　吉田　博美君
高野光二郎君　高階恵美子君　脇　雅史君
滝沢　求君　高橋　克法君　渡辺　猛之君
武見　敬三君　滝波　宏文君　秋野　公造君
塚田　一郎君　柘植　芳文君　石川　博崇君
堂故　茂君　鶴保　庸介君　河野　義博君
中泉　松司君　豊田　俊郎君　杉　久武君
中曽根弘文君　山東　昭子君　谷合　正明君
中原　八一君　島田　三郎君　新妻　秀規君
二之湯　智君　佐藤ゆかり君　浜田　昌良君
西田　昌司君　山本　一太君　矢倉　克夫君
野村　哲郎君　上月　良祐君　山本　香苗君
長谷川　岳君　佐藤　信秋君　横山　信一君
橋本　聖子君　若林　健太君　アントニオ猪木君
福岡　資麿君　吉川ゆうみ君　小野　次郎君
藤川　政人君　山本　順三君　川田　龍平君
吉田　博美君　清水　貴之君
脇　雅史君　柴田　巧君
渡辺　猛之君　中野　正志君
秋野　公造君　藤巻　健史君
石川　博崇君　室井　邦彦君
河野　義博君　江口　克彦君
杉　久武君　田中　茂君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
アントニオ猪木君
小野　次郎君
川田　龍平君
清水　貴之君
柴田　巧君
中野　正志君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
江口　克彦君
田中　茂君

反対者氏名　○名

日程第二　会社法の一部を改正する法律案（第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）
日程第三　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）

賛成者（白色票）氏名　一六五名

愛知　治郎君　青木　一彦君　松沢　成文君　松田　公太君
赤池　誠章君　赤石　清美君　水野　賢一君　薬師寺みちよ君
有村　治子君　井原　巧君　山口　和之君　山田　太郎君
石井　準一君　石井　浩郎君　和田　政宗君　渡辺美知太郎君
石井　正弘君　石井みどり君　荒井　広幸君　浜田　和幸君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　平野　達男君　主濱　了君
　　　　　　　　　　　　　谷　亮子君

反対者（青色票）氏名　七四名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　石上　俊雄君
石橋　通宏君　礒﨑　哲史君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大久保　勉君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　洋一君
神本美恵子君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　榛葉賀津也君
田城　郁君　田中　直紀君
津田弥太郎君　徳永　エリ君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　野田　国義君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
浜野　喜史君　林　久美子君
広田　一君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤本　祐司君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　水岡　俊一君

森本　真治君　　安井美沙子君
柳澤　光美君　　柳田　稔君
吉川　沙織君　　蓮　舫君
井上　哲士君　　市田　忠義君
紙　智子君　　吉良よし子君
倉林　明子君　　小池　晃君
田村　智子君　　大門実紀史君
辰巳孝太郎君　　仁比　聡平君
山下　芳生君　　福島みずほ君
又市　征治君　　糸数　慶子君
興石　東君　　山本　太郎君

日程第四　原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二三名

愛知　治郎君　　佐藤　正久君
赤池　誠章君　　赤石　清美君
有村　治子君　　井原　巧君
石井　準一君　　石井　浩郎君
石井　正弘君　　石井みどり君
石田　昌宏君　　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　　岩城　光英君
宇都　隆史君　　上野　通子君
江島　潔君　　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　　大家　敏志君
大沼みずほ君　　大野　泰正君
太田　房江君　　岡田　直樹君
岡田　広君　　片山さつき君
金子原二郎君　　木村　義雄君
岸　宏一君　　北川イッセイ君
北村　経夫君　　熊谷　大君
小泉　昭男君　　小坂　憲次君
古賀友一郎君　　上月　良祐君
鴻池　祥肇君　　佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君　　山東　昭子君
酒井　庸行君　　島尻安伊子君
島村　大君　　末松　信介君
世耕　弘成君　　関口　昌一君
伊達　忠一君　　高階恵美子君
高野光二郎君　　高橋　克法君
滝沢　求君　　滝波　宏文君
武見　敬三君　　柘植　芳文君
塚田　一郎君　　鶴保　庸介君
堂故　茂君　　豊田　俊郎君
中泉　松司君　　中川　雅治君
中曽根弘文君　　中西　祐介君
中原　八一君　　長峯　誠君
二之湯　智君　　二之湯武史君
西田　昌司君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　羽生田　俊君
長谷川　岳君　　馬場　成志君
橋本　聖子君　　林　芳正君
福岡　資麿君　　藤井　基之君
藤川　政人君　　古川　俊治君
堀井　巌君　　堀内　恒夫君
舞立　昇治君　　牧野たかお君
松下　新平君　　松村　祥史君
丸川　珠代君　　丸山　和也君
三木　亨君　　三原じゅん子君
三宅　伸吾君　　水落　敏栄君
溝手　顕正君　　宮沢　洋一君
宮本　周司君　　森　まさこ君
森屋　宏君　　山崎　力君
山田　修路君　　山谷えり子君
吉川ゆうみ君　　吉田　博美君
若林　健太君　　脇　雅史君
渡辺　猛之君　　渡邉　美樹君
足立　信也君　　相原久美子君
有田　芳生君　　石上　俊雄君
石橋　通宏君　　礒崎　哲史君
江崎　孝君　　江田　五月君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大久保　勉君
大島九州男君　　大塚　耕平君
大野　元裕君　　加藤　敏幸君
風間　直樹君　　金子　洋一君
神本美恵子君　　北澤　俊美君
郡司　彰君　　小西　洋之君
小林　正夫君　　小見山幸治君
斎藤　嘉隆君　　櫻井　充君
芝　博一君　　榛葉賀津也君
田城　郁君　　田中　直紀君
津田弥太郎君　　徳永　エリ君
那谷屋正義君　　直嶋　正行君
長浜　博行君　　難波　奨二君
西村まさみ君　　野田　国義君
羽田雄一郎君　　白　眞勲君
浜野　喜史君　　林　久美子君
広田　一君　　福山　哲郎君
藤末　健三君　　藤田　幸久君
藤本　祐司君　　前川　清成君
前田　武志君　　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　　水岡　俊一君
森本　真治君　　安井美沙子君
柳澤　光美君　　柳田　稔君
吉川　沙織君　　蓮　舫君
秋野　公造君　　荒木　清寛君
石川　博崇君　　魚住裕一郎君
河野　義博君　　佐々木さやか君
杉　久武君　　竹谷とし子君
谷合　正明君　　長沢　広明君
新妻　秀規君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　平木　大作君
矢倉　克夫君　　山口那津男君
山本　香苗君　　山本　博司君
横山　信一君　　若松　謙維君
アントニオ猪木君　　東　徹君
小野　次郎君　　片山虎之助君
川田　龍平君　　儀間　光男君
清水　貴之君　　柴田　巧君
寺田　典城君　　中野　正志君
中山　恭子君　　藤巻　健史君
真山　勇一君　　室井　邦彦君
井上　義行君　　江口　克彦君
行田　邦子君　　田中　茂君
中西　健治君　　松沢　成文君
松田　公太君　　水野　賢一君
薬師寺みちよ君　　山口　和之君
山田　太郎君　　和田　政宗君
渡辺美知太郎君　　荒井　広幸君
浜田　和幸君　　平野　達男君
主濱　了君　　谷　亮子君
興石　東君

反対者氏名　一五名

井上　哲士君　　市田　忠義君
紙　智子君　　吉良よし子君
倉林　明子君　　小池　晃君
田村　智子君　　大門実紀史君
辰巳孝太郎君　　仁比　聡平君
山下　芳生君　　福島みずほ君
又市　征治君　　糸数　慶子君
山本　太郎君

日程第五　放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二二七名

愛知　治郎君　　青木　一彦君　　井上　義行君　　中曽根弘文君　　中西　祐介君　　小西　洋之君　　小林　正夫君

赤池　誠章君　　赤石　清美君　　中原　八一君　　長峯　誠君　　小見山幸治君　　斎藤　嘉隆君

有村　治子君　　井原　巧君　　二之湯　智君　　二之湯武史君　　櫻井　充君　　芝　博一君

石井　準一君　　石井　浩郎君　　西田　昌司君　　野上浩太郎君　　榛葉賀津也君　　田城　郁君

石井　正弘君　　石井みどり君　　野村　哲郎君　　羽生田　俊君　　田中　直紀君　　津田弥太郎君

石田　昌宏君　　磯﨑　仁彦君　　長谷川　岳君　　馬場　成志君　　徳永　エリ君　　那谷屋正義君

磯崎　陽輔君　　猪口　邦子君　　橋本　聖子君　　林　芳正君　　直嶋　正行君　　長浜　博行君

岩井　茂樹君　　岩城　光英君　　福岡　資麿君　　藤井　基之君　　難波　奨二君　　西村まさみ君

宇都　隆史君　　上野　通子君　　藤川　政人君　　古川　俊治君　　野田　国義君　　羽田雄一郎君

江島　潔君　　衛藤　晟一君　　堀井　巌君　　堀内　恒夫君　　白　眞勲君　　浜野　喜史君

尾辻　秀久君　　大家　敏志君　　舞立　昇治君　　牧野たかお君　　林　久美子君　　広田　一君

大沼みずほ君　　大野　泰正君　　松下　新平君　　松村　祥史君　　福山　哲郎君　　藤末　健三君

太田　房江君　　岡田　直樹君　　丸川　珠代君　　丸山　和也君　　藤田　幸久君　　藤本　祐司君

岡田　広君　　片山さつき君　　三木　亨君　　三原じゅん子君　　前川　清成君　　前田　武志君

金子原二郎君　　木村　義雄君　　三宅　伸吾君　　水落　敏栄君　　牧山ひろえ君　　増子　輝彦君

岸　宏一君　　北川イッセイ君　　溝手　顕正君　　宮沢　洋一君　　水岡　俊一君　　森本　真治君

北村　経夫君　　熊谷　大君　　宮本　周司君　　森　まさこ君　　安井美沙子君　　柳澤　光美君

小泉　昭男君　　小坂　憲次君　　森屋　宏君　　柳本　卓治君　　柳田　稔君　　吉川　沙織君

古賀友一郎君　　上月　良祐君　　山崎　力君　　山下　雄平君　　蓮　舫君　　秋野　公造君

小島　慶一君　　佐藤　信秋君　　山田　修路君　　山田　俊男君　　荒木　清寛君　　石川　博崇君

佐藤　正久君　　佐藤ゆかり君　　山谷えり子君　　山本　一太君　　魚住裕一郎君　　河野　義博君

酒井　庸行君　　山東　昭子君　　山本　順三君　　吉川ゆうみ君　　佐々木さやか君　　杉　久武君

島尻安伊子君　　島田　三郎君　　吉田　博美君　　若林　健太君　　竹谷とし子君　　谷合　正明君

島村　大君　　末松　信介君　　脇　雅史君　　渡辺　猛之君　　足立　信也君　　長沢　広明君

世耕　弘成君　　関口　昌一君　　渡邉　美樹君　　相原久美子君　　有田　芳生君　　新妻　秀規君

伊達　忠一君　　高階恵美子君　　相原　久美子君　　石上　俊雄君　　石橋　通宏君　　浜田　昌良君

高野光二郎君　　高橋　克法君　　石上　俊雄君　　江崎　孝君　　尾立　源幸君　　平木　大作君

滝沢　求君　　滝波　宏文君　　磯﨑　哲史君　　小川　勝也君　　大島九州男君　　山口那津男君

武見　敬三君　　柘植　芳文君　　江田　五月君　　小川　敏夫君　　大野　元裕君　　山本　香苗君

塚田　一郎君　　鶴保　庸介君　　大塚　耕平君　　大久保　勉君　　風間　直樹君　　横山　信一君

堂故　茂君　　豊田　俊郎君　　加藤　敏幸君　　金子　洋一君　　神本美恵子君　　若松　謙維君

中泉　松司君　　中川　雅治君　　北澤　俊美君　　郡司　彰君　　藤巻　健史君　　東　徹君

反対者氏名

一二名

井上　哲士君　　市田　忠義君

紙　智子君　　吉良よし子君

倉林　明子君　　小池　晃君

田村　智子君　　大門実紀史君

辰巳孝太郎君　　仁比　聡平君

山下　芳生君　　山本　太郎君

日程第六　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三九名

愛知　治郎君　　青木　一彦君　　室井　邦彦君　　井上　義行君

赤池　誠章君　　赤石　清美君　　江口　克彦君　　行田　邦子君

有村　治子君　　井原　巧君　　田中　茂君　　中西　健治君

石井　準一君　　石井　浩郎君　　松沢　成文君　　松田　公太君

石井　正弘君　　石井みどり君　　水野　賢一君　　薬師寺みちよ君

石田　昌宏君　　磯﨑　仁彦君　　山口　和之君　　山田　太郎君

磯崎　陽輔君　　猪口　邦子君　　和田　政宗君　　渡辺美知太郎君

岩井　茂樹君　　岩城　光英君　　福島みずほ君　　又市　征治君

宇都　隆史君　　上野　通子君　　荒井　広幸君　　浜田　和幸君

江島　潔君　　衛藤　晟一君　　平野　達男君　　主濱　了君

尾辻　秀久君　　大家　敏志君　　谷　亮子君　　糸数　慶子君

奥石　東君

大沼みずほ君　大野　泰正君　三宅　伸吾君　水落　敏栄君　牧山ひろえ君　浜田　和幸君　平野　達男君
太田　房江君　岡田　直樹君　溝手　顕正君　宮沢　洋一君　水岡　俊一君　主濱　了君　谷　亮子君
岡田　広君　片山さつき君　宮本　周司君　森　まさこ君　安井美沙子君　糸数　慶子君　輿石　東君
金子原二郎君　木村　義雄君　森屋　宏君　柳本　卓治君　柳田　稔君　山本　太郎君
岸　宏一君　北川イッセイ君　山崎　力君　山下　雄平君　蓮　舫君
北村　経夫君　熊谷　大君　山田　修路君　山田　俊男君　秋野　公造君　反対者氏名
小泉　昭男君　小坂　憲次君　山谷えり子君　山本　一太君　荒木　清寛君　石川　博崇君　○名
古賀友一郎君　上月　良祐君　吉川ゆうみ君　若林　健太君　魚住裕一郎君　河野　義博君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　脇　雅史君　渡辺　猛之君　佐々木さやか君　杉　久武君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　渡邉　美樹君　足立　信也君　竹谷とし子君　谷合　正明君
酒井　庸行君　山東　昭子君　相原久美子君　有田　芳生君　長沢　広明君　新妻　秀規君
島尻安伊子君　島田　三郎君　石上　俊雄君　石橋　通宏君　西田　実仁君　浜田　昌良君
島村　大君　末松　信介君　礒崎　哲史君　江崎　孝君　平木　大作君　矢倉　克夫君
世耕　弘成君　関口　昌一君　江田　五月君　小川　勝也君　山口那津男君　山本　香苗君
伊達　忠一君　髙階恵美子君　小川　敏夫君　尾立　源幸君　山本　博司君　横山　信一君
高野光二郎君　高橋　克法君　大久保　勉君　大島九州男君　若松　謙維君　アントニオ猪木君
滝沢　求君　滝波　宏文君　大塚　耕平君　大野　元裕君　東　徹君　増子　輝彦君
武見　敬三君　柘植　芳文君　加藤　敏幸君　風間　直樹君　片山虎之助君　小野　次郎君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君　金子　洋一君　神本美恵子君　儀間　光男君　川田　龍平君
堂故　茂君　豊田　俊郎君　北澤　俊美君　郡司　彰君　柴田　巧君　清水　貴之君
中泉　松司君　中川　雅治君　小西　洋之君　小林　正夫君　寺田　典城君　森本　真治君
中曽根弘文君　中西　祐介君　小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　中野　正志君　中山　恭子君　柳澤　光美君
中原　八一君　長峯　誠君　櫻井　充君　芝　博一君　藤巻　健史君　真山　勇一君　吉川　沙織君
二之湯　智君　野上浩太郎君　榛葉賀津也君　田中　直紀君　津田弥太郎君　那谷屋正義君　室井　邦彦君　井上　義行君　蓮　舫君
西田　昌司君　野村　哲郎君　羽生田　俊君　馬場　成志君　林　芳正君　藤井　基之君　古川　俊治君　堀内　恒夫君　牧野たかお君　松村　祥史君　丸山　和也君　三原じゅん子君
福岡　資麿君　藤川　政人君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松下　新平君　丸川　珠代君　三木　亨君
橋本　聖子君　藤本　祐司君　林　久美子君　福山　哲郎君　藤田　幸久君　前川　清成君
長谷川　岳君　藤末　健三君　広田　一君　辰巳孝太郎君　福島みずほ君　荒井　広幸君
馬場　成志君　藤本　祐司君　前田　武志君　仁比　聡平君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君
橋本　聖子君　藤井　基之君　古川　俊治君　堀内　恒夫君　牧野たかお君　松村　祥史君　丸山　和也君　三原じゅん子君

日程第七　小規模企業振興基本法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第八　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三九名

愛知　治郎君　赤池　誠章君　有村　治子君　石井　準一君　石井　正弘君　石田　昌宏君　礒崎　陽輔君　岩井　茂樹君　岩城　光英君　上野　通子君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　大野　泰正君　岡田　直樹君　片山さつき君　木村　義雄君　北川イッセイ君　熊谷　大君　小坂　憲次君　上月　良祐君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君
青木　一彦君　赤石　清美君　井原　巧君　石井　浩郎君　石井みどり君　磯崎　仁彦君　猪口　邦子君　岩城　光英君　上野　通子君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　大野　泰正君　岡田　直樹君　片山さつき君　木村　義雄君　北川イッセイ君　熊谷　大君　小坂　憲次君　上月　良祐君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君
金子原二郎君　岸　宏一君　北村　経夫君　小泉　昭男君　古賀友一郎君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君

酒井　庸行君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高野光二郎君
滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松下　新平君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山田　修路君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君

山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
高階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君

脇　雅史君
渡邉　美樹君
相原久美子君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加藤　敏幸君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君

渡辺　猛之君
足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君
神本美恵子君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜　博行君
西村まさみ君
野田　国義君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君

竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　香苗君
横山　信一君
若松　謙維君
東　徹君
片山虎之助君
川田　龍平君
清水　貴之君
寺田　典城君
中山　恭子君
真山　勇一君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君
市田　忠義君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
福島みずほ君
荒井　広幸君
平野　達男君
谷　亮子君
與石　東君

谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
山本　博司君
若松　謙維君
小野　次郎君
川田　龍平君
儀間　光男君
寺田　典城君
中山　恭子君
藤巻　健史君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
山田　太郎君
和田　政宗君
井上　哲士君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
又市　征治君
浜田　和幸君
主濱　了君
糸数　慶子君
山本　太郎君

反対者氏名
〇名

日程第九　学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二二三名

愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
太田　房江君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
北村　経夫君
小泉　昭男君
古賀友一郎君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
島村　大君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君
青木　一彦君
赤石　清美君
井原　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小坂　憲次君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高階恵美子君
滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君

中川　雅治君
中西　祐介君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君

中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松下　新平君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山田　修路君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
相原久美子君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加藤　敏幸君
金子　洋一君

神本美恵子君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
アントニオ猪木君
小野　次郎君
川田　龍平君
清水　貴之君

北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
片山虎之助君
儀間　光男君
柴田　巧君

寺田　典城君
中山　恭子君
真山　勇一君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君
浜田　和幸君
主濱　了君
與石　東君

中野　正志君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
江口　克彦君
田中　茂君
松沢　成文君
水野　賢一君
山口　和之君
和田　政宗君
荒井　広幸君
平野　達男君
谷　亮子君

反対者氏名

一五名

井上　哲士君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
又市　征治君
山本　太郎君

市田　忠義君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
福島みずほ君
糸数　慶子君

日程第一〇　学校図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三九名

愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒﨑　陽輔君

青木　一彦君
赤石　清美君
井原　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
礒﨑　仁彦君
猪口　邦子君

岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小坂　憲次君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
髙階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君

岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大沼みずほ君
尾辻　秀久君
太田　房江君
岡田　広君
金子原二郎君
岸　宏一君
北村　経夫君
小泉　昭男君
古賀友一郎君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
酒井　庸行君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高野光二郎君
滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君
中曽根弘文君
中原　八一君
長峯　誠君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君

堀井　巌君　堀内　恒夫君　白　眞勲君　浜野　喜史君　倉林　明子君　小池　晃君　小泉　昭男君
舞立　昇治君　牧野たかお君　林　久美子君　広田　一君　田村　智子君　大門実紀史君　小坂　憲次君
松下　新平君　松村　祥史君　福山　哲郎君　藤末　健三君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君　古賀友一郎君
丸川　珠代君　丸山　和也君　藤田　幸久君　藤本　祐司君　山下　芳生君　福島みずほ君　上月　良祐君
三木　亨君　三原じゅん子君　前川　清成君　前田　武志君　又市　征治君　荒井　広幸君　佐藤　信秋君
三宅　伸吾君　水落　敏栄君　牧山ひろえ君　増子　輝彦君　浜田　和幸君　島尻安伊子君　佐藤ゆかり君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君　水岡　俊一君　森本　真治君　主濱　了君　平野　達男君　山東　昭子君
宮本　周司君　森　まさこ君　安井美沙子君　柳澤　光美君　谷　亮子君　島村　大君　島田　三郎君
森屋　宏君　柳本　卓治君　柳田　稔君　吉川　沙織君　糸数　慶子君　興石　東君　伊達　忠一君　末松　信介君
山崎　力君　山下　雄平君　蓮　舫君　秋野　公造君　山本　太郎君　高野光二郎君　関口　昌一君
山田　修路君　山田　俊男君　荒木　清寛君　石川　博崇君　滝沢　求君　高階恵美子君
山谷えり子君　山本　一太君　魚住裕一郎君　河野　義博君　武見　敬三君　高橋　克法君
山本　順三君　吉川ゆうみ君　佐々木さやか君　杉　久武君　塚田　一郎君　滝波　宏文君
吉田　博美君　若林　健太君　竹谷とし子君　谷合　正明君　鶴保　庸介君　柘植　芳文君
脇　雅史君　渡辺　猛之君　長沢　広明君　新妻　秀規君　堂故　茂君　舞立　昇治君
渡邉　美樹君　足立　信也君　西田　実仁君　浜田　昌良君　豊田　俊郎君　山田　俊男君
相原久美子君　有田　芳生君　平木　大作君　矢倉　克夫君　中川　雅治君　山谷えり子君
石上　俊雄君　石橋　通宏君　山口那津男君　山本　香苗君　中泉　松司君
礒崎　哲史君　江崎　孝君　横山　信一君　中曽根弘文君
江田　五月君　小川　勝也君　若松　謙維君　中原　八一君
小川　敏夫君　尾立　源幸君　東　徹君　長峯　誠君
大久保　勉君　大島九州男君　片山虎之助君　二之湯　智君
大塚　耕平君　大野　元裕君　儀間　光男君　西田　昌司君
加藤　敏幸君　風間　直樹君　柴田　巧君　野村　哲郎君
金子　洋一君　神本美恵子君　中野　正志君　長谷川　岳君
北澤　俊美君　郡司　彰君　藤巻　健史君　橋本　聖子君
小西　洋之君　小林　正夫君　室井　邦彦君　藤井　基之君
小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　江口　克彦君　古川　俊治君
櫻井　充君　芝　博一君　田中　茂君　堀内　恒夫君
榛葉賀津也君　田城　郁君　松沢　成文君　舞立　昇治君
田中　直紀君　津田弥太郎君　水野　賢一君　牧野たかお君
徳永　エリ君　那谷屋正義君　山口　和之君　松下　新平君
直嶋　正行君　長浜　博行君　山田　太郎君　松村　祥史君
難波　奨二君　西村まさみ君　和田　政宗君　丸山　和也君
野田　国義君　羽田雄一郎君　渡辺美知太郎君　三原じゅん子君
井上　哲士君　市田　忠義君　水落　敏栄君
紙　智子君　吉良よし子君　宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君

反対者氏名　○名

日程第一一　養豚農業振興法案（衆議院提出）

日程第一二　花きの振興に関する法律案（衆議院提出）

日程第一三　内水面漁業の振興に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三八名

愛知　治郎君　青木　一彦君
赤池　誠章君　赤石　清美君
有村　治子君　井原　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　石井　正弘君
石田　昌宏君　礒崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大沼みずほ君　大野　泰正君
太田　房江君　岡田　直樹君
岡田　広君　片山さつき君
金子原二郎君　木村　義雄君
岸　宏一君　北川イッセイ君
北村　経夫君　熊谷　大君

山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君
神本美恵子君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
秋野　公造君
石川　博崇君

山本　順三君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
相原久美子君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加藤　敏幸君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君

河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
アントニオ猪木君
小野　次郎君
川田　龍平君
清水　貴之君
寺田　典城君
中山　恭子君
真山　勇一君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君
市田　忠義君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
福島みずほ君
荒井　広幸君
平野　達男君
谷　亮子君
與石　東君

佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
片山虎之助君
儀間　光男君
柴田　巧君
中野　正志君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
江口　克彦君
田中　茂君
松沢　成文君
水野　賢一君
山口　和之君
和田　政宗君
井上　哲士君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
又市　征治君
浜田　和幸君
主濱　了君
糸数　慶子君
山本　太郎君

反対者氏名
〇名

日程第一四　介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（衆議院提出）
日程第一五　アレルギー疾患対策基本法案（衆議院提出）
日程第一七　過労死等防止対策推進法案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三九名

愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒﨑　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
尾辻　秀久君
大沼みずほ君
太田　房江君
岡田　広君
金子原二郎君
岸　宏一君
北村　経夫君
小泉　昭男君
古賀友一郎君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
酒井　庸行君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高野光二郎君

青木　一彦君
赤石　清美君
井原　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小坂　憲次君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
髙階恵美子君
高橋　克法君

滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君
中曽根弘文君
中原　八一君
長峯　誠君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
堀内　恒夫君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松下　新平君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　順三君
吉川ゆうみ君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
相原久美子君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
江田　五月君
小川　敏夫君

滝波　宏文君
柘植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀井　巌君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君

大久保　勉君　大島九州男君　片山虎之助君　川田　龍平君
大塚　耕平君　大野　元裕君　儀間　光男君　清水　貴之君
加藤　敏幸君　風間　直樹君　柴田　巧君　寺田　典城君
金子　洋一君　神本美恵子君　中野　正志君　中山　恭子君
北澤　俊美君　郡司　彰君　藤巻　健史君　真山　勇一君
小西　洋之君　小林　正夫君　室井　邦彦君　井上　義行君
小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　江口　克彦君　行田　邦子君
櫻井　充君　芝　博一君　田中　茂君　中西　健治君
榛葉賀津也君　田城　郁君　松沢　成文君　松田　公太君
田中　直紀君　津田弥太郎君　水野　賢一君　薬師寺みちよ君
徳永　エリ君　那谷屋正義君　山口　和之君　山田　太郎君
直嶋　正行君　長浜　博行君　和田　政宗君　渡辺美知太郎君
難波　奨二君　西村まさみ君　井上　哲士君　市田　忠義君
野田　国義君　羽田雄一郎君　紙　智子君　吉良よし子君
白　眞勲君　浜野　喜史君　倉林　明子君　小池　晃君
林　久美子君　広田　一君　田村　智子君　大門実紀史君
福山　哲郎君　藤末　健三君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
藤田　幸久君　藤本　祐司君　山下　芳生君　福島みずほ君
前川　清成君　前田　武志君　又市　征治君　荒井　広幸君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君　浜田　和幸君　平野　達男君
水岡　俊一君　森本　真治君　主濱　了君　谷　亮子君
安井美沙子君　柳澤　光美君　糸数　慶子君　輿石　東君
柳田　稔君　吉川　沙織君　山本　太郎君
蓮　舫君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君　反対者氏名　〇名
魚住裕一郎君　河野　義博君
佐々木さやか君　杉　久武君　日程第一六　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（衆議院提出）
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　新妻　秀規君　賛成者氏名　二二七名
西田　実仁君　浜田　昌良君　愛知　治郎君　石田　昌宏君
平木　大作君　矢倉　克夫君　赤池　誠章君　磯崎　仁彦君
山口那津男君　山本　香苗君　有村　治子君　猪口　邦子君
山本　博司君　横山　信一君　石井　準一君　岩井　茂樹君
若松　謙維君　アントニオ猪木君　石井　浩郎君　岩城　光英君
東　徹君　小野　次郎君　石井みどり君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君　江島　潔君　尾辻　秀久君
大家　敏志君　大野　泰正君　太田　房江君　岡田　直樹君
片山さつき君　木村　義雄君　岸　宏一君　北村　経夫君
熊谷　大君　小坂　憲次君　小泉　昭男君　古賀友一郎君
上月　良祐君　佐藤　信秋君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君
酒井　庸行君　山東　昭子君　島尻安伊子君　島村　大君
世耕　弘成君　伊達　忠一君　関口　昌一君　高階恵美子君
高橋　克法君　滝波　宏文君　滝沢　求君　武見　敬三君
塚田　一郎君　堂故　茂君　中泉　松司君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中原　八一君　二之湯　智君　西田　昌司君
野村　哲郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　林　芳正君
藤井　基之君　古川　俊治君　堀井　巌君　牧野たかお君
松村　祥史君　丸川　珠代君　丸山　和也君　三木　亨君
三宅　伸吾君　溝手　顕正君　宮本　周司君　森　まさこ君
柳本　卓治君　山下　雄平君　山田　俊男君　山本　一太君
吉川ゆうみ君　若林　健太君　渡辺　猛之君　足立　信也君
有田　芳生君　石橋　通宏君　江崎　孝君　小川　勝也君
斎藤　嘉隆君　芝　博一君　田城　郁君　津田弥太郎君
那谷屋正義君　長浜　博行君　西村まさみ君

野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
片山虎之助君
儀間　光男君
柴田　巧君
中野　正志君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
江口　克彦君
田中　茂君
松沢　成文君
水野　賢一君
山口　和之君
和田　政宗君

羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
アントニオ猪木君
小野　次郎君
川田　龍平君
清水　貴之君
寺田　典城君
中山　恭子君
真山　勇一君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君

福島みずほ君
荒井　広幸君
平野　達男君
谷　亮子君
興石　東君

又市　征治君
浜田　和幸君
主濱　了君
糸数　慶子君

## 反対者氏名　一二名

井上　哲士君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君

市田　忠義君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
山本　太郎君

## 議院運営委員長岩城光英君解任決議案（前川清成君外二名発議）

## 賛成者（白色票）氏名　一〇二名

足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君
神本美恵子君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君

相原久美子君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加藤　敏幸君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君

長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
東　徹君
片山虎之助君
儀間　光男君
柴田　巧君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
江口　克彦君
田中　茂君
松沢　成文君
水野　賢一君
山口　和之君
和田　政宗君
井上　哲士君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
又市　征治君
平野　達男君
谷　亮子君
興石　東君

難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
小野　次郎君
川田　龍平君
清水　貴之君
寺田　典城君
真山　勇一君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君
市田　忠義君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
福島みずほ君
荒井　広幸君
主濱　了君
糸数　慶子君
山本　太郎君

## 反対者（青色票）氏名　一三四名

愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石井みどり君
石田　昌宏君
礒﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小坂　憲次君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
高階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
拓植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
長峯　誠君

青木　一彦君
赤石　清美君
井原　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯﨑　仁彦君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小坂　憲次君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
高階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
拓植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
長峯　誠君
愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒﨑　陽輔君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
尾辻　秀久君
大沼みずほ君
太田　房江君
岡田　広君
金子原二郎君
岸　宏一君
北村　経夫君
小泉　昭男君
古賀友一郎君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
酒井　庸行君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高野光二郎君
滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君
中曽根弘文君
中原　八一君

二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松下　新平君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山田　修路君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君

二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
浜田　和幸君

国会法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者（白色票）氏名　一四六名

愛知　治郎君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
江島　潔君
尾辻　秀久君
大沼みずほ君
太田　房江君
岡田　直樹君
金子原二郎君
岸　宏一君
北村　経夫君
小泉　昭男君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島田　三郎君
末松　信介君
関口　昌一君
高階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
鶴保　庸介君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　修路君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
若松　謙維君

青木　一彦君
赤石　清美君
井原　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯崎　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
北川イッセイ君
熊谷　大君
古賀友一郎君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
酒井　庸行君
島尻安伊子君
島村　大君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高野光二郎君
滝沢　求君
武見　敬三君
塚田　一郎君
堂故　茂君
中泉　松司君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤井　基之君
藤川　政人君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松下　新平君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
水落　敏栄君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山谷えり子君
山田　修路君
山本　順三君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡邉　美樹君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
井上　義行君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君
江口　克彦君
田中　茂君
松沢　成文君
水野　賢一君
山口　和之君
和田　政宗君
浜田　和幸君

反対者（青色票）氏名　七八名

相原久美子君
石上　俊雄君
礒崎　哲史君
江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加藤　敏幸君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君
神本美恵子君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君

増子　輝彦君　水岡　俊一君
森本　真治君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
吉川　沙織君　蓮　舫君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　吉良よし子君
倉林　明子君　小池　晃君
田村　智子君　大門実紀史君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
山下　芳生君　福島みずほ君
又市　征治君　荒井　広幸君
平野　達男君　主濱　了君
谷　亮子君　糸数　慶子君
興石　東君　山本　太郎君

参議院規則の一部を改正する規則案（長谷川岳君外二名発議）

参議院情報監視審査会規程案（長谷川岳君外二名発議）

賛成者（白色票）氏名　一三四名

愛知　治郎君　青木　一彦君
赤池　誠章君　赤石　清美君
有村　治子君　井原　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石井みどり君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大沼みずほ君　大野　泰正君
太田　房江君　岡田　直樹君
岡田　広君　片山さつき君
金子原二郎君　木村　義雄君
岸　宏一君　北川イッセイ君
北村　経夫君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
古賀友一郎君　上月　良祐君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
酒井　庸行君　山東　昭子君
島尻安伊子君　島田　三郎君
島村　大君　末松　信介君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　髙階恵美子君
高野光二郎君　高橋　克法君
滝沢　求君　滝波　宏文君
武見　敬三君　柘植　芳文君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
堂故　茂君　豊田　俊郎君
中泉　松司君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　祐介君
中原　八一君　長峯　誠君
二之湯　智君　二之湯武史君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　羽生田　俊君
長谷川　岳君　馬場　成志君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
堀井　巌君　堀内　恒夫君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三木　亨君　三原じゅん子君
三宅　伸吾君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
宮本　周司君　森　まさこ君
森屋　宏君　柳本　卓治君
山崎　力君　山下　雄平君
山田　修路君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉川ゆうみ君
吉田　博美君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
渡邉　美樹君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　河野　義博君
佐々木さやか君　杉　久武君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　新妻　秀規君
西田　実仁君　浜田　昌良君
平木　大作君　矢倉　克夫君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
若松　謙維君　浜田　和幸君

反対者（青色票）氏名　九一名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　石上　俊雄君
石橋　通宏君　礒﨑　哲史君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大久保　勉君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　洋一君
神本美恵子君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　田城　郁君
津田弥太郎君　那谷屋正義君
長浜　博行君　難波　奨二君
野田　国義君　白　眞勲君
羽田雄一郎君　浜野　喜史君
広田　一君　藤末　健三君
藤本　祐司君　前田　武志君
増子　輝彦君　森本　真治君
柳澤　光美君　蓮　舫君
吉川　沙織君　井上　義行君
行田　邦子君　中西　健治君
松田　公太君　薬師寺みちよ君
山田　太郎君　渡辺美知太郎君
市田　忠義君　吉良よし子君
小池　晃君　大門実紀史君
仁比　聡平君　福島みずほ君
荒井　広幸君　主濱　了君
糸数　慶子君　山本　太郎君
榛葉賀津也君　田中　直紀君
徳永　エリ君　直嶋　正行君
難波　奨二君　野田　国義君
白　眞勲君　林　久美子君
福山　哲郎君　藤田　幸久君
前川　清成君　牧山ひろえ君
水岡　俊一君　安井美沙子君
柳田　稔君　蓮　舫君
倉林　明子君　田村　智子君
辰巳孝太郎君　山下　芳生君
又市　征治君　平野　達男君
谷　亮子君　興石　東君

北方領土問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十日

水野　賢一

参議院議長　山崎　正昭殿

---

北方領土問題に関する質問主意書

一　昭和二十年の終戦時の北方四島（択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島）のそれぞれの島の人口について、示されたい。

二　現在の北方四島の人口は、それぞれの島においてどの位と推定しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

三　「歯舞諸島」という表記と「歯舞群島」という表記が混在していたので、政府として数年前に「歯舞群島」に表記を統一すると決めたとの報道があるが、そうした事実はあるのか。

四　南樺太と千島列島（ウルップ島以北を指す）の帰属に関して、未定との政府の立場は変わっていないと理解してよいか。

五　かつて国会で北方領土や竹島がそれぞれロシア、韓国の支配下にあることに関して、「不法占拠」と表現すべきか「法的根拠がない」と表現すべきかが議論されたことがある。北方領土と竹島の現状に対して「不法占拠」と認識しているのか、政府の認識を明らかにされたい。

六　政府は、北方四島にロシアの軍隊が駐留していると認識しているのか。また、歯舞群島にロシアの国境警備隊が駐留しているとされるが、これは軍の一部と認識しているのか、政府の認識を明らかにされたい。

七　日本国民がロシアのビザを取得した上で、北方領土に入域する例は確認されているか。確認されている場合には、当該事例について望ましいことと考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

八　近年、北方四島の住民に対する支援はどのようなことを実施しているのか、示されたい。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員水野賢一君提出北方領土問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員水野賢一君提出北方領土問題に関する質問に対する答弁書

一について

昭和二十年八月十五日時点において六か月以上北方四島に居住していた者は、択捉島が三千六百八人、国後島が七千三百六十四人、歯舞群島が五千二百八十一人及び色丹島が千三十八人である。

二について

ロシア連邦の公表資料によれば、平成二十五年一月一日時点において北方四島に居住している者は、択捉島が六千六百六人、国後島が七千三百五十五人、歯舞群島が零人及び色丹島が二千九百十三人である。

三について

法令においては、従来から「歯舞群島」という名称を使用していたが、国土地理院が刊行する地図等及び海上保安庁が刊行する海図等においては、「歯舞諸島」という名称を使用していたところ、平成二十年四月以降、これを「歯舞群島」という名称に変更している。

四について

政府としては、我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。）に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄したが、サンフランシスコ平和条約は、これらの地域の最終的な帰属について規定しておらず、その最終的な帰属は未定であるとの立場である。

五について

政府としては、北方四島はロシア連邦に法的根拠のない形で占拠されており、大韓民国による竹島の占拠は不法占拠であると認識している。御指摘のいずれの表現であっても、北方四島及び竹島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫しており、北方領土問題及び竹島問題に関する政府の法的立場に変わりはない。どのような場でどのような表現を使うかについては、例えば、領土問題は相手国との交渉等を通じて解決すべきものであるということ、相手国との関係全般等を考慮した結果として行われる、その時々の政策的判断により異なり得るものである。

六について

政府としては、ロシア連邦の軍隊が北方四島に駐留していると承知している。また、同国の国境警備局は、同国政府の組織上、国防省ではなく連邦保安庁に属していると承知している。

七について

外務省としては、我が国国民がロシア連邦の出入域手続に従って北方四島を訪問するといった事案に関する情報を含め必要な情報の収集を行ってきており、具体的事案が判明する場合には、その都度、申入れを行う等適切に対応してきているが、同省が行っている情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。また、政府としては、あたかも北方四島に対する同国の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。

八について

外務省においては、北方四島からの患者の受入れ等の支援を実施してきているところである。

---

脱北者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十日

有田　芳生

参議院議長　山崎　正昭殿

---

脱北者に関する質問主意書

北朝鮮を脱出した住民（以下「脱北者」とする）についての取組は、北東アジア地域全体にとって重要な問題です。脱北者の実情、また、政府の対応について、以下質問します。

一　拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権法」とする）の第六条は脱北者の保護支援について規定しています。脱北者の問題を担当する官庁はどこですか。

二　脱北者の生活実態を把握しなければ北朝鮮人権法第六条の的確な保護支援策は実行できません。日本に住む脱北者のうち、生活保護を受けている人、日本国籍を取得した人はそれぞれ何人でしょうか。

三　NGOの調査では、北朝鮮を脱出して日本に

入国し、その後、再び北朝鮮に戻った人は二人といわれています。政府はこのことを把握していますか。

四　日本に入国した脱北者で日本経由で第三国に行った人は何人と把握していますか。

五　脱北者の第三国の在外公館での受け入れ状況を把握していますか。

六　今後の脱北者の受け入れを、中国残留邦人の受け入れをモデルにする予定はありますか、政府の見解をお示し下さい。

七　二〇一一年十二月八日、日本公館に保護を求めた脱北者の扱いをめぐり、日本政府が中国側に「公館外から公館に連れ込まない」とする誓約書を提出したとの報道がありました。このような誓約書を提出したのは事実ですか。

右質問する。

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員有田芳生君提出脱北者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員有田芳生君提出脱北者に関する質問に対する答弁書

一について

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第六条第二項においては、「政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定しているところ、脱北者の保護及び支援については、個別のケースに応じて、関係省庁が緊密な連携の下、それぞれの所掌事務に基づいて実施している。

二及び五について

お尋ねについては把握していない。

三について

我が国に入国した脱北者のうち、これまで二人が北朝鮮に渡航したとの情報を把握している。

四について

お尋ねの「日本経由で第三国に行った人」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「中国残留邦人の受け入れをモデルにする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、我が国に帰国し、又は入国した脱北者が自立した生活を送ることができる環境を早期に整えることが肝要であると考えており、今後とも、関係省庁の緊密な連携の下、個別のケースに応じて、生活保護の受給等のための支援、職業相談、精神的なケアの実施、日本語教育機関の紹介、公営住宅への入居に係る協力要請等の施策を実施することとしている。

七について

お尋ねについては、脱北者への対応の具体的内容に関わる事項であり、事柄の性質上、明らかにすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、我が国としては、今後とも、人道的観点から適切に対処していく考えである。

---

独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十一日

浜田　和幸

参議院議長　山崎　正昭殿

---

独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問主意書

我が国には世界最高の国際競争力を持つ独立行政法人の研究開発機関が数多くあり、日本を世界に貢献できるイノベーション立国とするためには欠かせない存在である。

これらの研究開発機関には多くの貴重な人材と資源が蓄積され、これを戦略的に活用することは政府の責務であり、五十年、百年先の中長期的な国家戦略と関連づけて議論が行われるべきである。

このような観点から、以下質問する。

一　我が国の独立行政法人の研究開発機関の予算の年間総額は約五十三兆円、人員規模は約十六万人と承知しているが、米、英、仏の国立の研究機関の予算の年間総額及び人員規模の直近の数値について示されたい。

二　平成二十六年六月五日の参議院内閣委員会で稲田国務大臣は、「特定国立研究開発法人、まだ法案は提出はされておりませんけれども、（中略）趣旨は、（中略）日本のイノベーション、そして戦略的な立場からその二つの、（中略）特定の国立研究開発法人に対して総科の関与を強化しつつ、そして柔軟な運用をすると。しかし、大きな権限があると同時に大きな責任もあるということでございます」と答弁しているが、なぜ独立行政法人理化学研究所（以下「理研」という。）と独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の二つの研究開発法人が選ばれたのかについては明らかにしていない。この二つの研究開発法人が特定の国立研究開発法人に選ばれた理由について、具体的に示されたい。

三　理研と産総研の二つの研究開発法人の支援強化を行うと同時に、他のこれ以外の研究開発法人との支援のバランスを考慮しなければ、総合力として日本の研究開発を支援していく上でマイナスの効果も生じると思われる。この対策として、二研究開発法人以外の研究開発法人にどのような支援を行っていくのか、政府の見解を示されたい。

四　前記二に関して、稲田国務大臣が答弁したように、「世界に向けてイノベーションを発揮していく研究開発法人の在り方ということも踏まえ」るのであれば、五十年後、百年後の日本が本当の意味で世界に貢献できるために、どこに力点を置いた研究開発の方向性を示すのかが重要になる。これについても、客観的な基準により誰もが納得する形での議論が必要であると思われるが、基準について具体的な項目が示されなければ誰もが納得するとは言えない。「研究開発法人の在り方」を検討する上でどのような検討項目を想定するのか、政府の見解を具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院議員浜田和幸君提出独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員浜田和幸君提出独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「米、英、仏の国立の研究機関の予

算の年間総額及び人員規模」については、「米、英、仏の国立の研究機関」の範囲が明らかでないため、お答えすることは困難である。

二について

「特定国立研究開発法人（仮称）の考え方について」（平成二十六年三月十二日総合科学技術会議決定）に基づき、総合科学技術会議において、特定国立研究開発法人（仮称）の対象法人候補を選定したところである。

三について

研究開発法人については、「科学技術イノベーション総合戦略」（平成二十五年六月七日閣議決定）において、「グローバルな競争環境の中で研究開発法人が優位性を発揮できるよう機能強化を図り、現制度の隘路を打開」等の方針に基づき、国際的なイノベーションハブとしての強化に取り組むこととしている。

四について

政府としては、研究開発法人については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成二十五年十二月二十四日閣議決定）において、「研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置」として、「中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある」こと等をとりまとめ、当該基本的な方針を踏まえ、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところである。

今後の「研究開発法人の在り方」については、必要に応じて、更に検討してまいりたい。

---

無国籍問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十二日

福島みずほ

参議院議長　山崎　正昭殿

---

無国籍問題に関する質問主意書

一九五四年に「無国籍者の地位に関する条約」が国連で採択されてから今年で六十周年を迎える。我が国は同条約を批准していないものの、二〇一三年十二月末の在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表（以下「統計表」という。）によれば、九百八人の「無国籍」者を確認することができ、日本社会においても無国籍者が存在することを示している。また、本邦の法令をみると、国籍法や出入国管理及び難民認定法において、無国籍の発生を予防し、無国籍者に一定の便宜を供与するための規定もみられる。しかし、実際に本邦においていかなる者が無国籍者として把握され、どのように保護されているか、その実態は必ずしも明らかではない。右の点を踏まえ、以下質問する。

一　統計表の「第二表　国籍・地域別　年齢・男女別　在留外国人」によれば、「無国籍」九百八名のうち、〇歳児の無国籍が百九十一名（二十一パーセント）、一歳児の無国籍が百十四名（十二・五パーセント）であり、他の年齢層（例えば、二歳児は四名、三歳児は六名である。）と比較しても圧倒的に多い。そもそも、いかなる事情（例えば、親の国籍、子どもの旅券、身分証明書、出生登録の有無等）を考慮して、どのように「無国籍」と判断しているのか、その考慮要素及び認定方法を明らかにされたい。なお、当該考慮要素や認定方法が、外国人登録制度の廃止（二〇一二年七月九日）の前後で異なる場合には、廃止前と廃止後の双方についてそれぞれ明らかにされたい。

二　出入国管理及び難民認定法第二十六条第二項は、「法務大臣は、前項の許可をする場合には、（中略）旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。」と定め、さらに同条第八項は、「第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。」と定め、本邦から外国へ出国し、再び本邦へ入国する際、再入国許可書を旅券代わりに使用することを認めている。そこで、同法第二十六条第二項に基づき、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときに発行される再入国許可書の交付件数は、現在に至るまで何件存在するのか、各年別に示されたい。また、その再入国許可書の交付を受けた者の国籍・地域欄について、国籍・地域欄の記載内容（無国籍である旨の記載を含む。）ごとに交付件数の統計がある場合には、明らかにされたい。

三　国籍法第二条第三号は、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」は、当該子を日本国民とする旨定める。政府は、同法第二条第三号が適用され、日本国籍を取得し戸籍が編製された件数を把握しているか。把握している場合には、現在に至るまで何件存在するのか、各年別に明らかにされたい。

四　国籍法第八条第四号は、「日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの」について、第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができるとして、いわゆる簡易帰化の規定を定めている。政府は、同法第八条第四号が適用された上での帰化許可処分がなされた件数を把握しているか。把握している場合には、現在に至るまで何件存在するのか、各年別に明らかにされたい。

五　前記四のいわゆる簡易帰化の適用がなされずに帰化許可処分がなされた事案のうち、許可処分時点において、従前の国籍が無国籍であると認められた件数を把握しているか。把握している場合には現在に至るまで何件存在するのか、各年別に明らかにされたい。

六　前記一ないし五で述べた各手続場面における、「無国籍」であると判断する場合の認定基準は、いずれも同一であるのか、政府の見解を明らかにされたい。同一である場合には、その認定基準の内容を、各手続場面によって異なる場合には各認定基準の内容を、それぞれその根拠規定・ガイドライン・内部指針等も含めて明らかにされたい。さらに、仮に各手続場面によって認定基準が異なる場合には、統一的な「無国籍」の認定基準を設ける必要性について、政府の見解及びその検討状況を明らかにされたい。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院議員福島みずほ君提出無国籍問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一及び六について

在留外国人統計における在留外国人の国籍・地域については、外国人の旅券その他の国籍・地域を証明する文書又はその親の国籍・地域若しくは本国の国籍関係法令等に基づき決定し、これを集計して統計化しているところ、無国籍であると認められる場合又は国籍・地域が確認できなかった場合に「無国籍」と取り扱っている。このような取扱いは、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定により外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）が廃止された平成二十四年七月九日以前においても同様である。

また、これは、お尋ねの再入国許可書に記載する国籍・地域に係る取扱いについても同様である。

さらに、在留外国人統計における在留外国人の国籍・地域及び再入国許可書に記載する国籍・地域に係る取扱いは、入国・在留審査要領（平成十五年九月十日付け法務省管在第五千三百二十九号）によるものである。

これに対し、出生の届出について届出に係る子が国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第二条第三号に定める「父母がともに」「国籍を有しないとき」に当たるか否かを審査する手続及び帰化の許可の申請について申請者が同法第五条第一項第五号及び第八条第四号に定める「国籍を有」しない者に当たるか否かを審査する手続においては、お尋ねの「無国籍」であると判断する場合の認定基準」は設けられていない。

入国・在留審査要領に定める国籍・地域に係る取扱いと国籍法に係る手続とでは、本邦における外国人の出入国の管理と日本国籍の取得という目的の相違があり、その性質等も異なることから、お尋ねの「無国籍」であると判断する場合の認定基準」の有無について差異が生ずるものであり、政府としてお尋ねの「統一的な「無国籍」の認定基準を設ける必要性」はないものと考えている。

なお、御指摘の平成二十五年十二月末時点での国籍・地域別の在留外国人の数については、その正確性に疑義があることから、現在、当該在留外国人の記録等を精査しているところである。

二について

お尋ねの再入国許可書の交付件数に関する文書は保存期間が五年であるところ、平成二十一年から平成二十五年までにおける交付件数（再交付件数を含む。以下同じ。）は、平成二十一年が、二千八百四十六件、平成二十二年が、二千七百二十九件、平成二十三年が、三千百七十七件、平成二十四年が、二千六件、平成二十五年が、千七百十五件である。

また、再入国許可書の国籍・地域別の交付件数は、平成二十一年から平成二十四年までは、「韓国」、「朝鮮」、「中国」、「米国」、「インドシナ三国」、「無国籍」、「その他」に分類して集計しており、平成二十五年は、「台湾」を「中国」と分けて集計しているところ、その内訳は、平成二十一年が、「韓国」四百八十五件、「朝鮮」九百七十件、「中国」十七件、「米国」一件、「インドシナ三国」五百九十六件、「その他」七百七十七件、平成二十二年が、「韓国」四百三十二件、「朝鮮」七百三十八件、「中国」二十一件、「米国」一件、「インドシナ三国」六百六十七件、「無国籍」十五件、「その他」八百五十五件、平成二十三年が、「韓国」四百五十七件、「朝鮮」六百五十七件、「中国」三十九件、「インドシナ三国」六百十六件、「無国籍」二件、「その他」千四百六件、平成二十四年が、「韓国」四百六十四件、「朝鮮」五百七十八件、「中国」十件、「米国」一件、「インドシナ三国」三百六十件、「無国籍」三件、「その他」五百九十件、平成二十五年が、「韓国」四百五件、「朝鮮」三百七十八件、「中国」三件、「台湾」五件、「インドシナ三国」二百八十五件、「その他」六百三十九件である。

三から五までについて

お尋ねの件数については、いずれも、政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。

---

STAP細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十二日

川田　龍平

参議院議長　山崎　正昭殿

---

STAP細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する再質問主意書

一　山梨大学の若山照彦教授（元・独立行政法人理化学研究所（以下「理研」という。）CDBゲノムリプログラミング研究チームチームリーダー）が保管していたSTAP幹細胞を第三者機関で遺伝子解析した結果、すべての株で、実験に使ったはずのマウスと異なる不自然な特徴が確認されたと報道されている（六月三日付け毎日新聞夕刊十面「STAP幹細胞、提供マウスと別の遺伝子」）。記事によると、若山教授は「近く、記者会見をして公表する」と語っているが、その後、山梨大学に確認したところ、若山教授が保管していたSTAP幹細胞を理研が分析した後に記者会見することとするとして無期限延期された。理研が分析することとした理由は何か。山梨大学に保管されているSTAP幹細胞を分析し、一方で、理研に保存されている他のSTAP幹細胞を分析しない理由は何か。また、分析結果の公表はいつまでに行うのか。

二　「STAP細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する質問主意書」（第百八十六回国会質問第一一〇号。以下「質問主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質一八六第一一〇号。以下「答弁書」という。）の二から四まで及び六について、「その他のお尋ねについては、理研において事実関係を確認しているところであると承知している」とあるが、理研の調査委員会は論文不正に関する再調査を行わないと決定したとの報道がなされている。理研においてテラトーマ実験が実際には行われていない可能性が高いことを示すこれらの疑義について事実確認を行っているのは、理研のどの部署もしくは委員会か。また、調査結果の公開はいつか明らかにされたい。

三　答弁書の七については、「疑義を指摘された点に関して、理研が定める「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」に規定する研究不正が認められるか否かという観点から調査を実施したものであり、その結果をもって、御指摘の「事実」が正しいか否かを判断したものではない」とあり、八については、「疑義を指摘された点に関して調査を実施したものであり、「実験結果に関する記述については疑義のないものと認めたため調査対象としなかった」ものではない」とある。疑義を指摘された点に関し

て調査を実施するということであれば、質問主意書において指摘した論文中のFigure 4の画像及びこれに対応する論文中の記述は、理研による「研究論文の疑義に関する調査委員会」の調査報告書に書かれたキメラマウス作成に関する経緯と照らし合わせて読めば、若山氏はＳＴＡＰ細胞の作製に成功し、これを用いてキメラマウスを作製したこと、また、同論文で主張する細胞に対する刺激方法によるＳＴＡＰ細胞の多能性獲得の証拠となる実験結果が得られたことを著者らが観察したことが、事実であるか否かを見極める決定的な部分であることから、本質問主意書において疑義を指摘し、調査を行うよう求めたいが、いかがか。理研がこの点に対して調査を行う意思があるかどうか、行う意思がない場合にはその正当性について、文部科学省の見解を明らかにされたい。

四　答弁書の九については、「御指摘の報道については承知しているが、その報道内容の事実関係について確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。」とあるが、このような重大な事態が事実として報道されていながらそれを放置したまま何の対処もしないというのは不適切である。まずは報道内容の事実関係について確認するための調査を行うべきであると考えるが、いかがか。

右質問する。

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院議員川田龍平君提出ＳＴＡＰ細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「山梨大学に保管されているＳＴＡＰ幹細胞を分析し、一方で、理研に保存されている他のＳＴＡＰ幹細胞を分析しない」との事実は承知していないが、独立行政法人理化学研究所（以下「理研」という。）の本年六月十二日付けの発表によれば、「理研は、社会的な説明責任を果たしていくために・・・ＳＴＡＰ研究で使用された細胞株等の保存試料の分析・評価等を進めており・・・結果に関しては、中間的なものも含めて適宜公表して」いくこととしていると承知している。

二について

理研によると、理研の発生・再生科学研究推進室等が事実関係を確認しているが、「調査結果の公開」について現時点でお答えすることは困難とのことである。

三について

御指摘の「疑義」については、理研が直接その通報を受けた上で、理研において、調査を行うか否かについて適切に判断されるべきものと考えている。

四について

御指摘の「報道内容の事実関係」については、理研が設置したＣＤＢ自己点検検証委員会において検証が行われ、本年六月十二日に「ＣＤＢ自己点検の検証について」が公表されていると承知している。

---

臨床研究の規制の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十二日

川田　龍平

参議院議長　山崎　正昭殿

---

臨床研究の規制の在り方に関する質問主意書

一　「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」を見直し統合する方向で「厚生科学審議会科学技術部会疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会・臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会」（以下「委員会」という。）が開催され、二〇一四年五月一日に審議を終え、五月二十六日厚生科学審議会科学技術部会に、両指針を統合し改正する指針の案（以下「指針案」という。）が提出されたところである。指針案において、「学問・研究の自由は憲法上保障されており」との文言がある。

他方、日本国憲法第二十三条は「学問の自由は、これを保障する。」とあるが、「学問・研究の自由」とは述べていない。

「学問の自由」に「研究の自由」が含まれることは判例等に基づく学説であると理解しているが、これに対し、人体に対する侵襲行為を含む研究活動、人間の尊厳や動物福祉に関わる研究活動を想定した場合にも憲法上保障される学問の自由の範囲に含まれるとすべきか否かについては憲法学説として様々な見解があるはずである。

委員会においては、二〇一四年二月二十六日の委員会で示された案では「学問の自由は憲法上保障されており」とあるのに対して、同年三月二十六日に示された案では「学問・研究の自由は憲法上保障されており」と、「・研究」が挿入されている。ところが、二月二十六日の委員会議事録ではこの点について議論された形跡がみられない。

いかなる議論によって、「・研究」を挿入したのか、明らかにされたい。

二　前記一に関して、十分な議論の記録を残すことなく、憲法の文言とは異なる文言が挿入された指針は、「学問の自由」に「研究の自由」が含まれることに対する諸説を鑑みることなく研究の自由が憲法上保障されているという見解を普及させることになり不適切であると考えるが、いかがか。

三　「慢性骨髄性白血病治療薬の副作用・有害事象隠しに関する質問主意書」（第百八十六回国会質問第一〇三号）に対する答弁書（内閣参質一八六第一〇三号）の八についてによると、五年間において予期しない重篤な有害事象及び不具合が合計わずか七件しか発生していないということになるが、実際にはもっと多いとの現場の声がある。この数字は実態を反映していると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

四　前記三に関して、これらの予期しない重篤な有害事象に対して被験者がどのように補償されたのか、民間の臨床研究保険が利用されたのか、あるいは副作用被害救済制度が利用されたのかとの点について厚生労働省は把握しているのか。一部でも把握している場合には、その内容を明らかにされたい。また、全く把握していない場合には、その理由を明らかにされたい。

五　前記三に関して、これらの予期しない重篤な有害事象については、臨床研究機関の長が対応の状況・結果を公表しなければならないとされているが、それぞれどこに、どのように公表さ

れているのか、厚生労働省が把握しているところを明らかにされたい。

六　五月十九日の参議院行政監視委員会において、私が「医療法改正案では臨床研究中核病院をＩＣＨ―ＧＣＰ水準の臨床研究を実施できる施設と規定されておりますが、そのような施設で行われる個々の医薬品臨床研究はＩＣＨ―ＧＣＰを遵守することを義務付けるのでしょうか。単にできるということで人材や施設に公的研究費を付けても、実際に個々の医薬品臨床研究が法律に基づくＩＣＨ―ＧＣＰ遵守の義務付けとなっていなければ、結局、国際的な使えるデータにならずに公的研究費が無駄遣いになると考えますが、これはいかがでしょうか。」と質問したのに対し、原厚生労働省医政局長は、「この基準につきましてはこれから議論していきますけれども、基本的には、ＩＣＨ―ＧＣＰに準拠した国際水準の質の高い臨床研究が実施できる体制をしっかりとつくってもらうということを考えております。」と答弁し、「実施できる体制をつくる」としているが、個々の研究にＩＣＨ―ＧＣＰ遵守を義務づけるとは述べていない。

個々の研究がＩＣＨ―ＧＣＰを遵守して行われるのでなければ、病院が「実施できる体制」であったとしても、個々の研究から生み出されるデータは国際的に認められるデータにはならないのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院議員川田龍平君提出臨床研究の規制の在り方に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、平成二十六年二月二十六日に開催された厚生科学審議会科学技術部会疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会並びに科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会の合同会議（以下「合同会議」という。）の後日、合同会議委員から、合同会議の議論の対象となっている指針が研究に関するものであることを踏まえ、当該指針の案において「学問の自由」を「学問・研究の自由」とするのが適切である旨の意見（以下「委員意見」という。）が提出されたため、同年三月二十六日に開催された合同会議において、御指摘の「同年三月二十六日に示された案」を提示したものである。

また、同日に開催された合同会議において、事務局から委員意見を踏まえて御指摘の「二〇一四年二月二十六日の委員会で示された案」が修正された旨を説明するとともに、委員意見を配布資料としている等、十分な議論の記録を残しており、不適切であるとの御指摘は当たらないものと考えている。

三について

先の答弁書（平成二十六年五月三十日内閣参質一八六第一〇三号）八についてでお答えしたとおり、臨床研究に関する倫理指針（平成二十年厚生労働省告示第四百十五号。以下「倫理指針」という。）に規定する「予期しない重篤な有害事象及び不具合等」に該当し、臨床研究機関の長から厚生労働大臣への報告が行われた事象の件数は、平成二十一年度から平成二十五年度までに七件あった。

四について

お尋ねについては、倫理指針に規定する「被験者の健康被害等に対する補償等」の内容について厚生労働大臣への報告を求めていないため、厚生労働省としては把握していない。

五について

お尋ねについては、把握していない。

六について

御指摘の「国際的に認められるデータ」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

---

政府の年金財政検証の前提に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十二日

浜田　和幸

参議院議長　山崎　正昭殿

---

政府の年金財政検証の前提に関する質問主意書

厚生労働省は平成二十六年六月三日に「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（以下「年金財政試算」という。）を明らかにした。この中で、国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証を示しており、前提となる世帯として「夫のみ就労の平均的な世帯」を採用している。

他方、安倍首相は平成二十六年三月十九日の平成二十六年第三回経済財政諮問会議及び第一回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（以下「合同会議」という。）において、「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている、現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方」について検討を行ってもらいたいと述べ、専業主婦がいる世帯の所得税を軽減する配偶者控除の縮小・廃止を検討するよう指示し、専業主婦を優遇する措置を廃止することで女性の社会進出を促そうとしている。

しかしながら、両者は相反するものであり、政府の政策として整合性に欠いているように思われる。

このような観点から、以下質問する。

一　我が国の全就労者の数、世帯数、さらには就労者の平均的なモデルである夫のみ就労の世帯数について、直近の数値を示されたい。

二　田村厚生労働大臣は合同会議において、「現行制度に基づく検証作業に加え、プログラム法で検討課題となっている問題に関連するオプション試算を行うこととしているところである」と述べ、第三号被保険者の見直しに係るオプション試算を行う意向を示している。そもそも夫のみ就労の平均的な世帯というものが現在の就労状況の実態を反映していないと思われるが、政府の見解を示されたい。

三　年金財政試算では夫のみ就労という世帯をモデルとしている一方、合同会議では専業主婦の就労を促す政策を検討しているが、両者の前提は矛盾するものと思われる。政府が中長期的な政策を検討する場合、まず、モデル的な世帯像を決定すべきであり、それを踏まえて各省での個々の政策の議論が進められるべきである。すなわち、政策分野ごとの弥縫策にとどまる結論を出すのではなく、政府があらかじめ中長期的な国民像、世帯像を設定し、国家戦略としての社会保障政策や税制改正の決定を行うべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出政府の年金財政検証の前提に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員浜田和幸君提出政府の年金財政検証の前提に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「全就労者の数、世帯数」については、労働力調査の結果として、十五歳以上人口のうちの就業者数、就業者が一人以上いる世帯数として公表している。その直近の結果によれば、平成二十六年四月の就業者数は六千三百三十八万人、就業者が一人以上いる世帯数は三千七百四十五万世帯となっている。

また、お尋ねの「就労者の平均的なモデルである夫のみ就労の世帯数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、労働力調査の結果として、夫婦のいる世帯のうち夫が就業者でない世帯数を公表している。その直近の結果によれば、同月の当該世帯数は、八百三十六万世帯となっている。

二について

夫婦のいる世帯のうち夫が就業者で、妻が第三号被保険者に相当するものと考えられる、妻が就業者でないか又は妻が就業者であって就業時間が週三十時間未満の世帯数は、労働力調査の直近の平成二十六年四月の結果によれば千四百十四万世帯であり、夫婦のいる世帯のうち夫が就業者である世帯数二千百九十四万世帯の過半数を占めている。

なお、国民年金及び厚生年金保険の給付については、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二条第一項において、満額の老齢基礎年金二人分の額と男子の平均的な賃金で四十年間就業した場合の老齢厚生年金の額との合計額の男子平均手取り賃金に対する比率（以下「所得代替率」という。）が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとされているため、財政検証においては、給付水準を継続的に測る指標として、夫が就労し妻が第三号被保険者である世帯を基準とし、所得代替率をお示ししている。

そして、国民年金及び厚生年金保険の給付水準は、世帯としての賃金水準が同じであれば、世帯類型に関係なく年金額及び所得代替率が同一となるため、夫が就労し妻が第三号被保険者である世帯の所得代替率は、他の世帯類型についても給付水準を示す指標の役割を果たすものと考えている。

三について

政府としては、社会保障政策や税制を含む政策の実施に当たっては、多様化する国民のニーズに対応するよう、きめ細かな対応を行っていく必要があるため、御指摘の「政府があらかじめ中長期的な国民像、世帯像を設定」することについては、適当ではないものと考えている。

---

日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十三日

小西　洋之

参議院議長　山崎　正昭殿

---

日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

一　一般論として、条約又は法律に違反する、あるいは、矛盾・抵触する閣議決定は法的に無効であると解してよいか。

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安全保障条約」という。）第三条の趣旨について、特に、「憲法上の規定に従うことを条件として」の文言の意味及び当該規定が措置された理由並びに経緯について、詳細に示されたい。

三　日米安全保障条約第三条の「憲法上の規定に従うことを条件として」との規定は、我が国において集団的自衛権を行使することは憲法に違反するものであるため、「我が国が米国のために集団的自衛権の行使を行わないことが日米両国間で了解されたもの」と解してよいか。

四　日米安全保障条約第三条は、憲法の定める手続に基づき、国会承認をされている。この国会による承認行為は、国会が当該承認行為を通じて「我が国において、集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との憲法解釈を機関として決定しているものと解してよいか、政府の見解を明らかにされたい。

五　一般論として（第二次安倍内閣が現に企図しているように）、集団的自衛権の行使が可能であるとの憲法解釈の変更を閣議決定により行った場合、当該閣議決定は日米安全保障条約第三条との関係で法的に無効であると解してよいか。

六　一般論として（第二次安倍内閣が現に企図しているように）、集団的自衛権の行使が可能であるとの憲法解釈の変更を閣議決定により行った場合、当該閣議決定は、かつて日米安全保障条約第三条が国会承認された際に国会が機関として決定している「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との憲法解釈と反する、あるいは、矛盾・抵触するものであって、その意味において当該閣議決定は国会承認の範囲を超えるものであり、法的に無効であると解してよいか。

七　安倍総理は、去る二〇一四年六月十一日の民主党海江田代表との党首討論において、「集団的自衛権の行使を行う場合には、日米安全保障条約を改定するつもりはない」との趣旨の発言を行っている。仮に、第二次安倍内閣において、集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更を行った際には、日米安全保障条約第三条を改正する必要はないという認識でよいか。また、そうした認識である場合は、当該第三条の国会承認との関係で、法的な問題は一切生じないと考えているのか。

八　一般論として、条約に違反する、あるいは、矛盾・抵触する法律は法的に無効であると解してよいか。

九　一般論として（第二次安倍内閣が現に企図しているように）、集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更に係る閣議決定を行い、その後、安倍総理が国会審議等において再三述べているように、集団的自衛権の行使に係る自衛隊法等の法改正が国会においてなされた場合、日米安全保障条約第三条を改正しない限り、当該閣議決定のみならず当該自衛隊法等の改正事項についても、法的に無効であると解してよいか。

十　また、同様に、安倍総理が再三国会審議等において述べている憲法解釈の変更の後に行うとする日米防衛協力ガイドラインの改正（見直し）についても、日米安全保障条約第三条を改正しない限り、当該改正事項は法的に無効であると解してよいか。

十一　仮に、集団的自衛権の行使を可能とする憲

法解釈に基づき、我が国が米国のために集団的自衛権を行使することを可能とする日米安全保障条約第三条の改正案が国会承認された際には、政府が国会答弁等で認めているところの同条約第五条（米国の対日防衛義務）及び第六条（日本の施設提供義務）との関係により成立している双務性は失われることになる、すなわち、日米安全保障条約は片務性を帯びるものになると解してよいか。

十二　日米安全保障条約第三条のもとで、米軍がその軍事方針あるいは軍事作戦において、自衛隊が米国のために集団的自衛権を行使することを想定している、あるいは、期待しているという事実は存在するか。また、そうした事実が将来においても生じうると考えているのか。生じうると考える場合は、どのような軍事的状況下においてであるかその具体的根拠を示されたい。

十三　前記一から十一については、太田国土交通大臣に別途それぞれに関する見解を問い、その上で、第二次安倍内閣における集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更に係る閣議決定への署名拒否の意思の有無及び署名拒否の意思を有さない場合はその具体的理由を明らかにされたい。なお、本質問の趣旨と関係のない、「現在行われている与野党協議の結果を受けて検討する」等の答弁は答弁漏れとみなすので断じて行わないこと。

右質問する。

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員小西洋之君提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書

一について

一般に、閣議決定は、法令の範囲内においてなされるものであり、政府が御指摘の「条約又は法律に違反する、あるいは、矛盾・抵触する閣議決定」を行うことは考えられないが、閣議決定がなされた後に当該閣議決定と異なる内容を定める新たな法律が制定された場合等は、当該閣議決定は、その限りにおいて、その効力を有しないこととなるものと解される。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）第三条は、日米両国は、憲法上の規定に従うことを条件として、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を維持し発展させる旨を規定している。

同条の規定について、政府としては、これまで国会等において、沿革的には、米国の上院で昭和二十三年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、北大西洋条約その他の防衛条約にも類似の規定があること、同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないというものであること、ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としていることを説明してきたところである。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日米安保条約の国会による承認は、憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、日米安保条約の締結について行われたものであると承知しており、「国会が当該承認行為を通じて「我が国において、集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との憲法解釈を機関として決定しているもの」とは承知していない。

五から七まで及び九から十一までについて

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。なお、日米安保条約第三条の規定及び日米安保条約の国会による承認に関する政府の認識は、二及び三について及び四についてでお答えしたとおりである。

八について

一般に、条約と法律との関係については、条約が法律に優位すると解される。

十二について

お尋ねの米軍の「想定」や「期待」について、政府としてお答えする立場にない。

十三について

お尋ねに関し、政府としての認識は、一について、二及び三について、四について及び五から七まで及び九から十一までについてでお答えしたとおりである。お尋ねが太田国土交通大臣個人の認識に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。

---

参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十三日

参議院議長　山崎　正昭殿

小西　洋之

---

参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

一　第一次安倍内閣及び第二次安倍内閣において衆参両院で付された附帯決議に違反したことはあるか。

二　参議院憲法審査会における「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においては、「六　本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。」とされているところ、仮に、第二次安倍内閣において集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更を行う際は、その変更に係る閣議決定を行う事前に、当該附帯決議の規定に従い、憲法解釈の変更案及び本附帯決議第四項に規定するところの政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について国会に提出し十分な審議を受ける意思があると解してよいか。

なお、私は参議院憲法審査会幹事として本附帯決議の起草を行い与党との協議において当該条項を確定した者であるところ、当該条項の「憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法解釈を変更しようとするときは、（中略）国会での審議を十分に踏まえること」との規定は、「憲法とは主権者国民のみがその内容を確定することができるが故の最高法規であり、かつ、その内閣による運用解釈は当該主権者国民の代表機関としての国権最高機関の国会の監督に服するものであり、従って、内閣が、解釈変更に係る閣議決定を行おうとする際には、その事前に国会における十分な審議を受けなければならない」ことを意味することを付言する。

三　仮に第二次安倍内閣として、本附帯決議第六項の規定に従わず、解釈の変更に係る閣議決定を強行する場合は、第二次安倍内閣は本附帯決議の趣旨を否定し、ひいては、国会を否定し、さらには国会議員を選出する主権者である国民を否定するものと解してよいか。

四　仮に第二次安倍内閣として、本附帯決議第六項の規定に従わず、解釈の変更に係る閣議決定を強行する場合は、本附帯決議可決の際に、「ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。」と発言した新藤総務大臣及び「ただいま可決されました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。」と発言した谷垣法務大臣は、当該閣議決定への署名を拒否しない限り参議院憲法審査会において虚偽の発言をしたこととなると解してよいか。それぞれ、別途両大臣の見解及びそのような見解を取る理由について確認し、それぞれについて答弁されたい。なお、本質問の趣旨と関係のない、「現在行われている与野党協議の結果を受けて検討する」等の答弁は答弁漏れとみなすので断じて行わないこと。

五　前記一から三については、太田国土交通大臣に別途それぞれに関する見解を問い、その上で、第二次安倍内閣における集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更に係る閣議決定への署名拒否の意思の有無及び署名拒否の意思を有さない場合はその具体的理由について、明らかにされたい。なお、本質問の趣旨と関係のない、「現在行われている与野党協議の結果を受けて検討する」等の答弁は答弁漏れとみなすので断じて行わないこと。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、従来より、国会における附帯決議については、その趣旨を尊重している。

二から四までについて

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、集団的自衛権の問題については、政府は、国会において丁寧に説明を行ってきている。

五について

お尋ねに関し、政府としての認識は、一について及び二から四までについてでお答えしたとおりである。お尋ねが太田国土交通大臣個人の認識に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。

---

自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十三日

小西　洋之

参議院議長　山崎　正昭殿

---

自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

一　第二次安倍内閣において、非核三原則を見直す考えはあるか。また、二〇一四年六月十三日現在で外務省ホームページに掲載されている「非核三原則の経緯」との文書の中で、昭和四十六年十一月の衆議院決議、昭和五十一年四月及び五月の衆参両院外務委員会決議を指摘しつつ、「歴代内閣は、これら決議を尊重し、非核三原則を堅持している」との記述があるが、第二次安倍内閣においても、これら過去の国会における決議を尊重し、非核三原則を堅持する立場であると解してよいか。

二　一九五四年六月二日に参議院本会議において全会一致で可決された「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」とする「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」（以下「本決議」という。）について、これが、自衛隊の海外派兵たる海外における武力行使を禁止した趣旨であるとの理解を答弁した、あるいは、そうした理解の上に行われた政府答弁例を可能な限り示されたい。なお、その中に、安倍晋三官房長官による平成十七年十二月十二日に行われた答弁も含まれると解するか。

三　本決議はその決議以降も平成二十年代に至るまで数十回にわたり自衛隊法改正などの際に「自衛隊の海外における武力行使を禁止する」というその趣旨が参議院の国会審議の中で確認されてきたと理解するが、こうした国会と内閣の間で積み上げられた議論を有する本決議について、第二次安倍内閣として、議院内閣制の趣旨に基づき、どのような程度の尊重の認識でいるか。法規範にも匹敵するものとの認識があって当然と考えるが、そのような認識を有しない場合はその理由について具体的に示されたい。

四　本決議の発議者である鶴見祐輔議員による趣旨説明においては、「何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国にお

きましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、国土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮窟であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。外国においては、（中略）今日の日本の戦闘力を（中略）利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、（中略）憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。」とされているところ、「憲法の明文の拡張解釈の危険を一掃する」とする本決議を前にして、さらに、決議以降も参議院において政府との間で積み上げられた本決議の趣旨の確認等の議論があるにもかかわらず、第二次安倍内閣として、参議院において憲法第九条の解釈の変更案とその政策的必要性及び妥当性等に係る十分な国会審議を受けることなく、本決議が意味するところの自衛隊の海外出動たる集団的自衛権の行使に係る閣議決定を行うことが議院内閣制の趣旨において許されると考えているのか。

五　前記四に対する答弁の前提として、本趣旨説明の内容を踏まえたときに、集団的自衛権の行使について本決議が禁止するところの「海外への出動」とはならないものがあるか否か、ある場合はどのようなものが考えられるか示されたい。その際、文理として、決議は領土・領海・領空以外を公海も含め「海外」と理解していると解されるが、異論ある場合にはその根拠を示されたい。

六　仮に、本決議があるにもかかわらず、閣議決定のみで集団的自衛権の行使に係る憲法第九条の解釈変更を強行する場合は、第二次安倍内閣において参議院の意思及び存在を否定し、ひいては、主権者である国民の意思及び存在を否定するものであると解してよいか。

七　仮に、本決議があるにもかかわらず、閣議決定のみで集団的自衛権の行使に係る憲法第九条の解釈変更を強行する場合は、第二次安倍内閣においては、非核三原則について、仮にこれをある内閣が見直そうとする際には、国会において事前に唯一の被爆国としての我が国の恒久平和主義の在り方等を含め十分な審議を行うことなく内閣の判断のみでその見直しができるものと考えているのか。

八　前記三から七については、太田国土交通大臣に別途それぞれに関する見解を問い、その上で、第二次安倍内閣における集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更に係る閣議決定への署名拒否の意思の有無及び署名拒否の意思を有さない場合はその具体的理由を明らかにされたい。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院議員小西洋之君提出自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員小西洋之君提出自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書

一及び七について

非核三原則は、これまで歴代の内閣総理大臣が繰り返し表明してきている政策であり、国家安全保障戦略（平成二十五年十二月十七日閣議決定）においても明記されているとおり、我が国は非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。安倍内閣として、非核三原則を守るとの基本方針を堅持する立場に変わりはない。

二について

御指摘の決議の有権的な解釈については、政府としてお答えする立場にないが、政府は、従来から、武力行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解してきており、その旨をこれまで累次にわたつて答弁してきたところである。

なお、御指摘の平成十七年十二月十二日の参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会における安倍内閣官房長官（当時）の答弁は、この趣旨を述べたものである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、安倍内閣としては、御指摘の決議の趣旨を十分に尊重していく考えである。

四から六までについて

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、集団的自衛権の問題については、政府は、国会において丁寧に説明を行ってきている。

八について

お尋ねに関し、政府としての認識は、一及び七について、三について及び四から六までについてでお答えしたとおりである。お尋ねが太田国土交通大臣個人の認識に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。

---

集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十三日

小西　洋之

参議院議長　山崎　正昭殿

---

集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問主意書

一　一般論として、ある内閣による憲法違反の内容の憲法解釈の変更の閣議決定は法的に無効であると解するが、政府はどのように考えているか。

二　一般論として、憲法前文の「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」に規定されている「憲法」には、内閣による憲法の解釈の変更により新しい憲法規範となった解釈変更後の「憲法」も含まれると解してよいか。また、そうした「排除する」とされる解釈変更による「憲法」があった場合に、当該「憲法」は当然に法的に無効であると考えてよいか（現実にこうした事態が起きるか否かではなく、あくまで、法理としてどうかということを問うているのであり、絶対に答弁拒否することなく答弁されたい。）。

三　前文における「日本国民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とは、主権者である日本国民が、国民主権という政治原理を採用した動機及び理由において、国家の行為による戦争の惨禍が国民に生じることを将来にわたり防ぐためであることを示しているものと解してよいか、政府の解釈を示されたい。

四　政府の憲法解釈においても憲法の前文は憲法の各条項の解釈の指針となるものとされているところ（平成六年十月十八日　大出内閣法制局長官答弁）、主権者である国民が国民主権原理を採用した動機及び理由は国家の行為による戦争の惨禍を国民に生じさせないためであるという前文の解釈（前記三に対する政府答弁）は、憲法第九条、第九十六条、第九十九条の解釈の指針となるものと解してよいか。

五　一般論として、どのような武力行使の規模の集団的自衛権の行使であれ、それを行使した場合、その武力行使を行う戦闘部隊はその武力行使の過程で戦死することがあり得るものであり、かつ、集団的自衛権行使の相手先国からの反撃等により当国（行使国）の国民が死亡することがあり得るものと政府は認識しているか。こうした可能性がない、あるいは死者を一人も出さないことができると考える場合は、その具体的理由を明らかにされたい。

六　憲法前文において、「日本国民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあるところ、自衛隊員が戦死し、かつ、その他の国民も戦死する可能性のある集団的自衛権の行使を、憲法第九条において、主権者である国民の主権行使である国民投票を行わずに、閣議決定による解釈変更によって可能とすることは、憲法前文の下の憲法第九条及び憲法第九十六条の解釈として、前記五においてあらゆる集団的自衛権の行使において死者が一人も出ないことができるとする考えに立つのでない限り、いかなる集団的自衛権行使を想定する場合であれ当該閣議決定は憲法第九条及び憲法第九十六条違反となり法的に無効となるのではないか。憲法第九条違反にも、また、憲法第九十六条違反ともならないと考える場合は、その法制的理由について具体的に示されたい。

七　憲法前文において、「日本国民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあるところ、自衛隊員が戦死し、かつ、その他の国民も戦死する可能性のある集団的自衛権の行使を、憲法第九条において、主権者である国民の主権行使である国民投票を行わずに、解釈変更の閣議決定により可能とすることは、憲法第九十九条の下の国務大臣の憲法尊重義務及び擁護義務に反するものであり、当該閣議決定行為は憲法第九十九条違反として違憲無効となるのではないか。憲法第九十九条違反とならない場合は、その法制的理由について具体的に示されたい。

八　前記一、二及び三並びに憲法前文の「かかる原理」たる戦争の惨禍を防ぐことをその理由等とする国民主権の原理を総合して考えると、憲法前文の解釈として、自衛隊員及び他の国民が戦死する可能性がある集団的自衛権の行使を可能とする内閣の閣議決定により解釈変更された新しい憲法規範は、国民主権の行使である国民投票によらず定められた新しい憲法規範であり、「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」として主権者である国民より排除されるところの憲法であって、当該閣議決定は憲法違反の行為であり法的に無効であり、従って、当該解釈変更された新しい憲法規範は法的に無効であると解してよいか。もし、これと異なる見解を政府が採用する場合は、その法制的理由について詳細に示されたい。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「憲法違反の内容の憲法解釈の変更の閣議決定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、閣議決定は、法令の範囲内においてなされるものであり、内閣が、憲法違反の内容の閣議決定を行うことは考えられない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、憲法前文の「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」の意味は、人類普遍の原理である国民主権に反するような一切の憲法、法令及び詔勅を排除するとの意味であると理解している。

三について

御指摘の憲法前文の箇所のうち、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」の趣旨は、戦争の主体が国家である、戦争を起こすことの決定は国政の運用に当たる国家機関によってなされるということに着目し、かつて体験したような戦争の惨禍が起こることがないようにするという日本国民の固い決意を表明したところにあると考えられ、これは憲法の基本原則の一つである平和主義を強調したものであり、また、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」の趣旨は、過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民が等しく受けたということに着目し、国民主権を確立することにより、過去のそのような例が起こることがないようにするという固い決意を表明したものであると理解している。

四について

御指摘のとおり、憲法前文は、憲法のそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っていると理解している。

五から八までについて

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

---

立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月十三日

小西　洋之

参議院議長　山崎　正昭殿

---

立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書

一　一般論として、日本国憲法が立脚するところの近代立憲主義においては、内閣による閣議決定はもちろん、国会が立法する法律によってもそれを侵害することができない国民の生命、自由があり、当該生命、自由については、主権者である国民の憲法改正による国民投票によってしかその判断を決することはできないという考えに立つものであると解してよいか。このように解する場合は、現在の政府の憲法解釈において保障されている国民の生命、自由について、閣議決定でも立法によってもそれを侵害等することができず、従って、憲法改正によるしかそれを可能とする手段がない事項を五項目程度示されたい（例えば、徴兵制など。）。

二　集団的自衛権の行使を閣議決定による憲法解釈の変更により可能とし、その解釈の下で、国会で自衛隊法等の法改正を行い、実際に集団的自衛権を行使して、その結果、自衛隊員や他の日本国民を戦死・死亡させることは、近代立憲主義に反するのではないか。あるいは、こうした閣議決定及び立法行為（その後の自衛隊の出動命令等の行政行為も含む）は、近代立憲主義に何ら抵触するものではないと考えるのか。もし、反するものでもなく抵触するものでもないと考える場合は、前記一に対する答弁で示された事項に比べても近代立憲主義に反するものでなく、また、抵触するものでもないと判断する理由について、具体的に示されたい。

三　国会が、審議の場において、政府に憲法解釈を質疑するのは、国民主権及び議院内閣制の下の国民代表機関たる国会による内閣に対する監督行為等であると解してよいか。内閣の見解を示されたい。

四　戦後の衆参両院において、半世紀以上にもわたって憲法第九条において集団的自衛権の行使は憲法違反であることの積み重ねの議論があるにもかかわらず、第二次安倍内閣において、事前に国会に対し、集団的自衛権の行使を可能とする憲法第九条の改正案及び既に私が二〇一三年十二月六日に提出した「集団的自衛権の行使に係る憲法解釈に関する質問主意書」（第百八十五回国会質問第九八号）に対する答弁書（内閣参質一八五第九八号。以下「答弁書」という。）においても踏襲することを明らかにしている政府の憲法解釈に関する考え方との適合性などについて報告を行い、それらについて徹底的な国会審議を受けずに解釈の変更を強行することは、内閣による国会無視かつ議院内閣制の否定であり、さらには、内閣による主権者である国民を無視し、かつ、主権者である国民の憲法を収奪する近代立憲主義に反する行為ではないか。内閣の見解を示されたい。

五　我が国に対する武力攻撃が発生していないのに、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態を排除するために、憲法上認めることができる集団的自衛権の行使が憲法解釈として存在し得るのか、政府の解釈を示されたい。なお、そうした集団的自衛権の行使が憲法上認められるとする解釈に立つ場合は、答弁書においても踏襲することを明らかにしている政府の憲法解釈に関する考え方との適合性について具体的かつ網羅的に示されたい。

右質問する。

---

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員小西洋之君提出立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員小西洋之君提出立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、憲法の改正については、憲法第九十六条に定めがあり、さらに、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）において、国民投票等の手続が定められており、憲法の規定の改正は、この憲法改正の手続によって行うものである。

二、四及び五について

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、集団的自衛権の問題については、政府は、国会において丁寧に説明を行ってきている。

三について

お尋ねの憲法解釈に関するものも含め、国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

平成二十六年六月二十日

## ○第百八十六回国会 参議院会議録第三十三号（その二）

〔本号（その一）参照〕

環境大臣石原伸晃君問責決議案

右の議案を発議する。

平成二十六年六月十九日

発議者　榛葉賀津也　浜野　喜史　柴田　巧　松田　公太　井上　哲士　又市　征治　荒井　広幸　主濱　了

賛成者　那谷屋正義　増子　輝彦　柳澤　光美　清水　貴之　中西　健治　水野　賢一　市田　忠義　紙　智子　福島みずほ　吉田　忠智　谷　亮子

参議院議長　山崎　正昭殿

---

環境大臣石原伸晃君問責決議

本院は、環境大臣石原伸晃君を問責する。

右決議する。

---

理　由

環境大臣石原伸晃君は東京電力福島第一原発事故の除染作業で出た汚染土などを保管する中間貯蔵施設建設に向けた地元との調整をめぐって、「最後は金目でしょ」などと発言。故郷を想う被災地の地元住民の苦しみ、かなしみ、無念さを金で解決しようという極めて無神経で許し難い発言であり、看過することはできない。一方で「被災者の心に寄り添って丁寧に説明する」と釈明しながら、十六回も開催された中間貯蔵施設の住民説明会に大臣のみならず政務三役が一度も出席していなかった事実は重く、大臣としての責任感が欠如していると言わざるを得ない。

石原大臣はこれまでも問題発言および行動を繰り返している。昨年一月、手抜き除染という環境省にとっても、福島県にとっても、ゆゆしき事態が報道されたにもかかわらず、当日登庁しなかった。昨年八月、中間貯蔵施設の建設について「福島県が自ら行動する認識が重要」などと発言して、福島県に建設の責任を負わせようとした。かつて汚染土の保管先は「福島原発第一サティアンしかない」などと福島県を揶揄した発言をした。一連の発言と行動を振り返れば、石原大臣の職責に対する使命感・責任感の欠如が明らかになっており、福島県における復興と除染にあたることはできず、すでに石原大臣にその職を続ける資格はないと断ぜざるを得ない。

以上が、環境大臣石原伸晃君を問責する理由である。

---

審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

国土交通委員長　藤本　祐司

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに委託者への情報開示の充実を図るため、設計受託契約等の原則、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理についての一括再委託の禁止、管理建築士の業務の明確化、建築士免許証等の提示義務等について定めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

---

建築士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十三日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

建築士法の一部を改正する法律

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　業務（第十八条―第二十二条の三）」を「第四章　業務（第十八条―第二十二条の三）　第四章の二　設計受託契約等（第二十二条の三の二―第二十二条の三の四）」に改める。

第二条第九項を同条第十項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証に記載された事項等に変更があつたときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。

第十条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士（以下それぞれ「構造設計一級建築士」という。）又は「設備設計一級建築士」という。）」を「構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士」に、「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士（以下それぞれ「構造設計一級建築士」という。）は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項等に変更があつたときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。

第十条の二を第十条の二の二とし、第十条の次に次の一条を加える。

（報告、検査等）

第十条の二　国土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十条の十三第二項を次のように改める。

2　第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十条の十三第三項を削る。

第十条の十九第一項中「、第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に、「第十条の二の」を「第十条の二の二の」に、「第十条の二第一項各号」を「第十条の二の二第一項各号」に改め、同条第三項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「第十条の二第五項」を「第十条の二の二第六項」に改める。

第十条の二十一第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「同条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加える。

第十条の二十二中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

第十条の三十四第二項中「第十条の十三第二項及び第三項」を「第十条の二第三項及び第四項」に改める。

第十一条第一項中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

4　建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（建築士免許証等の提示）

第十九条の二　一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第二十三条第一項に規定する設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があつたときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

第二十条第五項中「建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者」を「建築設備士」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　設計受託契約等

（設計受託契約等の原則）

第二十二条の三の二　設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容）

第二十二条の三の三　延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二　工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三　当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四　報酬の額及び支払の時期

五　契約の解除に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2　延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3　建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前二項の規定を適用する。

4　第二十条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。

5　設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により読み替えて準用する第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

（適正な委託代金）

第二十二条の三の四　設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

第二十三条の二第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

第二十三条の四第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十三条の四第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

第二十三条の五第一項中「又は第三号から第五号まで」を「、第三号、第四号又は第六号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　建築士事務所の開設者は、第二十三条の二第五号に掲げる事項について変更があつたときは、三月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条第三項中「技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる」を「次に掲げる技術的事項を総括する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定

二　受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置
三　他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成
四　建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

第二十四条に次の二項を加える。

4　管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者とが異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、前項各号に掲げる技術的事項に関し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

5　建築士事務所の開設者は、前項の規定による管理建築士の意見を尊重しなければならない。

第二十四条の三第二項中「共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの」を「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物」に改める。

第二十四条の七第一項中「設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）」を「設計受託契約又は工事監理受託契約」に改める。

第二十四条の八第一項第一号中「前条第一項各号」を「第二十二条の三の三第一項各号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険契約の締結等）

第二十四条の九　建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条中「定め、これを勧告する」を「定める」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五号」の下に「、第六号」を加え、「第六号（法人」を「第七号（法人」に、「又は第七号」を「、第八号又は第九号」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第二号中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに違反したとき。

第二十六条の二第一項中「都道府県知事は」の下に「、第十条の二第二項に定めるもののほか」を加え、同条第二項中「第十条の十三第二項及び第三項」を「第十条の二第三項及び第四項」に改める。

第二十六条の四第一項中「第二十三条の五第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第二十三条の九の」を「並びに第二十三条の九の」に改める。

第三十八条第五号中「第四十一条第五号」を「第四十一条第八号」に改める。

第四十一条第十五号を同条第十八号とし、同条第七号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号までを三号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一　第十条の二第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第十条の二第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
三　第十条の二第一項又は第二項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十四条第一号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第五項」に改める。

別表第一中「第十条の二」を「第十条の二の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の建築士法（以下「新法」という。）第二十二条の三の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された契約の当事者については、適用しない。

第三条　建築士事務所の開設者（この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築士法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていた者に限る。第三項において「既登録者」という。）は、施行日から起算して一年以内に新法第二十三条の二の規定による更新の登録の申請をする場合を除き、施行日から起算して一年以内に、同条第五号に掲げる事項を、当該都道府県知事に届け出なければならない。

2　新法第二十三条の三第一項及び第二十三条の四の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

3　新法第二十三条の五第二項の規定は、既登録者については、第一項に規定する更新の登録の申請又は同項の規定による届出があった時から適用する。

4　第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第四条　新法第二十四条の三第二項の規定は、施行日前に建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務については、適用しない。

第五条　都道府県知事は、建築士事務所の開設者が附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　新法第十条第三項、第四項及び第六項の規定は都道府県知事が第一項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は建築士事務所の閉鎖を命ずる場合について、同条第五項の規定は都道府県知事が第一項の規定による処分をした場合について、それぞれ準用する。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第十一号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第十七号中「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第四項」に改める。

第五条の六第二項及び第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十四号(一)中「第十条の二第一

項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第十条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

（景観法の一部改正）

第十一条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

（調整規定）

第十二条　施行日が建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日前である場合には、附則第七条中「第五条の六第二項」とあるのは、「第五条の四第二項」とする。

---

審査報告書

会社法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

法務委員長　荒木　清寛

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

会社法の一部を改正する法律案（第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成二十六年四月二十五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

（小字及び――は衆議院修正）

会社法の一部を改正する法律案

会社法の一部を改正する法律

会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「発起人等の責任」を「発起人等の責任等」に、「・第百三条」を「―第百三条」に、「第百七十三条」を「第百七十三条の二」に改め、「・第百七十九条」を削り、「第五節　株式の併合等」を「第四節の二　特別支配株主の株式等売渡請求（第百七十九条―第百七十九条の十）」に、「第百八十二条」を「第百八十二条の六」に、「第二百六条」を「第二百六条の二」に、「第二百十三条」を「第二百十三条の三」に、「・第二百八十六条」を「―第二百八十六条の三」に、「第十節　委員会及び執行役」を「第九節の二　監査等委員会」を「第一款　権限等（第三百九十九条の二―第三百九十九条の八―第三百九十九条の十二）」に、「第二款　運営（第三百九十九条の十三・第三百九十九条の十四）」に、「第三款　監査等委員会設置会社の取締役会」を「第十節　指名委員会等及び執行役」に、「第九十九条の七」を「第百九十九条の七」に、「第九十九条の十二」を「第百九十九条の十二」に、「第三百九十九条の十三・第三百九十九条の十四）」に、「委員会の」を「指名委員会等の」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「第一節　会社の組織に関する訴え（第八百二十八条―第八百四十六条）」を「第一節の二　売渡株式等の取得の無効の訴え（第八百四十六条の二―第八百四十六条の九）」に改める。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　子会社等　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　子会社

ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　親会社等　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　親会社

ロ　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

第二条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　監査等委員会設置会社　監査等委員会を置く株式会社をいう。

第二条第十二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「「委員会」を「「指名委員会等」に改め、同条第十五号中「当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない

ロ　その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ハ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ　当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ　当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第二条第十六号中「過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

ロ　その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

ハ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ　当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ　当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（詐害事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求）

第二十三条の二　譲渡会社が譲受会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って事業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡会社が残存債権者を害することを知って事業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。

3　譲渡会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、譲受会社に対して第一項の規定による請求をする権利を行使することができない。

第二十四条第一項中「及び第十八条」を「から第十八条の二まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「又は再生手続開始の決定」とあるのは、「、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とする。

第二十四条第二項中「前二条」を「前三条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三項中「、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とあるのは、「又は再生手続開始の決定」とする。

第三十三条第十一項第三号中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

第三十八条第三項中「で設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員（株式会社の設立に際して監査等委員会の委員をいう。以下同じ。）となる者をいう。以下同じ。）である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

第三十九条第三項中「の取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「設立時取締役」の下に「（成立後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は、三人以上でなければならない。

第四十条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「、取締役」とあるのは「、監査等委員である取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

第四十一条第一項中「（取締役）」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加える。

第四十二条中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

第四十三条第一項中「過半数（」の下に「設立時監査等委員である設立時取締役又は」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「、取締役」とあるのは「、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

第四十四条第一項中「設立時取締役」の下に「（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項中「選任された取締役」の下に「（監査等委員である取締役を除く。第四項において同じ。）」を加え、「同項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第五項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第一項の規定により選任された設立時監査等委員である設立時取締役及び同条第三項」に改める。

第四十五条第一項第一号中「取締役の全部」を「取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の全部」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の全部又は一部の選任又は解任　これらの取締役となる設立時取締役の選任又は解任

第四十六条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四十七条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「設立時取締役の」を「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の」に改める。

第四十八条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二編第一章第八節の節名を次のように改める。

第八節　発起人等の責任等

第五十二条の次に次の一条を加える。

（出資の履行を仮装した場合の責任等）

第五十二条の二　発起人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一　第三十四条第一項の規定による払込みを仮装した場合　払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払

二　第三十四条第一項の規定による給付を仮装した場合　給付を仮装した出資に係る金銭以外の財産の全部の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）

2　前項各号に掲げる場合には、発起人がその出資の履行を仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

3　発起人が第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

4　発起人は、第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した設立時発行株式について、設立時株主（第六十五条第一項に規定する設立時株主をいう。次項において同じ。）及び株主の権利を行使することができない。

5　前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

3　設立時募集株式の引受人は、第六十三条第一項の規定による払込みを仮装した場合には、次条第一項又は第百三条第二項の規定による支払がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができない。

4　前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（払込みを仮装した設立時募集株式の引受人の責任）

第百二条の二　設立時募集株式の引受人は、前条第三項に規定する場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う。

2　前項の規定により設立時募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

第百三条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第百二条第三項に規定する場合には、払込みを仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に対し、前条第一項の引受人と連帯して、同項に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込みを仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

3　前項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

第百八条第一項ただし書中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第八号中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改め、同項第九号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第百十二条第一項において同じ。）」を加える。

第百十三条第三項中「定款を変更して発行可能株式総数を増加する」を「次に掲げる」に、「変更後」を「当該定款の変更後」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合

二　公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合

第百十三条第四項及び第百十四条第二項第三号中「第二百八十二条」を「第二百八十二条第一項」に改める。

第百十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第百十六条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第百十七条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該株式の代金の支払の時」を「効力発生日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第百十八条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとすると

過失があるときは、この限りでない。

第五十五条中「義務」の下に「、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務」を加える。

第八十五条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

2　設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

第八十九条第一項中「の設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。）」を加える。

第九十条第一項中「（取締役）」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加える。

第九十二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役を」とあるのは「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を」と、「設立時取締役」とあるのは「設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」とする。

第百二条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

きは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券（第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。以下この項及び次条第八項において同じ。）が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第百十八条に次の一項を加える。

10　第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

第百十九条第三項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同条第七項中「第二百四十九条第二号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該新株予約権の代金の支払の時」を「定款変更日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第百二十条の見出し中「株主」を「株主等」に改め、同条第一項中「権利」の下に「、当該株式会社に係る適格旧株主（第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。）の株主の権利」を加え、同条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百二十二条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百二十五条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百四十九条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百五十一条に次の一項を加える。

2　特別支配株主（第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第百五十四条第三項において同じ。）が株式売渡請求（第百七十九条第二項に規定する株式売渡請求をいう。）により売渡株式（第百七十九条の二第一項第二号に規定する売渡株式をいう。以下この項において同じ。）の取得をした場合には、売渡株式を目的とする質権は、当該取得によって当該売渡株式の株主が受けることのできる金銭について存在する。

第百五十二条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に、「同条の」を「同項の」に、「前条の」を「前条第一項の」に改め、同条第二項及び第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百五十三条第一項中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に改め、「限る。」の下に「又は同条第二項の金銭」を加え、同条第二項中「前項」を「株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項」に、「株式会社」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号に掲げる行為　当該株式会社

二　組織変更　第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

三　合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）　第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

四　株式交換　第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社

五　株式移転　第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

第百五十四条に次の一項を加える。

3　第百五十一条第二項に規定する場合において、第一項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、当該特別支配株主に同条第二項の金銭に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

第百七十一条の次に次の二条を加える。

（全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百七十一条の二　全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後六箇月を経過する日までの間、前条第一項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一　前条第一項の株主総会の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　第百七十二条第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

2　全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（全部取得条項付種類株式の取得をやめることの請求）

第百七十一条の三　第百七十一条第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる。

第百七十二条第一項中「前条第一項各号」を「第百七十一条第一項各号」に、「同項の株主総会の日から二十日以内」を「取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　株式会社は、取得日の二十日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第百七十二条に次の一項を加える。

5　株式会社は、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社がその公正な価格と認める額を支払うことができる。

第百七十三条第二項中「株主は」を「株主（前条第一項の申立てをした株主を除く。）は」に改め、第二編第二章第四節第四款中同条の次に次の一条を加える。

（全部取得条項付種類株式の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百七十三条の二　株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記

載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　株式会社は、取得日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　全部取得条項付種類株式を取得した株式会社の株主又は取得日に全部取得条項付種類株式の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百七十八条の次に次の節名を付する。

第四節の二　特別支配株主の株式等売渡請求

第百七十九条を次のように改める。

（株式等売渡請求）

第百七十九条　株式会社の特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

2　特別支配株主は、前項の規定による請求（以下この章及び第八百四十六条の二第二項第一号において「株式売渡請求」という。）をするときは、併せて、その株式売渡請求に係る株式を発行している株式会社（以下「対象会社」という。）の新株予約権の新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

3　特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について前項の規定による請求（以下「新株予約権売渡請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

第二編第二章第五節の前に次の九条を加える。

（株式等売渡請求の方法）

第百七十九条の二　株式売渡請求は、次に掲げる事項を定めてしなければならない。

一　特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

二　株式売渡請求によりその有する対象会社の株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」という。）に対して当該株式（以下この章において「売渡株式」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

三　売渡株主に対する前号の金銭の割当てに関する事項

四　株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求（その新株予約権売渡請求に係る新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における前条第三項の規定による請求を含む。以下同じ。）をするときは、その旨及び次に掲げる事項

イ　特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

ロ　新株予約権売渡請求によりその有する対象会社の新株予約権を売り渡す新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」という。）に対して当該新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、前条第三項の規定による請求をするときは、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この編において「売渡新株予約権」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

ハ　売渡新株予約権者に対するロの金銭の割当てに関する事項

五　特別支配株主が売渡株式（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株式及び売渡新株予約権。以下「売渡株式等」という。）を取得する日（以下この節において「取得日」という。）

六　前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2　対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、前項第三号に掲げる事項として、同項第二号の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができる。

3　第一項第三号に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数（前項に規定する定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数）に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない。

（対象会社の承認）

第百七十九条の三　特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。）をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。

2　対象会社は、特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をしようとするときは、新株予約権売渡請求のみを承認することはできない。

3　取締役会設置会社が第一項の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

4　対象会社は、第一項の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

（売渡株主等に対する通知等）

第百七十九条の四　対象会社は、前条第一項の承認をしたときは、取得日の二十日前までに、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知しなければならない。

一　売渡株主（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株主及び売渡新株予約権者。以下この節において「売渡株主等」という。）　当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、第百七十九条の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項その他法務省令で定める事項

二　売渡株式の登録株式質権者（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者（第二百七十条第一項に規定する登録

新株予約権質権者をいう。）　当該承認をした旨

2　前項の規定による通知（売渡株主に対してするものを除く。）は、公告をもってこれに代えることができる。

3　対象会社が第一項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなす。

4　第一項の規定による通知又は第二項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

（株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百七十九条の五　対象会社は、前条第一項第一号の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日から取得日後六箇月（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日後一年）を経過する日までの間、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一　特別支配株主の氏名又は名称及び住所

二　第百七十九条の二第一項各号に掲げる事項

三　第百七十九条の三第一項の承認をした旨

四　前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2　売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（株式等売渡請求の撤回）

第百七十九条の六　特別支配株主は、第百七十九条の三第一項の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、売渡株式等の全部について株式等売渡請求を撤回することができる。

2　取締役会設置会社が前項の承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

3　対象会社は、第一項の承諾をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

4　対象会社は、第一項の承諾をしたときは、遅滞なく、売渡株主等に対し、当該承諾をした旨を通知しなければならない。

5　前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

6　対象会社が第四項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、株式等売渡請求は、売渡株式等の全部について撤回されたものとみなす。

7　第四項の規定による通知又は第五項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

8　前各項の規定は、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合について準用する。この場合において、第四項中「売渡株主等」とあるのは、「売渡新株予約権者」と読み替えるものとする。

（売渡株式等の取得をやめることの請求）

第百七十九条の七　次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一　株式売渡請求が法令に違反する場合

二　対象会社が第百七十九条の四第一項第一号（売渡株主に対する通知に係る部分に限る。）又は第百七十九条の五の規定に違反した場合

三　第百七十九条の二第一項第二号又は第三号に掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

2　次に掲げる場合において、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一　新株予約権売渡請求が法令に違反する場合

二　対象会社が第百七十九条の四第一項第一号（売渡新株予約権者に対する通知に係る部分に限る。）又は第百七十九条の五の規定に違反した場合

三　第百七十九条の二第一項第四号ロ又はハに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

（売買価格の決定の申立て）

第百七十九条の八　株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる。

2　特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

3　特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる。

（売渡株式等の取得）

第百七十九条の九　株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する。

2　前項の規定により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権（第二百四十三条第二項第二号に規定する譲渡制限新株予約権をいう。）であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第百三十七条第一項又は第二百六十三条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

（売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百七十九条の十　対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　対象会社は、取得日から六箇月間（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日から一年間）、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　取得日に売渡株主等であった者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百八十条第二項第二号中「生ずる日」の下に「（以下この款において「効力発生日」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　効力発生日における発行可能株式総数

第百八十条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第四号の発行可能株式総数は、効力発生

日における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

第百八十一条第一項中「前条第二項第二号の日」を「効力発生日」に、「同項第三号」を「前条第二項第三号」に、「次条」を「以下この款」に改める。

第百八十二条中「第百八十条第二項第二号の日」を「効力発生日」に、「同項第三号」を「第百八十条第二項第三号」に、「この条」を「この項」に、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、第百八十条第二項第四号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

第二編第二章第五節第一款中第百八十二条の次に次の五条を加える。

（株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百八十二条の二　株式の併合（単元株式数（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の株式の単元株式数。以下この項において同じ。）を定款で定めている場合にあっては、当該単元株式数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数に一に満たない端数が生ずるものに限る。以下この款において同じ。）をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、同項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一　第百八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。第百八十二条の四第二項において同じ。）の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する第百八十一条第一項の規定による株主に対する通知の日又は第百八十一条第二項の公告の日のいずれか早い日

2　株式の併合をする株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（株式の併合をやめることの請求）

第百八十二条の三　株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

（反対株主の株式買取請求）

第百八十二条の四　株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　前項に規定する「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。

一　第百八十条第二項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二　当該株主総会において議決権を行使することができない株主

3　株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知についての第百八十一条第一項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「二十日」とする。

4　第一項の規定による請求（以下この款において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

5　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

6　株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

7　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第百八十二条の五　株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2　株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3　前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4　株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

5　株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6　株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7　株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百八十二条の六　株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　株式会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　株式の併合をした株式会社の株主又は効力発生日に当該株式会社の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務

省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求

書面の交付の請求

第二百五条に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によって、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第二百六条第二号中「前条」を「前条第一項」に改め、第二編第二章第八節第二款中同条の次に次の一条を加える。

（公開会社における募集株式の割当て等の特則）

第二百六条の二　公開会社は、募集株式の引受人について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下この項及び第四項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

一　当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

二　当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

2　前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

3　第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

4　総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第二項の公告の日（前項の場合にあっては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、第一項に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二百五条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

5　第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。

第二百七条第八項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第二百九条の見出しを「（株主となる時期等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　募集株式の引受人は、第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百十三条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない。

3　前項の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第二百十一条第一項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同条第二項中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改める。

第二百十二条第一項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改め、同条第二項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第二百十三条第一項第一号及び第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、第二編第二章第八節第六款中同条の次に次の二条を加える。

（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）

第二百十三条の二　募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一　第二百八条第一項の規定による払込みを仮装した場合　払込みを仮装した払込金額の全額の支払

二　第二百八条第二項の規定による給付を仮装した場合　給付を仮装した現物出資財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）

2　前項の規定により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）

第二百十三条の三　前条第一項各号に掲げる場合には、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2　募集株式の引受人が前条第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第二百十六条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百十九条第一項中「株券発行会社が」を「株券発行会社は、」に改め、「生ずる日」の下に「（第四号の二に掲げる行為をする場合にあっては、第百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）」を加え、「当該日」を「株券提出日」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第百七十九条の三第一項の承認　売渡株式

第二百十九条第二項中「株券発行会社は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、株券提出日」に、「株券発行会社に」を「当該株券発行会社に」に改め、「ときは」の下に「、当該各号に定める者は」を、「当該行為」の下に「（第二号に掲げる行為をする場合にあっては、株式売渡請求に係る売渡株式の取得）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号から第四号までに掲げる行為　当該株券発行会社

二　第百七十九条の三第一項の承認　特別支配株主

三　組織変更　第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

四　合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）　第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

五　株式交換　第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社

六　株式移転　第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

第二百十九条第三項中「当該各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「株券提出日」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項第四号の二の規定による公告及び通知の費用は、特別支配株主の負担とする。

第二百二十条第二項中「前項」を「株券発行会社が前項」に、「株券発行会社は、同項」を「前条第二項各号に定める者は、前項」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二百三十三条中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第二百三十八条第一項第七号中「第百十八条第一項」の下に「、第百七十九条第二項」を加える。

第二百四十条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、次に掲げるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によって、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一　募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。

二　募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。

第二百四十四条の次に次の一条を加える。

（公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則）

第二百四十四条の二　公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は前条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者（以下この項において「引受人」と総称する。）について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下この項及び第五項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

一　当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

二　前号に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2　前項第一号に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合における同号ニの株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう。

3　第一項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

4　第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

5　総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第三項の公告の日（前項の場合にあっては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の前条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

6　第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。

第二百四十五条第一項第二号中「前条第一項」を「第二百四十四条第一項」に改める。

第二百五十条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百五十二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二百七十条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百七十二条第三項中「前項」を「株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項」に、「株式会社」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　新株予約権の取得　当該株式会社

二　組織変更　第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

三　合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）　第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

第二百七十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、特別支配株主が新株予約権売渡請求により売渡新株予約権の取得をした場合について準用する。この場合において、前項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該特別支配株主」と読み替えるものとする。

第二百七十九条第二項中「前条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の初日の二週間前までに」を「前条第一項第四号」に、「前条第一項第二号」を「同項第四号」に、「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定による通知がされた場合において、前条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第二百八十二条の見出しを「（株主となる時期等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　新株予約権を行使した新株予約権者であって第二百八十六条の二第一項各号に掲げる者に該当するものは、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百八十六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、第二百八十六条の二第一項各号の払込み又は給付が仮装された新株予約権の目的である株式について、株主の権利を行使することができない。

3　前項の株式を譲り受けた者は、当該株式についての株主の権利を行使することができる。た

だし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第二百八十五条第一項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第三号中「第二百八十二条」を「第二百八十二条第一項」に改める。

第二百八十六条第一項第一号及び第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、第二編第三章第七節第三款中同条の次に次の二条を加える。

（新株予約権に係る払込み等を仮装した新株予約権者等の責任）

第二百八十六条の二　新株予約権を行使した新株予約権者であって次の各号に掲げる者に該当するものは、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一　第二百四十六条第一項の規定による払込み（同条第二項の規定により当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付を含む。）を仮装した者又は当該払込みが仮装されたことを知って、若しくは重大な過失により知らないで募集新株予約権を譲り受けた者　払込みが仮装された払込金額の全額の支払（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付が仮装された場合にあっては、当該財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）

二　第二百八十一条第一項又は第二項後段の規定による払込みを仮装した者　払込みを仮装した金銭の全額の支払

三　第二百八十一条第二項前段の規定による給付を仮装した者　給付を仮装した金銭以外の財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）

2　前項の規定により同項に規定する新株予約権者の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（新株予約権に係る払込み等を仮装した場合の取締役等の責任）

第二百八十六条の三　新株予約権を行使した新株予約権者であって前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に定める行為をする義務を負う場合には、当該各号の払込み又は給付を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込み又は当該給付を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2　新株予約権を行使した新株予約権者であって前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第二百八十九条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百九十三条第一項中「生ずる日」の下に「（第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「新株予約権証券提出日」という。）」を加え、「当該日」を「新株予約権証券提出日」に改め、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第百七十九条の三第一項の承認　売渡新株予約権

第二百九十三条第一項第五号中「第七百六十三条第十号イ」を「第七百六十三条第一項第十号イ」に改め、同条第二項中「株式会社は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「株式会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、新株予約権証券提出日」に改め、「ときは」の下に「、当該各号に定める者は」を、「当該行為」の下に「（第一号に掲げる行為をする場合にあっては、新株予約権売渡請求に係る売渡新株予約権の取得）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　第百七十九条の三第一項の承認　特別支配株主

二　取得条項付新株予約権の取得　当該株式会社

三　組織変更　第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

四　合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）　第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

五　吸収分割　第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承継株式会社

六　新設分割　第七百六十三条第一項第一号に規定する新設分割設立株式会社

七　株式交換　第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社

八　株式移転　第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

第二百九十三条第三項中「同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「新株予約権証券提出日」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは、「第二百九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二百九十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第一号の規定による公告及び通知の費用は、特別支配株主の負担とする。

第二百九十四条第一項、第三項及び第五項中「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号の二」に改める。

第三百九条第二項第五号中「及び第二百四条第二項」を「、第二百四条第二項及び第二百五条第二項」に改め、同項第六号中「及び第二百四十三条第二項」を「、第二百四十三条第二項及び第二百四十四条第三項」に改め、同項第七号中「取締役」の下に「（監査等委員である取締役を除く。）」を、「又は」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

第三百二十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第百七十九条の三第一項の承認

第三百二十三条中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

第三百二十六条第二項中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第三百二十七条第一項第三号を次のように改める。

三　監査等委員会設置会社

第三百二十七条第一項に次の一号を加える。

四　指名委員会等設置会社

第三百二十七条第二項から第五項までの規定中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

6　指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

第三百二十七条の次に次の一条を加える。

（社外取締役を置いていない場合の理由の開示）

第三百二十七条の二　事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

第三百二十八条第一項中「及び委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改める。

第三百二十九条第二項中「前項」を「第一項」に、「役員が」を「役員（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

第三百三十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

第三百三十一条に次の一項を加える。

6　監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

第三百三十二条第二項中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項第一号及び第二号中「委員会」を「監査等委員会又は指名委員会等」に改め、同項第三号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

4　監査等委員である取締役の任期については、第一項ただし書の規定は、適用しない。

5　第一項本文の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

第三百三十四条第一項中「第三百三十二条」の下に「（第四項及び第五項を除く。次項において同じ。）」を加える。

第三百三十六条第四項第二号中「委員会」を「監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第三百四十条第五項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　監査等委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査等委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

第三百四十二条第一項中「の取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）

第三百四十二条の二　監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2　監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3　取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4　監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

第三百四十四条を次のように改める。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

第三百四十四条　監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役が決定する。

2　監査役が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監査役が」とあるのは、「監査役の過半数をもって」とする。

3　監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

第三百四十四条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員会の同意等）

第三百四十四条の二　取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

2　監査等委員会は、取締役に対し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

3　第三百四十一条の規定は、監査等委員である取締役の解任の決議については、適用しない。

第三百四十六条第一項中「役員が」を「役員（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）が」に改め、同条第七項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　監査等委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会」とする。

第三百四十七条第一項中「（取締役）」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加え、「及び第三百四十一条」を「、第三百四十一条並びに第三百四十四条の二第一項及び第二項」に改め、「選任された取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」を、「含む。）」と」の下に「、第三百四十四条の二第一項及び第二項中「株主総会」とあるのは「第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会」と」を加える。

第三百四十八条第三項第四号中「業務」の下に「並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務」を加える。

第三百五十七条に次の一項を加える。

3　監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

第三百六十条第三項中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」に改める。

第三百六十一条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　監査等委員会設置会社においては、前項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

3　監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第一項の報酬等の範囲内にお

て、監査等委員である取締役の協議によって定める。

第三百六十一条に次の二項を加える。

5　監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。

6　監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。

第三百六十二条第四項第六号中「業務」の下に「並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務」を加える。

第三百六十七条第一項中「及び委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改める。

第三百七十一条第三項中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」に改める。

第三百七十二条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三百七十三条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、「該当する場合」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、第三百九十九条の十三第五項に規定する場合又は同条第六項の規定による定款の定めがある場合を除く。）」を、「第二号」の下に「又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」を加え、同条第二項中「第二号」の下に「又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」を加え、同条第四項中「及び第三百七十条」を「、第三百七十条及び第三百九十九条の十四」に改める。

第三百七十四条第六項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三百七十五条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

第三百七十七条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三百八十六条の見出し中「代表」を「代表等」に改め、同条第一項中「監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合

二　株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第三号において同じ。）である監査役設置会社がその株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。次項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であった者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴えを提起する場合

三　最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第四号において同じ。）である監査役設置会社がその完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対して特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）を提起する場合

第三百八十六条第二項第一号中「の訴えの提起の」を「、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による」に改め、同項第二号中「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改め、同項に次の二号を加える。

三　株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四　最終完全親会社等である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第三号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

第三百九十六条第六項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三百九十七条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　監査等委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

第三百九十八条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会又は監査等委員」とする。

第三百九十九条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

第二編第四章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二　監査等委員会

第一款　権限等

（監査等委員会の権限等）

第三百九十九条の二　監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

2　監査等委員は、取締役でなければならない。

3　監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二　株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

三　第三百四十二条の二第四項及び第三百六十一条第六項に規定する監査等委員会の意見の決定

4　監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について監査等委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査等委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一　費用の前払の請求

二　支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三　負担した債務の債権者に対する弁済（当該

債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

（監査等委員会による調査）

第三百九十九条の三　監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも、取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2　監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、監査等委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4　第一項及び第二項の監査等委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

（取締役会への報告義務）

第三百九十九条の四　監査等委員は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

（株主総会に対する報告義務）

第三百九十九条の五　監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない。

（監査等委員による取締役の行為の差止め）

第三百九十九条の六　監査等委員は、取締役が監査等委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2　前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）

第三百九十九条の七　第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が監査等委員会設置会社を代表する。

一　監査等委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合　取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて監査等委員会設置会社を代表する者を定めた場合にあっては、その者）

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査等委員会が選定する監査等委員

2　前項の規定にかかわらず、取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査等委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に対してされた訴状の送達は、当該監査等委員会設置会社に対して効力を有する。

3　第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一　株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であった者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴え

二　最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）

4　第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一　株式交換等完全親会社　第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

二　最終完全親会社等　第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）

5　第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査等委員が監査等委員会設置会社を代表する。

一　監査等委員会設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査等委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二　監査等委員会設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

三　株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四　最終完全親会社等である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

第二款　運営

（招集権者）

第三百九十九条の八　監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

（招集手続等）

第三百九十九条の九　監査等委員会を招集するには、監査等委員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっ

ては、その期間）前までに、各監査等委員に対してその通知を発しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3　取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

（監査等委員会の決議）

第三百九十九条の十　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

3　監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査等委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4　前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5　監査等委員会の決議に参加した監査等委員であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（議事録）

第三百九十九条の十一　監査等委員会設置会社は、監査等委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2　監査等委員会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3　前項の規定は、監査等委員会設置会社の債権者が取締役又は会計参与の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

4　裁判所は、第二項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該監査等委員会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項の許可をすることができない。

（監査等委員会への報告の省略）

第三百九十九条の十二　取締役、会計参与又は会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

第三款　監査等委員会設置会社の取締役会の権限等

（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

第三百九十九条の十三　監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一　次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

イ　経営の基本方針

ロ　監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ハ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二　取締役の職務の執行の監督

三　代表取締役の選定及び解職

2　監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハまでに掲げる事項を決定しなければならない。

3　監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定しなければならない。

4　監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一　重要な財産の処分及び譲受

二　多額の借財

三　支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四　支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五　第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六　第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

5　前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一　第百三十六条又は第百三十七条第一項の決定及び第百四十条第四項の規定による指定

二　第百六十五条第三項において読み替えて適用する第百五十六条第一項各号に掲げる事項の決定

三　第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定

四　第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

五　株主総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定

六　第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項の承認

七　第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定

八　第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定

九　前項第六号に掲げる事項

十　第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認

十一　第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定

十二　第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十三　合併契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十四　吸収分割契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十五　新設分割計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十六　株式交換契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十七　株式移転計画の内容の決定

6　前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

（監査等委員会による取締役会の招集）

第三百九十九条の十四　監査等委員会設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第二編第四章第十節の節名を次のように改める。

第十節　指名委員会等及び執行役

第四百条第一項中「各委員会」を「指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の各委員会（以下この条、次条及び第九百十一条第三項第二十三号ロにおいて単に「各委員会」という。）」に改め、同条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百一条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百二条第一項、第三項及び第五項ただし書中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第八項中「委員会設置会社が委員会」を「指名委員会等設置会社が指名委員会等」に改める。

第四百三条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二編第四章第十節第二款の款名を次のように改める。

第二款　指名委員会等の権限等

第四百四条の見出し中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「委員会の」を「指名委員会等の」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百五条第一項及び第二項並びに第四百七条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百八条の見出し中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第一項中「委員会設置会社が」を「指名委員会等設置会社が」に、「が委員会設置会社」を「が指名委員会等設置会社」に改め、同項第一号及び同条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第三項中「委員会設置会社を」を「指名委員会等設置会社を」に改め、同項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、「第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項」を加え、同項第二号中「委員会設置会社が第八百四十九条第三項」を「指名委員会等設置会社が第八百四十九条第四項」に改め、同項に次の二号を加える。

三　株式交換等完全親会社である指名委員会等設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四　最終完全親会社等である指名委員会等設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

第四百八条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

一　株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴え

二　最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）

4　第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

一　株式交換等完全親会社　第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

二　最終完全親会社等　第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）

第二編第四章第十節第三款の款名を次のように改める。

第三款　指名委員会等の運営

第四百十条、第四百十一条並びに第四百十二条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第四百十三条第一項中「委員会設置会社は、委員会」を「指名委員会等設置会社は、指名委員会等」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百十四条（見出しを含む。）中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第二編第四章第十節第四款の款名を次のように改める。

第四款　指名委員会等設置会社の取締役の権限等

第四百十五条（見出しを含む。）中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百十六条の見出し中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第一項中「委員会設置会社の取締役会」を「指名委員会等設置会社の取締役会」に改め、同項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号ホ中「業務」の下に「並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務」を加え、同条第二項及び第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「委員会設置会社の取締役会」を「指名委員会等設置会社の取締役会」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第十号及び第十五号から第十九号までの規定中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百十七条の見出し中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第一項中「委員会設置会社が」を「指名委員会等が」に改め、同条第三項中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第四百十八条各号、第四百十九条第一項及び第三項、第四百二十一条並びに第四百二十二条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百二十三条第三項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引

につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

第四百二十五条第一項中「株主総会」の下に「（株式会社に最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、当該責任が特定責任（第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。以下この節において同じ。）であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号ロ中「社外取締役を除く。」を「業務執行取締役等であるものに限る。」に改め、同号ハ中「社外取締役」を「取締役（イ及びロに掲げるものを除く。）」に改め、同条第二項中「取締役」の下に「（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第三項の規定による公告又は通知（特定責任の免除に係るものに限る。）がされたときは、当該最終完全親会社等の取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

6　公開会社でない最終完全親会社等における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

第四百二十七条第一項中「、社外取締役」を「、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同条第二項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、「又はその子会社」を削り、「業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人」を「業務執行取締役等」に改め、同条第三項中「社外取締役（」を「同項に規定する取締役（監査等委員又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

第四百二十七条第四項中「である社外取締役等」を「である非業務執行取締役等」に改め、「株主総会」の下に「（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会）」を加え、同項第三号及び同条第五項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改める。

第四百二十九条第二項第三号中「監査役」の下に「、監査等委員」を加える。

第四百三十六条第二項各号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四百四十一条第二項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会及び会計監査人、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四百四十四条第四項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四百五十九条第一項中「（取締役）の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役以外の取締役）」を加える。

第四百六十二条第一項中「業務執行取締役（委員会設置会社」を「業務執行取締役（指名委員会等設置会社」に改め、同項第一号ロ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四百六十四条第一項中「第百十六条第一項」の下に「又は第百八十二条の四第一項」を加える。

第四百六十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第四百六十九条第一項本文中「場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　第四百六十七条第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号の株主総会の決議がされたとき。

二　前条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合を除く。）

第四百六十九条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「株主」の下に「（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただ

し、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第四百六十九条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第四百七十条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該株式の代金の支払の時」を「効力発生日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第四百七十七条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算株式会社であって、前項の規定の適用があるものにおいては、監査等委員である取締役が監査役となる。

第四百七十八条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、「及び第三百三十五条第三項」を削り、「第一項第一号中」を「同号中」に、「「監査委員」を、「監査委員」に改め、「、第三百三十五条第三項中「社外監査役」とあるのは「過去に当該監査役会設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないもの」と」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であった清算株式会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一　その就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

二　その就任の前十年内のいずれかの時において当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の社外取締役又は監査役であったことがある者にあっては、当該社外取締役又は監査役への就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

三　第二条第十六号ハからホまでに掲げる要件

第四百七十八条第四項の次に次の一項を加える。

5　第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。

第四百八十二条第四項中「第三百五十七条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」に改める。

第四百九十条第四項中「及び委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改め、同条第五項中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」に改める。

第五百九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第二章第四節の二の規定は、対象会社が清算株式会社である場合には、適用しない。

第五百三十六条第一項に次の一号を加える。

三　その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該清算株式会社が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第六百九十五条の二第一項及び第二項中「株式会社」を「社債発行会社」に改める。

第七百四十六条に次の一項を加える。

2　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第七百四十七条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前条第六号」を「前条第一項第六号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「前条第八号」を「前条第一項第八号」に改め、同項第一号中「前条第七号イ」を「前条第一項第七号イ」に改め、同項第二号中「前条第七号ロ」を「前条第一項第七号ロ」に改め、同項第三号中「前条第七号ハ」を「前条第一項第七号ハ」に改める。

第七百五十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第七百五十九条第二項中「債権者（」を「債権者であって、」に改め、「以下この項及び」及び「各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）が第七百八十九条第二項の」を削り、「場合には、当該債権者」を「もの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であって、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改め、同条中第六項を第十項とし、第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

5　前項の規定は、前条第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6　吸収分割承継株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時か

ら二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二十年を経過したときも、同様とする。

7　吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

第七百六十一条第二項中「債権者（」を「債権者であって、」に改め、「以下この項及び」及び「各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）」が第七百八十九条第二項の」を削り、「場合には、当該債権者」を「もの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であって、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改め、同条中第六項を第十項とし、第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継持分会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

5　前項の規定は、前条第七号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6　吸収分割承継持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二十年を経過したときも、同様とする。

7　吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

第七百六十三条に次の一項を加える。

2　新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第七百六十四条第二項中「債権者（」を「債権者であって、」に改め、「以下この項及び」及び「各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）」が第八百十条第二項の」を削り、「場合には、当該債権者」を「もの（第八百十条第二項の」を削り、「場合に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であって、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改め、同条第七項中「前条第十号」を「前条第一項第十号」に、「同条第十一号」を「同項第十一号」に、「同条第十号ロ」を「同項第十号ロ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第八項」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「前条第九号」を「前条第一項第九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項第一号中「前条第八号イ」を「前条第一項第八号イ」に改め、同項第二号中「前条第八号ロ」を「前条第一項第八号ロ」に改め、同項第三号中「前条第八号ハ」を「前条第一項第八号ハ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、新設分割設立株式会社が新設分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

5　前項の規定は、前条第一項第十二号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6　新設分割設立株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社の成立の日から二十年を経過したときも、同様とする。

7　新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

第七百六十六条第二項中「債権者（」を「債権者であって、」に改め、「以下この項及び」及び「各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）」が第八百十条第二項の」を削り、「場合には、当該債権者」を「もの（第八百十条第三項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であって、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改め、同条第七項中「前条第十号」を「前条第一項第十号」に、「同条第十一号」を「同項第十一号」に、「同条第十号ロ」を「同項第十号ロ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第八項」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「前条第九号」を「前条第一項第九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項第一号中「前条第八号イ」を「前条第一項第八号イ」に改め、同項第二号中「前条第八号ロ」を「前条第一項第八号ロ」に改め、同項第三号中「前条第八号ハ」を「前条第一項第八号ハ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

5　前項の規定は、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6　新設分割設立持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立持分会社の成立の日から二十年を経過したときも、同様とする。

7　新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

第七百七十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第七百七十七条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新

株予約権証券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第七百七十七条に次の一項を加える。

10　第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

第七百七十八条第三項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　組織変更をする株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第七百八十三条第二項中「（以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第五項中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

第七百八十四条第二項を削り、同条第三項中「及び前項」を削り、同項を同条第二項とする。

第七百八十四条の次に次の一条を加える。

（吸収合併等をやめることの請求）

第七百八十四条の二　次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二　前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十一条第一項第三号若しくは第四号、第七百五十八条第四号、第七百六十条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

第七百八十五条第一項第二号中「前条第三項」を「第七百八十四条第二項」に改め、同条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「受ける株主」の下に「及び第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第七百八十五条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第七百八十六条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第七百八十七条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第七百八十七条に次の一項を加える。

10　第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

第七百八十八条第三項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第七百八十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号、第七百六十条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

第七百八十五条第一項第二号中「前条第三項」を「第七百八十四条第二項」に改め、同条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「受ける株主」の下に「及び第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第七百八十五条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第七百八十六条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第七百八十七条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第七百八十七条に次の一項を加える。

10　第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

第七百八十八条第三項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第七百八十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七百九十六条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第七百九十七条第二項第二号中「すべての株主」を「全ての株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」に改め、同条第三項中「株主」の下に「（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主

は、存続株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第七百九十八条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該株式の代金の支払の時」を「効力発生日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　存続株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該存続株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第八百四条第三項中「株式移転設立完全親株式会社」を「株式移転設立完全親会社」に改める。

第八百五条の次に次の一条を加える。

（新設合併等をやめることの請求）

第八百五条の二　新設合併等が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該新設合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条に規定する場合は、この限りでない。

第八百六条第一項第二号中「前条」を「第八百五条」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

第八百六条に次の一項を加える。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

第八百七条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（新設分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第八百八条第一項第二号中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第十一号」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7　新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

第八百八条に次の一項を加える。

10　第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

第八百九条第三項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」を「設立会社の成立の日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第八百十条第一項第二号中「第七百六十三条第十二号」を「第七百六十三条第一項第十二号」に改める。

第八百十二条中「第四百五十八条」を「第四百四十五条第四項、第四百五十八条」に改め、同条第一号中「第七百六十三条第十二号イ」を「第七百六十三条第一項第十二号イ」に改め、同条第二号中「第七百六十三条第十二号ロ」を「第七百六十三条第一項第十二号ロ」に改める。

第八百十三条第二項中「第七百六十三条第十二号」を「第七百六十三条第一項第十二号」に改める。

第八百十四条第一項中「第三十一条」の下に「、第三十七条第三項」を加える。

第八百二十八条第二項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第十二号中「設立する株式会社の株主等」の下に「、破産管財人若しくは株式移転について承認をしなかった債権者」を加える。

第八百三十一条第一項中「取締役、監査役又は清算人（」を「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加える。

第七編第二章第一節の次に次の一節を加える。

### 第一節の二　売渡株式等の取得の無効の訴え

（売渡株式等の取得の無効の訴え）

第八百四十六条の二　株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日（第百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日をいう。以下この条において同じ。）から六箇月以内（対象会社が公開会社でない場合にあっては、当該取得日から一年以内）に、訴えをもってのみ主張することができる。

2　前項の訴え（以下この節において「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。）は、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一　取得日において売渡株主（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合にあっては、売渡株主又は売渡新株予約権者。第八百四十六条の五第一項において同じ。）であった者

二　取得日において対象会社の取締役（監査役設置会社にあっては取締役又は監査役、指名委員会等設置会社にあっては取締役又は執行役。以下この号において同じ。）であった者又は対象会社の取締役若しくは清算人

（被告）

第八百四十六条の三　売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする。

（訴えの管轄）

第八百四十六条の四　売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（担保提供命令）

第八百四十六条の五　売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該売渡株主が対象会社の取締役、監査役、執行役又は清算人であるときは、この限りでない。

2　被告は、前項の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要的併合）

第八百四十六条の六　同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第八百四十六条の七　売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効の判決の効力）

第八百四十六条の八　売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失う。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六条の九　売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第八百四十七条の見出しを「（株主による責任追及等の訴え）」に改め、同条第一項中「。以下この条において同じ」を削り、「清算人」の下に「（以下この節において「発起人等」という。）」を、「追及する訴え」の下に「、第百二条の二第一項、第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え」を加え、「第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払」を「第二百十三条の二第一項若しくは第二百八十六条の二第一項の規定による支払若しくは給付」に改め、同条第四項中「発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等若しくは清算人」を「発起人等」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条の次に次の三条を加える。

（旧株主による責任追及等の訴え）

第八百四十七条の二　次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き株式会社の株主であった者（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主であった者を除く。以下この条において「旧株主」という。）は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該各号に定めるときは、当該株式会社（第二号に定める場合にあっては、同号の吸収合併後存続する株式会社。以下この節において「株式交換等完全子会社」という。）に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴え（次の各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。以下この条において同じ。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の完全親会社（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。以下この節において同じ。）に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一　当該株式会社の株式交換又は株式移転　当該株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二　当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併　当該吸収合併により、吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

2　公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き」とあるのは、「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日において」とする。

3　旧株主は、第一項各号の完全親会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、株式交換等完全子会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴えの提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の完全親会社若しくは次の各号の株式を発行している株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一　当該完全親会社の株式交換又は株式移転により当該完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二　当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

4　前項の規定は、同項第一号（この項又は次項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。

5　第三項の規定は、同項第二号（前項又はこの項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。

6　株式交換等完全子会社が第一項又は第三項（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求（以下この条において「提訴請求」という。）の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該提訴請求をした旧株主は、株式交換等完全子会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

7　株式交換等完全子会社は、提訴請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該提訴請求をした旧株主又は当該提訴請求に係る責任追及等の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

8　第一項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式交換等完全子会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、提訴請求をすることができる旧株主は、株式交換等完全子会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。

9　株式交換等完全子会社に係る適格旧株主（第一項本文又は第三項本文の規定によれば提訴請求をすることができることとなる旧株主をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務を免除するときにおける第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主の全員」とする。

（最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え）

第八百四十七条の三　六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式会社の最終完全親会社等（当該株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないものをいう。以下この節において同じ。）の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式（自己株式を除く。）の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及等の訴え（以下この節において「特定責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合

二　当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合

2　前項に規定する「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社をいう。

一　完全親会社

二　株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等（株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下この条及び第八百四十九条第三項において同じ。）又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社（完全親会社を除く。）

3　前項第二号の場合において、同号の他の株式会社及びその完全子会社等又は同号の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなす。

4　第一項に規定する「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等（前項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項及び第八百四十九条第三項において同じ。）における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該発起人等の責任をいう（第十項及び同条第七項において同じ。）。

5　最終完全親会社等が、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等であった株式会社をその完全子会社等としたものである場合には、前項の規定の適用については、当該最終完全親会社等であった株式会社を同項の最終完全親会社等とみなす。

6　公開会社でない最終完全親会社等における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式会社」とあるのは、「株式会社」とする。

7　株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした最終完全親会社等の株主は、株式会社のために、特定責任追及の訴えを提起することができる。

8　株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした最終完全親会社等の株主又は当該請求に係る特定責任追及の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、特定責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

9　第一項及び第七項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項に規定する株主は、株式会社のために、直ちに特定責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

10　株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときにおける第五十五条、第百三条第三項、第百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び株式会社の第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等の総株主」とする。

（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）

第八百四十七条の四　第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2　株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主等に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3　被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

第八百四十八条中「株式会社」の下に「又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」を加える。

第八百四十九条第一項中「株主又は株式会社」を「株主等又は株式会社等」に改め、「訴え」の下に「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）」を加え、同条第五項中「株式会社」を「株式会社等」に、「前項」を「第五項」に、「第七項まで」に、「同項」を「第五項」に、「株主に通知し」を「株主に通知し」と、第六項及び第七項中「公告又は通知」とあるのは「通知」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「株式会社」を「株式会社等」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6　株式会社等に株式交換等完全親会社がある場合であって、前項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が特定責任に係るものであるときは、当該株式会社等は、同項の規定による公告又は通知のほか、当該最終完全親会社等に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

7　株式会社等に最終完全親会社等がある場合であって、第五項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が特定責任に係るものであるときは、当該株式会社等は、同項の規定による公告又は通知のほか、当該最終完全親会社等に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

8　第六項の株式交換等完全親会社が株式交換等完全子会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合に

おける同項の規定の適用については、これらの規定中「のほか」とあるのは、「に代えて」とする。

第八百四十九条第三項中「株主」を「株主等」に、「株式会社」を「当該株式会社等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「株式会社が、」を「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」に改め、「取締役（」の下に「監査等委員及び」を加え、同項第二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　監査等委員会設置会社　各監査等委員

第八百四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる者は、株式会社等の株主でない場合であっても、当事者の一方を補助するため、当該各号に定める者が提起した責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

一　株式交換等完全親会社（第八百四十七条の二第一項各号に定める場合又は同条第三項第一号（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第二号（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる場合における株式交換等完全子会社の完全親会社（同条第一項各号に掲げる行為又は同条第三項第一号の株式交換若しくは株式移転若しくは同項第二号の合併の効力が生じた時においてその完全親会社があるものを除く。）であって、当該完全親会社の株式交換若しくは株式移転又は当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併によりその完全親会社となった株式会社がないものをいう。以下この条において同じ。）　適格旧株主

二　最終完全親会社等　当該最終完全親会社等の株主

第八百四十九条に次の二項を加える。

10　次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する株式会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該各号に定める者に通知しなければならない。

一　株式交換等完全親会社が第六項の規定による通知を受けた場合　適格旧株主

二　最終完全親会社等が第七項の規定による通知を受けた場合　当該最終完全親会社等の株主

11　前項各号に規定する株式会社が公開会社でない場合における同項の規定の適用については、同項中「公告し、又は当該各号に定める者に通知し」とあるのは、「当該各号に定める者に通知し」とする。

第八百五十条第一項及び第二項中「株式会社」を「株式会社等」に改め、同条第三項中「株式会社」を「株式会社等」に、「株主」を「株主等」に改め、同条第四項中「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。

第八百五十一条第一項第一号中「（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第八百五十二条第一項及び第二項中「株主」を「株主等」に、「株式会社」を「株式会社等」に改め、同条第三項中「株主」を「株主等」に改める。

第八百五十三条第一項中「株式会社の」を「株式会社等の」に、「株式会社又は株主は、」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴えに係る」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株主又は株式会社等　責任追及等の訴え

二　適格旧株主　責任追及等の訴え（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）

三　最終完全親会社等の株主　特定責任追及の訴え

第八百五十四条第三項中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

第八百六十八条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第百七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定の申立てに係る事件は、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第八百七十条第一項第一号中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「第百十九条第二項」の下に「、第百八十二条の五第二項」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定　特別支配株主

第九百十一条第一項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第三項第十三号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）」を加え、同項第十四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同項第十七号中「監査役の氏名」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨

ロ　監査役の氏名

第九百十一条第三項第二十五号を削り、同項第二十四号中「社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人」を「非業務執行取締役等」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ　監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名

ロ　取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

ハ　第三百九十九条の十三第六項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨

第九百十一条第三項中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とし、同項第三十号中「第二十八号」を「第二十七号」に改め、同号を同項第二十九号とする。

第九百十七条第一号中「取締役、会計参与」を「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与」に改め、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加える。

第九百三十七条第一項第二号イ及び第九百六十条第一項第五号中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指

名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加える。

第九百六十六条第五号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

第九百六十八条第一項第二号中「第四百二十六条第五項」を「第四百二十六条第七項」に改め、同項第四号中「第五項」の下に「、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項、第八百四十七条の三第七項若しくは第九項」を加え、「株式会社の株主」を「株主等（第八百四十七条の四第二項に規定する株主等をいう。次号において同じ。）、株式会社の」に改め、同項第五号中「株主」を「株主等」に改める。

第九百七十条の見出し中「株主」を「株主等」に改め、同条第一項中「権利」の下に「、当該株式会社に係る適格旧株主（第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。第三項において同じ。）の株主の権利」を加え、同条第三項中「権利」の下に「、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利」を加え、「株式会社」を「当該株式会社」に改める。

第九百七十六条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第七号中「第百四十九条第一項」の下に「、第百七十一条の二第一項、第百七十三条の二第一項、第百七十九条の五第一項、第百七十九条の十第一項、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第一項」を加え、同条第八号中「第百二十五条第一項」の下に「、第百七十一条の二第一項、第百七十三条の二第二項、第百七十九条の五第一項、第百七十九条の十第二項、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第二項」を、「第三百九十四条第一項」の下に「、第三百九十九条の十一第一項」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　第三百三十一条第六項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかったとき。

第九百七十六条第二十一号中「第三百四十四条第二項」を「第三百四十四条の二第二項（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「又は種類株主総会」を「若しくは種類株主総会」に改め、同条第二十二号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　この法律による改正後の会社法（以下「新会社法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

（委員会設置会社に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に委員会設置会社（旧会社法第二条第十二号に規定する委員会設置会社をいう。次項において同じ。）である株式会社又は施行日前に旧会社法第三十条第一項の規定による定款（同号に規定する委員会を置く旨の定めがあるものに限る。）の認証を受け、この法律の施行後に成立する株式会社の定款には、新会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなす。

2　旧会社法の規定による委員会設置会社の登記は、新会社法第九百十一条第三項第二十三号に掲げる事項の登記とみなす。

（社外取締役及び社外監査役の要件に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧会社法第二条第十五号に規定する社外取締役又は同条第十六号に規定する社外監査役を置く株式会社の社外取締役又は社外監査役については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、新会社法第二条第十五号又は第十六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（詐害事業譲渡等に関する経過措置）

第五条　施行日前に会社の他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、新会社法第二十三条の二の規定は、適用しない。

2　施行日前に会社の商人（会社を除く。以下この項において同じ。）に対する事業の譲渡又は商人の営業の譲受けに係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡又は営業の譲受けについては、新会社法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（設立時発行株式に関する経過措置）

第六条　施行日前に旧会社法第三十条第一項の認証を受けた定款に係る株式会社の設立に際して発行する設立時発行株式については、新会社法第五十二条の二、第百二条第三項及び第四項、第百二条の二並びに第百三条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（公開会社となる場合における発行可能株式総数に関する経過措置）

第七条　施行日前に公開会社でない株式会社が公開会社となる旨の定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更後の発行可能株式総数については、新会社法第百十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（定款の変更等に係る株式買取請求に関する経過措置）

第八条　施行日前に旧会社法第百十六条第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあっては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求については、なお従前の例による。

（定款の変更に係る新株予約権買取請求に関する経過措置）

第九条　施行日前に旧会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求については、なお従前の例による。

（全部取得条項付種類株式の取得に関する経過措置）

第十条　施行日前に旧会社法第百七十一条第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得については、なお従前の例による。

（株式の併合に関する経過措置）

第十一条　施行日前に旧会社法第百八十条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合については、なお従前の例による。

（募集株式に関する経過措置）

第十二条　施行日前に旧会社法第百九十九条第二項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集株式については、新会社法第二百五条第二項、第二百六条の二、第二百九条第二

項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、適用しない。

（新株予約権に関する経過措置）

第十三条　施行日前に旧会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集新株予約権については、新会社法第二百四十四条第三項、第二百四十四条の二、第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十六条の二並びに第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

2　施行日前に発行された新株予約権（募集新株予約権を除く。）については、新会社法第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十六条の二並びに第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

（新株予約権無償割当てに関する経過措置）

第十四条　施行日前に旧会社法第二百七十八条第一項各号に掲げる事項の決定があった場合におけるその新株予約権無償割当てについては、なお従前の例による。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定に関する経過措置）

第十五条　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新会社法第三百四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（取締役等の責任の一部の免除等に関する経過措置）

第十六条　取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新会社法第四百二十五条から第四百二十七条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該責任の一部の免除をしようとする時に監査等委員会設置会社（新会社法第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。）である株式会社についての旧会社法第四百二十五条第三項（旧会社法第四百二十六条第二項及び第四百二十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、旧会社法第四百二十五条第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）による改正後の会社法（以下この項において「新会社法」という。）第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監査等委員（新会社法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。）」とする。

（子会社の株式又は持分の譲渡に関する経過措置）

第十七条　施行日前に子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新会社法第四百六十七条第一項及び第五百三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事業譲渡等に関する経過措置）

第十八条　施行日前に旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等については、新会社法第四百六十九条及び第四百七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社の清算に関する経過措置）

第十九条　施行日前に旧会社法第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった清算株式会社の監査役については、新会社法第四百七十八条第六項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社の合併等に関する経過措置）

第二十条　施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

（責任追及等の訴えに関する経過措置）

第二十一条　施行日前に旧会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えが提起された場合における当該責任追及等の訴えについては、なお従前の例による。

2　施行日前に新会社法第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた場合については、同条の規定は、適用しない。

3　施行日前にその原因となった事実が生じた特定責任（新会社法第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。）については、同条の規定は、適用しない。

（監査役の監査の範囲の限定等に係る登記に関する経過措置）

第二十二条　この法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、この法律の施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、新会社法第九百十一条第三項第十七号イに掲げる事項の登記をすることを要しない。

2　株式会社についてこの法律の施行の際現に旧会社法第九百十一条第三項第二十五号又は第二十六号の規定による登記がある場合は、当該株式会社は、当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十五条　政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

---

審査報告書

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

法務委員長　荒木　清寛

参議院議長　山崎　正昭　殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成二十六年四月二十五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

（小字及び――は衆議院修正）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　法務省関係（第一条―第十七条）
第二章　内閣官房関係（第十八条）
第三章　内閣府関係
　第一節　本府関係（第十九条）
　第二節　金融庁関係（第二十条―第五十七条）
第四章　復興庁関係（第五十八条）
第五章　総務省関係（第五十九条・第六十条）
第六章　財務省関係（第六十一条―第七十条）
第七章　厚生労働省関係（第七十一条―第七十六条）
第八章　農林水産省関係（第七十七条―第九十一条）
第九章　経済産業省関係（第九十二条―第百十条）
第十章　国土交通省関係（第百十一条―第百十四条）
第十一章　環境省関係（第百十五条○・第百十六条○）
第十二章　罰則に関する経過措置及び政令への委任（第百十六条・第百十七条）
附則
　第一章　法務省関係
（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第一編第四章中第十八条の次に次の一条を加える。

（詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求）

第十八条の二　譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　譲受人が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知って営業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。

3　譲渡人について破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、譲受人に対して第一項の規定による請求をする権利を行使することができない。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業の譲渡については、前条の規定による改正後の商法第十八条の二の規定は、適用しない。

（担保付社債信託法の一部改正）

第三条　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（弁護士法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十九

二　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の三

三　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の三

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律の一部改正）

第五条　日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改め、同条第二項中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第六条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「（法務省令で定めるものに限る。）が申請書とともに提出された」を「が法務省令で定める方法により提供された」に、「当該申請書」を「申請書」に改める。

第四十六条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　監査等委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があったときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があったことを証する書面を添付しなければならない。

第四十七条第二項第八号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第十号中「委員会設置会社である場合にあっては、」を「監査等委員会設置会社である場合にあっては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代表取締役、設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては」に改める。

第五十四条第一項中「委員会設置会社にあっては、取締役、委員」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」に改める。

第五十六条中「第一号」の下に「及び第五号」を加え、同条第一号中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五　会社法第二百六条の二第四項の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があった場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

第六十五条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、同条に次の一号を加える。

三　会社法第二百四十四条の二第五項の規定による募集新株予約権の引受けに反対する旨の通知があった場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

第八十条第二号中「第三項本文」を「第二項本

文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第八十五条第二号中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第六号中「第三項」を「第二項」に改める。

第八十六条第九号中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改める。

第八十七条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十九条第二号中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第九十一条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百七条第一項第三号中「、取締役及び監査役」を「取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役」に改める。

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第八条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第九条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八十号中「株主の」を「株主等の」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第十条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一　再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡

二　再生債務者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロにおいて同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が再生債務者の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　再生債務者が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社等の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第四十三条の見出し中「事業の譲渡」を「事業等の譲渡」に改め、同条第一項中「事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡」を「会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項ただし書中「事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「事業等の譲渡」に改め、同条第八項中「第一項に規定する事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「再生債務者の事業等の譲渡」に改める。

第百八十三条第二項中「及び第百十七条」を「、第百十七条、第百八十二条の四及び第百八十二条の五」に改める。

第百八十三条の二第一項中「及び同法第二百四条第二項」を「並びに同法第二百四条第二項及び第二百五条第二項」に改める。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前に前条の規定による改正後の民事再生法第四十二条第一項第二号に掲げる行為に係る契約が締結された場合におけるその行為については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の民事再生法（次項において「旧民事再生法」という。）第百六十六条第一項の許可の申立てがされた場合におけるその申立てに係る株式の併合については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧民事再生法第百六十六条の二第二項の許可の申立てがされた場合におけるその申立てに係る募集株式（旧民事再生法第百五十四条第四項に規定する募集株式をいう。）については、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）による改正後の会社法（以下「新会社法」という。）第二百五条第二項、第二百六条の二、第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、適用しない。

（会社更生法の一部改正）

第十二条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「消却」の下に「（会社法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。以下同じ。）」についての株式等売渡請求（同法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第百七十四条の三及び第二百十四条の二において同じ。）に係る売渡株式等の取得、株式の」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

第四十六条の見出しを「（事業等の譲渡）」に改め、同条第一項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡（会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）」を「に係る会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この条において「事業等の譲渡」という。）」に改め、同項ただし書中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、同条第二項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に、「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、同条第四項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、同項第一号中「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、「事業」の下に「（会社法第四百六十七条第一項第二号の二に掲げる行為をする場合にあっては、同号の子会社の事業）」を加え、同項第二号中「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、同条第七項第二号中「譲渡」を「規定による事業等の譲渡」に改め、同条第八項中「更生会社の事業の全部の譲渡若しくは事業の重要な一部の譲渡」を「事業等の譲渡」に改め、同条第十項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改める。

第六十六条第二項中「含む。」の下に「及び第三項」を加える。

第九十九条第一項第二号中「第五十二条第一項」の下に「、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第百三条第二項」を加え、「又は第二百八十六条第一項」を「、第二百十三条の三第一項、第二百八十六条第一項又は第二百八十六条の三第一項」に改め、「不足額の」を削る。

第百六十七条第二項中「第百七十四条第六号」の下に「及び第二百十三条の二」を加える。

第百七十三条第一項第一号中「及び第三号」を

「から第四号まで」に改め、同項第七号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「第二条第十二号」を「第四百条第一項」に、「委員会を」を「各委員会を」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　更生会社が更生計画認可の決定の時において監査等委員会設置会社となる場合における更生会社の取締役に関する条項　監査等委員（会社法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。第百八十三条第十号及び第二百十一条第一項において同じ。）である取締役及びそれ以外の取締役並びに代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

第百七十四条の二の次に次の一条を加える。

（株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得）

第百七十四条の三　更生会社の発行する売渡株式等についての株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第三号及び第二百十四条の二において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　会社法第百七十九条の二第一項各号に掲げる事項

三　特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に際して更生債権者等に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四　前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項

第百七十七条の二第二項第四号中「第百十八条第一項」の下に「、第百七十九条第二項」を加え、「買取請求」を「請求」に改める。

第百八十三条第八号中「方法」の下に「及び監査等委員会設置会社である場合には設立時監査等委員（会社法第三十八条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。第十号において同じ。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役のいずれであるかの別」を加え、同条第九号イ中「（新会社が委員会設置会社である場合を除く。）」を削り、同号ホ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第十号中「の設立時取締役」の下に「（新会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を、「おいて取締役」の下に「（新会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

第二百十条第三項中「及び第八百二十九条」を「、第八百二十九条及び第八百四十六条の二」に、「訴え又は」を「訴え、」に改め、「確認の訴え」の下に「又は同法第八百四十六条の二第二項に規定する売渡株式等の取得の無効の訴え」を加える。

第二百十一条第一項中「おいて取締役」の下に「（更生会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（株式の併合に関する特例）

第二百十一条の二　第百七十四条第一号の規定により更生計画において更生会社が株式の併合をすることを定めた場合には、会社法第百八十二条の二及び第百八十二条の三の規定は、適用しない。

第二百十三条の次に次の一条を加える。

（事業譲渡等に関する特例）

第二百十三条の二　第百七十四条第六号の規定により更生計画において事業譲渡等（会社法第四百六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる行為に限る。）をすることを定めた場合には、同法第二十三条の二の規定及び同法第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する商法第十八条の二の規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

第二百十四条の次に次の一条を加える。

（株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する特例）

第二百十四条の二　第百七十四条の三の規定により更生計画において更生会社の特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得をすることを定めた場合には、会社法第百七十九条の五、第百七十九条の七及び第百七十九条の八の規定は、適用しない。

第二百十六条第六項中「並びに第二百八十六条」を「、第二百八十六条、第二百八十六条の二第一項第一号並びに第二百八十六条の三」に改める。

第二百二十条第二項及び第五項中「第七百八十二条」の下に「、第七百八十四条の二」を加え、同条第六項中「第七百九十四条」の下に「、第七百九十六条の二」を加える。

第二百二十一条第二項及び第五項中「第八百三条」の下に「、第八百五条の二」を加える。

第二百二十二条第一項中「第七百八十二条」の下に「、第七百八十四条の二」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「第七百九十四条」の下に「、第七百九十六条の二」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合には、会社法第七百五十九条第二項から第四項まで及び第七百六十一条第二項から第四項までの規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

第二百二十三条第一項中「第八百三条」の下に「、第八百五条の二」を加え、同条第二項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に、「及び第三項の」を「から第四項までの」に改める。

第二百二十四条第二項及び第五項中「第七百八十二条」の下に「、第七百八十四条の二」を加え、同条第六項中「第七百九十四条」の下に「、第七百九十六条の二」を加える。

第二百二十五条第六項中「並びに」を「、第百二条の二並びに」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前に新会社法第四百六十七条第一項第二号の二に掲げる行為に係る契約が締結された場合におけるその行為については、前条の規定による改正後の会社更生法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第十九条中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

第四十三条第一項中「及び監査役の氏名」を「及び次に掲げる事項」に改める。

第五十八条第一項及び第九十四条中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七十三条を次のように改める。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

第七十三条　監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2　監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

第百十三条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの　四

(1)　理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(2)　当該一般社団法人の業務を執行した理事(1)に掲げる理事を除く。）

(3)　当該一般社団法人の使用人

第百十三条第一項第二号ハ中「外部理事」を「理事（イ及びロに掲げるものを除く。）」に改める。

第百十五条第一項中「外部役員等（外部理事、外部監事（一般社団法人の監事であって、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となったことがないものをいう。第三百一条第二項第十四号において同じ。）を「理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事」に、「をいう。以下この条及び同項第十二号において同じ。）」を「（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）」に、「当該外部役員等」を「当該非業務執行理事等」に、「外部役員等と」を「非業務執行理事等と」に改め、同条第二項中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改め、「又はその子法人」を削り、同条第三項中「外部理事」を「同項に規定する理事」に改め、同条第四項中「である外部役員等」を「である非業務執行理事等」に改め、同項第三号及び同条第五項中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改める。

第百二十一条第二項を次のように改める。

2　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四　請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五　請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第百九十八条中「、第百十三条第一項第二号ロ中「第三百一条第二項第十三号」とあるのは「第三百二条第二項第十一号」と」を削り、「第三百一条第二項第十四号」を「第三百一条第二項第十二号」に、「第三百二条第二項第十二号」を「第三百二条第二項第十号」に改め、「、「同項第十二号」とあるのは「同項第十号」と」を削る。

第二百六十六条第一項中「理事、監事、清算人又は評議員（」を「社員等（」に改める。

第三百一条第二項第十二号中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改め、同項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同項第十七号中「次条第二項第十五号」を「次条第二項第十三号」に改め、同号を同項第十五号とする。

第三百二条第二項第十号中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改め、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第三百四十二条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十二号中「又は第七十三条第二項」及び「これらの規定を」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための社員総会又は評議員会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下この項及び次項において「新一般社団・財団法人法」という。）第七十三条（新一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　一般社団法人又は一般財団法人の理事、監事又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新一般社団・財団法人法第百十三条及び第百十五条（これらの規定を新一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　一般社団法人についてこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（次項において「旧一般社団・財団法人法」という。）第三百一条第二項第十三号又は第十四号の規定による登記がある場合は、当該一般社団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

4　一般財団法人についてこの法律の施行の際現に旧一般社団・財団法人法第三百二条第二項第十一号又は第十二号の規定による登記がある場合は、当該一般財団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

（信託法の一部改正）

第十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百四条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　受託者は、受益権の価格の決定があるまでは、受益者に対し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第百九十条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二章　内閣官房関係

（郵政民営化法の一部改正）

第十八条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第三章　内閣府関係

第一節　本府関係

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等の一部改正）

第十九条　次に掲げる法律の規定中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

一　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第三十七条第二項第一号

二　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第十一条第四項

三　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項第一号

第二節　金融庁関係

（無尽業法の一部改正）

第二十条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第十八条中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第十九条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三十条第五項中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第二十一条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「同条第十一項ただし書」を「同条第十二項ただし書」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第二十二条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第五号イ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に、「委員会をいう」を「指名委員会等をいう。以下同じ」に改める。

第二十九条の五第一項中「若しくは委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社」に改める。

第五十七条の二十第一項第四号ロ及び第八十三条の二第二号中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第八十七条の六第二項中「の取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「仮取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員の職務を行うべき仮取締役又はそれ以外の仮取締役。次条第一項において同じ。）」を加える。

第八十八条の二十二中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百一条の二に次の一項を加える。

5　組織変更後株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項（組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第百一条の十六第三項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改める。

第百二条第一項及び第百二条の七中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百五条の四第四項及び第五項中「第三百六十二条第四項」の下に「、第三百九十九条の十三第四項から第六項まで」を加える。

第百五条の八中「監査役会設置会社」の下に「又は監査等委員会設置会社」を加える。

第百六条の二中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社である特定株式会社金融商品取引所の監査等委員会により選定された監査等委員又は指名委員会等設置会社」に改める。

第百六条の十一第一項第三号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第百六条の十二第二項第一号ロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第百三十九条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名に限る。）は、新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して監査等委員である取締役となる者とそれ以外の取締役となる者とを区別して定めなければならない。

第百三十九条の三第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百三十九条の四中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続会員金融商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続会員金融商品取引所の会員は、吸収合併存続会員金融商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第百三十九条の五中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅会員金融商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅会員金融商品取引所の会員は、新設合併消滅会員金融商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第百三十九条の九の二第一項ただし書中「次条第二項第一号」を「第百三十九条の十第二項第一号」に改め、同条第二項中「次条第一項」を「第百三十九条の十第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（吸収合併をやめることの請求）

第百三十九条の九の二　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百三十九条の十一第一項に次のただし書を加える。

ただし、第百三十九条の九第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百三十九条の十一第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第百三十九条の十二第九項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第百三十九条の十五の次に次の一条を加える。

（新設合併をやめることの請求）

第百三十九条の十五の二　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅株式会社又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第百三十九条の十六第一項中「前条第一項」を「第百三十九条の十五第一項」に改める。

第百三十九条の十七第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第百三十九条の十八第二項中「第七項」を「第十項」に改める。

第百三十九条の二十第一項中「第三十一条」の下に「、第三十七条第三項」を加える。

第百四十二条第十項第一号中「第百三十九条の三第五項」を「第百三十九条の三第六項」に、「第百三十九条の四第四項」を「第百三十九条の四第五項」に改める。

第百四十四条第一項中「、第二項」の下に「（第四号に係る部分に限る。）」を加え、「及び第二項から第四項まで」を「、第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　会社法第百五十四条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百七十二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併をした場合について準用する。この場合において、同法第百五十四条第二項第三号及び第二百七十二条第三項第三号中「第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社」とあるのは、「金融商品取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所」と読み替えるものとする。

第百四十六条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百五十六条の三第一項第四号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第百五十六条の四第二項第一号ロ及び第百五十六条の二十五第二項第二号ロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第百六十六条第六項第三号中「第百十六条第一項」の下に「、第百八十二条の四第一項」を加え、同項第四号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による取締役会の決議による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定した要請を含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百十六条第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて」に改め、同項第五号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定したものを含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百十六条第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて」に改め、同項第五号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて」に改める。

第二百八条第十九号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第二十号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二十一号中「第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項」を「第百三十九条の三第六項、第百三十九条の四第五項及び第百三十九条の三第六項」に、「第百三十九条の三第十項」に改め、同条第二十五号中「第百三十九条の四第九項」を「第百三十九条の四第十項」に改め、同条第二十六号中「第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項」を「第百三十九条の四第五項及び第百三十九条の五第六項」に改める。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　施行日前に合併契約が締結された前条の規定による改正前の金融商品取引法第百三十六条第二項に規定する吸収合併又は新設合併については、なお従前の例による。

（公認会計士法の一部改正）

第二十四条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十の二中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第三十四条の二十三第一項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に、「第二百九条第一項」に、「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十五条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三を次のように改める。

（監事の員数等）

第五条の三　信用協同組合等（政令で定める規模に達しない信用協同組合又はその預金及び定期積金の総額に占める中小企業等協同組合法第九条の八第二項第四号の事業に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第五条の八第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る信用協同組合を除く。）の監事の定数は、同法第三十五条第二項の規

定にかかわらず、二人以上とし、かつ、その監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　当該信用協同組合等のうち信用協同組合の監事については、当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

ロ　当該信用協同組合等のうち信用協同組合連合会の監事については、当該信用協同組合連合会の会員たる中小企業等協同組合法第八条第五項に規定する組合又は協同組合の役員又は使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該信用協同組合等の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合等の子会社の取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該信用協同組合等の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

第五条の五中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「同項」を「同法第三百五十七条第一項」に、「監事」を「、監事」に改める。

第五条の六中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、」を「、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報酬等）並びに第三百八十八条（」に、「かかわらず、」を「かかわらず」に改め、「、信用協同組合等」を削り、「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。

第五条の九第一項中「ついては、」の下に「中小企業等協同組合法第三十五条の三の規定並びに」を加え、「選任に関する監査役の同意等」を「選任等に関する議案の内容の決定」に、「報告）並びに」を「報告）」に、「の規定」を「並びに第三百九十九条第一項（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与）の規定」に改め、同条第三項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員又は会員」と、これらの規定（同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株式会社等」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）」と」を加え、「、同条第三項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と」を削り、「若しくは会員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員又は会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員又は会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「組合員若しくは会員」と」を、「第八百五十条第四項中「」の下に「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を、「含む。」」の下に「、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」を、「第三十八条の二第四項」と」の下に「、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「組合員若しくは会員」と」を加える。

第六条の二第一項中「中小企業等協同組合法」を「、「中小企業等協同組合法」に改め、同条第二項中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、」を「（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（」に、「代表」を「代表等」に改める。

第十二条第一項第四号中「同項」を「同条」に改め、同項第六号及び第七号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「旧協同組合金融事業法」という。）第五条の三に規定する者に該当する者を監事に選任している信用協同組合等（旧協同組合金融事業法第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（次項及び第三項において「新協同組合金融事業法」という。）第五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新協同組合金融事業法第五条の九第一項において準用する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　新協同組合金融事業法第五条の九第一項において準用する新会社法第三百九十九条第一項の規定は、施行日を含む事業年度以前の事業年度に係る新協同組合金融事業法第五条の九第一項において準用する新会社法第三百九十六条第一項に規定する書類の監査に関する会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等については、適用しない。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第二十七条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「「取締役、監査役又は」を

「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「「理事又は」を「（組合員になろうとする者（その出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込みを終了した者に限る。）又は理事若しくは」に改める。

第二十条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員」と、「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と」を、「の負う義務」の下に「、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務」を、「責任」とあるのは「」の下に「船主相互保険組合法第二十条において準用する」を加え、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「組合員」と」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と」に改め、「「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。

第三十一条に次の一号を加える。

五　その子会社（組合がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として内閣府令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該組合が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第三十二条第四項中「及び第三号」を「、第三号及び第五号」に改める。

第三十四条中「取締役、監査役又は」を「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「「理事又は」を「「組合員又は理事若しくは」に改める。

第三十八条の二第四項第二号を次のように改める。

二　組合の業務を執行した理事（前号に掲げるものを除く。）　四

第三十八条の二第四項第三号中「組合員外理事」を「前二号に掲げる理事以外の理事」に改める。

第四十条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員」と、「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と」を加え、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「組合員」と」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と」に改め、「「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。

第四十八条第二項中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「、第三百八十九条第三項」を「並びに第三百八十九条第三項」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員」と、「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と」を加え、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「組合員」と」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株

式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と」に改め、「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に船主相互保険組合の子会社（前条の規定による改正後の船主相互保険組合の子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡に係る総会の決議については、新船主相互保険組合法（以下この条において「新船主相互保険組合法」という。）第三十一条第五号に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡に係る総会の決議については、新船主相互保険組合法第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　船主相互保険組合の理事の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、新船主相互保険組合法第三十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二十九条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第七十五条第五項中「第百二条」の下に「（第三項及び第四項を除く。）」を加え、同条第七項中「第八百四十九条第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第七十七条の三第三項中「（第三項第三号を除く。）」及び「、同項中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第二号、第四号又は第五号」と」を削る。

第七十九条第四項中「第百五十一条（」を「第百五十一条第一項（に、「第百五十四条」を「第百五十四条第一項及び第二項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）」に、「第百五十一条第七号」を「第百五十一条第一項第七号」に改め、「第二百七十七条」の下に「に規定する新株予約権無償割当て」を、「第八十八条の十三」の下に「に規定する新投資口予約権無償割当て」を加え、「同条第八号」を「同項第八号」に、「同条第十四号」を「同項第十四号」に改める。

第八十一条の二第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「第三項」を「第四項」に、「並びに第百八十二条第一項、第百八十二条の二（第一項第二号を除く。）、第百八十二条の三並びに第百八十二条の六」に改める。

第八十三条第九項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第八十四条第一項中「及び第二百十二条第一項（第二号を除く。）」を「、第二百十二条第一項（第二号を除く。）、第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）及び第二百十三条の三」に、「第二百九条第一項」を「第二百九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第四項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「同条第二号」とあるのは「同項第二号」と、「前項第一号から第四号まで」とあるのは「投資法人法第八十七条第一項第一号」と、同項第四号中「第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社」とあるのは「投資法人法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人」と、「第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社」とあるのは「投資法人法第百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人」と」に改める。

第八十八条の五第二項中「（第三項第三号を除く。）」を削る。

第八十八条の八第五項中「及び第三項」の下に「（第二号を除く。）」を、「金銭」と」の下に「、同項第三号中「第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社」とあるのは「投資法人法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人」と、「第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社」とあるのは「投資法人法第百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人」と」を加える。

第八十八条の十五第二項中「前条第一項第一号の新投資口予約権についての第八十八条の二第三号の期間の初日の二週間前までに」を「前条第一項第二号の日後遅滞なく」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定による通知がされた場合において、前条第一項第一号の新投資口予約権についての第八十八条の二第三号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第八十八条の十七の見出し中「払込み」を「払込み等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定は、新投資口予約権者又は執行役員の責任について準用する。この場合において、同法第二百八十六条の二第一項第二号中「第二百八十一条第一項又は第二項後段」とあるのは、「投資法人法第八十八条の十七第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号）の規定は、前項において準用する同法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十八条の十八の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　新投資口予約権を行使した新投資口予約権者であつて前条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号に掲げる者に該当するものは、同号に定める支払又は前条第三項において準用する同法第二百八十

六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、同号の払込みが仮装された新投資口予約権の目的である投資口について、投資主の権利を行使することができない。

3　前項の投資口を譲り受けた者は、当該投資口についての投資主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第八十八条の二十一第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十八条の二十二第一項中「生ずる日」の下に「（以下この条において「新投資口予約権証券提出日」という。）」を加え、「当該日」を「新投資口予約権証券提出日」に改め、同条第二項中「投資法人は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合において、新投資口予約権証券提出日」に改め、「ときは」の下に「、当該各号に定める者は」を加え、同項に次の各号を加える。

一　取得条項付新投資口予約権の取得　当該投資法人

二　合併（合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。）第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人又は第百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人

第八十八条の二十二第三項中「同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「新投資口予約権証券提出日」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「前条第二項各号」に、「第八十八条の二十二第二項」を「第八十八条の二十二第二項各号」に改める。

第九十六条第二項中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百十一条第三項中「並びに第三百八十四条から第三百八十六条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第百十四条第三項ただし書中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に改める。

第百十六条、第百十九条第三項及び第百二十七条第二項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第百三十九条の九第八項及び第百三十九条の十第二項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第百四十一条第三項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　投資法人は、投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更がその効力を生ずる日の二十日前までに、その投資主に対し、当該変更をする旨を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

第百四十九条の三第四項中「第七項」を「第九項」に改める。

第百四十九条の三の二第四項中「第七百八十七条第五項から第七項まで」を「第七百八十七条第五項、第六項及び第八項から第十項まで」に、「（第七項」を「（第八項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第百四十九条の八第四項及び第百四十九条の十三第四項中「第七項」を「第九項」に改める。

第百四十九条の十三の二第四項中「第八百八条第五項から第七項まで」を「第八百八条第五項、第六項及び第八項から第十項まで」に、「（第七項」を「（第八項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第百五十条中「会社法」の下に「第七百八十四条の二、第七百九十六条の二及び第八百五条の二の規定は投資法人の合併をやめることの請求について、同法」を加え、「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第百五十四条の二第二項中「並びに第三百八十四条から第三百八十六条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第百五十四条の七中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第百六十四条第四項中「及び第五百三十六条第三項」を「並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第百六十六条第二項第十六号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第百七十七条中「委員会設置会社にあつては、取締役、委員」を「監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」に改める。

第二百四条第三項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第二百四十九条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第七号中「第百四十九条の十六第一項」の下に「、第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項（第二号を除く。）若しくは第百八十二条の六第一項」を加え、「会社法」を「同法」に改め、同条第二十五号中「第百四十一条第二項」を「第百四十一条第四項」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　施行日前に前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第八十一条の二第二項において準用する会社法の一部を改正する法律による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）第百八十条第二項の決議をするための投資主総会の招集手続が開始された場合におけるその投資口（旧投信法第二条第十四項に規定する投資口をいう。）の併合については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧投信法第八十二条第五項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集投資口（同条第一項に規定する募集投資口をいう。）については、前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（第四項において「新投信法」という。）第八十四条第一項において準用する新会社法第二百九条第二項及

び第三項、第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）並びに第二百十三条の三の規定は、適用しない。

3　施行日前に旧投信法第八十八条の十四第一項各号に掲げる事項の決定があった場合におけるその新投資口予約権無償割当て（旧投信法第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）については、なお従前の例による。

4　施行日前に発行された新投資口予約権（旧投信法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）については、新投信法第八十八条の十八第二項及び第三項の規定並びに新投信法第八十八条の十七第三項において準用する新会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

5　施行日前に投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更の決議をするための投資主総会の招集手続が開始された場合におけるその規約の変更については、なお従前の例による。

6　施行日前に合併契約が締結された場合における投資法人の合併については、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十一条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号。以下「金商法等改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、第二十九条のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第十八条第三項の改正規定中「第十八条第三項」とあるのは「第十八条第二項」と、同法第七十九条第四項の改正規定中「第百五十一条第七号」を「第百五十一条第一項第七号」に改め、「第二百七十七条」の下に「に規定する新株予約権無償割当て」を、「第八十八条の十三」の下に「に規定する新投資口予約権無償割当て」を加え、「同条第八号」を「同項第八号」とあるのは「第百五十一条第一項第八号」とし、前条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、金商法等改正法第九条のうち投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第四項の改正規定中「第百五十一条第八号」とあるのは「第百五十一条第一項第八号」と、「第百五十一条第七号」とあるのは「第百五十一条第一項第七号」と、「第二百七十七条」とあるのは「第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て」と、「第八十八条の十三」とあるのは「第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て」と、「同条第八号」とあるのは「同項第八号」とする。

（信用金庫法の一部改正）

第三十二条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十項中「取締役、監査役又は」を「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「理事、監事又は」を「設立時会員（信用金庫法第二十四条第五項に規定する設立時会員をいう。）又は理事、監事若しくは」に改める。

第二十八条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「「会員」を「、「会員」に改める。

第三十二条第五項を次のように改める。

5　金庫（政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。）の監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　当該金庫のうち信用金庫の監事については、当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

ロ　当該金庫のうち信用金庫連合会の監事については、当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の役員又は職員以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該金庫の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

第三十二条第六項中「前項」を「前項第二号」に改める。

第三十五条の六中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第三十五条の七中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、」を「、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報酬等）並びに第三百八十八条（に、「かかわらず、監査役設置会社」を「かかわらず」に改め、「、金庫」を削り、「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。

第三十六条第五項第五号中「業務」の下に「並びに当該金庫及びその子会社（第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）から成る集団の業務」を加える。

第三十七条の二第六項中「（第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を削り、「前項の許可」を「同項の許可」に改める。

第三十八条の三の見出し中「会社法」を「会社法等」に改め、同条中「ついては、」の下に「第三十三条の規定並びに」を加え、「選任に関する監査役の同意等」を「選任等に関する議案の内容の決定」に、「報告）並びに」を「報告）」に、「の規定」を「並びに第三百九十九条第一項（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与）の規定」に改める。

第三十九条第四項第二号を次のように改める。

二　代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの　四

イ　理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

ロ　当該金庫の業務を執行した理事（イに掲げる理事を除く。）

第三十九条第四項第三号中「会員外理事」を「前二号に掲げる理事以外の理事」に改める。

第三十九条の四中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「会員」と、「株式会社等」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）」と」を加え、「同条第三項

から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）が、」に改め、「第八百五十条第四項中「の下に「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、」を、「含む。）」の下に「、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」を加える。

第四十八条の六第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四十八条の八中「「取締役、監査役又は」を「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「理事、監事又は」を「会員又は理事、監事若しくは」に改める。

第六十一条の二第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併消滅金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第六十一条の三第一項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併存続金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十一条の四第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第六十一条の七中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第六十四条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、」を「（株主総会に対する報告義務、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（」に、「代表」を「代表等」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十九条第一項及び第四項並びに第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、」に改め、「含む。）」の下に「、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」を、「第二十九条第三項」と」の下に「、同法第八百五十二条中「株主等」とあるのは「会員」と」を加える。

第六十五条第二項第九号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第八十三条第三号中「第六十一条の三第六項」を「第六十一条の三第七項」に改め、同条第六号中「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の二第五項」に改める。

第八十四条第六号中「第六十一条の四第四項」を「第六十一条の四第五項」に改める。

第九十一条第一項第十号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同項第十号の三及び第十号の四を削り、同項第十号の二の三中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第十号の四とし、同項第十号の二の二を同項第十号の三とし、同項第十三号中「第六項、」を「第七項、」に、「第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項若しくは第六十一条の四第四項」を「第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項若しくは第六十一条の四第五項」に改め、同項第十四号中「第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項」を「第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項」に改める。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の信用金庫法（以下この項において「旧信用金庫法」という。）第三十二条第五項に規定する者に該当する者を監事に選任している金庫（旧信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。第四項及び第五項において同じ。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の信用金庫法（以下この条において「新信用金庫法」という。）第三十二条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新信用金庫法第三十八条の三において準用

する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　新信用金庫法第三十八条の三において準用する新会社法第三百九十九条第一項の規定は、施行日を含む事業年度以前の事業年度に係る新信用金庫法第三十八条の三において準用する新会社法第三百九十六条第一項に規定する書類の監査に関する会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等については、適用しない。

4　金庫の理事の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、新信用金庫法第三十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に合併契約が締結された場合における金庫の合併については、なお従前の例による。

（貸付信託法の一部改正）

第三十四条　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第十項」を「第十一項」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第三十五条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十一項中「取締役、監査役又は」を「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「理事、監事又は」を「予定会員（労働金庫法第二十四条第五項に規定する予定会員をいう。）又は理事、監事若しくは」に改める。

第二十八条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「「会員」を「、「会員」に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

4　金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第四十一条の二第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）の監事のうち一人以上は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　当該金庫のうち労働金庫の監事については、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）を構成する者（代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。

ロ　当該金庫のうち労働金庫連合会の監事については、当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

第三十二条第五項中「前項」を「前項第二号」に改める。

第三十七条の四中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第三十七条の五中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、」を「、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報酬等）並びに第三百八十八条（に、「かかわらず、監査役設置会社」を「かかわらず」に改め、「、金庫」を削り、「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。

第三十八条第五項第五号中「業務」の下に「並びに当該金庫及びその子会社（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）から成る集団の業務」を加える。

第四十条第六項中「（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を削り、「前項の許可」を「同項の許可」に改める。

第四十一条の三の見出し中「会社法」を「会社法等」に改め、同条中「ついては、」の下に「第三十三条の規定並びに」を加え、「選任に関する監査役の同意等」を「選任等に関する議案の内容の決定」に、「報告）並びに」を「報告）」に、「の規定」を「並びに第三百九十九条第一項（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与）の規定」に改める。

第四十二条第四項第二号を次のように改める。

二　代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの　四

イ　理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

ロ　当該金庫の業務を執行した理事（イに掲げる理事を除く。）

第四十二条第四項第三号中「会員外理事」を「前二号に掲げる理事以外の理事」に改める。

第四十二条の四中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「会員」と、「株式会社等」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と」を加え、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）が」に改め、「第八百五十条第四項中「」の下に「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、」を、「含む。）」の下に「、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」を加える。

第五十三条の四第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十四条中「「取締役、監査役又は」を「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合に

あっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「理事、監事又は」を「会員又は理事、監事若しくは」に改める。

第六十二条第四項中「総会員」及び「の会員」の下に「（個人会員を除く。）」を加える。

第六十二条の五第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅金庫の会員は、吸収合併消滅金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第六十二条の六第一項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項ただし書中「総会員の数が」を「総会員（個人会員を除く。以下この項及び第五項並びに第八十七条第二号において同じ。）の数が」に改め、同条第五項中「の会員」の下に「（個人会員を除く。第八十七条第二号において同じ。）」を加え、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併存続金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十二条の七第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第六十五条中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第六号）」を「第八百七十条第二項（第五号）」に改める。

第六十七条中「総会員」及び「得た会員」の下に「（個人会員を除く。）」を加える。

第六十八条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、」を「（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（」に、「代表」を「代表等」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十九条第一項及び第四項並びに第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、」に改め、「含む。）」の下に「、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」を、「第四十二条第三項」と」の下に「、同法第八百五十二条中「株主等」とあるのは「会員」と」を加える。

第六十九条第二項第九号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第八十七条第二号中「総会員数」を「総会員の数」に改め、同条第三号中「第六十二条の六第六項」を「第六十二条の六第七項」に改め、同条第六号中「第六十二条の五第四項」を「第六十二条の五第五項」に改める。

第八十八条第六号中「第六十二条の七第四項」を「第六十二条の七第五項」に改める。

第百一条第一項第九号の二中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同項第九号の三及び第十号を削り、同項第九号の二の三中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第十号とし、同項第九号の二の二を同項第九号の三とし、同項第十三号中「第六項、」を「第七項、」に、「第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項若しくは第六十二条の七第四項」を「第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項若しくは第六十二条の七第五項」に改め、同項第十四号中「第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項」を「第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項」に改める。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の労働金庫法（以下この項において「旧労働金庫法」という。）第三十二条第四項に規定する者に該当する者を監事に選任している金庫（旧労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。第四項及び第五項において同じ。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の労働金庫法（以下この条において「新労働金庫法」という。）第三十二条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新労働金庫法第四十一条の三において準用する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　新労働金庫法第四十一条の三において準用する新会社法第三百九十九条第一項の規定は、施行日を含む事業年度以前の事業年度に係る新労働金庫法第四十一条の三において準用する新会社法第三百九十六条第一項に規定する書類の監査に関する会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等については、適用しない。

4　金庫の理事の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、新労働金庫法第四十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に合併契約が締結された場合における金庫の合併については、なお従前の例による。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第三十七条　金融機関の合併及び転換に関する法

律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「取締役となる者」の下に「（次項において「設立時取締役」という。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立銀行が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（設立時取締役の氏名に限る。）は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第二十二条第七項中「第二十二条第六項に規定する特定株主」の下に「（以下この項において「特定株主」という。）」を加え、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、「同項に規定する」を削り、「「取締役、監査役又は」を「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役、理事、監事若しくは」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求）

第二十三条の二　第二十一条第一項の合併が法令又は定款に違反する場合において、消滅銀行の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅銀行の株主は、消滅銀行に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

第二十四条第二項中「第七項」を「第九項」に改め、「おいて」の下に「、同法第八百七十条第二項第二号中「第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）」とあるのは、「第七百八十六条第二項の規定による株式」と読み替えるものとするほか」を加える。

第二十五条第二項中「第七項」を「第十項」に改め、「（第五項各号を除く。）」を削り、「第七百八十八条第五項（各号を除く。）中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」とあるのは「効力発生日」を「第八百七十条第二項第二号中「第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権」とあるのは、「第七百八十八条第二項の規定による新株予約権」に改める。

第二十六条第八項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第二十条第二項中「次条」を「第三十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（吸収合併をやめることの請求）

第三十条の二　第二十八条第一項の吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続銀行の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続銀行の株主は、吸収合併存続銀行に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第三十三条第一項中「第三十一条」の下に「、第三十七条第三項」を加える。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求）

第三十六条の二　第三十四条第一項の合併が法令又は定款に違反する場合において、消滅協同組織金融機関の会員等が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅協同組織金融機関の会員等は、消滅協同組織金融機関に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

第四十二条第二項中「次条」を「第四十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（吸収合併をやめることの請求）

第四十二条の二　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続協同組織金融機関の会員等が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続協同組織金融機関の会員等は、吸収合併存続協同組織金融機関に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第五十三条第一項中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第五号」を「第八百七十条第二項（第六号」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第二項中「、第二項」の下に「（第四号に係る部分に限る。）」を加え、「及び第二項から第四項まで」を「、第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二百九十三条第五項」を「第二百九十三条第五項」に改める。

第五十八条中「第二十三条第一項各号」の下に「、第二十三条の二」を加える。

第五十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　転換後銀行が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（取締役の氏名に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第六十三条中「第三十六条第一項各号」の下に「、第三十六条の二」を加え、「第三十七条第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十五条第二項中「、第二項」の下に「（第三号に係る部分に限る。）」を加え、「第三号」を「第二号」に、「及び第二項から第四項まで」を「、第二項（第三号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改める。

第七十六条中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「、委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加え、同条第九号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　施行日前に合併契約が締結された場合における前条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第一項に規

定する金融機関の合併については、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正）

第三十九条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第五項中「第六十八条の三まで」において同じ。）又は」を「第六十八条の四まで」において同じ。）又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（募集株式等の割当ての特例）

第六十四条の三　会社法第二百六条の二の規定は、救済金融機関又は救済銀行持株会社等による第五十九条第二項第四号に掲げる株式の取得に係る破綻金融機関による当該救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は当該救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

2　会社法第二百四十四条の二の規定は、機構による資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）に係る救済金融機関、救済銀行持株会社等又は第五十九条第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関による機構に対する同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

第六十六条第三項第一号中「第七百九十六条第三項」を「第七百九十六条第二項」に、「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改める。

第六十八条の二第一項中「。次条」を「。同条及び第六十八条の四」に改め、同条第五項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。

第六十八条の三第一項中「及び次条第四項」を「、次条、第六十九条第四項及び第百一条第七項」に改め、同条第五項中「第六十八条の三まで」を「第六十八条の四まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第六十八条の四　会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主（同法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいい、機構を除く。以下同じ。）については、適用しない。

第六十九条第四項中「救済金融機関について」の下に「、第六十四条の三第二項の規定は機構が追加的資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う救済金融機関、救済銀行持株会社等又は資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関について」を加え、「前二条」を「第六十八条の二及び第六十八条の三」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「つを行つた」の下に「救済金融機関等（」を加え、「前条第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「つについて」を「つをいう。以下この項において同じ。）について、前条の規定は機構が追加的資金援助を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

第八十一条第一項中「会計監査人（」の下に「被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与及び会計監査人、」を加え、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十三条第一項中「会計監査人（」の下に「被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、」を加え、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十七条第一項中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

第八十七条第三項中「会計監査人（」の下に「被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、会計参与又は会計監査人、」を加え、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十八条中「第四号若しくは第五号」を「第五号若しくは第六号」に改める。

第百一条第七項中「申込みについて」の下に「、第六十四条の三第一項の規定は再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる承継銀行について、同条第二項の規定は機構が資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う再承継金融機関、再承継銀行持株会社等又は第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関について」を、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「つを受けた」の下に「再承継金融機関等（」を加え、「つについて」を「をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

第百二条第一項第一号中「限る。以下第百八条の三まで」を「限る。以下第百八条の四まで」に改める。

第百七条の四の次に次の一条を加える。

（募集株式等の割当て等の特例）

第百七条の五　会社法第二百六条の二の規定は、第一号措置（株式の引受けに限る。）に係る認定に係る金融機関又は銀行持株会社等による機構に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

2　会社法第二百四十四条の二の規定は、機構による第一号措置（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）に係る認定に係る金融機関による機構に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第百八条の四　会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（前条第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継金融機関を含む。）又は銀行持株会社等（第百八条の二第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第五項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。）であつて機構が現に保有する取得株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

第百十四条第一項中「基づき、特別危機管理銀行の取締役」の下に「（監査等委員会設置会社

にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第百二十条の次に次の一条を加える。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第百二十条の二　会社法第二編第二章第四節の二の規定は、特別危機管理銀行の特別支配株主については、適用しない。ただし、機構が当該特別危機管理銀行の株式の全部につきその処分をした場合は、この限りでない。

第百二十六条の九中「会計監査人（」の下に「被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、」を加え、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百二十六条の十三第一項中「、第二百四条第二項」の下に「、第二百五条第二項」を加え、「及び第二号」を「から第二号の二まで」に、「並びに第八百四条第一項」を「及び第八百四条第一項」に改め、同項第一号中「若しくは同法」を「、同法」に改め、「割当ての決定」の下に「若しくは同法第二百五条第二項の規定による同条第一項の契約の承認」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

第百二十六条の十三第三項中「及び第二号並びに」を「から第二号の二まで及び」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

第百二十六条の十三第四項中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加え、同条第十六項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百二十六条の二十三の次に次の一条を加える。

（募集株式等の割当て等の特例）

第百二十六条の二十三の二　会社法第二百六条の二の規定は、特定第一号措置（株式の引受けに限る。）に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等による機構に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

2　会社法第二百四十四条の二の規定は、機構による特定第一号措置（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等による機構に対する同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

第百二十六条の二十六の次に次の一条を加える。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第百二十六条の二十六の二　会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第百二十六条の二十二第六項の決定に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（第百二十六条の二十五第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社、前条第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継金融機関等及び同条第五項に規定する組織再編成後金融機関等を含む。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

第百二十六条の三十一中「第百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて」の下に「、第六十四条の三第一項の規定は特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等により第百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得をされる特定破綻金融機関等について、第六十四条の三第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は第百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第七号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について」を、「行つた」の下に「救済金融機関等（を加え、「について」を「をいう。以下この条において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が特定優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この条において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

第百二十六条の三十二第四項中「申込みについて」の下に「、第六十四条の三第二項の規定は機構が追加的特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等について」を、「係るものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

第百二十六条の二十八第一項中「第百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて」の下に「、第六十四条の三第一項の規定は特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等により第百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得をされる特定破綻金融機関等について、第六十四条の三第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は第百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第七号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について」を、「行つた」の下に「救済金融機関等（を加え、「について」を「をいう。以下この条において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が特定優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この条において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

第百二十六条の三十二第四項中「申込みについて」の下に「、第六十四条の三第二項の規定は機構が追加的特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継持株会社等又は第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について」を、「係るものに限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「を行つた」の下に「救済金融機関等（を、「取得特定優先株式等をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「について」を「をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が追加的特定資金援助を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

第百二十六条の三十四第四項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。

第百二十六条の三十八第七項中「申込みについて」の下に「、第六十四条の三第一項の規定は特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる特定承継金融機関等について、同条第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継特定持株会社等又は第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について」を、「係るものに限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「を受けた」の下に「再承継金融機関等（を加え、「について」を「をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該特定資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されて

ているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

第百三十二条第七項中「第十項」を「第十一項」に改める。

附則第十五条の四第七項中「申込みについて」の下に「、第六十四条の三第一項の規定は再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等により第二項第五号に掲げる株式の取得をされる新設分割設立銀行について、同条第二項の規定は機構が資金援助（劣後特約付社債、新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う再承継金融機関、再承継銀行持株会社等又は第二項第三号に掲げる合併により設立された金融機関について」を、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「）を受けた」の下に「再承継金融機関等（」を加え、「）について」を「）をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等（この項において準用する第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

附則第十五条の四の二第七項中「申込みについて」の下に「、第六十四条の三第一項の規定は特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第五号に掲げる株式の取得をされる新設分割設立金融機関等について、同条第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継特定持株会社等又は第二項第三号に掲げる合併により設立された金融機関等について」を、「係るものに限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「）を受けた」の下に「再承継金融機関等（」を加え、「）について」を「）をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該特定資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について」に改める。

（銀行法の一部改正）

第四十条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二号中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第七条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第七条の二第一項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号中「監査役」の下に「（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員）」を加える。

第四十四条第四項中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

第五十二条の十八第二項第二号中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第五十二条の十九第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第四十一条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　募集優先出資の引受人は、次条第二項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合には、同号に定める支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集優先出資について、優先出資者の権利を行使することができない。

3　前項の募集優先出資を譲り受けた者は、当該募集優先出資についての優先出資者の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第十四条第一項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「場合について」の下に「、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十二条第一項の規定による払込みを仮装した場合について」を加え、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「同法第二百十二条第一項」の下に「又は第二百十三条の二第一項第一号」を、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、これらの規定（同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株式会社等」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三条の二第二項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及び総優先出資者」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは「理事又は経営管理委員」と」を、「第八百四十七条第一項（この下に「株主による」を加え、「及び同条第四項」を削り、「、第五項及び第七項」を「及び第五項」に改め、「又は優先出資者」と」の下に「、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「当該株主等」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項（和解）中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の

二第四項、信用金庫法第三十九条第三項、労働金庫法第四十二条第三項、農業協同組合法第三十五条の六第三項及び水産業協同組合法第三十九条の六第三項（同法第八十六条第二項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）と、同法第八百五十三条第一項第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と」を加える。

第十五条第五項中「（第一項各号）」の下に、「第二項各号及び第四項」を加え、「同条第二項中「前項各号に掲げる行為」とあるのは「消却のための自己の優先出資の取得」を「株券提出日の」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日の」と、同条第二項中「株券提出日」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該各号に定める者」とあるのは「当該優先出資証券発行協同組織金融機関」に、「当該各号に掲げる行為」を「株券提出日」に、「消却のための取得」を「当該取得の効力が生ずる日」に、「中「金銭等」とあるのは「金銭」を「中「前条第二項各号に定める者は、前項」とあるのは「当該優先出資証券発行協同組織金融機関は、同項」と、「同条第二項の金銭等」とあるのは「前条第二項の金銭」に改める。

第二十二条第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十六条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二十七条第三項中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に、「及び第百五十四条」を「並びに第百五十四条第一項及び第二項（各号を除く。）」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「限る。）」を「限る。）又は同条第二項の金銭」とあるのは「金銭」と、同条第二項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剰余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併（合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。以下この項において同じ。）又は優先出資の取得」と、「当該各号に定める者」とあるのは「協同組織金融機関等（優先出資の分割、剰余金の配当、残余財産の分配又は優先出資の取得をした場合にあっては当該協同組織金融機関、組織変更をした場合にあっては組織変更後の法人、合併をした場合にあっては合併後存続し又は合併により設立された法人をいう。）」と、「金銭等」に改める。

第四十条第四項中「「取締役、監査役又は」を「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加える。

第四十一条第四項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる理事以外の理事（第二条第一項第三号に掲げる者にあっては信用金庫法第三十九条第四項第二号に掲げるものに限り、第二条第一項第四号に掲げる者にあっては労働金庫法第四十二条第四項第二号に掲げるものに限る。）又は経営管理委員　四

第四十一条第四項第三号中「会員外理事等」を「前二号に掲げる理事以外の理事」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　施行日前に前条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（次項において「旧優先出資法」という。）第六条第一項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集優先出資（同項に規定する募集優先出資をいう。）については、前条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「新優先出資法」という。）第十三条第二項及び第三項の規定並びに新優先出資法第十四条第二項において準用する新会社法第二百十三条の二第一項（第二号を除く。）及び第二百十三条の三の規定は、適用しない。

2　旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関の理事の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、新優先出資法第四十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第四十三条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八目　委員会及び執行役（第五十三条の二十四―第五十三条の三十三）」を「第八目　委員会及び執行役（第五十三条の二十四―第五十三条の三十七）」に、「第九目　役員等の損害賠償責任（第五十三条の二十四―第五十三条の三十三）」を「第九目　役員等の損害賠償責任（第五十三条の二十三の二・第五十三条の二十三の三）」に改める。

第二条第十九項中「監査役」の下に「、監査等委員会の委員（以下「監査等委員」という。）」を加える。

第四条第一項第三号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社に改め、「第十章を除き、」を削り、「委員会」を「指名委員会等」に、「にあっては、」を「にあっては」に改める。

第五条の二第二号中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第八条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八条の二第一項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号中「監査役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員）」を加える。

第二十四条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

第三十条の八第六項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては」に、「「取締役、監査役又は」を「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「、監査役、清算人、設立時取締役又は」を「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、監査役若しくは清算人又は社員になろうとする者、設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（保険業法第三十条の十第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）若しくは」に改める。

第三十条の十第六項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「委員会の」を「指名委員会等の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「の取締役」の下に「（監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「設立時取締役」の下に「（成立後の相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、

同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は、三人以上でなければならない。

第三十条の十第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員（相互会社の設立に際して監査等委員となる者をいう。以下同じ。）である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

第三十条の十四中「第五十二条第二項第二号」の下に「及び第五十二条の二」を加え、「発起人等の責任」を「発起人等の責任等」に、「第百三条第二項」を「第百三条第四項」に、「前項」を「前三項」に改める。

第三十条の十五中「、委員会設置会社」を「、指名委員会等設置会社」に、「（委員会設置会社」を「（監査等委員会設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社」に改める。

第三十一条の二第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条の二第二項中「株主の」を「株主等の」に、「第八百四十九条第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「社員」と、「株式会社等」とあるのは「相互会社」と」を加え、「（責任追及等の訴え）」を「（株主による責任追及等の訴え）に、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「社員」を「同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該社員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「相互会社」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「相互会社が、」に改める。

第四十一条第二項及び第四十九条第二項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては」に、「「取締役、監査役又は」を「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「あるのは「取締役、監査役又は」を「あるのは「社員又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改める。

第五十一条第一項第二号中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

6　指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

第五十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「、役員」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

第五十三条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその実質子会社の業務執行取締役（相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあっては会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは支配人その他の使用人又は当該実質子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

第五十三条の二に次の一項を加える。

5　監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役（相互会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）でなければならない。

一　当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等（業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

二　その就任の前十年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

三　当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第五十三条の三第三項中「第三百三十二条第四項」を「第三百三十二条第七項」に、「前三項」とあるのは「前各項」とあるのは、」に、「及び第二項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）についての前項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

3　監査等委員である取締役の任期については、第一項ただし書の規定は、適用しない。

4　第一項本文の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

第五十三条の四中「第四項第三号」を「第七項第三号」に改める。

第五十三条の五第三項中「過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となったことがない」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

二　その就任の前十年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

三　当該相互会社の取締役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第五十三条の九第五項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　監査等委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査等委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

第五十三条の十第二項中「かかわらず、」の下に「監査等委員である取締役又は」を加える。

第五十三条の十一中「会社法第二百四十二条」を「会社法第三百四十二条の二第一項から第三項まで（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）の規定は相互会社の監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について、同条第四項の規定は相互会社の監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について、同法第三百四十三条」に、「会計監査人の選任に関する監査役の同意等」を「会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定」に改め、「会計監査人の選任について」の下に「、同法第三百四十四条の二（第三項を除く。）（監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員会の同意等）の規定は相互会社の監査等委員である取締役の選任について」を加える。

第五十三条の十二第一項中「役員が」を「役員（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）が」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　監査等委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会」とする。

第五十三条の十四第四項第六号中「業務」の下に「並びに当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団の業務」を加える。

第五十三条の十六中「同条第三項」を「同項」に、「第三百七十三条第一項及び第二項」を「第三百七十三条第一項」に、「第三百六十二条第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の十四第四項第一号及び第二号」を「第三百九十九条の十三第五項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十三の三第五項」と、「第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」とあるのは「同法第五十三条の十四第四項第一号及び第二号又は第五十三条の二十三の三第四項第一号及び第二号」と、同条第二項中「第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の十四第四項第一号及び第二号又は第五十三条の二十三の三第四項第一号及び第二号」と、同条第四項中「第三百九十九条の十四」とあるのは「保険業法第五十三条の二十三の三第七項において準用する第三百九十九条の十四」に改める。

第五十三条の二十中「第三百八十八条」を「第三百八十五条」に、「差止め」を「差止め）、第三百八十六条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号及び第四号を除く。）（に、「代表」を「代表等）、第三百八十七条（に、「報酬等」を「報酬等）及び第三百八十八条（に、「第八百四十七条第一項」を「第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求」に、「準用する第八百四十七条第一項」を「準用する第八百四十七条第一項の訴えの提起の請求」に、「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。

第五十三条の二十二第六項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十三条の三十三第三項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

第五十三条の三十五第二項第三号中「監査役」の下に「、監査等委員」を加える。

第五十三条の三十六中「第四項を」を「第四項から第六項までを」に、「決議」とあるのは「保険業法第六十二条第二項に規定する決議」を「（株式会社に最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、当該責任が特定責任（第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。以下この節において同じ。）であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。以下この条において同じ。）の決議」とあるのは「の保険業法第六十二条第二項に規定する決議」と、同条第二項中「取締役（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは「取締役」と、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは「取締役」に、「同条第五項」を「準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替える

ものとする」とあるのは「準用する」と、同条第七項」に改め、「有する株主」の下に「が同項」を、「社員」の下に「が第三項」を加え、「同法第四百二十七条第五項」を「とき（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）は」とあるのは「ときは」と、同法第四百二十七条第三項中「準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と、同条第四項中「（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会）において」とあるのは「において」と、同条第五項」に改める。

第五十三条の三十七中「第八百四十九条第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「おいて」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「社員」と、「株式会社等」とあるのは「相互会社」と」を加え、「（責任追及等の訴え）」を「（株主による責任追及等の訴え）」に、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「社員」を「同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該社員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「相互会社」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「相互会社が、」に改める。

第二編第二章第二節第四款第九目を同款第十目とする。

第二編第二章第二節第四款第八目の目名中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第五十三条の二十四第一項中「各委員会」を「指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の各委員会（以下この条、次条及び第六十四条において単に「各委員会」という。）」に改め、同条第三項中「（相互会社の取締役であって、当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役（相互会社の第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十三条の二十五第二項、第五十三条の二十六第一項及び第三項並びに第五十三条の二十七第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十三条の二十八の見出しを「（指名委員会等の権限等）」に改め、同条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「委員会の」を「指名委員会等の」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第五項中「第四百九条まで」を「第四百七条まで」に、「差止め、委員会設置会社」を「差止め）、第四百八条（第三項、第四項並びに第五項第三号及び第四号を除く。）（指名委員会等設置会社」に、「、報酬委員会」を「）及び第四百九条（報酬委員会」に、「委員会設置会社の委員会」を「指名委員会等設置会社の指名委員会等」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七条第一項の規定による請求」に、「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改め、同条第六項中「（委員会」を「（指名委員会等」に、「委員会設置会社の委員会」を「指名委員会等設置会社の指名委員会等」に改める。

第五十三条の二十九（見出しを含む。）中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十三条の三十の見出し中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第一項中「委員会設置会社の取締役会」を「指名委員会等設置会社の取締役会」に改め、同項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号ホ中「業務」の下に「並びに当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団の業務」を加え、同条第二項及び第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「委員会設置会社の」を「指名委員会等設置会社の」に改め、同項第七号及び同条第五項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十三条の三十一各号及び第五十三条の三十二中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二編第二章第二節第四款第八目を同款第九目とし、同款第七目の次に次の一目を加える。

第八目　監査等委員会

（監査等委員会の権限等）

第五十三条の二十三の二　監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

2　監査等委員は、取締役でなければならない。

3　監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二　社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

三　第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第四項及び第五十三条の十五において準用する同法第三百六十一条第六項に規定する監査等委員会の意見の決定

4　監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について監査等委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査等委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一　費用の前払の請求

二　支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三　負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

5　会社法第三百九十九条の三から第三百九十九条の六まで（監査等委員会による調査、取締役会への報告義務、株主総会に対する報告義務、監査等委員による取締役の行為の差止め）及び第三百九十九条の七（第三項、第四項並びに第五項第三号及び第四号を除く。）（監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）の規定は、監査等委員会設置会社の監査等委員会又は監査等委員について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第五項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する第三百四十九条第四項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七条第一項の規定による請求」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第五十三条の三十七において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　会社法第二編第四章第九節の二第二款（運営）の規定は監査等委員会設置会社の監査等委員会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同条第三項中「取締役又は会計参与の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「取締役又は会計参与の責任を追及するため必要があるとき」と、同条第四項中「又はその親会社若しくは子会社」とあるのは「又はその保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

第五十三条の二十三の三　監査等委員会設置会社の取締役会は、第五十三条の十四の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一　次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

イ　経営の基本方針

ロ　監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして内閣府令で定める事項

ハ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社の業務並びに当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

二　取締役の職務の執行の監督

三　代表取締役の選定及び解職

2　監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハまでに掲げる事項を決定しなければならない。

3　監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定しなければならない。

4　監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一　重要な財産の処分及び譲受け

二　多額の借財

三　支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五　第六十一条第一号に掲げる事項その他の社債（同条に規定する社債をいう。）を引き受ける者の募集に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

六　第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第五十三条の三十三第一項の責任の免除

5　前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一　第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

二　社員総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定

三　第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項の承認

四　第五十三条の十六において準用する会社法第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定

五　前条第五項において準用する会社法第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定

六　前項第六号に掲げる事項

七　第五十四条の四第三項及び第五十四条の十第五項の承認

八　第六十二条の二第一項各号に掲げる行為に係る契約の内容の決定

九　組織変更計画の内容の決定

十　合併契約の内容の決定

6　前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

7　会社法第三百九十九条の十四（監査等委員会による取締役会の招集）の規定は、監査等委員会設置会社の取締役会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の四第二項各号及び第五十四条の十第四項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第五十五条の三第一項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十七条第六項中「相互会社の」を削り、「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第六十条の二第四項中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に、「時期」を「時期等」に改め、同条第五項中「相互会社の」を削り、「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第六十一条の七第八項及び第六十一条の八第二項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第六十二条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　その実質子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該相互会社の総資産額として内閣府令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該相互会社が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該実質子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第六十四条第二項第三号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）」を加え、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第十四号を削り、同項第十三号中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ　監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名

ロ　取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

ハ　第五十三条の二十三の三第六項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨

第六十四条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項第十八号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を同項第十八号とし、同条第三項中「委員」を「各委員会の委員」に改める。

第六十五条第九号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第十一号中「委員会設置会社である場合にあっては、」を「監査等委員会設置会社である場合にあっては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代表取締役、設立しようとする相互会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては」に改める。

第六十九条第七項中「第二項」の下に「（第三号に係る部分に限る。）」を、「おいて」の下に「、同法第二百十九条第二項第三号中「第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社」とあるのは「保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社」と読み替えるものとするほか」を加える。

第七十四条第三項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては保険契約者、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては」に、「、「取締役、監査役又は」を「、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に、「又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役」を「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」に改める。

第七十六条第六項ただし書中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による組織変更後相互会社の取締役となるべき者の選任は、組織変更後における監査等委員となる者である組織変更後相互会社の取締役となるべき者とそれ以外の組織変更後相互会社の取締役となるべき者とを区別してしなければならない。

第七十八条第一項中「第七十六条第四項」を「第七十六条第五項」に改める。

第八十三条中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に、「及び第百五十四条」を「並びに第百五十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「おいて」の下に「、同条第一項中「金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭」とあるのは「金銭」と、同条第二項第二号中「第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社」とあるのは「保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社」と読み替えるものとするほか」を加える。

第八十四条第二項第九号中「、取締役及び監査役」を「取締役及び監査役、組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役」に改める。

第八十四条の二第二項中「委員会設置会社にあっては、株主」を「監査等委員会設置会社にあっては株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては株主」に、「委員会設置会社にあっては、社員」を「監査等委員会設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては社員」に改める。

第八十六条に次の一項を加える。

6　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、第四項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第九十六条の二の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　組織変更時発行株式の引受人は、第九十六条の四の二において準用する会社法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第九十六条の四の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した組織変更時発行株式について、株主の権利を行使することができない。

3　前項の組織変更時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該組織変更時発行株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第九十六条の四中「第七編第二章第二節」の下に「（第八百四十七条の二第九項、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項第二号、第七項及び第十項第二号、第八百五十条第四項並びに第八百五十三条第一項第三号を除く。）」を加

え、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に、「第九十六条の二」を「第九十六条の二第一項」に、「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、「第八百四十七条第一項」の下に「及び第二項（株主による責任追及等の訴え）」を、「株主」」との下に「、同法第八百四十七条の二第一項（旧株主による責任追及等の訴え）中「株式会社の株主であった者（」とあるのは「組織変更後株式会社の株主であった者（当該日が組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であって、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主とし、」と、同条第二項中「引き続き」とあるのは「引き続き組織変更後株式会社の株主であった者（当該日が組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であって、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主とし、」と、「効力が生じた日において」とあるのは「効力が生じた日において組織変更後株式会社の株主であった者（」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主」とあるのは「又は適格旧株主（保険業法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項本文又は第三項本文の規定によれば同条第六項に規定する提訴請求をすることができることとなる同条第一項に規定する旧株主をいう。以下この節において同じ。）」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）」とあるのは「保険業法第九十六条の四において準用する第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴え（適格旧株主にあっては、同法第九十六条の四において準用する第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）」と」を加える。

第九十六条の四の次に次の二条を加える。

（出資の履行を仮装した組織変更時発行株式の引受人の責任）

第九十六条の四の二　会社法第二百十三条の二（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）の規定は組織変更時発行株式の引受人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項第二号、第七項及び第十項第二号並びに第八百五十三条第一項第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十三条の二第一項の支払又は給付を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「株式会社」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「保険業法第九十六条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「保険業法第九十六条第二項」と、同条第二項中「総株主」とあるのは「総社員（組織変更後にあっては、総株主）」と、同法第八百四十七条第一項及び第二項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であって、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主とし、」と、同条第二項中「引き続き」とあるのは「引き続き組織変更後株式会社の株主であった者（当該日が組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であって、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主とし、」と、「効力が生じた日において」とあるのは「効力が生じた日において組織変更後株式会社の株主であった者（と、同条第九項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「第二百十三条の二第二項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、「第八百四十七条の二第九項」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において準用する第八百四十七条の二第九項」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において準用する第二百十三条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）

第九十六条の四の三　前条において準用する会社法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合には、組織変更時発行株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）として内閣府令で定める者は、組織変更をする相互会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2　組織変更時発行株式の引受人が前条において準用する会社法第二百十三条の二第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第九十六条の五第三項中「第七百九十六条第三項第一号ロ」を「第七百九十六条第二項第一号ロ」に改める。

第九十六条の九第四項中「、第二項」の下に「（第六号に係る部分に限る。）」を加え、「及び第

二項から第四項まで」を「、第二項（第八号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項」に改め、「おいて」の下に「、同法第二百十九条第二項第六号及び第二百九十三条第二項第八号中「第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」とあるのは「保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」と読み替えるものとするほか」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十一条」の下に「、第三十七条第三項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組織変更株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して監査等委員となる者である組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して取締役となる者とそれ以外の組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して取締役となる者とを区別して定めなければならない。

第九十六条の十二第一項及び第二項並びに第九十六条の十三第一項及び第二項中「第九十六条の二」を「第九十六条の二第一項」に改める。

第九十六条の十四第三項第四号中「、取締役及び監査役」を「取締役及び監査役、組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役」に改める。

第百三十六条の二第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百六十一条に次の一項を加える。

2　新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第百六十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第百六十五条第六項中「第百六十五条第五項」を「第百六十五条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項は、新設合併設立株式会社の設立に際して監査等委員となる者である新設合併設立株式会社の設立に際して取締役となる者とそれ以外の新設合併設立株式会社の設立に際して取締役となる者とを区別して定めなければならない。

第百六十五条の三の次に次の一条を加える。

（吸収合併又は新設合併をやめることの請求）

第百六十五条の三の二　吸収合併又は新設合併が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社の株主は、消滅株式会社に対し、当該吸収合併又は新設合併をやめることを請求することができる。

第百六十五条の四第三項中「第二項」の下に「（第四号に係る部分に限る。）」を、「おいて」の下に「、同法第二百十九条第二項第四号中「第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社」とあるのは「保険業法第百六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社又は同法第百六十五条の四第一項に規定する新設合併設立会社」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百六十五条の十一第二項中「次条」を「第百六十五条の十二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（吸収合併をやめることの請求）

第百六十五条の十一の二　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続株式会社の株主は、吸収合併存続株式会社に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百六十五条の十二中「事項」の下に「と、同法第七百九十七条第一項ただし書中「第七百九十六条第二項本文」とあるのは「保険業法第百六十五条の十一第一項本文」と、「第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項」とあるのは「同項ただし書又は同条第二項」と、同条第二項第二号中「全ての株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）」とあるのは「全ての株主」を加える。

第百六十五条の十四第一項中「第三十一条」の下に「、第三十七条第三項」を加える。

第百六十五条の十六の次に次の一条を加える。

（吸収合併又は新設合併をやめることの請求）

第百六十五条の十六の二　吸収合併又は新設合併が法令又は定款に違反する場合において、消滅相互会社の社員が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅相互会社の社員は、消滅相互会社に対し、当該吸収合併又は新設合併をやめることを請求することができる。

第百六十五条の二十中「及び第百六十五条の十七」を「から第百六十五条の十七まで」に改め、「おいて」の下に「、第百六十五条の十六の二中「吸収合併又は新設合併」とあるのは「吸収合併」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百六十五条の二十二第一項中「第三十条の十第二項から第四項まで及び第六項」を「第三十条の十第三項から第六項まで及び第八項」に改める。

第百七十一条中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第六号」を「第八百七十条第二項（第六号」に、「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第百七十四条第六項中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

第百八十条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「前項第一号及び第五十三条の五第三項」を「第一項第一号」に、「前項第一号中「取締役」とあるのは」を「同号中「取締役」とあるのは、」に改め、「、同条第三項中「社外監査役（相互会社の監査役であって、過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の

4　第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算相互会社においては、監査等委員である取締役が監査役となる。

第百八十条の四第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「前項第一号及び第五十三条の五第三項」を「第一項第一号」に、「前項第一号中「取締役」とあるのは」を「同号中「取締役」とあるのは、」に改め、「、同条第三項中「社外監査役（相互会社の監査役であって、過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の

使用人となったことがないものをいう。以下同じ。）」とあるのは「過去に当該監査役会設置会社又はその実質子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となったことがないもの」と」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第五十三条の五第三項の規定にかかわらず、第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であった清算相互会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一　その就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその実質子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

二　その就任の前十年内のいずれかの時において当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその実質子会社の社外取締役又は監査役であったことがある者にあっては、当該社外取締役又は監査役への就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその実質子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

三　第五十三条の五第三項第三号に掲げる要件

第百八十条の四第一項の次に次の一項を加える。

2　第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であった清算相互会社における前項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。

第百八十条の八第四項中「第三百五十七条」を「第三百五十六条」に、「、取締役」を「、第三百五十七条第一項及び第二項（取締役」に、「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第百八十四条中「第五項まで及び」を「第六項まで及び」に改め、「第六十二条の二」の下に「（第一項第四号を除く。）」を加える。

第二百四十条の六第二項及び第二百四十九条第二項中「過半数」を「半数以上」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「及び第二号（事業譲渡等の承認等）並びに」を「から第二号の二まで（事業譲渡等の承認等）及び」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為

第二百四十九条の二第二項中「及び第二号、第百三十六条並びに」を「から第二号の二まで、第百三十六条及び」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第六十二条の二第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為

第二百四十九条の二第三項中「の取締役」の下に「（被管理会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項及び第五項において同じ。）」を加え、同条第五項中「定時総会又は」を「定時株主総会又は」に、「定時総会が」を「定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）が」に改める。

第二百七十条の六第二項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百七十一条の十九第二項第二号中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第二百七十二条の二第一項第三号中「委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては、」に改める。

第二百七十二条の四第一項第一号イ及びロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改め、同項第十号ロ中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改める。

第二百七十二条の十第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百七十二条の三十六第一項第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百七十二条の三十七第二項第二号中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第二百七十五条第一項第二号中「監査役」の下に「、監査等委員」を加える。

第三百二十二条第一項第六号中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加える。

第三百二十四条第四項中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加え、「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第三百二十五条第四項中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」を加える。

第三百二十九条第一項第二号中「第四百二十六条第五項」を「第四百二十六条第七項」に改め、同項第四号中「又は債権者」を「、債権者又は保険会社等（株式会社に限る。）に係る適格旧株主（第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四の二において準用する同法第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）」に改める。

第三百三十一条第一項中「株主又は」を「株主若しくは」に改め、「権利」の下に「又は当該保険会社等（株式会社に限る。）に係る適格旧株主（会社法第八百四十七条の二第九項（第九十六条の四の二において準用する場合を含む。）及び第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四第二項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。）の権利」を加え、「当該」を削り、「会社法」を「同法」に改め、「をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

保険会社等（株式会社に限る。以下この項において同じ。）における同法第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の当該保険会社等の使用人が、当該保険会社等に係る適格旧株主（第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四第二項又は第九十六条の四の二において準用する同法第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）の権利を行使することを内容とする契約を締結し、又は当該保険会社等の株主総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の議案の内容を決定することを内容とする契約を締結したときも、同様とする。

第三百三十一条第三項中「株主又は」を「株主若しくは」に改め、「権利」の下に「又は保険会社等（株式会社に限る。）に係る適格旧株主の権利」を加える。

第三百三十三条第一項第八号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同項第九号中「委員会、監査役会」を「監査役会、監査等委員会、指名委員会等」に改め、同項第十七号中「取締役」の下

に「監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十七の二　第五十三条の二第五項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかったとき。

第三百三十三条第一項第十九号中「第三百四十四条第二項」を「第三百四十四条の二第二項」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　この法律の施行の際現に委員会設置会社（前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第四条第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。第七項において同じ。）である相互会社又は施行日前に旧保険業法第二十三条第四項において準用する旧会社法第三十条第一項の規定による定款（同号に規定する委員会を置く旨の定めがあるものに限る。）の認証を受け、この法律の施行後に成立する相互会社の定款には、前条の規定による改正後の保険業法（以下この条及び第四十六条第二項において「新保険業法」という。）第四条第一項第三号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなす。

2　施行日前に相互会社による事業の譲渡又は事業若しくは営業の譲受けに係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡又は事業若しくは営業の譲受けについては、新保険業法第二十一条第一項において準用する新会社法第二十三条の二の規定は、適用しない。

3　この法律の施行の際現に旧保険業法第五十三条の二十四第三項に規定する社外取締役又は旧保険業法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役を置く相互会社の社外取締役又は社外監査役については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時までは、新保険業法第五十三条の二第五項又は第五十三条の五第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新保険業法第五十三条の十一において準用する新会社法第三百四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　相互会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新保険業法第五十三条の三十六において準用する新会社法第四百二十五条（第一項第二号、第四項後段及び第五項を除く。）、第四百二十六条（第四項から第六項までを除く。）及び第四百二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該責任の一部の免除をしようとする時に監査等委員会設置会社（新保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）である相互会社についての旧保険業法第五十三条の三十六において準用する旧会社法第四百二十五条第三項（旧保険業法第五十三条の三十六において準用する旧会社法第四百二十六条第二項及び第四百二十七条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、旧保険業法第五十三条の三十六において準用する旧会社法第四百二十五条第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　号）第四十三条の規定による改正後の保険業法（以下この項において「新保険業法」という。）第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監査等委員（新保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」とする。

6　施行日前に相互会社の実質子会社（旧保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡に係る社員総会の決議による承認及び特別清算開始の命令があった場合におけるその譲渡に係る裁判所の許可については、新保険業法第六十二条の二第一項の規定及び新保険業法第百八十四条において準用する新会社法第五百三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　旧保険業法の規定による委員会設置会社の登記は、新保険業法第六十四条第二項第十二号に掲げる事項の登記とみなす。

8　相互会社についてこの法律の施行の際現に旧保険業法第六十四条第二項第十四号又は第十五号の規定による登記がある場合は、当該相互会社は、当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

9　施行日前に合併契約が締結され、又は組織変更計画が作成された保険会社若しくは少額短期保険業者（旧保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この項において同じ。）である相互会社若しくは株式会社の組織変更（旧保険業法第六十八条第三項又は第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。）、相互会社若しくは保険業を営む株式会社の合併、保険会社若しくは少額短期保険業者である相互会社の組織変更株式交換（旧保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。）又は保険会社若しくは少額短期保険業者である相互会社の組織変更株式移転（旧保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。）については、なお従前の例による。

10　施行日前に旧保険業法第九十二条各号に掲げる事項を定めた組織変更計画につき旧保険業法第八十六条第一項の承認があった場合におけるその組織変更時発行株式（旧保険業法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）については、新保険業法第九十六条の二第二項及び第三項の規定、新保険業法第九十六条の四の二において準用する新会社法第二百十三条の二の規定並びに新保険業法第九十六条の四の三の規定は、適用しない。

11　施行日前に旧保険業法第九十六条の四において準用する旧会社法第八百四十七条第一項に規定する旧保険業法第九十六条の四において準用する旧会社法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えが提起された場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

12　施行日前に新保険業法第九十六条の四において準用する新会社法第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた場合については、同条の規定は、適用しない。

13　施行日前に新保険業法第九十六条の四の二において準用する新会社法第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた場合については、同条の規定は、適用しない。

14　施行日前に旧保険業法第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった清算相互会社（旧保険業法第百八十条の二に規定する清算相互会社をいう。）の監査役については、新保険業法第百八十条の四第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四十五条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第九十九条第一項第一号」を「第九十九条第一項各号」に改める。

第四十三条中「含む。）」の下に「及び第三項」を加える。

第六十二条中「（第一項第二号を除く。）」を削り、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「発起人」との下に「、同項第二号中「役員等（設立時監査役、会計参与、監査役、会計監査人及び清算人を除く。）」とあるのは「理事」と、「会社法第五十二条第一項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第百三条第二項、第二百十三条第一項、第二百十三条の三第一項、第二百八十六条第一項又は第二百八十六条の三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項」と」を加える。

第六十三条中「第九十九条第一項第一号」を「第九十九条第一項各号」に、「前条第一項第一号」を「前条第一項各号」に改める。

第百二条第一項第二号中「任期」の下に「並びに転換後銀行が監査等委員会設置会社（会社法第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ハにおいて同じ。）である場合には監査等委員（同法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役のいずれであるかの別」を加え、同項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ハ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「同号」を「同法第四百条第一項」に、「委員会を」を「各委員会を」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　転換後銀行が監査等委員会設置会社である場合　代表取締役の氏名又はその選定の方法及び任期

第百二十八条第三項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第百三十五条第二項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に、「、第三十七条並びに第三十八条」を「並びに第三十六条の二から第三十八条まで」に改め、同条第五項中「、第三十七条並びに第三十八条」を「並びに第三十六条の二から第三十八条まで」に改める。

第百三十八条第六項中「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に、「第百二条第一項第三号ロ又はハ」を「第百二条第一項第三号ロ、ハ又はニ」に改める。

第百四十一条第六項中「並びに第二百八十六条」を「、第二百八十六条、第二百八十六条の二第一項第一号並びに第二百八十六条の三」に改める。

第百四十三条第六項中「、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と」を削り、「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に改め、「、「代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と」を削る。

第百九十八条の見出しを「（事業等の譲渡）」に改め、同条第一項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡（保険業法第六十二条の二第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）」を「に係る保険業法第六十二条の二第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この条において「事業等の譲渡」という。）」に改め、同項ただし書中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、同条第二項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、同条第四項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、同項第一号中「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、「事業」の下に「（保険業法第六十二条の二第一項第二号の二に掲げる行為をする場合にあっては、同号の実質子会社の事業）」を加え、同項第二号中「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、同条第七項第二号中「譲渡」を「規定による事業等の譲渡」に改め、同条第十項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改める。

第二百九条中「含む。）」の下に「及び第三項」を、「準用する会社法第三百六十一条第一項」の下に「、保険業法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第三項」を加える。

第二百二十八条中「会社法第五十二条第一項」の下に「、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第百三条第二項」を加え、「又は第二百八十六条第一項」を「、第二百十三条の三第一項、第二百八十六条第一項又は第二百八十六条の三第一項」に改める。

第二百五十九条第二項中「第二百六十二条第四号」の下に「及び第三百一条の二」を加える。

第二百六十一条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第六号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第五十三条の十八第一項」を「第八条の二第一項第二号に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「同号に規定する委員会」を「同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　更生会社が更生計画認可の決定の時において監査等委員会設置会社（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の取締役に関する条項　監査等委員（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下この章において同じ。）である取締役及びそれ以外の取締役並びに代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

第二百六十六条第一項第二号中「任期」の下に「並びに組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合　代表取締役の氏名又はその選定の方法及び任期

第二百七十一条第一項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第二百七十二条第七号中「方法」の下に「及び新相互会社が監査等委員会設置会社である場合には設立時監査等委員（保険業法第三十条の十第二項に規定する設立時監査等委員をいう。第九号において同じ。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役のいずれであるかの別」を加え、同条第八号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ニ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　新相互会社が監査等委員会設置会社で

ある場合　設立時代表取締役の氏名又はその選定の方法

第二百七十二条第九号中「の設立時取締役」の下に「（新相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を、「おいて取締役」の下に「（新相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

第二百七十三条中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第二百九十九条第一項中「おいて取締役」の下に「（更生会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「、第二号若しくは第六号」を「から第三号まで若しくは第七号」に改める。

第三百一条の次に次の一条を加える。

（事業譲渡等に関する特例）

第三百一条の二　第二百六十二条第四号の規定により更生計画において事業譲渡等（保険業法第六十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる行為に限る。）をすることを定めた場合には、同法第二十一条第一項において準用する会社法第二十三条の二の規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

第三百六条第二項中「委員会」を「各委員会」に、「保険業法第四条第一項第三号」を「更生特例法第二百六十一条第一項第三号」に、「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に、「又は二」を「、二又はホ」に改める。

第三百七条第二項中「第三号を除く。」の下に「、保険業法第九十六条の四の二において準用する会社法第二百十三条の二並びに保険業法第九十六条の四の三」を加える。

第三百九条第六項中「並びに第二百八十六条」を「、第二百八十六条、第二百八十六条の二第一項第一号並びに第二百八十六条の三」に改める。

第三百十四条第三項及び第六項中「第百六十五条の十五」の下に「、第百六十五条の十六の二」を加え、同条第八項中「及び」を「並びに」に改め、「準用する同法」の下に「第百六十五条の十六の二及び」を加える。

第三百十五条第三項及び第六項中「第百六十五条の十五」の下に「、第百六十五条の十六の二」を加える。

第三百十六条第五項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第三百五条中」を削り、「第二百九十九条第三項」を「同条第三項」に、「、第二号若しくは第六号」を「から第三号まで若しくは第七号」に、「又は二」を「、二又はホ」に改め、「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と」を削り、「第三百五条第一項」を「第三百五条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同条第一項」に改め、同条第六項中「委員会」を「各委員会」に、「保険業法第四条第一項第三号」を「更生特例法第二百六十一条第一項第三号」に改め、「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中」を削り、「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に改め、「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と」を削り、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改める。

第三百四十二条の表第二百十条第三項の項中「第八百二十八条及び」を「第八百二十八条、第八百二十九条及び」に、「第二項各号並びに」を「第二項各号、第八百二十九条並びに」に改める。

第三百五十八条の表第二百十条第三項の項中「及び第八百二十九条」を「、第八百二十九条及び第八百四十六条の二」に、「並びに第八百二十九条」を「、第八百二十九条並びに第八百四十六条の二」に、「訴え又は」を「訴え」に改め、同表第二百二十二条第二項の項中「第二百二十二条第二項」を「第二百二十二条第三項」に改める。

第三百六十条第一項第二号中「任期」の下に「並びに組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ニにおいて同じ。）である場合には監査等委員（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役のいずれであるかの別」を加え、同項第三号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「第五十三条の十八第一項」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同号ニ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「同号に規定する委員会」を「同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社である場合　代表取締役の氏名又はその選定の方法及び任期

第三百六十二条第一項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第三百六十七条第二項中「、第二号若しくは第六号」を「から第三号まで若しくは第七号」に、「又はニ」を「、二又はホ」に改める。

第三百七十条第二項中「第百六十五条の二」の下に「、第百六十五条の三の二」を加え、同条第四項中「第百六十五条の九」の下に「及び第百六十五条の十一の二」を加える。

第三百七十一条第三項及び第六項中「第百六十五条の二」の下に「、第百六十五条の三の二」を加える。

第三百七十二条第五項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第三百五条中」を削り、「第二百九十九条第三項」を「同条第三項」に、「、第二号若しくは第六号」を「から第三号まで若しくは第七号」に、「又は二」を「、二又はホ」に改め、「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と」を削り、「第三百五条第一項」を「第三百五条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同条第一項」に改め、同条第六項中「第六項」を「第八項」に改める。

第四百六条及び第四百二十四条の見出しを「（事業等の譲渡）」に改める。

第四百五十四条中「事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡」を「会社法第四百六十七条第一項第一号から第三号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）」に、「事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「事業等の譲渡」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　施行日前に決議に付する旨の決定がされた協同組織金融機関（前条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この項及び第三項において「旧更生特例法」という。）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）の更生計画（旧更生特例法第四条第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

2　施行日前に新保険業法第六十二条の二第一項第二号の二に掲げる行為に係る契約が締結された場合におけるその行為については、前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例

等に関する法律第百九十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画（旧更生特例法第百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十七条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

第二十一条第三項中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に、「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改める。

第二十二条第二項第十五号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第二十五条第二項中「第二編第一章第八節」の下に「（第五十二条の二を除く。）」を加え、「責任」を「責任等」に改め、同条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「から第五項まで及び第七項」を削り、「優先出資社員」と」の下に「、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「及び第五項において」を「、第五項において準用する同法第二百十三条の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴え及び第五項において準用する同法第二百十三条の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴え」を加え、「から第五項まで及び第七項」を削り、「又は優先出資社員」と」の下に「、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員若しくは優先出資社員」と、同法第八百四十九

「特定社員」と、同条第四項中「株式買取請求」とあるのは「特定出資買取請求」と、「数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「口数」と、同条第六項中「株式買取請求」とあるのは「特定出資買取請求」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第七項中「株式買取請求」とあるのは「特定出資買取請求」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定出資買取請求」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式買取請求」とあるのは「特定出資買取請求」と、同条第六項中「株式買取請求」と、同法第百八十二条の六第一項中「数」とあるのは「口数」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員」と」を、「第二百三十五条第一項中「数」とあるのは「口数」と、「株主」とあるのは「特定社員」と」を加える。

第四十一条第六項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改める。

第四十二条第八項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項」に改め、「又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員等」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第四十五条第四項中「並びに第百五十一条」を「、第百五十一条第一項」に、「及び第百五十四条」を「並びに第百五十四条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）」に、「第百五十一条第八号」を「第百五十一条第一項第八号」に改める。

第四十六条第一項中「発行済優先出資」の下に「（特定目的会社が発行している優先出資をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「第百五十三条の規定により」を「第百五十三条第一項又は第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じて」に改める。

第四十七条第六項中「会社法第二百十九条第二項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「第二百十九条第二項中」の下に「「株券提出日」とあるのは「当該行為の効力が生ずる日」と、」を、「優先出資社員」と」の下に「、同項第一号中「前項第一号から第四号までに掲げる行為」とあるのは「優先出資の消却」と」を、「優先出資」と」の下に「、「株券提出日」とあるのは「当該消却の効力が生ずる日」と、同法第二百二十条第一項中「前条第一項各号に掲げる行為」とあるのは「優先出資の消却」と」を加える。

第五十条第一項中「第三項」を「第二項第四号、第三項及び第四項」に、「及び第百八十二条」を「、第百八十二条第一項」に改め、「発生」の下に「及び第百八十二条の二から第百八十二条の六まで（株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等、株式の併合をやめることの請求、反対株主の株式買取請求、株式の価格の決定等、株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等）」を、「社員総会」と」の下に「、同項第三号中「種類株式発行会社」とあるのは「二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社」と」を加え、「同項第三号の種類の種類株主」を「前条第二項第三号の種類の種類株主」に、「同項第三号の種類の優先出資社員」を「前条第二項第三号の種類の優先出資社員」に、「第百八十二条中」を「第百八十二条第一項中」に、「同項第三号の種類の株式。以下この条において同じ。）」を「第百八十条第二項第三号の種類の株式」に、「同項第三号の種類の優先出資。以下この条において同じ。）」を「第百八十条第二項第三号の種類の優先出資に改め、「口数」と」の下に「、同法第百八十二条の二第一項第一号中「株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。第百八十二条の四第二項において同じ。）」とあるのは「社員総会」と、「第三百十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第六十三条第一項」と、同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第百八十二条の三中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第百八十二条の四第一項中「数に一株」とあるのは「口数に一口」と、「反対株主」とあるのは「反対優先出資社員」と、「うち一株」とあるのは「うち一口」と、同条第二項中「反対株主」とあるのは「反対優先出資社員」と、「株主を」とあるのは「優先出資社員を」と、同項第一号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主（とあるのは「優先出資社員（」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「できない株主」とあるのは「できない優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項中「株式買取請求」とあるのは「優先出資買取請求」と、「数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「口数（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあっては、優先出資の種類及び種類ごとの口数）」と、同条第五項中「株式買取請求」とあるのは「優先出資買取請求」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第六項中「株式買取請求」とあるのは「優先出資買取請求」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第七項中「株式買取請求」とあるのは「優先出資買取請求」と、同法第百八十二条の五第一項中「株式買取請求」とあるのは「優先出資買取請求」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資買取請求」と、同条第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株式買取請求」とあるのは「優先出資買取請求」と、同法第百八十二条の六第一項中「発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）」とあるのは「発行済優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済優先出資）」と、「数」とあるのは「口数」と、同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と」を加え、同条第二項中「、第二項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「第二百十九条第一項中」の下に「「第四号の二に掲げる行為をする場合にあっては、第百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」とあるのは「以下この条において「優先出資証券提出日」と、「株券提出日の」とあるのは「優先出資証券提出日の」と、」を加え、「同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」を「同条第二項中「株

券提出日」とあるのは「優先出資証券提出日」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同項第一号中「前項第一号から第四号までに掲げる行為」とあるのは「優先出資の併合」と、同条第三項中「株券提出日」とあるのは「優先出資証券提出日」に改め、同条第三項中「、特定目的会社」を「特定目的会社」に改め、「ついて」の下に「、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は第一項において準用する同法第百八十二条の四第一項の規定による請求について、それぞれ」を加える。

第五十五条第六項及び第五十六条第三項中「第三百二条の規定」を「第三百二条」に改める。

第六十五条第四項中「、「取締役、監査役又は」を「、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「あるのは「取締役、監査役又は」を「あるのは「社員又は取締役、監査役若しくは」に改める。

第六十八条第二項中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に改める。

第七十七条第二項中「選任に関する監査役の同意等」を「選任等に関する議案の内容の決定」に改める。

第八十四条第二項中「第三百六十一条第二項」を「第三百六十一条第四項」に、「同項」を「同条第四項」に、「前項第一号」を「第一項第二号」に改める。

第九十条中「から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、」を「（株主総会に対する報告義務、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（に、「代表）及び」を「代表等）並びに」に改め、「第八百四十七条第一項」の下に「、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項」を、「第九十七条第一項」の下に「又は資産流動化法第二十五条第四項、第三十六条第十項若しくは第百十九条第二項において準用する第八百四十七条第一項」を加え、「「第八百四十九条第三項」を「「第八百四十九条第四項」に、「第九十七条第二項において準用する第八百四十九条第三項」を「第二十五条第四項、第三十六条第十項、第九十七条第二項又は第百十九条第二項において準用する第八百四十九条第四項」に、「第九十七条第二項において準用する第八百五十条第二項」を「第二十五条第四項、第三十六条第十項、第九十七条第二項又は第百十九条第二項において準用する第八百五十条第二項」に改める。

第九十七条第二項中「第八項まで（責任追及等の訴え）」を「第五項まで（株主による責任追及等の訴え）、第八百四十七条の四（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）」に、「及び第五項並びに第八百五十一条」を「、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「から第五項まで及び第七項の規定」を削り、「優先出資社員」と」の下に「、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同法第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百十五条第五項中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に改める。

第百十九条第一項中「第百五十三条」を「第三十八条において準用する同法第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任、第五十条第一項において準用する同法第八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び第百五十三条第一項に、「及び第三項中」を「中「前項」とあるのは「資産流動化法第百十七条」と、「業務執行者」とあるのは「同条に規定する取締役」と、「同項各号に定める者」とあるのは「同条各号に掲げる者」と、「同項の」とあるのは「同条の」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは「資産流動化法第百十七条の」と、に、「同項中」を「同項各号に定める者」とあるのは「同条各号に掲げる者」とあるのは「同条各号に掲げる者」と、「総株主」とあるのは「総社員」と」を、「第四百六十三条第一項中」の下に「「前条第一項に」とあるのは「資産流動化法第百十七条に」と、」を加え、「同条第二項中」を「「前条第一項の金銭を支払った業務執行者」とあるのは「資産流動化法第百十七条に規定する取締役」と、「同項各号に定める者」とあるのは「同条各号に掲げる者」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「資産流動化法第百十七条」と、「同項」とあるのは「同条」と、」に改め、同条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「から第五項まで及び第七項」を削り、「又は優先出資社員」と」の下に「、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百二十条第六項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「から第五項まで及び第七項」を削り、「又は優先出資社員」と」の下に「、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項」に改め、「又は優先出資社員」との下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百二十七条第八項及び第百二十九条第二項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第百三十八条第一項中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第八百五十三条第一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項」に改め、「又は優先出資社員」との下に「、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百五十三条第四項中「、第六項及び第七項」を「及び第六項から第九項まで」に、「第六項までは優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百四十七条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百八十七条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十一条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十二条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十三条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十四条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十五条第四項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十六条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十七条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十八条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第百九十九条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百一条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百二条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百三条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百四条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百五条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百六条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百七条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百八条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百九条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十一条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十二条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十三条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十四条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十五条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十六条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十七条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十八条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百十九条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百二十条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と」を加える。

第二百二十一条第二項中「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「から第五項まで及び第七項」を「中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と」の下に「、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資

4　施行日前に旧資産流動化法第百五十二条第一項の資産流動化計画の変更の決議をするための社員総会の招集手続が開始された場合におけるその資産流動化計画の変更に係る優先出資買取請求（旧資産流動化法第百五十三条第二項に規定する優先出資買取請求をいう。）については、なお従前の例による。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第四十九条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第四条第一項第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十四条第二項中「過半数」を「半数以上」に改める。

第三十九条中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第七十条第三項第三号中「この条」を「この節」に改める。

第七十条の二の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第七十条の三　特別口座に記載され、又は記録された振替社債の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替社債の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替社債の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替社債の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第八十六条の二第四項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び第百二十条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加える。

第百二十一条中「第百五十五条の」を「第百五十五条第八項の項中「第百五十五条」を「第百五十五条第八項」に改め、同条の表第百五十五条の項中「第百十六条第一項、」及び「、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項」を削る。

第百二十二条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加え、「及び第百十四条第二項」を「、第百十四条第二項及び第百五十五条第八項」に改め、同条の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第百五十五条第八項 | 会社法第百九十二条第一項 | 貸付信託法第六条第四項 |

（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替社債の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第八十六条の二第四項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び第百二十条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加える。

第百二十一条中「第百五十五条の」を「第百五十五条第八項の項中「第百五十五条」を「第百五十五条第八項」に改め、同条の表第百五十五条の項中「第百十六条第一項、」及び「、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項」を削る。

第百二十二条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加え、「及び第百十四条第二項」を「、第百十四条第二項及び第百五十五条第八項」に改め、同条の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第百五十五条第八項 | 会社法第百九十二条第一項 | 貸付信託法第六条第四項 |

第百二十四条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加え、「第百五十五条の」を「第百五十五条第八項の」に改め、同条の表第百五十五条の項中「第百五十五条」を「第百五十五条第八項」に改め、「第百十六条第一項、」及び「、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項」を削る。

第百二十七条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加える。

第百二十七条の七第三項第三号中「この条」を「この章」に改める。

第百二十七条の八の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第百二十七条の八の二　特別口座に記載され、又は記録された振替受益権の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替受益権の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替受益権の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替受益権の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第百三十三条の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第百三十三条の二　特別口座に記載され、又は記録された振替株式の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替株式の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替株式の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替株式の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第百四十三条中「口座（」の下に「第百五十五条第一項に規定する買取口座を除き、」を加え、「、自己口座」を「自己口座」に改める。

第百五十条第四項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第百五十一条第二項第一号中「顧客口座」の下に「及び第百五十五条第一項に規定する買取口座」を加え、同項に次の一号を加える。

三　第百五十五条第一項に規定する買取口座に振替株式についての記載又は記録がされている場合　当該振替株式について同条第三項の申請をした振替株式の株主（当該振替株式の買取りの効力が生じた後にあっては、当該買取口座の加入者）

第百五十四条第三項に次の一号を加える。

四　当該加入者が次条第三項の申請をした振替株式の株主である場合には、同条第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

第百五十五条中「第百十六条第一項、」及び「、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項」を削り、同条を同条第八項とし、同項の前に次の七項を加える。

振替株式の発行者が会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合には、当該発行者は、振替機関等に対し、株式買取請求（同法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

2　前項の発行者は、第百六十一条第二項の規定により、会社法第百十六条第三項、第百八十一条第一項（同法第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第四百六十九条第三項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項又は第八百六条第三項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替株式の株主は、その有する振替株式について株式買取請求をしようとするときは、当該振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の発行者は、会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該行為に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5　第一項の発行者は、第三項の申請をした振替株式の株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該撤回に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

6　第一項の発行者は、買取口座に記載され、又は記録された振替株式については、当該発行者又は第三項の申請をした振替株式の株主の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　第三項の申請をする振替株式の株主以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

第百六十一条第二項中「第百七十条第三項」の下に「、第百七十二条第二項、第百七十九条の四第一項、第百七十九条の六第四項」を、「第二百一条第三項」の下に「、第二百六条の二第一項」を、「第二百四十条第二項」の下に「、第二百四十四条の二第一項」を、「よる通知」の下に「（当該振替株式の株主又はその登録株式質権者に対してするものに限る。）」を加える。

第百六十九条の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第百六十九条の二　特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替新株予約権の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替新株予約権の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第百七十七条中「口座（」の下に「第百八十三条第一項に規定する買取口座を除き、」を加え、「、自己口座」を「自己口座」に改める。

第百八十三条を次のように改める。

（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）

第百八十三条　振替新株予約権の発行者が会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合には、当該発行者は、振替機関等に対し、新株予約権買取請求（同項又は同法第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項若しくは第八百八条第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この節において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る新株予約権買取請求をすることができる振替新株予約権の新株予約権者が存しないときは、この限りでない。

2　前項の発行者は、会社法第百十八条第三項、第七百七十七条第三項、第七百八十七条第三項又は第八百八条第三項の規定による通知をする場合には、併せて、買取口座を通知しなければならない。

3　第一項の発行者は、会社法第百十八条第四項、第七百七十七条第四項、第七百八十七条第四項又は第八百八条第四項の規定により、同法第百十八条第三項、第七百七十七条第三項、第七百八十七条第三項又は第八百八条第三項の規定による通知に代えて当該通知をす

べき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

4　振替新株予約権の新株予約権者は、その有する振替新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該振替新株予約権について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

5　第一項の発行者は、会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権（当該行為に係る新株予約権買取請求に係るものに限る。）について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6　第一項の発行者は、第四項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者による新株予約権買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権（当該撤回に係る新株予約権買取請求に係るものに限る。）について当該新株予約権者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

7　第一項の発行者は、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該発行者又は第四項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

8　第四項の申請をする振替新株予約権の新株予約権者以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

第百八十六条第二項第一号中「顧客口座」の下に「及び買取口座」を加え、同項に次の一号を加える。

三　買取口座に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合　当該振替新株予約権について第百八十三条第四項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者（当該振替新株予約権の買取りの効力が生じた後にあっては、当該買取口座の加入者）

第百八十九条第三項中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改める。

第百九十八条の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第百九十八条の二　特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替新株予約権付社債の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替新株予約権付社債の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第二百八条中「口座（」の下に「第二百十五条第一項に規定する買取口座を除き、」を加え、「、自己口座」を「自己口座」に改める。

第二百十五条を次のように改める。

（新株予約権付社債買取請求に関する会社法の特例）

第二百十五条　振替新株予約権付社債の発行者が会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合には、当該発行者は、振替機関等に対し、新株予約権付社債買取請求（同項及び同条第二項又は同法第七百七十七条第一項及び第二項、第七百八十七条第一項及び第二項若しくは第八百八条第一項及び第二項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（以下この節において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る新株予約権付社債買取請求をすることができる振替新株予約権付社債権者が存しないときは、この限りでない。

2　前項の発行者は、会社法第百十八条第三項、第七百七十七条第三項、第七百八十七条第三項又は第八百八条第三項の規定による通知をしなければならない。

3　第一項の発行者は、会社法第百十八条第四項、第七百七十七条第四項、第七百八十七条第四項又は第八百八条第四項の規定により、同法第百十八条第三項、第七百七十七条第三項、第七百八十七条第三項又は第八百八条第三項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

4　振替新株予約権付社債権者は、その有する振替新株予約権付社債について新株予約権付社債買取請求をしようとするときは、当該振替新株予約権付社債について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

5　第一項の発行者は、会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債（当該行為に係る新株予約権付社債買取請求に係るものに限る。）について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

6　第一項の発行者は、第四項の申請をした振替新株予約権付社債権者による新株予約権付社債買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債（当該撤回に係る新株予約権付社債買取請求に係るものに限る。）について当該振替新株予約権付社債権者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

7　第一項の発行者は、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該発行者又は第四項の申請をした振替新株予約権付社債権者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

8　第四項の申請をする振替新株予約権付社債

| | |
|---|---|
| 権者以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。 | |
| 第二百十八条第二項第一号中「顧客口座」の下に「及び買取口座」を加え、同項に次の一号を加える。 | |
| 三　買取口座に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合　当該振替新株予約権付社債について第二百十五条第四項の申請をした振替新株予約権付社債権者（当該振替新株予約権付社債の買取りの効力が生じた後にあっては、当該買取口座の加入者） | |
| 第二百二十二条第一項中「第三項本文」の下に「又は第五項本文」を加え、同条に次の二項を加える。 | |
| 5　第二百十五条第四項の申請をした振替新株予約権付社債権者は、買取口座を開設した振替機関等に対し、当該買取口座に記載され、又は記録されている当該申請に係る振替新株予約権付社債についての第百九十四条第三項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項、同項第三号に掲げる数のうち当該振替新株予約権付社債権者の申請に係るものの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。 | |
| 一　買取りの効力が生じた当該振替新株予約権付社債について、当該申請をした者 | |
| 二　当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該振替機関等に返還していないもの | |
| 6　第二百十五条第六項の規定にかかわらず、発行者は、前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者が当該書面を同項の振替機関等に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債（買取口座に記載され、又は記録されているものに限る。）について当該振替新株予約権付社債権者の口座を振替先口座とする振替の申請をしてはならない。 | |
| 第二百二十三条第三項中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改める。 | |
| 第二百二十八条第一項中「第百五十条第五項」の下に「、第百五十五条第八項」を加え、同項の表特別株主の項の次に次のように加える。 | |

| 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
|---|---|

第二百二十八条第二項の表第百五十条第四項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同表第百五十五条の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百五十五条第一項 | 会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十条の規定による規約の変更のうち投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更又は合併 |

| | |
|---|---|
| 第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項 | 第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項又は第百四十九条の十三第一項 |

第二百二十八条第二項の表第百五十九条第一項の項の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第百五十五条第二項 | 第二百三十三条第二項の規定により、投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第二項、第百四十九条の三第二項、第百四十九条の八第二項又は第百四十九条の十三第二項 |
| 第百五十五条第四項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十条の規定による規約の変更のうち投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更がその効力を生ずる日又は合併の効力発生日 |

| | |
|---|---|
| 第百六十一条第二項の規定により、会社法第百十六条第三項、第百八十一条第一項（同法第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第四百六十九条第三項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項又は第八百六条第三項 | 会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日 |

第二百三十三条第二項中「第八十条の三第一項」の下に「、第百四十一条第二項」を加える。

第二百三十五条第一項中「第百五十一条第一項第二号」の下に「及び第二項第三号、第百五十四条第三項第四号」を加え、同条第二項の表第百三十八条第一項の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第百四十三条 | 第百五十五条第一項に規定する買取口座を除き、口座管理機関の口座にあっては | 口座管理機関の口座にあっては、 |

第二百三十五条第二項の表第百五十条第四項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同表第百五十一条第一項第四号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百五十一条第二項 | 顧客口座及び第百五十五条第一項 | 顧客口座 |
| 第一号 | に規定する買取口座 | |

第二百三十九条第一項中「第百五十一条第一項第三号」の下に「、第百五十五条第八項」を加え、同項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式買取請求 | 優先出資買取請求 |

第二百三十九条第二項の表第百五十条第四項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同表第百五十五条の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百五十五条第一項 | 会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転 | 優先出資の併合又は資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。第四項において同じ。）の変更 |
| | 第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項 | 第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の四第一項又は資産の流動化に関する法律第百五十三条第一項 |

第二百三十九条第二項の表第百五十九条第一項の項の前に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百五十五条第二項 | 第百六十一条第二項の規定により、会社法第百十六条第三項、第百八十一条第一項（同法第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第四百六十九条第三項、第七百八十五条第三項又は第八百六条第三項 | 第二百四十六条第一項の規定により公告するとき、又は第二百四十七条第二項の規定により資産の流動化に関する法律第百五十三条第四項において準用する会社法第百十六条第三項 |
| 第百五十五条第四項 | 会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日 | 優先出資の併合又は資産流動化計画の変更がその効力を生ずる日 |

第二百四十六条第一項中「第百八十条第二項各号」を「第百八十条第二項第一号から第三号まで」に、「二週間前」を「二十日前」に改める。

第二百四十七条の三第一項中「取得条項付新投資口予約権」と」の下に、「新株予約権買取請求」とあるのは「新投資口予約権買取請求」と」を加え、同条第二項の表第百八十三条の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百八十三条第一項 | 会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転 | 合併 |
| | 同項又は同法第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項若しくは第八百八条第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の三の二第一項又は第百四十九条の十三の二第一項 |
| 第二百四十七条の三第二項の表第百八十四条第二項の項の前に次のように加える。 | | |
| 第百八十三条第二項 | 会社法第百十八条第三項、第七百七十七条第三項、第七百八十七条第三項又は第八百八条第三項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の三の二第二項又は第百四十九条の十三の二第二項 |
| 第百八十三条第三項 | 会社法第百十八条第四項、第七百七十七条第四項、第七百八十七条第四項又は第八百八条第四項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の三の二第三項又は第百四十九条の十三の二第三項 |
| | 第百十八条第三項、第七百七十七条第三項、第七百八十七条第三項又は第八百八条第三項 | 第百四十九条の三の二第二項又は第百四十九条の十三の二第二項 |
| 第百八十三条第五項 | 会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日 | 吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併により成立する投資法人の成立の日 |

第二百四十九条第一項中「第百六十九条」の下に「、第百六十九条の二」を加え、同条第二項の表第百七十二条の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百七十七条 | 第百八十三条第一項に規定する買取口座を除き、口座管理機関の口座にあっては | 口座管理機関の口座にあっては、 |

第二百五十一条第一項中「第百九十八条」の下に「、第百九十八条の二」を、「第二百十九条まで」の下に「、第二百二十二条第五項及び第六項」を加え、同条第二項の表第百九十九条第八項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二百八条 | 第二百十五条第一項に規定する買取口座を除き、口座管理機関の口座にあっては | 口座管理機関の口座にあっては、 |

第二百五十一条第二項の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二百二十二条第一項 | 第三項本文又は第五項本文 | 第三項本文 |

第二百五十四条第一項中「第百九十八条」の下に「、第百九十八条の二」を、「第二百十九条まで」の下に「、第二百二十二条第五項及び第六項」を加え、同条第二項の表第二百三条第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二百八条 | 第二百十五条第一項に規定する買取口座を除き、口座管理機関の口座にあっては | 口座管理機関の口座にあっては、 |

第二百五十四条第二項の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二百二十二条第一項 | 第三項本文又は第五項本文 | 第三項本文 |

第二百五十九条及び第二百六十条を次のように改める。

（金融機関の合併における株式買取請求に関する合併転換法の特例等）

第二百五十九条　消滅銀行（合併転換法第二十一条第一項に規定する消滅銀行をいう。以下この条から第二百六十一条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続銀行は、振替株式の発行者である場合には、振替機関等に対し、株式買取請求（合併転換法第二十四条第一項（合併転換法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該消滅銀行若しくは吸収合併存続銀行が開設の申出をした買取口座があるとき、又は当該合併に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

2　前項の消滅銀行又は吸収合併存続銀行は、第二百六十一条の規定により、合併転換法第二十三条第一項（合併転換法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替株式の株主は、その有する振替株式について株式買取請求をしようとするときは、当該振替株式について買取口座を振替先口座（第百三十二条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。以下この条において同じ。）とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の吸収合併存続銀行は、吸収合併がその効力を生ずる日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該吸収合併に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該吸収合併存続銀行の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5　第一項の消滅銀行又は吸収合併存続銀行は、第三項の申請をした振替株式の株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該撤回に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

6　第一項の消滅銀行又は吸収合併存続銀行は、買取口座に記載され、又は記録された振替株式については、それぞれ第三項の申請をした振替株式の株主又は当該吸収合併存続銀行若しくは同項の申請をした振替株式の株主の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　第三項の申請をする振替株式の株主以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

8　振替株式の発行者である消滅銀行又は吸収合併存続銀行に係る第百四十三条、第百五十一条及び第百五十四条の規定の適用については、第百四十三条中「第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百五十九条買取口座（第二百五十九条第一項に規定する買取口座をいう。第百五十一条第二項及び第百五十四条第三項第四号において同じ。）」と、第百五十一条第二項第一号中「及び第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「並びに第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百五十九条買取口座」と、同項第三号中「第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百五十五条第一項に規定する買取口座又は第二百五十九条買取口座」と、「同条第三項」とあるのは「第百五十五条第三項又は第二百五十九条第三項」と、「当該買取口座」とあるのは「当該買取口座又は当該第二百五十九条買取口座」と、第百五十四条第三項第四号中「次条第三項」とあるのは「次条第三項又は第二百五十九条第三項」と、「同条第一項に規定する買取口座」とあるのは「次条第一項に規定する買取口座又は第二百五十九条買取口座」とする。

（金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例等）

第二百六十条　消滅銀行は、振替新株予約権の発行者である場合には、振替機関等に対し、新株予約権買取請求（合併転換法第二十五条第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該消滅銀行が開設の申出をした買取口座があるとき、又は当該合併に係る新株予約権買取請求をすることができる振替新株予約権の新株予約権者が存しないときは、この限りでない。

2　前項の消滅銀行は、次条の規定により、合併転換法第二十三条第一項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替新株予約権の新株予約権者は、その有する振替新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該振替新株予約権について買取口座を振替先口座（第百六十八条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。以下この条において同じ。）とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の消滅銀行は、前項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者による新株予約

権買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権（当該撤回に係る新株予約権買取請求に係るものに限る。）について当該新株予約権者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

5　第一項の消滅銀行は、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、第三項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6　第三項の申請をする振替新株予約権の新株予約権者以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　振替新株予約権の発行者である消滅銀行に係る第百七十七条及び第百八十六条の規定の適用については、第百七十七条中「第百八十三条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百八十三条第一項に規定する買取口座及び第二百六十条第一項に規定する買取口座（第二百六十条第一項において同じ。）」と、第百八十六条第二項第一号中「及び買取口座」とあるのは「並びに買取口座及び第二百六十条買取口座」と、同項第三号中「買取口座に」とあるのは「買取口座又は第二百六十条買取口座に」と、「第百八十三条第四項」とあるのは「第百八十三条第四項又は第二百六十条第三項」と、「当該買取口座」とあるのは「当該買取口座又は当該第二百六十条買取口座」とする。

第二百六十六条及び第二百六十七条を次のように改める。

（保険会社の合併における株式買取請求に関する保険業法の特例等）

第二百六十六条　消滅株式会社（保険業法第百六十五条の二第一項に規定する消滅株式会社をいう。以下この条から第二百六十八条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続株式会社は、振替株式の発行者である場合には、振替機関等に対し、株式買取請求（同法第百六十五条の五第一項又は同法第百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七条第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該消滅株式会社若しくは吸収合併存続株式会社が開設の申出をした買取口座があるとき、又は当該合併に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

2　前項の消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社は、第二百六十八条の規定により、保険業法第百六十五条の四第一項（同法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替株式の株主は、その有する振替株式について株式買取請求をしようとするときは、当該振替株式について買取口座を振替先口座（第百三十二条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。以下この条において同じ。）とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の吸収合併存続株式会社は、吸収合併がその効力を生ずる日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該吸収合併に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該吸収合併存続株式会社の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5　第一項の消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社は、第三項の申請をした振替株式の株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該撤回に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

6　第一項の消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社は、買取口座に記載され、又は記録された振替株式については、それぞれ第三項の申請をした振替株式の株主又は当該吸収合併存続株式会社若しくは同項の申請をした振替株式の株主の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　第三項の申請をする振替株式の株主以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

8　振替株式の発行者である消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社に係る第百四十三条、第百五十一条及び第百五十四条の規定の適用については、第百四十三条中「第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百六十六条第一項に規定する買取口座（第二百六十六条第三項第四号において同じ。）」と、第百五十一条第二項第一号中「及び第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「並びに第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百六十六条買取口座」と、同項第三号中「第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百五十五条第一項に規定する買取口座又は第二百六十六条買取口座」と、「同条第三項」とあるのは「第百五十五条第三項又は第二百六十六条第三項」と、「当該買取口座」とあるのは「当該買取口座又は当該第二百六十六条買取口座」と、第百五十四条第三項第四号中「次条第三項」とあるのは「次条第三項又は第二百六十六条第三項」と、「同条第一項に規定する買取口座」とあるのは「次条第一項に規定する買取口座又は第二百六十六条買取口座」とする。

（保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例等）

第二百六十七条　消滅株式会社は、振替新株予約権の発行者である場合には、振替機関等に対し、新株予約権買取請求（保険業法第百六十五条の六第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該消滅株式会社が開設の申出をした買取口座があるとき、又は当該合併に係る新株予約権買取請求をすることができる振替新株予約権の新株予約権者が存しないときは、この限りでない。

2　前項の消滅株式会社は、次条の規定により、保険業法第百六十五条の四第一項（同法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替新株予約権の新株予約権者は、その有する振替新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該振替新株予約権について買取口座を振替先口座（第百六十六条第一項に規定する買取口座をいう。以下この条において同じ。）とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の消滅株式会社は、前項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者による新株予約権買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権（当該撤回に係る新株予約権買取請求に係るものに限る。）について当該

新株予約権者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

5　第一項の消滅株式会社は、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、第三項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6　第三項の申請をする振替新株予約権の新株予約権者以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　振替新株予約権の発行者である消滅株式会社に係る第百七十七条及び第百八十六条の規定の適用については、第百七十七条中「第百八十三条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百八十三条第一項に規定する買取口座及び第二百六十七条買取口座（第二百六十七条第一項に規定する買取口座をいう。第百八十六条第二項において同じ。）」と、第百八十六条第二項第一号中「及び買取口座」とあるのは「並びに買取口座及び第二百六十七条買取口座」と、同項第三号中「買取口座に」とあるのは「買取口座又は第二百六十七条買取口座に」と、「第百八十三条第四項」とあるのは「第百八十三条第四項又は第二百六十七条第三項」と、「当該買取口座」とあるのは「当該買取口座又は当該第二百六十七条買取口座」とする。

第二百七十三条及び第二百七十四条を次のように改める。

（金融商品取引所の合併における株式買取請求に関する金融商品取引法の特例等）

第二百七十三条　吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、振替株式の発行者である場合には、振替機関等に対し、株式買取請求（金融商品取引法第百三十九条の十一第一項又は第百三十九条の十七第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所若しくは新設合併消滅株式会社金融商品取引所が開設の申出をした買取口座があるとき、又は当該合併に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

2　前項の吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、第二百七十五条の規定により、金融商品取引法第百三十九条の十第一項又は第百三十九条の十六第一項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替株式の株主は、その有する振替株式について株式買取請求をしようとするときは、当該振替株式について買取口座を振替先口座（第百三十二条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。以下この条において同じ。）とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、吸収合併がその効力を生ずる日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該吸収合併に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5　第一項の吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、第三項の申請をした振替株式の株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該撤回に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

6　第一項の吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、買取口座に記載され、又は記録された振替株式については、それぞれ当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所若しくは第三項の申請をした振替株式の株主又は同項の申請をした振替株式の株主の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　第三項の申請をする振替株式の株主以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

8　振替株式の発行者である吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所に係る第百四十三条、第百五十一条及び第百五十四条の規定の適用については、第百四十三条中「第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百七十三条買取口座（第二百七十三条第一項に規定する買取口座をいう。第百五十一条第二項及び第百五十四条第三項第四号において同じ。）」と、第百五十一条第二項第一号中「及び第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百七十三条買取口座」とあるのは「並びに第百五十五条第一項に規定する買取口座及び第二百七十三条買取口座」と、同項第三号中「第百五十五条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百五十五条第一項に規定する買取口座又は第二百七十三条買取口座」と、「同条第三項」とあるのは「第百五十五条第三項又は第二百七十三条第三項」と、「当該買取口座」とあるのは「当該買取口座又は当該第二百七十三条買取口座」と、第百五十四条第三項第四号中「次条第三項」とあるのは「次条第三項又は第二百七十三条第三項」と、「同条第一項に規定する買取口座」とあるのは「次条第一項に規定する買取口座又は第二百七十三条買取口座」とする。

（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）

第二百七十四条　新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、振替新株予約権の発行者である場合には、振替機関等に対し、新株予約権買取請求（金融商品取引法第百三十九条の十八第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所が開設の申出をした買取口座があるとき、又は当該合併に係る新株予約権買取請求をすることができる振替新株予約権の新株予約権者が存しないときは、この限りでない。

2　前項の新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、次条の規定により、金融商品取引法第百三十九条の十六第一項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3　振替新株予約権の新株予約権者は、その有する振替新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該振替新株予約権について買取口座を振替先口座（第百六十八条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。以下この条において同じ。）とする振替の申請をしなければならない。

4　第一項の新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、前項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者による新株予約権買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権（当該撤回に係る新株予約権買取請求に係るものに限る。）について当該新株予約権者の口

座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

5　第一項の新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、買取口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、第三項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6　第三項の申請をする振替新株予約権の新株予約権者以外の加入者は、買取口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

7　振替新株予約権の発行者である新設合併消滅株式会社金融商品取引所に係る第百七十七条及び第百八十六条の規定の適用については、第百七十七条中「第百八十三条第一項に規定する買取口座」とあるのは「第百八十三条第一項に規定する買取口座及び第二百七十四条買取口座（第二百七十四条第一項に規定する買取口座をいう。第百八十六条第二項において同じ。）」と、第百八十六条第二項第一号中「及び買取口座」とあるのは「並びに買取口座及び第二百七十四条買取口座」と、同項第三号中「買取口座に」とあるのは「買取口座又は第二百七十四条買取口座に」と、「第百八十三条第四項」とあるのは「第百八十三条第四項又は第二百七十四条第三項」と、「当該買取口座」とあるのは「当該買取口座又は当該第二百七十四条買取口座」とする。

第二百九十条第二号中「を含む。）、第百八十六条第一項」を「並びに第二百五十九条第八項、第二百六十六条第八項及び第二百七十三条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百八十六条第一項」に改める。

第二百九十五条第十一号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十五号中「又は第二百七十七条」を「若しくは第五項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百七十七条」に改める。

第二百九十六条第四号中「第百二十一条の二第一項」を「第七十条の三第四項（第百二十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二第一項」に改め、「第百二十七条の六第一項若しくは第二項」の下に「、第百二十七条の八の二第四項」を加え、「第百三十五条第一項」を「第百三十三条の二第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十五条第一項」に、「第百七十一条第一項」を「第百六十九条の二第四項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百七十一条第一項」に、「第百九十五条第一項」を「第百八十三条第二項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百九十五条第一項」に、「第二百条第一項」を「第百九十八条の二第四項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百条第一項」に、「第二百四十条第一項」を「第二百十五条第二項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百四十条第一項」に改める。

附則第三十二条第一項及び第三十七条第一項中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加える。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十条　会社法の一部を改正する法律附則第八条、第十八条又は第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧会社法第百十六条第一項各号の行為、旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に係る株式買取請求（旧会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第七百八十七条第一項の規定による請求をいう。）に関する会社法の特例については、なお従前の例による。

2　会社法の一部を改正する法律附則第九条又は第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更、組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に係る新株予約権買取請求（旧会社法第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求をいう。）又は新株予約権付社債買取請求（旧会社法第百十八条第一項及び第二項、第七百七十七条第一項及び第二項、第七百八十七条第一項及び第二項又は第八百八条第一項及び第二項の規定による請求をいう。）に関する会社法の特例については、なお従前の例による。

3　第三十条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における規約の変更については、前条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（以下この条において「新振替法」という。）第二百二十八条第一項において読み替えて準用する新振替法第百五十五条第一項から第七項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　第三十条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における投資法人の合併については、新振替法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する新振替法第百五十五条第一項から第七項までの規定及び新振替法第二百四十七条の三第一項において読み替えて準用する新振替法第百八十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における優先出資（旧資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の併合については、新振替法第二百三十九条第一項において読み替えて準用する新振替法第百五十五条第一項から第七項までの規定及び新振替法第二百四十六条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による請求をいう。）に関する会社法の特例については、なお従前の例による。

6　第四十八条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における資産流動化計画の変更に係る優先出資買取請求（旧資産流動化法第百五十三条第二項に規定する優先出資買取請求をいう。）については、新振替法第二百三十九条第一項において読み替えて準用する新振替法第百五十五条第一項から第七項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三十七条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第一項に規定する金融機関の合併については、新振替法第二百五十九条及び第二百六十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第四十四条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における相互会社又は保険業を営む株式会社の合併については、新振替法第二百六十六条及び第二百六十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　第二十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金融商品取引所がする第二十二条の規定による改正前の金融商品取引法第百三十六条第二項に規定する吸収合併又は新設合併については、新振替法第二百七十三条及び第二百七十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第五十一条　金商法等改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、第四十九条のうち、社債、株式等の振替に関する法律第百二十一条の改正規定中「第百二十一条中」とあるのは「第百二十一条中「第七十

条の二」の下に「、第七十条の三」を加え、」と、同法第二百二十八条第一項の改正規定中「第百五十条第五項」とあるのは「及び第六項」と、同法第二百三十三条第二項の改正規定中「第八十条の三第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律」と、「、第百四十一条第二項」とあるのは「第百四十一条第二項、」と、同法第二百九十六条第四号の改正規定中「第百二十一条及び第二百七十六条第一号」とあるのは「第二百七十六条第一号」と、「第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号」とあるのは「第二百七十六条第三号」とし、第四十九条中同法附則第三十二条第一項及び第三十七条第一項の改正規定はないものとし、前条第四項中「規定及び新振替法第二百四十七条の三第一項において読み替えて準用する新振替法第百八十三条の規定」とあるのは「規定」とする。

2　前項の場合において、金商法等改正法第十八条のうち、社債、株式等の振替に関する法律第百二十一条の改正規定中「、第七十条の二」とあるのは「、第七十条の二、第七十条の三」と、同法第二百二十八条第一項の改正規定中「第六項」とあるのは「第六項、第百五十五条第八項」と、「第百五十条第五項、」とあるのは「第百五十条第五項、第百五十五条第八項、」と、同法第二百九十六条第四号の改正規定中「「第百二十一条及び」を」とあるのは「「第百二十一条及び」を、「第七十条の三第四項（この下に「第百二十一条及び」を」と、「「第二百七十六条第三号」に改め」とあるのは「「第二百七十六条第三号」に改め、「第百六十九条の二第四項（この下に「第二百四十七条の三第一項及び」を」と、「「第百七十一条第一項（この下に「第百七十一条第一項（及び「第百八十三条第二項（」と、同法附則第三十二条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「第七十条の二」とあるのは「第七十条の二、第七十条の三」とする。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第五十二条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（募集株式等の割当て等の特例）

第五条の二　会社法第二百六条の二の規定は、協定銀行による株式の引受けに係る第三条第一項又は第二項の申込みに係る金融機関等又は銀行持株会社等による協定銀行に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は協定銀行との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

第六条中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第二章中第十四条の次に次の一条を加える。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第十四条の二　会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った金融機関等（前条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）又は銀行持株会社等（第十三条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるものの特別支配株主（同法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいい、協定銀行を除く。第二十四条の二において同じ。）については、適用しない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（募集株式等の割当て等の特例）

第十七条の二　会社法第二百六条の二の規定は、協定銀行による株式の引受けに係る第十五条第一項又は第二項の申込みに係る組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等による協定銀行に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は協定銀行との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

第三章中第二十四条の次に次の一条を加える。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第二十四条の二　会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成金融機関等（前条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。）又は組織再編成銀行持株会社等（第二十三条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

附則第八条第三項中「対して株式等の引受け等」と」の下に「、第五条の二中「第二百六条の二」とあるのは「第二百六条の二又は第二百四十四条の二」と、「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当て」とあるのは「同法第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項」と」を、「同項の表中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と」の下に「、第十四条の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と」を加える。

附則第九条第三項中「議決権制限株式」と」の下に「、第十七条の二中「第二百六条の二」とあるのは「第二百六条の二又は第二百四十四条の二」と、「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五条第二項第四号」を「第二十四条の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五条第二項第四号」を「第二十四条の二中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）」と、「株式の発行者」とあるのは「株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者」と、第三十五条第二項第四号」に改める。

（信託業法の一部改正）

第五十三条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第五条第二項第一号ロ中「監査役」の下に

「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第十六条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十条の二第三項第三号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十四条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表第百三十六条の二第一項の項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附則第四条第十七項の表第百七十四条第六項の項中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

附則第四条の二の表第二百七十五条第一項第二号の項中「監査役」の下に「、監査等委員」を加える。

附則第十五条第二項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第七項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十五条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六条中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

（電子記録債権法の一部改正）

第五十六条　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第一号ロ中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第五十二条第一項第四号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第五十二条第一項第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては、」に改める。

第七十六条第三項中「過半数」を「半数以上」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第五十七条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第四号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役とし、指名委員会等設置会社」に改める。

第六十五条第一項第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第六十六条第二項第一号ロ中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第四章　復興庁関係

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第五十八条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第五章　総務省関係

（行政書士法の一部改正）

第五十九条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二十の三中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第六号に」を「第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第六十条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の見出し中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社等」に改め、同条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会社又は地域会社が監査等委員会設置会社である場合における第十五条の規定の適用については、同条中「監査役」とあるのは、「監査等委員」とする。

第二十四条中「名義書換代理人」を「株主名簿管理人」に改める。

第六章　財務省関係

（税理士法の一部改正）

第六十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十九の三中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第六十二条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第六十三条　租税特別措置法の一部改正

（租税特別措置法の一部改正）

第六十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第二項第四号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第七十条の七第六項の表の第五号及び第七十条の七の二第五項の表の第五号中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第六十四条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の二第一項中「発行者（」の下に「以下この項及び」を加え、「振誉機関等（」を削り、「をいう」を「（滞納者が次の各号に掲げる請求をし、当該各号に定める買取口座に当該請求に係る振替社債等についての記載又は記録がされている場合であつて、当該請求に係る振替社債等

第三十三条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第五十八条第二項中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第五十八条第二項中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第五十八条第二項中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

を差し押さえるときは、発行者が当該買取口座の開設を受けている当該振替機関等」に、「同じ」を「振替機関等」という」に改め、同項に次の各号を加える。

一　社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項（株式買取請求に関する会社法の特例）（社債、株式等の振替に関する法律第二百二十八条第一項（投資口に関する株式に係る規定の準用）及び第二百三十九条第一項（優先出資に関する株式に係る規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する株式買取請求、投資口買取請求又は優先出資買取請求　同法第百五十五条第一項に規定する買取口座

二　社債、株式等の振替に関する法律第百八十三条第一項（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）（社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条の三第一項（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求　同法第百八十三条第一項に規定する買取口座

三　社債、株式等の振替に関する法律第二百十五条第一項（新株予約権付社債買取請求に関する会社法の特例）に規定する新株予約権付社債買取請求　同項に規定する買取口座

四　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十九条第一項（金融機関の合併における株式買取請求に関する合併転換法の特例等）に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

五　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十条第一項（金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例等）に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

六　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十六条第一項（保険会社の合併における株式買取請求に関する保険業法の特例等）に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

七　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十七条第一項（保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例等）に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

八　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十三条第一項（金融商品取引所の合併における株式買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

九　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十四条第一項（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等）に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第六十五条　金商法等改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の国税徴収法第七十三条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「（社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条の三第一項（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求」とあるのは「に規定する新株予約権買取請求」と、「同法第百八十三条第一項」とあるのは「同項」とする。

（所得税法の一部改正）

第六十六条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の三第二項第四号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「時期」を「時期等」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第六十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(一)ワ中「若しくは委員会」を「、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。以下(一)において同じ。）」に改め、同号(一)カ及びタ中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第六十八条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

（株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第六十九条　次に掲げる法律の規定中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加える。

一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十四条第一項及び第三項

二　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十七条第一項及び第三項

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第七十条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

第十六条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第七章　厚生労働省関係

（消費生活協同組合法の一部改正）

第七十一条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項を次のように改める。

4　その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一　当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第二十八条第五項中「前項」を「前項第二号」に改める。

第三十条の三第三項中「及び同法第三百六十一条」を「並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項」に、「並びに同法第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第三十一条の六中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二

項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第六十八条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅組合の組合員は、吸収合併消滅組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第六十八条の二第一項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項各号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続組合の組合員は、吸収合併存続組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（第四項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十八条の三第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅組合の組合員は、新設合併消滅組合に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第七十一条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第七十三条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十一条の三第三項」と」を加える。

第七十四条第二項第七号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第七十八条の二第二号中「第六十八条の三第四項」を「第六十八条の三第五項」に改める。

第八十七条第一号中「第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項」を「第六十八条第五項及び第六十八条の二第七項」に改める。

第八十八条第二号中「第六十八条の三第四項」を「第六十八条の三第五項」に改める。

第百条第一項第五号中「第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項」を「第六十八条第五項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第五項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第十八号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同項第二十三号中「含む。）」の下に「の規定」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、同項第二十七号中「第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項」を「第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項」を「第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の消費生活協同組合法第二十八条第四項に規定する者に該当する者を監事に選任している消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会（第三項において「組合」という。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法（次項において「新消費生活協同組合法」という。）第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新消費生活協同組合法第三十一条の八第三項において準用する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。

（医療法の一部改正）

第七十三条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の七中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第七十四条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「「公告し」と」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十

三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十二条において準用する同法第三十四条第五項」と」を加える。

第五十二条の十第二項中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第七十五条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十三の三中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部改正）

第七十六条　会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第八章　農林水産省関係

（農業協同組合法の一部改正）

第七十七条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第十二項を次のように改める。

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者以外の者であること。

イ　農業協同組合　当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合の組合員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人

ロ　農業協同組合連合会　当該農業協同組合連合会の会員たる法人の役員又は使用人

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第三十五条の四第一項中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「第三百六十一条第二項」を「第三百六十一条第四項」に改める。

第三十五条の五第五項中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」を「同項第一号中「取締役（取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員（理事又は経営管理委員」と、「取締役が」とあるのは「理事若しくは経営管理委員が」に、「読み替える」を「、同項第一号及び第二号中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と読み替える」に改める。

第三十七条の二第七項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十七条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第四十七条中「、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」を「、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員又は理事、経営管理委員」に改め、「第七十二条の二の二」と、」の下に「同項及び」を加える。

第五十八条第七項中「又は設立時監査役」の下に「とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」」を加える。

第六十三条の二中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第六十五条の三の次に次の一条を加える。

第六十五条の四　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。ただし、第六十五条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合（同条第四項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十九条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第七十二条の二の二中「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加え、「、同法第八百四十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加え、「、同法第八百四十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削り、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第七十三条の三第四項中「第六十五条の三」の下に「、第六十五条の四第一項及び第二項本文」を加える。

第七十三条の三第四項の次に次の一項を加える。

組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第七十三条の十三第一項中「第七十三条の三第五項」を「第七十三条の三第六項」に改める。

第七十四条第二項第七号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第九十一条第七号中「第七十三条の三第五項」を「第七十三条の三第六項」に改める。

第百条の五中「役員」を「役員又は」に改め、同条第二号及び第三号中「第七十三条の三第五項」を「第七十三条の三第六項」に改める。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の農業協同組合法第三十条第十二項に規定する者に該当する者を監事に選任している農業協同組合又は農業協同組合連合会（次項において「組合」という。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の農業協同組合法第三十条第十二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における組合又は農事組合法人の合併については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法の一部改正）

第七十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の八第三号中「第三十四条第十一項」を「第三十四条第十一項第二号」に改める。

第三十四条第十一項を次のように改める。

11　第十一条第一項第四号又は第十一号の事業を行う組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一　当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第三十九条の四第一項中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「第三百六十一条第二項」を「第三百六十一条第四項」に改める。

第三十九条の五第五項中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」を「同項第一号中「取締役（取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員（理事又は経営管理委員」と、「取締役が」とあるのは「理事若しくは経営管理委員が」に、「読み替える」を「、同項第一号及び第二号中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と読み替える」に改める。

第四十一条の二第七項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項」を「第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで」に、「並びに第八百五十一条」を「、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第四十四条中「第八百四十九条第二項第二号及び第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項から第十一項まで、第八百五十八条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第七十七条中「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加え、「、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削り、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第五十一条中「、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」を「、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員又は理事、経営管理委員」に改め、「第七十七条」と、」の下に「同項及び」を加える。

第六十二条第六項中「又は設立時監査役」の下に「とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」」を加える。

第六十七条の二中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第六十九条の三の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求）

第六十九条の四　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併によつて消滅する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

2　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。ただし、第六十九条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合（同条第四項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第七十三条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第七十七条中「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加え、「、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削り、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める

（旧水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者を監事に選任している水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この項において「新水協法」という。）第三十四条第十一項（新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における水産業協同組合の合併については、なお従前の例による。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第八十一条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第五十一条第二項」を「第五十一条第一項第四号、第二項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同項第十八号及び第十九号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三条の六第五項」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の輸出水産業の振興に関する法律第二十条において準用する第九十二条の規定による改正前の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「旧協同組合法」という。）第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している輸出水産業組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の輸出水産業の振興に関する法律第二十条において準用する第九十二条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における輸出水産業組合の合併については、なお従前の例による。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第八十三条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の八中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第八十四条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第七項中「第十項」を「第十一項」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第八十五条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「同項」を「同法第三百六十条第一項」に改める。

第四十九条の二第四項中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第五十四条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第七十七条第八項中「又は設立時監査役」の下に「とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」を加える。

第八十四条の三の次に次の一条を加える。

第八十四条の四　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併によつて消滅する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該合併をやめることを請求することができる。

2　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。ただし、第八十四条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合（同条第四項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第八十八条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第九十二条中「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加え、「、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削り、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第百条第三項中「第八百三十一条第一項及び」を「第八百三十一条第一項中「、設立時取締役」とあるのは「、発起人」と、同項中「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」とあり、及び同法」に改め、同条第四項中「第八十四条の三」の下に「、第八十四条の四第一項及び第二項本文、第八十五条」を加え、「及び第九十条」を「並びに第九十条」に改める。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　施行日前に合併契約が締結された場合における森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の合併については、なお従前の例による。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第八十七条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「次条第二項第二号」を「第

十二条第二項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求）

第十一条の二　農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併が法令又は定款に違反する場合において、当該信用農水産業協同組合連合会の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該会員は、当該信用農水産業協同組合連合会に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

2　農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併が法令又は定款に違反する場合において、農林中央金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該会員は、農林中央金庫に対し、当該合併をやめることを請求することができる。ただし、第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合（同条第四項の通知があった場合を除く。）は、この限りでない。

第二十二条第一項中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条　施行日前に合併契約が締結された場合における農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会（前条の規定による改正前の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。）との合併については、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）

第八十九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項を次のように改める。

3　監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一　農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。

三　農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第二十四条第四項中「前項」を「前項第二号」に改める。

第二十四条の二第二項中「第二項並びに」を削り、「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監事会」と、同条第二項中「監査役」とあるのは「監事会」と、「取締役」とあるのは「経営管理委員」を「監査役が」とあるのは「監事会が」に改める。

第三十一条中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第二項及び第四項」に、「第三百六十一条第二項」を「第三百六十一条第四項」に改める。

第三十二条第五項中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を、「第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に、「「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」を「同項第一号中「取締役（取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員（理事又は経営管理委員」と、「取締役が」とあるのは「理事若しくは経営管理委員が」に、「読み替える」を「、同項第一号及び第二号中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と読み替える」に改める。

第四十条の二中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第五十条中「、「取締役」」とあるのは「理事、経営管理委員」を「、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」とあるのは「会員又は理事、経営管理委員」に改め、「第九十五条」と、」の下に「同項及び」を加える。

第九十五条中「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と」を加え、「、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と」を削り、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第百条第一項第二号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同項第九号中「又は第二十四条の二第二項において準用する同法第三百四十四条第二項の規定」を削り、同項第十五号及び第十六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　農林中央金庫の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の農林中央金庫法（次項において「新農林中央金庫法」という。）第二十四条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新農林中央金庫法第二十四条の二第二項において準用する新会社法第三百四十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正）

第九十一条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第九章　経済産業省関係

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第九十二条　中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第三十五条第六項を次のように改める。

6　組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第三十六条の三第三項中「及び同法第三百六十一条」を「並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項」に、「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第三十八条の二第九項中「第四項を」を「第四項から第六項までを」に改める。

第三十九条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第五十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として主務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該組合が、当該譲渡の効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第六十三条の四第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅組合の組合員は、吸収合併消滅組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第六十三条の五第一項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続組合の組合員は、吸収合併存続組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（第四項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十三条の六第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅組合の組合員は、新設合併消滅組合に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第六十七条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第六十九条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と」を削り、「主務省令」との下に「、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と」を加える。

第九十条第二号中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

第百二条中「第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項」を「第六十三条の四第五項及び第六十三条の五第七項」に改める。

第百二条の二中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

第百十四条の六第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第百十五条第一項第七号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同項第二十二号及び第二十三号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項」に、「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条　この法律の施行の際現に旧協同組合法第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している中小企業等協同組合（信用協同組合及び旧協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、新協同組合法第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会（総代会を設けているときは、総代会）の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新協同組合法第四十条の二第三項において準用する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に中小企業等協同組合の子会社（旧協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新協同組合法第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に合併契約が締結された場合におけ

る中小企業等協同組合の合併については、なお従前の例による。

（商品先物取引法の一部改正）

第九十四条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十四条の十一」を「第百四十四条の十二」に、「第百四十四条の十二―第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十三―第百四十四条の十九」に、「第百四十四条の十八・第百四十四条の十九」を「第百四十四条の二十・第百四十四条の二十一」に改める。

第十八条第二項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第七十七条第二項中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「及び第六百条」を「並びに第六百条」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第八十条第一項第九号ロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第九十六条の二十七第二項第一号ロにおいて同じ。）」に改める。

第九十六条の二第五項中「第三百六十二条第四項」の下に、「第三百九十九条の十三第四項から第六項まで」を加える。

第九十六条の六中「監査役会設置会社」の下に「又は監査等委員会設置会社」を加える。

第九十六条の十八中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社又は特定株式会社商品取引所の監査等委員会により選定された監査等委員又は指名委員会等設置会社」に改める。

第九十六条の二十七第二項第一号ロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第百二十二条に次の一項を加える。

5　組織変更後株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項（組織変更後株式会社商品取引所の取締役に係る事項に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第百三十一条の六中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に、「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出資の履行を仮装した場合の組織変更時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用）

第百三十一条の七　会社法第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三条の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の三第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の三第二項」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは「会員商品取引所の理事長又は理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者に係る事項に限る。）は、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査等委員である取締役となる者とそれ以外の取締役となる者とを区別して定めなければならない。

第百四十四条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅会員商品取引所の会員は、吸収合併存続会員商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の二中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続会員商品取引所の会員は、吸収合併消滅会員商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅会員商品取引所の会員は、新設合併消滅会員商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の四第一項第四号中「第二百八条第二項」を「第百八条第二項」に改める。

第百四十四条の十一第一項中「第三十一条」の下に、「第三十七条第三項」を加え、同条を第百四十四条の二十とする。

第百四十四条の十七中「第百四十四条の十」を「第百四十四条の十一」に改め、第二章第六節第五款第二目中同条を第百四十四条の十九とする。

第百四十四条の十六第二項中「第七項」を「第十項」に改め、同条を第百四十四条の十八とする。

第百四十四条の十五第二項中「第七項」を「第九項」に改め、同条を第百四十四条の十七とする。

第百四十四条の十四を第百四十四条の十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（新設合併をやめることの請求）

第百四十四条の十六　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の十三を第百四十四条の十四とする。

第百四十四条の十二第一項第三号中「第百四

十四条の十四第一項」を「第百四十四条の十五第一項」に改め、同項第四号中「第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十九」に、「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に改め、同条を第百四十四条の十三とする。

第二章第六節第五款第一目中第百四十四条の十一を第百四十四条の十二とする。

第百四十四条の十第九項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改め、同条を第百四十四条の十一とする。

第百四十四条の九第一項に次のただし書を加える。

ただし、第百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百四十四条の九第三項中「第七項」を「第九項」に改め、同条を第百四十四条の十とする。

第百四十四条の八の次に次の一条を加える。

（吸収合併をやめることの請求）

第百四十四条の九　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百四十七条の二第一項第二号中「第百四十四条の三第五項」を「第百四十四条の三第六項」に改め、同条第二項第一号中「第百四十四条の十三第一項」を「第百四十四条の十四第一項」に改め、同項第三号中「第百四十四条の十四第一項」を「第百四十四条の十五第一項」に改め、同項第四号中「第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十九」に、「第百四十四条の十の」を「第百四十四条の十一の」に改める。

第百五十一条第一項中「、第二項」を「、第二項（第四号に係る部分に限る。）」に、「及び第二項から第四項まで」を「、第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　会社法第百五十四条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百七十二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十三条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第百六十六条第二項中「委員会等設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三百七十四条第三号中「第五項」を「第六項」に、「第百四十四条の十一第二項、第百四十四条の十二第一項、第百四十四条の十九第二項」を「第百四十四条の十二第二項、第百四十四条の十三第一項、第百四十四条の二第七項」に改め、同条第四号中「第百四十四条の二第八項」を「第百四十四条の二第九項」に、「第百四十四条の十一第四項、第百四十四条の十二第三項又は第百四十四条の十九第四項」を「第百四十四条の十二第四項、第百四十四条の十三第三項又は第百四十四条の二十一第四項」に改め、同条第十号中「第百四十四条第五項、第百四十四条の二第三項及び第百四十四条の三第五項」を「第百四十四条第六項、第百四十四条の二第四項及び第百四十四条の三第六項」に、「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に、「第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十九」に改め、同条第十四号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条　施行日前に前条の規定による改正前の商品先物取引法（以下この条において「旧商品先物取引法」という。）第百二十二条第一項の組織変更計画の承認があった場合におけるその組織変更時発行株式（旧商品先物取引法第百二十九条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）については、前条の規定による改正後の商品先物取引法第百三十一条の七の規定は、適用しない。

2　施行日前に合併契約が締結された旧商品先物取引法第百三十九条第二項に規定する吸収合併又は新設合併については、なお従前の例による。

（輸出入取引法の一部改正）

第九十六条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「、第二項第三号及び」を「並びに第二項第三号及び」に、「第七項及び第九項第三号」を「第八項及び第十項第三号」に、「、第二項第三号並びに」を「及び第二項第三号並びに」に改める。

第五十一条第一号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三条の六第五項」に改め、同条第四号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同条第五号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項又は第六十三条の六第五項」に改める。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の輸出入取引法（以下この条において「旧輸出入取引法」という。）第十九条第一項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項若しくは第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三条の六第五

用する新協同組合法第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　施行日前に合併契約が締結された場合における輸入組合の合併については、なお従前の例による。

（商工会議所法等の一部改正）

第九十八条　次に掲げる法律の規定中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

一　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第六十条の七

二　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十二条の七

三　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の三

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第九十九条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第四十七条第三項中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項」に改める。

第百条の四に次の一項を加える。

6　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第百十三条第一項第三号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同項第十五号及び第十六号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項」に、「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律（以下この条において「旧団体法」という。）第五条の二十三第三項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している協業組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律（以下この条において「新団体法」という。）第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に協業組合の子会社（旧団体法第五条の二十三第三項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新団体法第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に合併契約が締結された場合における協業組合の合併については、なお従前の例による。

4　この法律の施行の際現に旧団体法第四十七条第二項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している商工組合又は商工組合連合会の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に商工組合又は商工組合連合会の子会社（旧団体法第四十七条第二項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　施行日前に合併契約が締結された場合における商工組合又は商工組合連合会の合併については、なお従前の例による。

（技術研究組合法の一部改正）

第百一条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項を次のように改める。

5　組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第二十七条第三項中「及び同法第三百六十一条」を「並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項」に、「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第三十四条第九項中「第四項を」を「第四項から第六項までを」に改める。

第三十七条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第八百四十七条第二号及び第三号並びに第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第六十条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第八百四十七条第二号及び第三号並びに第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第六十二条に次の一項を加える。

2　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第七十二条第三項中「及び次条」を「、次条及び第七十五条の二」に改める。

第七十五条中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出資の履行を仮装した場合の組織変更時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用）

第七十五条の二　会社法第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三条の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「技術研究組合法第七十二条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「技術研究組合法第七十二条第二項」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは「技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更をする組合の理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十七条第三項第二号中「第六十二条第七号」を「第六十二条第一項第七号」に改め、同項第四号中「第六十二条第五号」を「第六十二条第一項第五号」に改める。

第七十八条第二項中「第六十二条第一号」を「第六十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第六十二条第六号」を「第六十二条第一項第六号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改める。

第九十九条及び第百八条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第百十四条第二項中「債権者（」を「債権者であつて、」に、「しなければならないものに限る。次項において同じ。）が同条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者」を「受けなかつたもの（同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であつて、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改める。

第百十九条に次の一項を加える。

2　新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役となる者とそれ以外の取締役となる者とを区別して定めなければならない。

第百二十七条第三項中「及び次条」を「、次条及び第百三十条の二」に改める。

第百三十条中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出資の履行を仮装した場合の新設分割時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用）

第百三十条の二　会社法第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、新設分割時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三条の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「技術研究組合法第百二十七条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「技術研究組合法第百二十七条第二項」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは「技術研究組合法第百二十七条第三項に規定する新設分割をする組合の理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十一条第三項第二号中「第百十九条第八号」を「第百十九条第一項第八号」に改め、同項第四号中「第百十九条第六号」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第百三十二条第二項中「債権者（」を「債権者であつて、」に、「しなければならないものに限る。次項において同じ。）が第百三十四条において準用する第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者」を「受けなかつたもの（第百三十四条において準用する第百十二条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であつて、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改める。

第百四十一条第二項中「債権者（」を「債権者であつて、」に、「しなければならないものに限る。次項において同じ。）が第百四十三条において準用する第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者」を「受けなかつたもの（第百四十三条において準用する第百十二条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「債権者が」を「債権者であつて、」に、「場合には、当該債権者」を「もの」に改める。

（技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百二条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の技術研究組合法（以下この条において「旧研究組合法」という。）第二十一条第五項に規定する者に該当する者を監事に選任している技術研究組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の技術研究組合法（以下この条において「新研究組合法」という。）第二十一条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧研究組合法第六十一条第二項の組織変更計画の承認があった場合におけるその組織変更時発行株式（旧研究組合法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）については、新研究組合法第七十五条の二の規定は、適用しない。

3　施行日前に旧研究組合法第百九条第二項、第百十八条第二項又は第百三十六条第二項の新設分割計画の承認があった場合におけるその承認に係る新設分割については、新研究組合法第百十四条第二項及び第三項、第百三十二条第二項及び第三項又は第百四十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に旧研究組合法第百十八条第二項の新設分割計画の承認があった場合におけるその新設分割時発行株式（旧研究組合法第百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式をいう。）については、新研究組合法第百三十条の二の規定は、適用しない。

（商店街振興組合法の一部改正）

第百三条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五項を次のように改める。

5　組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は当該組合に代わつて

その事業に関する一切の裁判上若しくは裁判外の行為をする権限を有する使用人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第四十六条の三第三項中「及び同法第三百六十一条」を「並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項」に、「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第五十一条第九項中「第四項を」を「第四項から第六項までを」に改める。

第五十一条の四中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求）

第七十五条の二　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併によって消滅する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

2　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

第七十六条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）に改める。

第七十八条中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第二号及び第三号」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百四条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の商店街振興組合法第四十四条第五項に規定する者に該当する者を監事に選任している商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の商店街振興組合法第四十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の合併については、なお従前の例による。

（中小企業投資育成株式会社法及び日本アルコール産業株式会社法の一部改正）

第百五条　次に掲げる法律の規定中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

一　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第四条

二　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）第五条

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百六条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第百七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第十八条中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附則第十七条中「第八百四十九条第二項」を「第八百四十九条第三項」に改める。

（株式会社海外需要開拓支援機構法の一部改正）

第百八条　株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第百九条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第〇九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表第二百一条第三項の項中「第七百九十六条第三項」を「第七百九十六条第二項」に改め、同条第三項中「第七百九十六条第三項及び第四項」を「第七百九十六条第二項及び第三項」に改め、同項の表第七百九十六条第三項各号列記以外の部分の項中「第七百九十六条第三項各号列記以外の部分」を「第七百九十六条第二項各号列記以外の部分」に、「第一項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同表第七百九十六条第三項第一号の項中「第七百九十六条第三項第一号」を「第七百九十六条第二項第一号」に改め、同表第七百九十六条第三項第二号の項中「第七百九十六条第二項第二号」を「第七百九十六条第二項第二号」に改め、同表第七百九十六条第四項の項中「第七百九十六条第三項」を「第七百九十六条第四項」に改め、同表第七百九十七条第六項の項中「第七百九十七条第三項」を「第七百九十七条第四項」に改め、同表第七百九十七条第七項の項中「第七百九十七条第四項」を「第七百九十七条第五項」に改め、同表第七百九十七条第八項の項中「第七百九十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5　社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第百十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条第一項の表第百七十二条第一項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百七十二条第一項 | 次に掲げる株主 | 全ての株主 |

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十二条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第百五十三条中「第七百九十七条第三項若しくは」を「第七百九十七条第三項又は」に改め、「又は第三十五条第二項において読み替えて準用する同法第百六十九条第三項若しくは第四項の規定」を削る。

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置）

第百十条　施行日前に前条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この条において「旧競争力強化法」という。）第二十四条第一項の主務大臣の認定（旧競争力強化法第二十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画（次項において「施行日前認定計画」という。）に従って行われる旧競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分については、なお従前の例による。

2　施行日前認定計画に従って行われる旧競争力強化法第三十五条第一項の規定による定款の変更及び全部取得条項付種類株式の全部の取得については、なお従前の例による。

第十章　国土交通省関係

（港湾法及び公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百十一条　次に掲げる法律の規定中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第七項第一号

二　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第四条第一項第四号

（内航海運組合法の一部改正）

第百十二条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第五十四条の四中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第五十五条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「「公告し」と」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項」とを加える。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第百十三条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改め、同項第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律等の一部改正）

第百十四条　次に掲げる法律の規定中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

一　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第六条

二　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十三条

三　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第五条

四　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第十条

五　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第九条

六　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十一条

第十一章　環境省関係

（日本環境安全事業株式会社法の一部改正）

第百十五条　日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第百十六条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、特定会社については、会社法第四百六十七条第一項第二号の二の規定は、適用しない。

第十二章　罰則に関する経過措置及び政令への委任

（罰則に関する経過措置）

第百十六条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百十七条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十九条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十六条第二項、第八十八条の五第二項、第八十八条の八第五項、第八十八条の十五、第八十八条の十七、第八十八条の十八、第八十八条の二十一第二項、第八十八条の二十二、第百四十九条の三の二第四項及び第百四十九条の十三の二第四項の改正規定並びに第四十九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条の三の改正規定は、金商法等改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

審査報告書

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十六年六月十九日
内閣委員長　水岡　俊一
参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務を見直すほか、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一　原子力委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、再発防止策等について継続的に審議を行うとともに、原子力委員会設置法第二十四条及び第二十五条の規定を積極的に活用すること。
二　原子力委員会は、委員会及び事務局の運営の公正性・透明性の確保に努めること。
三　東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向け、放射性物質による影響の軽減・解消及び廃炉措置が重点的に取り組むべき課題であることに鑑み、政府は、これらの技術等に関し、研究者及び技術者の育成並びに研究開発支援の強化を行うこと。
四　本年四月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、政府は、原子力損害賠償制度の見直しや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む核燃料サイクルの在り方など、原子力政策全体について早急に検討の上、適切な措置を講ずること。
五　政府は、我が国の原子力政策が東京電力福島第一原子力発電所事故等により国民からの信頼を著しく低下させるに至った現状を十分認識し、国民の信頼を回復するため、公正な政策決定過程の設計等に努めること。
六　原子力委員会の委員長及び委員の選定に当たっては、政府は、利害関係者の関与等について国民の疑念を招かない措置を講ずるなど公正性・透明性の確保に十分に留意すること。
七　原子力委員会と原子力規制委員会は、連携を強化し、互いの動向や問題意識を理解するよう努めること。
八　政府は、国際原子力機関及び諸外国との連携強化を図り、唯一の被爆国として、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献を通じた国際協力に取り組むこと。
右決議する。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年六月三日
衆議院議長　伊吹　文明
参議院議長　山崎　正昭殿

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号から第六号までを削り、同条第七号中「、統計の作成」を削り、同号を同条第三号とし、同条第八号中「前各号」を「前三号」に改め、「ほか、」の下に「法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務その他」を加え、同号を同条第四号とする。
第三条第一項中「四人」を「二人」に改め、同条第二項中「二人」を「一人」に改める。
第八条第二項中「二人」を「一人」に改め、同条第三項を次のように改める。
3　委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

附　則

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）
2　この法律の施行の日の前日において原子力委員会の委員長及び委員である者の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。
3　この法律の施行後最初に任命される原子力委員会の委員の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人のうち、一人は一年六月、一人は三年とする。

審査報告書

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十六年六月十九日
総務委員長　山本　香苗
参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会による電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務（放送に該当するものを除く。）の対象を拡大するとともに、国内基幹放送（日本放送協会及び放送大学学園の放送を除く。）を行う基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一、民間放送事業者の経営状況が厳しい環境にある中で、我が国の放送が、今後とも持続可能な経営環境の下、放送の地域性、多元性等が適切に確保され、災害情報の提供等、国民・視聴者に対し、重要な公共的役割を果たしていくことが可能となるよう、特段の配慮を行うこと。
二、特定放送番組同一化を行うに当たっての地域性確保措置については、事業者の自主自律により、適切な措置が講じられるよう、政府は、放送番組に対する住民のニーズを十分見極めつつ、透明性・予見可能性を高めるための取組を行うこと。
三、認定放送持株会社の認定要件の緩和については、マスメディア集中排除原則が放送の多元性、多様性、地域性の確保等に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、同原則の趣旨が損なわれることがないよう十分に配慮すること。特に、要件緩和によるグループ経営基盤の強化後においても、引き続き放送の地域性が確保されるよう、系列ローカル局における自社制作番組比率の維持等に留意すること。また、同原則については、特定事業者による情報メディアの複数支配により、表現の多様性が損なわれることがないよう、今後の通信と放送をめぐる環境変化に応じて、総合的な検討を行うこと。
四、協会のインターネット活用業務については、

その実施基準の認可及び認可基準の策定に当たって、利害関係者はもとより、広く国民・視聴者の意見を聴取し、寄せられた意見等に適切に対応すること。また、協会は、同業務について、事業計画及び業務報告書への明記や同業務の勘定に係る財務諸表の公表などにより、その透明性を確保するとともに、少なくとも三年ごとに行う実施状況評価を着実に実施し、評価結果に基づき業務改善に取り組むこと。

五、海外における協会のテレビ国際放送については、協会は、その認知度向上に向け、番組の質の向上や受信環境の整備等に一層努めるとともに、政府は、我が国の情報発信強化のため、協会の行う受信環境整備の取組に対して一体となって必要な支援を行うこと。

六、放送コンテンツについては、日本文化等の海外への発信が、海外需要の開拓や我が国の国際的地位向上に資することから、放送局や番組制作会社と周辺産業の連携の推進、コンテンツ二次利用に係る権利処理の円滑化、海外における「放送枠」の確保等、放送コンテンツの海外展開の促進のための措置を講じること。

七、災害放送を始めとする地域情報の更なる充実を図るため、周波数逼迫地域等における新たな周波数確保など、コミュニティ放送の一層の普及を図るとともに、ラジオ放送事業者と地方公共団体の連携の推進に努めること。

右決議する。

---

放送法及び電波法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月二十九日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭　殿

---

## 放送法及び電波法の一部を改正する法律案

### 放送法及び電波法の一部を改正する法律

（放送法の一部改正）

第一条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　業務（第百六条―第百十六条）」を「第二款　業務（第百六条―第百十六条）　第三款　経営基盤強化計画の認定（第百十六条の二―第百十六条の六）」に改める。

第二条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　「認定放送持株会社」とは、第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。

第二条に次の二号を加える。

三十一　「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二　「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ　一の者及び当該一の者の子会社（第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体との関係

ロ　一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

第七条第三項第一号中「第百六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がない」を「同一の認定放送持株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。第十四条において同じ。）が全国である者を除く。）が二以上含まれていない」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十四条中「（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。）」を削る。

第二十条第二項第二号中「放送した」の下に「又は放送する」を、「資料」の下に「その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」を加え、「既放送番組等」を「放送番組等」に改め、「該当するもの」の下に「及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供すること」を加え、同項第三号中「既放送番組等」を「放送番組等」に改め、「行う者」の下に「（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）」を、「提供すること」の下に「（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）」を加え、同項第四号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。

第二十条第九項を次のように改める。

9　協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二　第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三　第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四　その他総務省令で定める事項

第二十条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項の次に次の四項を加える。

10　総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一　第十五条の目的の達成に資するものであること。

二　第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三　第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四　第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五　第二項第二号の業務にあつては、特定の

者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六　第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

11　総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。

12　総務大臣は、協会が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、第九項の規定による認可を取り消すことができる。

13　協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条の前の見出しを「（国際放送等の実施）」に改め、同条中「用いて」の下に「国際放送又は」を加える。

第二十九条第一項第一号ヘ中「廃止（」の下に「放送局の開設、休止及び廃止にあつては、」を加え、同号ト中「に限る。）」の下に「並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このトにおいて同じ。）」を、「廃止」の下に「（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）」を加え、同号ワ中「基準」を「実施基準」に改め、同号ラ中「第二十条第十項」を「第二十条第十四項」に改める。

第三十一条第三項第一号中「禁錮」を「禁錮（に）」に改め、同項第六号中「放送事業者」の下に「、認定放送持株会社」を加え、「、第百六十条に規定する認定放送持株会社」を削る。

第五十二条第四項中「放送事業者」の下に「、認定放送持株会社」を加え、「、第百六十条に規定する認定放送持株会社」を削る。

第六十条第二項中「第百六十条に規定する」を削る。

第七十三条第二項中「第二十条第二項第二号及び第三項の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十条第二項第二号及び第三号の業務

二　第二十条第三項の業務

第八十五条第二項ただし書中「第二十条第二項第六号」を「第二十条第二項第七号」に改める。

第八十六条第一項ただし書中「不可抗力による」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　不可抗力により廃止し、又は休止する場合

二　一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送（当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。）の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合

三　外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廃止し、又は休止する場合

第八十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　協会は、その放送の業務を廃止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第八十六条に次の一項を加える。

5　総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第二項の廃止の届出を受けた場合については、第百五条中「第百条」とあるのは、「第八十六条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第九十三条第一項第六号ニ中「業務を執行する役員」を「特定役員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第九十七条第一項中「第九十三条第三項第七号」を「第九十三条第二項第七号」に改める。

第五章第二節に次の一款を加える。

第三款　経営基盤強化計画の認定

（指定放送対象地域の指定）

第百十六条の二　総務大臣は、国内基幹放送（協会及び学園の放送を除く。以下この款において同じ。）に係る放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

2　総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3　第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

（経営基盤強化計画の認定）

第百十六条の三　指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行う基幹放送事業者は、単独で又は他の国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。以下この款において同じ。）と共同して、経営基盤強化（業務の合理化、組織の再編成その他の行為による業務の効率の向上を通じて、国内基幹放送事業者（指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行うものに限る。）の収益性の向上を図ることをいう。以下この条において同じ。）に関する計画（以下この款において「経営基盤強化計画」という。）を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　経営基盤強化の実施期間

二　経営基盤強化による収益性の向上の程度

三　経営基盤強化の内容

四　経営基盤強化に伴う労務に関する事項

五　第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項

イ　特定放送番組同一化（二以上の国内基幹放送（当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が相互に重複せず、かつ、当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと（放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。）をいう。以下この条

及び第百十六条の六において同じ。）の内容

ロ　地域性確保措置（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。次項第四号において同じ。）の内容

六　その他総務省令で定める事項

3　総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであること。

二　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。

三　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

四　第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとするものにあつては、その地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

五　経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施が放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

4　総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称、経営基盤強化の実施期間その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（認定経営基盤強化計画の変更等）

第百十六条の四　前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、当該経営基盤強化計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を総務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3　前条第三項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出について準用する。

4　総務大臣は、前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画（第一項の規定による変更の認定又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この款において「認定経営基盤強化計画」という。）を提出した国内基幹放送事業者に対し、認定経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

5　総務大臣は、認定経営基盤強化計画が前条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6　総務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

（基幹放送の業務の認定等に関する特例）

第百十六条の五　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項、次項第一号及び第三項において同じ。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が第九十六条第一項の認定の更新を申請した場合における第九十三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に係る認定の更新を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができると認められる場合については、この限りでない。

2　前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める認可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十八条第六項において準用する第九十三条第一項」と読み替えるものとする。

一　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該国内基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者たる法人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて合併若しくは分割（当該国内基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をした場合における当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人　第九十八条第二項の認可

二　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が指定放送対象地域であるものに限る。以下この条において同じ。）の免許人たる法人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて分割をした場合において電波法第二十条第四項前段の規定の適用があるときにおける分割により地上基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）の業務を行う事業を承継した法人　第九十八条第三項前段の認可

三　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用があるときにおける当該譲渡人　第九十八条第三項後段の認可

四　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用があるときにおける当該譲受人　第九十八条第三項後段の認可

3　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が電波法第十三条第一項ただし書の再免許を申請した場合における同法第七条第二項の規定の適用については、同項第三号中

「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に係る再免許を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができると認められる場合については、この限りでない。

4　前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める許可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第七条第二項」とあるのは、「第二十条第六項において準用する同法第七条第二項」と読み替えるものとする。

一　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人たる法人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて合併又は分割（当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人　電波法第二十条第二項の許可

二　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部の譲渡しをした場合における譲受人　電波法第二十条第三項の許可

三　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業の当該免許人への譲渡しをした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人　電波法第二十条第五項前段の許可

四　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合における当該国内基幹放送事業者　電波法第二十条第五項後段の許可

（審議機関の設置等の特例）

第百十六条の六　認定経営基盤強化計画を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、第七条第二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。

2　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者（当該国内基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者）に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3　認定放送持株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第百六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

第百五十八条第一項中「総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第百六十四条第一項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）」を「総株主又は総出資者の議決権」に、「総株主等の議決権の」を「総株主又は総出資者の議決権の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　この章において「関係会社」とは、会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社をいう。

第百五十九条第一項中「二以上の基幹放送事業者（当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六条第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの

二　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

第百五十九条第二項第三号中「価額」の下に「その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額」を加え、同項第五号イ中「業務を執行する役員」を「特定役員」に改め、同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「子会社」を「関係会社（関係会社となる会社を含む。）」に改め、「基幹放送事業者」の下に「（申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

第百六十条中「前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）」を「認定放送持株会社」に改め、同条第一号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ　二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

第百六十条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第百六十二条中「子会社」を「関係会社」に改める。

第百六十三条の見出しを「（関係会社の責務）」に改め、同条中「子会社地上基幹放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。）」を「認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。）」に改める。

第百六十四条第一項中「と株式の所有関係その他の」を「の子会社その他その者と」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「未満」を「以下」に改める。

第百六十六条第二項第一号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ　二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

第百六十六条第二項第二号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「前号イ及びロのいずれにも該当する」に改める。

第百七十七条第一項第一号中「又は第四項」を「若しくは第四項」に、「制定又は変更」を「制定若しくは変更又は第百十六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定」に改め、同項第二号中「提供基準」を「実施基準」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に改め、「許可」の下に「、第百十六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）」を加え、同項第四号中「第百四条」を「第二十条第十二項（実施基準の認可の取消し）、第百四条」に改め、「業務に関する認定の取消し）」の下に「、第百十六条の四第五項（経営基盤強化計画の認定の取消し）」を加え、同項第五号中「基幹放送局設備）」の下に「、同条第三十一号（特定役員）、同条第三十二号（支配関係）」を加え、「若しくは第二項第一号若しくは第三号」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第百八十五条第二号中「第十項」を「第十四項」に改める。

第百八十七条第一号中「第九十三条第三項第七号」を「第九十三条第二項第七号」に改める。

第百九十一条第一項第二号中「第八十六条第二項」を「第八十六条第二項若しくは第三項」に改める。

第百九十三条を次のように改める。

第百九十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第百十六条の四第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第百七十五条（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者

（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「業務を執行する役員」を「放送法第二条第三十一号の特定役員」に改める。

第九十九条の三第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「、同条第二十七号に規定する認定放送持株会社」を加え、「、同法第百六十条に規定する認定放送持株会社」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中放送法第二十条第二項の改正規定（同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同法第二十九条第一項第一号への改正規定及び同号ト の改正規定（「廃止」の下に「（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）」を加える部分に限る。）並びに次条、附則第五条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第二十条第九項の認可及び新放送法第百七十七条の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

（放送番組審議機関に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第七条第三項の規定により二以上の放送事業者が共同して置いている放送番組審議機関については、新放送法第七条第三項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（外国の放送局を用いて行われる国際放送に関する経過措置）

第四条　日本放送協会（附則第六条において「協会」という。）は、この法律の施行の際現に外国の放送局（新放送法第二条第二十号に規定する放送局をいう。）を用いて国際放送（同条第五号に規定する国際放送をいう。）を行っている場合には、施行日から起算して三月以内に、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

（経営委員会に関する経過措置）

第五条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新放送法第二十九条第一項第一号トの規定の適用については、同号ト中「国際放送及び協会国際衛星放送」とあるのは、「協会国際衛星放送」とする。

（特別の勘定に関する経過措置）

第六条　新放送法第七十三条第二項の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。

（基幹放送の業務の認定の取消し等に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に旧放送法第九十三条第一項の認定を受けている者であって、この法律の施行の際に新放送法第九十三条第一項第四号（新放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものに関する新放送法第百四条第三号（新放送法第百六十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（その日前に新放送法第九十三条第一項第四号に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までの間は、新放送法第二条第三十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電波法（以下この項において「旧電波法」という。）の規定により特定地上基幹放送局（旧電波法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局をいう。）の免許を受けている者であって、この法律の施行の際に第二条の規定による改正後の電波法（以下この項において「新電波法」という。）第七条第二項第四号ロ（新放送法第百六十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものに関する新電波法第七十

六条第四項第五号（新放送法第百六十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（その日前に新電波法第七条第二項第四号ロに適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までの間は、新放送法第二条第三十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（認定放送持株会社の届出に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に旧放送法第百五十九条第一項の認定を受けている認定放送持株会社（旧放送法第百六十条に規定する認定放送持株会社をいう。）であって、基幹放送事業者（新放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう。）を新放送法第百五十八条第二項に規定する関係会社（旧放送法第百五十八条第一項に規定する子会社を除く。）としているものは、施行日から起算して三月以内に、当該基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

（処分等の効力）

第九条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前に旧放送法の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、新放送法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新放送法の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第百十六条の三第一項に規定する経営基盤強化計画の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

---

審査報告書

行政書士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

総務委員長　山本　香苗

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

行政書士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十三日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第七条の四」に改める。

第一条の三第一号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

第一条の三に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第七条の三中「登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他」を「行政書士の」に改め、第三章中同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（特定行政書士の付記）

第七条の三　日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。

2　日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

第十三条の三中「第一条の三」を「第一条の三第一項（第二号を除く。）」に改める。

第十三条の六中「第一条の三」を「第一条の三第一項（第二号を除く。）」に、「法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部」を「次に掲げる業務」に改め、同条ただし書中「当該総務省令」を「第一号の総務省令」に改め、「当該業務」の下に「及び第二号に掲げる業務」を加え、同条に次の各号を加える。

一　法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二　第一条の三第一項第二号に掲げる業務

第十八条の二第一号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第一条の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に関する規定

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

2　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中行政書士法第四条の十八の改正規定の前に次のように加える。

第一条の三第一項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

---

審査報告書

小規模企業振興基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

経済産業委員長　大久保　勉

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいうべき存在である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となって必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適時適切に施策の評価及び見直しを行うなど、ＰＤＣＡサイクルを確立すること。

二　全国の小規模企業に支援施策を確実かつ効率的に届けられるよう、国、地方公共団体、中小企業に関する団体等が緊密な政策的連携及び適切な役割分担を図るとともに、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めること。

三　小規模企業に蓄積された有益な経営資源の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた各種施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決断するに当たって過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。

四　商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講ずること。また、政府として、関係省庁や支援機関などとも連携しながら、地方公共団体に対し、小規模事業者の振興と地域活性化は表裏一体であるという本基本法案の趣旨を丁寧に説明し、十分な支援人材の体制が確保され、理解と協力が得られるよう努めるとともに、都道府県による商工会、商工会議所向け予算に係る地方交付税を始めとする国の支援の充実に向けて、適切に対応すること。さらに、新たに創設される経営発達支援計画の積極的かつ効果的な活用を図ることにより、小規模事業者が抱える課題の解決に資するよう努めること。

五　法人事業所及び常時従業員五人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること。

右決議する。

---

小規模企業振興基本法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年六月五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

小規模企業振興基本法案

小規模企業振興基本法

目次

第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　小規模企業振興基本計画（第十三条）
第三章　小規模企業の振興に関する基本的施策（第十四条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。

2　この法律において「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。

（基本原則）

第三条　小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条　小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

（国の責務）

第五条　国は、前二条の小規模企業の振興についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国の関係行政機関は、小規模企業の振興及びこれに関連する施策の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3　国は、小規模企業に関する情報の提供等を通じて、基本原則に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（基本方針）

第六条　政府は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一　国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。

二　小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。

三　地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。

四　小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

（地方公共団体の責務）

第七条　地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

（小規模企業者の努力等）

第八条　小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2　中小企業に関する団体は、小規模企業者に対してその事業活動を行うに当たっては、基本原則にのっとり、小規模企業者とともに、小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3　小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第九条　国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業に関する団体その他の関係者は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（調査）

第十一条　政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、小規模企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、小規模企業の動向及び政府が小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る小規模企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章　小規模企業振興基本計画

第十三条　政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

二　小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、小規模企業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5　政府は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第三章　小規模企業の振興に関する基本的施策

（国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進）

第十四条　国は、小規模企業による国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供を促進するため、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催の促進、事業活動を行う拠点の整備の促進、情報通信技術の活用に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進）

第十五条　国は、小規模企業が、国内外の多様な需要に応じて、自らが販売する商品又は提供する役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより、新たな事業の創出又は事業の革新を図るとともにその事業の展開を図ることに資するため、小規模企業の経営の状況の分析並びにそれに基づく指導及び助言の促進、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の需要の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供の促進、新たな需要の開拓に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化）

第十六条　国は、小規模企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供の促進及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給、創業を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3　国は、前二項の施策を講ずるに当たっては、創業及び事業の承継又は廃止が相互に密接な関連を有する場合があることに鑑み、必要に応じて、これらの施策相互の有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

（小規模企業に必要な人材の育成及び確保）

第十七条　国は、小規模企業の経営を担うべき女性や青年を含む多様な人材の育成及び確保を図るため、小規模企業の事業活動に有用な技能及び知識並びに経営管理能力の向上、創業を行お

うとする者及び小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者に対する技能及び知識の継承の支援並びに経営方法の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、小規模企業に必要な労働力の確保を図るため、地方公共団体又は大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関と連携した職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実、小規模企業の事業活動に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進）

第十八条　国は、小規模企業が単独で又は共同して行う事業活動であって、地域経済の活性化に資するものを推進するため、小規模企業者と小規模企業者以外の者の交流又は連携の推進、小規模企業者と小規模企業者以外の者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進）

第十九条　国は、小規模企業が単独で又は共同して行う事業活動であって、地域住民の生活の向上及び交流の促進に資するものを推進するため、小規模企業が地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売若しくは役務の提供又は商店街その他の商業の集積の活性化に必要な資金の円滑な供給、助言、情報の提供、普及宣伝の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

（適切な支援体制の整備）

第二十条　国は、小規模企業がその事業の持続的な発展を図るための支援を適切に受けられるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び中小企業に関する団体その他の関係者と協力しつつ小規模企業を支援する体制の整備を図るため、これらの者が小規模企業の支援を行うに当たり達成すべき目標を明確化することの促進、これらの者相互間又はこれらの者と地方公共団体若しくは地域住民等との間での連携及び協力の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（手続に係る負担の軽減）

第二十一条　国は、小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その実施に際して必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより小規模企業者の負担の軽減を図るよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後十年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中小企業基本法の一部改正）

3　中小企業基本法の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「及び産業競争力強化法」を「、産業競争力強化法」に改め、「（平成二十五年法律第九十八号）」の下に「及び小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第　号）」を加える。

---

審査報告書

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

経済産業委員長　大久保　勉

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいうべき存在である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となって必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適時適切に施策の評価及び見直しを行うなど、ＰＤＣＡサイクルを確立すること。

二　全国の小規模企業に支援施策を確実かつ効率的に届けられるよう、国、地方公共団体、中小企業に関する団体等が緊密な政策的連携及び適切な役割分担を図るとともに、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めること。

三　小規模企業に蓄積された有益な経営資産の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた各種施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決断するに当たって過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。

四　商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講ずること。また、政府として、関係省庁や支援機関などとも連携しながら、地方公共団体に対し、小規模事業者の振興と地域活性化は表裏一体であるという本基本法案の趣旨を丁寧に説明し、十分な支援人材の体制が確保され、理解と協力が得られるよう努めるとともに、都道府県による商工会、商工会議所向け予算に係る地方交付税を始めとする国の支援の充実に向けて、適切に対応すること。さらに、新たに創設される経営発達支援計画の積極的かつ効果的な活用を図ることにより、小規模事業者が抱える課題の解決に資するよう努めること。

五　法人事業所及び常時従業員五人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案し

つつ、小規模企業の負担の軽減のために効果的な支援策の実現を図ること。

右決議する。

---

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年六月五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「事業」の下に「（地域経済の活性化に係るものを含む。）」を加え、同項第六号中「指導等」を「指導及び情報の提供その他必要な支援等」に改める。

第四条第一項中「次条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条第一号中「第九条又は第十二条」を「第十一条又は第十四条」に改め、同条第二号中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第五条から第十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第四条の次に次の二条を加える。

（経営発達支援計画の認定）

第五条　商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一　小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二　小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

三　小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

四　小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

2　二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は共同して経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4　経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　経営発達支援事業の目標

二　経営発達支援事業の内容及び実施期間

三　経営発達支援事業の実施体制

四　経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五　商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該商工会及び商工会議所以外の者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　当該商工会及び商工会議所以外の者との連携に関する事項

5　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二　前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

6　経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

（経営発達支援計画の変更等）

第六条　前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。）が、同条第五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定経営発達支援計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二十条中「認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業」を「認定経営発達支援計画において経営発達支援事業」に、「一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあっては」を「一般社団法人（に、「、一般財団法人にあっては」を「に限る。以下「一般社団法人」という。）若しくは一般財団法人（その」に改め、「限る。」の下に「以下「一般財団法人」という。）若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人（」を加え、「一般社団法人等」を「事業実施一般社団法人等」に、「当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画」を「当該認定経営発達支援計画又は当該認定基盤施設計画」に、「基盤施設事業又は連携事業の実施」を「経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施」に、「第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画」を「（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定経営発達支援計画又は同法第八条第二項の認定基盤施設計画」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務）

第二十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二十二条第一項中「認定基盤施設計画に係る基盤施設事業又は認定連携計画に係る連携事業」を「認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業又は認定基盤施設計画に係る基盤施設事業」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十四条」を「第十六条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十一条の規定による協力を行うこと。

第十七条第二項中「同条第一項第十八号」を「同条第一項第十九号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項第十七号」の下に「及び第十八号」を加え、「同項第十八号」を「同項第十九号」に改め、同項第二号中「同項第十八号」を「同項第十九号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に改め、同項第四号及び第五号中「同項第十八号」を「同項第十九号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十七号」の下に「及び第十八号」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

---

審査報告書

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

文教科学委員長　丸山　和也

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持って策定すること。

四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。

六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣旨について周知に努めること。

七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。

八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。

九、国のＧＤＰに比した高等教育への公的財政支出は、ＯＥＣＤ諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

右決議する。

---

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年六月十日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

（小字及び――は衆議院修正）

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「の職務を助ける」を「を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改める。

第九十三条第一項を次のように改める。

大学に、教授会を置く。

第九十三条第一項の次に次の二項を加える。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一　学生の入学、卒業及び課程の修了

二　学位の授与

三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの（なものとして学長が定めるもの）

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（国立大学法人法の一部改正）

第二条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「うちから」の下に「、学長選考会議が定める基準により、」を加え、同条中

第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

第二十条第三項を次のように改める。

3　経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

第二十七条第三項を次のように改める。

3　経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）の施行の状況、国立大学法人（新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

---

審査報告書

学校図書館法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

文教科学委員長　丸山　和也

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努めること等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。

二、政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。

三、政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。

四、政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。

五、政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、十一学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。

六、政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。

七、政府は、司書教諭及び学校司書について、平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

---

学校図書館法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十三日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条　学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2　国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

審査報告書

養豚農業振興法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

農林水産委員長　野村　哲郎

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢（ＰＥＤ）の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定については、交渉の結果によっては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

二　国内における豚流行性下痢（ＰＥＤ）の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。

三　ＴＰＰ協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成二十五年四月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する決議」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

---

養豚農業振興法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

養豚農業振興法

（目的）

第一条　この法律は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、もって養豚農業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「養豚農家」とは、養豚農業を経営する者をいう。

2　この法律において「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいう。

（基本方針）

第三条　農林水産大臣は、養豚農業の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二　養豚農家の経営の安定に関する事項

三　国内由来飼料の利用の増進に関する事項

四　豚の飼養に係る衛生管理（以下「飼養衛生管理」という。）の高度化に関する事項

五　安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

六　その他養豚農業の振興に関し必要な事項

3　農林水産大臣は、豚肉の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

4　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（養豚農家の経営の安定）

第四条　国及び地方公共団体は、養豚農家の経営の安定を図るため、養豚農業に係る生産基盤の整備、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国内由来飼料の利用の増進）

第五条　国及び地方公共団体は、養豚農家による国内由来飼料の利用を増進し、飼料自給率の向上を図るとともに、循環型社会の形成に資するため、養豚農家が国内由来飼料又はその原材料を提供する者に関する情報を容易に得ることができるようにするための施策、飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者による国内由来飼料の生産の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（豚の飼養衛生管理の高度化）

第六条　国及び地方公共団体は、豚の飼養衛生管理の高度化を促進するため、高度な飼養衛生管理の手法の導入に対する支援、豚の排せつ物の処理の高度化の取組に対する支援、豚の疾病に対する検査体制の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大）

第七条　国及び地方公共団体は、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（豚肉の流通の合理化）

第八条　国及び地方公共団体は、豚肉の流通の合理化に資するため、豚肉の産地処理の推進、豚肉の取引規格及び品質表示の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（援助）

第九条　国及び地方公共団体は、養豚農家が基本方針に即した経営を行うことができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする養豚に係る飼料の製造及びその利用の促進を図る観点から、これらに係る規制について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

---

審査報告書

花きの振興に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

農林水産委員長　野村　哲郎

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となって進めることができるよう、法第四条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。

二　「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。

三　花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。

右決議する。

---

花きの振興に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月五日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

花きの振興に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2　この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

（基本方針）

第三条　農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二　花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

三　花き産業の振興のための施策に関する事項

四　花きの文化の振興のための施策に関する事項

五　花きの需要の増進のための施策に関する事項

3　農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体（以下「花き団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4　農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（振興計画）

第四条　都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2　都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3　都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（連携の強化）

第五条　国は、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これ

らの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（生産者の経営の安定）

第六条　国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補塡その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生産性及び品質の向上の促進）

第七条　国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（加工及び流通の高度化）

第八条　国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（鮮度の保持の重要性への留意）

第九条　国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

（輸出の促進）

第十条　国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（研究開発事業計画の認定）

第十一条　研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究開発事業の目標

二　研究開発事業の内容及び実施期間

三　研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（研究開発事業計画の変更等）

第十二条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2　農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（種苗法の特例）

第十三条　農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一　その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二　その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2　農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一　その登録品種の育成をした者

二　その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

（報告の徴収）

第十四条　農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（研究開発の推進等）

第十五条　国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発（以下この条において単に「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

（花きの文化の振興）

第十六条　国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3　前二項に定めるもののほか、国及び地方公共

団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（博覧会の開催等）

第十七条　国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

（顕彰）

第十八条　国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（国の援助）

第十九条　国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（花き活用推進会議）

第二十条　政府は、関係行政機関（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

（罰則）

第二十一条　第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

---

審査報告書

内水面漁業の振興に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

農林水産委員長　野村　哲郎

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

内水面漁業は、水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしている。

しかしながら、内水面漁業を取り巻く状況は、漁場環境の悪化等による漁業資源の減少、外来魚やカワウによる被害、原発事故に係る風評被害など非常に厳しいものがある。特に、ニホンウナギについては、その稚魚であるシラスウナギの漁獲が低迷しており、資源状態の悪化による国際的な規制の強化が懸念される状況となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　ニホンウナギについては、ウナギ属に係る商業的な輸出入に対する国際的な規制強化の動向等を踏まえ、内水面漁業の振興はもとより、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承が図られるよう、資源の持続的利用を確保するべく、本法により導入される指定養殖業の許可・届出養殖業の届出をはじめとする各般の施策の活用を含め、実効ある対策を講ずるため、国内の体制を整備すること。

また、国際的な資源管理に向けた取組やシラスウナギの大量生産技術の確立に向けた取組を一層推進すること。

二　内水面漁業協同組合の組合員資格に係る河川における水産動植物の採捕又は養殖を行う日数の算定に当たっては、内水面漁業が有している水産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮できるよう配慮するとともに、必要がある場合には、水産業協同組合法の見直しについて検討を行うこと。

三　農業水利施設の整備、河川改修等が内水面の生態系に与える影響に鑑み、自然との共生及び環境との調和に配慮した農業水利施設、河川の整備等を推進するとともに、本法により導入される協議会の活用が図られるよう措置すること。

右決議する。

---

内水面漁業の振興に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十三日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

内水面漁業の振興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針等（第九条・第十条）
第三章　内水面漁業の振興に関する施策
　第一節　内水面水産資源の生息状況等の調査（第十一条）
　第二節　内水面水産資源の回復に関する施策（第十二条―第十四条）
　第三節　内水面における漁場環境の再生に関する施策（第十五条―第十九条）
　第四節　内水面漁業の健全な発展に関する施策（第二十条―第二十五条）
　第五節　指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出（第二十六条―第三十四条）
第四章　協議会（第三十五条）
第五章　罰則（第三十六条―第四十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない。

（定義）

第三条　この法律において「内水面漁業」とは、内

水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2　この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

3　この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

（国の責務）

第四条　国は、第二条の基本理念（次条において単に「基本理念」という。）にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（内水面漁業者の努力）

第六条　内水面漁業者は、内水面における水産資源（以下「内水面水産資源」という。）の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第七条　国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（連携協力体制の整備）

第八条　国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

## 第二章　基本方針等

（基本方針）

第九条　農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　内水面漁業の振興に関する基本的方向

二　内水面水産資源の回復に関する基本的事項

三　内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

四　内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

五　その他内水面漁業の振興に関する重要事項

3　基本方針は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十一条第一項の水産基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5　農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　農林水産大臣は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本方針を変更するものとする。

7　第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県計画）

第十条　都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下この条において単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第三十五条第三項において同じ。）があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。

3　都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4　前二項の規定は、計画の変更について準用する。

## 第三章　内水面漁業の振興に関する施策

### 第一節　内水面水産資源の生息状況等の調査

第十一条　国及び地方公共団体は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これらの施策の実施に関し必要な事項について調査を行うよう努めるものとする。

### 第二節　内水面水産資源の回復に関する施策

（内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等）

第十二条　国及び地方公共団体は、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、内水面水産資源の種苗の生産及び放流の推進、増殖及び養殖に関する技術の研究開発の推進並びにその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、水害等による内水面水産資源に係る被害が甚大である場合において特に必要があると認めるときは、内水面水産資源を緊急に回復するための種苗の放流の実施等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等）

第十三条　国及び地方公共団体は、オオクチバス等の特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）及びカワウ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。）（以下この条において「特定外来生物等」と総称する。）による内水面水産資源に対する被害を防止するため、当該被害を防止するための措置の実施に対する支援、特定外来生物等の効果的な駆除のための技術開発、特定外来生物等の広域的な個体数を管理する手法の開発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等）

第十四条　国及び地方公共団体は、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防及びまん延の防止を図るため、必要な情報の提供、内水面水産資源に係る移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三節　内水面における漁場環境の再生に関する施策

（内水面に係る水質の確保）

第十五条　国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、下水道、浄化槽その他の排水処理施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（内水面に係る水量の確保）

第十六条　国及び地方公共団体は、内水面における豊かな水量が内水面水産資源の保全及び栄養塩類の海への円滑な流入による海洋水産資源の保全に資することに鑑み、内水面における水量の確保を図るため、雨水を地下に浸透させる機能を有する施設の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林の整備及び保全）

第十七条　国及び地方公共団体は、森林の有する水源の涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、森林の整備及び保全に努めるものとする。

（内水面水産資源の生育に資する施設の整備）

第十八条　国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進）

第十九条　国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川の整備を推進するよう努めるものとする。

第四節　内水面漁業の健全な発展に関する施策

（効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成）

第二十条　国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、内水面に係る漁業協同組合に対し、技術及び経営についての助言及び指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（多面的機能の発揮に資する取組への支援等）

第二十一条　国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（人材の育成及び確保）

第二十二条　国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業者の漁業の技術及び経済管理能力の向上、新たに内水面漁業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助並びに内水面漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（商品開発の取組等への支援）

第二十三条　国及び地方公共団体は、国民の需要に即した内水面水産資源の生産並びに加工及び流通が行われるよう、内水面水産資源の食材としての品質の向上の取組、内水面水産資源に係る商品の開発及び需要の開拓の取組等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（回遊魚類の増殖の取組への支援等）

第二十四条　国及び地方公共団体は、回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。以下この条において同じ。）の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第二十五条　国及び地方公共団体は、内水面漁業に対する国民の理解と関心を深めるよう、内水面漁業の意義に関する広報活動、川辺における自然体験活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、内水面水産資源の適切な管理に資するため、遊漁規則（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第一項の遊漁規則をいう。）等の遵守に関する啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節　指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

（指定養殖業の許可）

第二十六条　漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であって政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3　第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4　第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

5　農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6　農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

（休業の届出）

第二十七条　指定養殖業の許可を受けた者（以下「許可養殖業者」という。）が農林水産省令で定める期間以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。

（届出養殖業の届出）

第二十八条　漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であって政令で定めるもの（以下「届出養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一月前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　名称又は氏名及び住所

二　法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

三　養殖場の名称及び所在地

四　その他農林水産省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者（以下「届出養殖業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　届出養殖業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4　第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のためその実態を把握する必要があると認められる養殖業について定めるものとする。

5　第二十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の政令について準用する。

（実績報告書の提出）

第二十九条　許可養殖業者及び届出養殖業者は、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行う養殖場ごとの当該養殖業に係る実績報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の実績報告書には、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行う養殖場ごとの当該養殖業に係る水産動植物の量その他養殖業の実態に関する事項を記載しなければならない。

（漁業法の準用）

第三十条　指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章（第五十二条から第五十五条まで、第五

十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項ただし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第二項を除く。）及び第百三十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第五十八条第一項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、「船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」という。）」と、同条第四項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、同法第五十八条の二第二項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、同条第三項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、「次に掲げる」とあるのは「現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした」と、「次の順序に従つて」とあるのは「当該許可において定められた水産動植物の量について」と、同条第四項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、同項第一号中「船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。第六項において同じ。）の申請者別隻数」とあるのは「水産動植物の申請者別の量」と、同法第六十条第三項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、同法第六十三条第一項中「第三十五条（休業の届出）、第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」とあるのは「漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益上必要があると認めるときは、」と、「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」とあるのは「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第三十一条　農林水産大臣は、指定養殖業の許可その他この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、許可養殖業者若しくは届出養殖業者に対し、指定養殖業若しくは届出養殖業に関して必要な報告を求め、又はその職員に養殖場、事業場若しくは事務所に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（提出書類の経由機関）

第三十二条　この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定により農林水産大臣に提出する申請書その他の書類は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

（都道府県が処理する事務）

第三十三条　この節に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（農林水産省令への委任）

第三十四条　この節に規定するもののほか、指定養殖業の許可又は届出養殖業の届出に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

## 第四章　協議会

第三十五条　内水面において漁業法第六条第五項に規定する共同漁業の免許を受けた者（以下この条において「共同漁業権者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該免許に係る都道府県知事に対し、当該免許に係る内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を設置するよう申し出ることができる。

2　前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

3　協議会は、当該協議会を設置する都道府県、第一項の規定により当該協議会の設置を申し出た共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者その他当該都道府県が必要と認める者で構成するものとする。

## 第五章　罰則

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一　第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者

二　許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三　指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四　指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

2　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十七条　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条　第二十七条又は第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第四十条　第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第五節及び第五章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行のために必要な準備）

第二条　農林水産大臣は、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の政令の制定の立案をしよう

とするときは、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、水産政策審議会の意見を聴くことができる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成二十三年原子力事故による被害等への対策）

第四条　国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（次項において「平成二十三年原子力事故」という。）により被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び再生を推進するため、内水面に影響が少ない放射性物質による汚染の除去等の措置に係る技術の開発、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（水産基本法の一部改正）

第六条　水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第　号）」に改める。

---

審査報告書

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働委員長　石井みどり

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護・障害福祉従事者の処遇の改善に資するための施策については、賃金の改善はもとより、キャリアパスの確立、労働環境の改善、人材の参入及び定着の促進等、人材確保のために有効な措置を含め、幅広く検討すること。

二、介護・障害福祉従事者の賃金水準を検討するに当たっては、その処遇及び労働環境等について、正確な実態把握に努めること。

三、今後増大する介護の需要に対応するに当たっては、介護従事者の安定的な人数の確保と併せて、人材の質の確保に努めること。

右決議する。

---

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年五月二十日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

---

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1　この法律は、公布の日から施行する。

（介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律の廃止）

2　介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律（平成二十年法律第四十四号）は、廃止する。

---

審査報告書

アレルギー疾患対策基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働委員長　石井みどり

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患

対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、アレルギー疾患対策基本指針の策定に当たっては、関係行政機関が多岐にわたることから、政府を挙げてこれに取り組むとともに、アレルギー疾患対策が総合的かつ一体的に推進されるよう十分配慮すること。

二、都道府県のアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定など、地方公共団体が地域の特性に応じた施策を着実に実施できるよう必要な支援を行うこと。

三、アレルギー疾患の予防法と根治的治療法の確立を目指し、患者の実態把握に努めるとともに、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築すること。

右決議する。

---

アレルギー疾患対策基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年五月二十七日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

アレルギー疾患対策基本法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　アレルギー疾患対策基本指針等（第十一条―第十三条）
第三章　基本的施策
　第一節　アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減（第十四条・第十五条）
　第二節　アレルギー疾患医療の均てん化の促進等（第十六条・第十七条）
　第三節　アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上（第十八条）
　第四節　研究の推進等（第十九条）
　第五節　地方公共団体が行う基本的施策（第二十条）
第四章　アレルギー疾患対策推進協議会（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条　アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、第三章に定める基本的施策その他のアレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること。

二　アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けることができるようにすること。

三　国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう体制の整備がなされること。

四　アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（医療保険者の責務）

第六条　医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条　国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第八条　医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

（学校等の設置者等の責務）

第九条　学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、アレルギー疾患対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章　アレルギー疾患対策基本指針等

（アレルギー疾患対策基本指針の策定等）

第十一条　厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2　アレルギー疾患対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

二　アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

三　アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

四　アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

五　その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、アレルギー疾患対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5　厚生労働大臣は、適時に、アレルギー疾患対策基本指針に基づくアレルギー疾患対策の効果に関する評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7　第三項及び第四項の規定は、アレルギー疾患対策基本指針の変更について準用する。

（関係行政機関への要請）

第十二条　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アレルギー疾患対策基本指針の策定のための資料の提出又はアレルギー疾患対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

（都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画）

第十三条　都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

## 第三章　基本的施策

### 第一節　アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

（知識の普及等）

第十四条　国は、生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及、学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の療養に関し必要な事項その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する国民の認識を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境の改善）

第十五条　国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するよう、大気汚染の防止、森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実、建築構造等の改善のための措置を講ずるものとする。

### 第二節　アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

（専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成）

第十六条　国は、アレルギー疾患に関する学会と連携協力し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（医療機関の整備等）

第十七条　国は、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域にかかわらず等しくそのアレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、アレルギー疾患を有する者に対し適切なアレルギー疾患医療が提供されるよう、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が定めるもの、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三節　アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

第十八条　国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上が図られるよう、アレルギー疾患を有する者に対する医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、アレルギー疾患を有する者に対しアレルギー疾患医療を適切に提供するための学校等、職場等と医療機関等との連携協力体制を確保すること、学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的又は教育的援助に関する研修の機会を確保すること、アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する相談体制を整備すること、アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深めるための教育を推進することその他のアレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第四節　研究の推進等

第十九条　国は、アレルギー疾患の本態解明、革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のアレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する事項についての疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するよう、その治験が迅速かつ確実に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第五節　地方公共団体が行う基本的施策

第二十条　地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、第十四条から第十八条までに規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 第四章　アレルギー疾患対策推進協議会

第二十一条　厚生労働省に、アレルギー疾患対策

基本指針に関し、第十一条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、アレルギー疾患対策推進協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

第二十二条　協議会の委員は、アレルギー疾患を有する者及びその家族を代表する者、アレルギー疾患医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　協議会の委員は、非常勤とする。

3　前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四　アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第　　号）第十一条第一項に規定するアレルギー疾患対策基本指針の策定に関すること。

第六条第二項中「肝炎対策推進協議会」を「肝炎対策推進協議会　アレルギー疾患対策推進協議会」に改める。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（アレルギー疾患対策推進協議会）

第十一条の五　アレルギー疾患対策推進協議会については、アレルギー疾患対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第三条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六条」を「第百三十六条の二」に改める。

第八章中第百三十六条の次に次の一条を加える。

（アレルギー疾患対策基本法の一部改正）

第百三十六条の二　アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改める。

附則第二条のうち厚生労働省設置法第十一条の四の次に一条を加える改正規定中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改め、第十一条の五を第十一条の四とする。

審査報告書

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働委員長　石井みどり

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、基本計画の策定等本法律案で定める事項の実施に当たっては、第百八十五回国会において成立した薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）との整合性を図ること。

二、医療機器の審査ラグの解消に向けて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における審査体制の強化、審査の迅速化を進めるため、平成二十六年度からの第三期中期計画の着実な実行等、中長期的な観点からの取組を引き続き進めること。

三、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。

右決議する。

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年五月二十七日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及及の促進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　医療機器の研究開発及び普及は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一　医療機器について、医療の水準が我が国と同等である外国において実用化される時期に遅れることなく、我が国において実用化されるようにすること。

二　医療機器について、使用の成績等を踏まえた改良が随時行われることにより有効性及び安全性の向上が図られるものであること、種類が多岐にわたること、有効性及び安全性が使用方法及び使用する者の技能に負うところが大きいこと等の特性を有することを踏まえ、それらの特性に応じて品質、有効性及び安全性の確保を図ること。

三　関連事業者、大学その他の研究機関及び医師その他の医療関係者の連携の強化等により、我が国の高度な技術を活用し、かつ、我が国における医療の需要にきめ細かく対応した先進的な医療機器が創出されるようにすること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、医療

機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（医療機器の製造、販売等を行う事業者等の責務）

第四条　医療機器の製造、販売等を行う事業者及び医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者は、第二条の基本理念にのっとりその事業活動等を行うとともに、国が講ずる医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第五条　医師その他の医療関係者は、国が講ずる医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本計画）

第七条　政府は、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本的な計画（以下この条及び第十四条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策についての基本的な方針

二　医療機器の研究開発及び普及の促進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4　政府は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を公表しなければならない。

（医療機器に関する規制の見直し）

第八条　国は、医療機器の特性に応じてその規制を合理化し、医療機器の迅速な実用化、多様な主体の参入による医療機器の研究開発の活性化等を図るため、国際的な標準を踏まえつつ、製造販売について民間の主体による認証に委ねる医療機器の範囲、医療機器の製造販売の承認等に係る製造管理及び品質管理の方法の調査の手法その他の事項の見直しを行うものとする。

（医療機器の製造販売の承認等の迅速化のための体制の充実等）

第九条　国は、医療機器の製造販売の承認等の迅速化を図るため、審査及び調査に係る従事者の増員及び資質の向上その他の実施体制の充実、審査等に係る基準の明確化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、医療機器の製造販売の承認の申請が速やかに行われることに資するよう、申請に関する相談体制の充実、治験及び臨床研究を行う拠点の整備、治験の意義に関する国民の理解の増進、治験の基準と同等の基準に基づく臨床研究の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療機器の種類の多様化に応じた品質等の確保）

第十条　国は、情報処理に関する技術の進歩に伴うソフトウェアの使用の拡大等により医療機器の種類が多様化していることを踏まえ、その実態に応じて医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な制度の整備を行うものとする。

（医療機器の適正な使用に関する情報提供体制の充実等）

第十一条　国は、医療機器の有効性及び安全性が使用方法及び使用する者の技能に負うところが大きいことに鑑み、医療機器の有効性及び安全性を確保するため、医療機器の適正な使用に関し、情報の提供を行う体制の充実、医師その他の医療従事者に対する研修の充実、国民の理解の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（先進的な医療機器の研究開発の促進）

第十二条　国は、先進的な医療機器の研究開発を促進するため、関連事業者、大学その他の研究機関及び医師その他の医療関係者の医療機器の研究開発に関する連携の拠点の整備、これらの者の間の医療機器の研究開発に関する情報の共有の促進、医療機器の研究開発に関する人材の養成の促進、高度なものづくり技術を有する中小企業者等の医療機器の研究開発に関する事業への参入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療機器の輸出等の促進）

第十三条　国は、医療機器の使用の成績等に係る情報の蓄積等を通じた医療機器の研究開発及び普及の進展に資するよう、医療機器の輸出その他の医療機器に係る国際的な事業展開の促進のため必要な施策を講ずるものとする。

（関係者の連携協力に関する措置）

第十四条　国は、基本計画に定められた目標の達成その他医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、厚生労働省、文部科学省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、医療機器の製造、販売等を行う事業者、医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者、医師その他の医療関係者等による協議の場を設ける等、関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

---

審査報告書

過労死等防止対策推進法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働委員長　石井みどり

参議院議長　山崎　正昭　殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、過労死等の防止に当たっては、その対策が国の責務であることを踏まえ、地方公共団体、事業主その他の関係者の協力、連携の下にその推進を着実に図ること。

二、過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定に当たっては、過労死等防止対策推進協議

会の意見を尊重し、当事者等の意見を十分反映したものとなるよう努めること。

三、過労死等に関する調査研究等に当たっては、国民に対する啓発と正しい理解の普及を促すため、調査研究結果等について積極的な公表に努めること。

右決議する。

---

過労死等防止対策推進法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年五月二十七日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

過労死等防止対策推進法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　過労死等の防止のための対策に関する大綱（第七条）
第三章　過労死等の防止のための対策（第八条―第十一条）
第四章　過労死等防止対策推進協議会（第十二条・第十三条）
第五章　過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等（第十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

（基本理念）

第三条　過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない。

2　過労死等の防止のための対策は、国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務等）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならない。

3　事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとする。

4　国民は、過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

（過労死等防止啓発月間）

第五条　国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間を設ける。

2　過労死等防止啓発月間は、十一月とする。

3　国及び地方公共団体は、過労死等防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（年次報告）

第六条　政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　過労死等の防止のための対策に関する大綱

第七条　政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下この条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2　厚生労働大臣は、大綱の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3　厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4　政府は、大綱を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5　前三項の規定は、大綱の変更について準用する。

第三章　過労死等の防止のための対策

（調査研究等）

第八条　国は、過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究並びに過労死等に関する情報の収集、整理、分析及び提供（以下「過労死等に関する調査研究等」という。）を行うものとする。

2　国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとする。

（啓発）

第九条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十条　国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保、産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保等、過労死等のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章　過労死等防止対策推進協議会

第十二条　厚生労働省に、第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、過労死等防止対策推進協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

第十三条　協議会は、委員二十人以内で組織する。

2　協議会の委員は、業務における過重な負荷により脳血管疾患若しくは心臓疾患にかかった者又は業務における強い心理的負荷による精神障害を有するに至った者及びこれらの者の家族又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として死亡した者若しくは当該精神障害を原因

とする自殺により死亡した者の遺族を代表する者、労働者を代表する者、使用者を代表する者並びに過労死等に関する専門的知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3　協議会の委員は、非常勤とする。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

第十四条　政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

3　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二　過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第　号）第七条第一項に規定する大綱の作成及び推進に関すること。

第六条第二項中「労働保険審査会」を「労働保険審査会」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（過労死等防止対策推進協議会）

第十三条の二　過労死等防止対策推進法（これについては、過労死等防止対策推進協議会に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（アルコール健康障害対策基本法の一部改正）

4　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第六条第二項の改正規定中「労働保険審査会」を「過労死等防止対策推進協議会」に改める。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第十三条の次に一条を加える改正規定中「第十三条の次」を「第十三条の二の次」に改め、第十三条の二を第十三条の三とする。

---

議院運営委員長岩城光英君解任決議案

右の議案を発議する。

平成二十六年六月二十日

発議者　前川　清成　小見山幸治

賛成者　石上　俊雄　礒崎　哲史

大塚　耕平　小西　洋之

榛葉賀津也　徳永　エリ

那谷屋正義　浜野　喜史

森本　真治　吉川　沙織

小野　次郎

参議院議長　山崎　正昭殿

---

議院運営委員長岩城光英君解任決議

本院は、議院運営委員長岩城光英君を委員長の職より解任する。

右決議する。

---

理　由

参議院は国権の最高機関である国会における「良識の府」「再考の府」であり、国民の権利を守る最後の砦としての役割をも担っていると言える。参議院の議院運営委員長は、その使命を十分に認識し、各会派の意見を尊重しながら、公正中立かつ円満な議会運営を行う責務がある。しかるに、今回の国会法改正案等の審議をめぐる一連の岩城光英議院運営委員長の議事運営は、国民の権利を蔑ろにするものであるとともに、本院の権威を失墜させるものであり、到底看過できない。

まず、岩城委員長は、対立の激化が当初から予想されていた国会法改正案等について、理事会の合意によらず委員会採決によって付託した。これは、「国会の赤十字」とも称され、与野党の激しい対立の中にあっても冷静な立場で議論する場であるべき議運委員会を戦場にしてしまうものである。さらに同法案の重要性から野党は参考人質疑を主張したが、これを黙殺し採決を強行した。会期も残りわずかとなったこの時期、審議時間を確保することが困難であることを承知の上で強行に審議、採決することは、政府・与党の党利・党略以外の何ものでもない。

そもそも同法案は、昨年与党が、国会での議論、国民の世論を無視して強引に成立させた、国民の知る権利を脅かす特定秘密保護法につながるものである。国民の不安を少しでも解消しようと思うならば、国権の最高機関であり国民の権利を守る国会が必要と判断した政府保有情報は国会への提出を原則義務付けるなど、国会が政府を厳しくチェックする機能を有するよう働きかけるべきであった。

このような、国民の不安を一顧だにせず、国民の知る権利を軽んじ、国会を政府の追認機関に貶めるような行為を平然と行う人物に、権威ある参議院議院運営委員長の職を任せることはできない。

これが、本決議案を提出する理由である。

---

審査報告書

国会法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月二十日

議院運営委員長　岩城　光英

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

国会法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十三日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

---

国会法等の一部を改正する法律

（国会法の一部改正）

第一条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の四第一項中「、第百五条」を「から第百五条まで」に改める。

第十一章の三の次に次の一章を加える。

第十一章の四　情報監視審査会

第百二条の十三　行政における特定秘密（特定

秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第百二条の十四　情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九条の規定による報告を受ける。

第百二条の十五　各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第百四条の三までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（国会法第百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

行政機関の長が第一項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があった場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第百二条の十六　情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第百二条の十七　情報監視審査会は、第百四条の二（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（国会法第百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が第二項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第五項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第百二条の十八　各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならない。

第百二条の十九　第百二条の十五及び第百二条の十七の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第百二条の二十　情報監視審査会については、第六十九条から第七十二条まで及び第百四条の規定を準用する。

第百二条の二十一　この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第百四条の次に次の二条を加える。

第百四条の二　各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じない

ことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第百四条の三　第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第二条　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「提出」の下に「（提示を含むものとする。以下同じ。）」を加える。

第五条の四を第五条の八とし、第五条の三を第五条の七とし、第五条の二を第五条の六とし、第五条の次に次の四条を加える。

第五条の二　各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第五条の三　情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

行政機関の長が第二項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第五条第一項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

第四項から第六項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第六項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第五条の四　前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第五条の五　第一条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

（国会職員法の一部改正）

第三条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　適性評価

第二十四条の四　各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百二条の十八に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。

各議院の議長は、適性評価の対象となる者（以下この項において「評価対象者」という。）について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十四条の五　前条に定めるもののほか、適

性評価の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（検討）

3　この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4　情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5　政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

6　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「の会長」の下に「及び情報監視審査会の会長」を加える。

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

7　議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「憲法審査会」の下に「、情報監視審査会」を加える。

---

審査報告書

参議院規則の一部を改正する規則案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月二十日

議院運営委員長　岩城　光英

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本規則案は、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、議院又は委員会若しくは調査会に提出され、保管されている特定秘密の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院又は委員会若しくは調査会で秘密を要すると議決されたもの及び議院又は委員会若しくは調査会に提出された特定秘密を漏らした場合の取扱いを明確化するものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本規則施行のため、別に費用を要しない。

---

参議院規則の一部を改正する規則案

右の議案を発議する。

平成二十六年六月十七日

発議者　長谷川　岳　上月　良祐

石川　博崇

賛成者

溝手　顕正　脇　雅史

吉田　博美　山本　順三

山谷えり子　宮沢　洋一

中川　雅治　伊達　忠一

岡田　直樹　松村　祥史

魚住裕一郎　西田　実仁

長沢　広明　荒木　清寛

谷合　正明　河野　義博

矢倉　克夫　室井　邦彦

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

第八十条の八第二項中「第百八十一条の二」の下に「、第百八十一条の三第二項及び第三項（委員会に係る部分に限る。）」を加え、「及び第二百三十四条」を「、第二百三十四条並びに第二百三十六条第二項」に改める。

第百八十一条の二の次に次の一条を加える。

第百八十一条の三　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

第一項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第一項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第二百三十六条中「もの」の下に「又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密」を加え、「漏らした」を「漏らした」に改め、同条に次の一項を加える。

秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

附　則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

---

審査報告書

参議院情報監視審査会規程案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月二十日

議院運営委員長　岩城　光英

参議院議長　山崎　正昭殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本規程案は、参議院に設置される情報監視審査会について、その組織、運営等に関する事項を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本規程施行に必要な経費は、今後の検討を踏まえてその措置を講ずることになる。

---

参議院情報監視審査会規程案

右の議案を発議する。

平成二十六年六月十七日

発議者　長谷川　岳　　上月　良祐
　　石川　博崇
賛成者　溝手　顕正　　脇　雅史
　　吉田　博美　　山本　順三
　　山谷えり子　　宮沢　洋一
　　中川　雅治　　伊達　忠一
　　岡田　直樹　　松村　祥史
　　魚住裕一郎　　西田　実仁
　　長沢　広明　　荒木　清寛
　　谷合　正明　　河野　義博
　　矢倉　克夫　　室井　邦彦

参議院議長　山崎　正昭殿

---

参議院情報監視審査会規程

（設置の趣旨）

第一条　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第二条　情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

（委員）

第三条　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2　第十七条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条　委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2　情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第七条　情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2　参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第八条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

第九条　情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第十条　会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2　参議院規則第三十八条第二項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第三項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（情報監視審査室）

第十一条　情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第十二条　情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

（表決）

第十三条　情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第十四条　情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2　情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

第十五条　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（議長及び副議長の出席及び発言）

第十六条　議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

（審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言）

第十七条　情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2　前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と、「委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3　第一項（前項において読み替えて準用する場

合を含む。）に規定する理事の互選については、参議院規則第八十条第一項の規定を準用する。

（特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲）

第十八条　国会法第百二条の十九及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の四に規定する議院の議決により定める者は、前二条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

（委員の派遣）

第十九条　情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2　参議院規則第百八十条の二第二項の規定は、委員の派遣について準用する。

（特定秘密の提出又は提示）

第二十条　情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

（勧告）

第二十一条　情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2　情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第百二条の十六第一項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

（報告書の提出及び公表）

第二十二条　情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2　情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3　議長は、前二項の報告書を公表するものとする。

（会議の秩序保持）

第二十三条　委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（休憩及び散会）

第二十四条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

（懲罰事犯の報告等）

第二十五条　会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2　情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3　参議院規則第二百三十七条の規定は、前二項の懲罰事犯について準用する。

（傍聴）

第二十六条　情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2　前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

3　会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4　情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第二百二十四条から第二百三十条までの規定を準用する。

（特定秘密の保管）

第二十七条　行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

（特定秘密の閲覧）

第二十八条　委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。）をすることができる。

2　前項の規定は、第三十一条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（会議録）

第二十九条　情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2　会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第三十一条第一項の事務局に保存する。

3　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4　会議録は、印刷して配付することをしない。

5　前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、印刷して各議員に配付する。ただし、第二十三条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6　参議院規則第百五十六条から第百五十八条までの規定は、会議録について準用する。

第三十条　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2　前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

3　前項の規定は、次条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（事務局）

第三十一条　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2　事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三十二条　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（準用）

第三十三条　参議院規則第三十七条、第四十二条の二から第四十三条まで、第百八十一条、第百八十六条及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

（参議院政治倫理審査会規程の一部改正）

2　参議院政治倫理審査会規程（昭和六十年十月十四日議決）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは憲法審査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

審査報告書（法務委員会）
（請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十六年六月二十日

法務委員長　荒木　清寛

参議院議長　山崎　正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

第一七五〇号、第一七七九号、第一七八八号、第一八三六号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八七五号、第一八七六号、第一八七七号、第一八七八号、第一八八〇号、第二五六九号、第二八六〇号

裁判所の人的・物的充実に関する請願

第一八三七号、第一八八一号、第一八八二号、第一八八三号、第一八八四号、第一八八五号、第一八八六号、第一八八七号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一九三一号、第二〇四五号、第二三五一号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号

審査報告書（外交防衛委員会）
（請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十六年六月二十日

外交防衛委員長　末松　信介

参議院議長　山崎　正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号

審査報告書（財政金融委員会）
（請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十六年六月二十日

財政金融委員長　塚田　一郎

参議院議長　山崎　正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

健全な飲酒環境の整備に関する請願

第六〇号、第六一号、第六二号、第六三号、第六四号、第六五号、第六六号、第六七号、第六八号、第六九号、第七〇号、第七一号、第七九号、第八〇号、第一三九号、第一四〇号、第一四一号、第一四二号、第一六三号、第一六四号、第一六五号、第一八四号、第一九一号、第一九二号、第二〇六号、第二〇七号、第二〇八号、第二〇九号、第二一〇号、第二一二号、第二三七号、第二七一号、第二七五号、第二七八号、第三一〇号、第三四三号、第三四六号、第四五二号、第六〇四号、第六六九号、第八四七号、第一〇七八号、第一一四二号、第一一三五号、第一三二五号、第一三五〇号、第一七七号、第一五二三号、第一五二六号、第一七九一号、第一八〇四六号、第一八六二四号、第一九六三号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二三五二号、第二三八八号、第二四六〇号、第二四六一号、第二五四三号、第二五七三号、第二五七四号、第二七七〇号、第二七七一号、第二九一〇号、第二九一一号、第二九一二号、第三一四九号

審査報告書（厚生労働委員会）
（請願審査報告第一号）

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十六年六月二十日

厚生労働委員長　石井みどり

参議院議長　山崎　正昭殿

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第八三二号、第八三三号、第八三四号、第八三五号、第八三六号、第八三七号、第八三八号、第八三九号、第八四〇号、第八四一号、第八四二号、第八四三号、第八四四号、第八四五号、第八四六号、第八四七号、第八四八号、第八四九号、第八五〇号、第八五一号、第八五二号、第八五三号、第八五四号、第八五五号、第八五六号、第八五七号、第八五八号、第八五九号、第八六〇号、第八六一号、第八六二号、第八六三号、第八六四号、第八六五号、第八六六号、第八六七号、第八六八号、第八六九号、第八七〇号、第八七一号、第八七二号、第八七三号、第八七四号、第八七五号、第八七六号、第八七七号、第八七八号、第八七九号、第八八〇号、第八八一号、第八八二号、第八八三号、第八八四号、第八八五号、第九〇二号、第九〇三号、第九〇四号、第九〇五号、第九〇六号、第九一六号、第九一七号、第九三八号、第九三九号、第九四〇号、第九四一号、第九五〇号、第九五一号、第一〇〇三号、第一〇〇四号、第一〇〇五号、第一〇〇六号、第一〇〇七号、第一〇四六号、第一〇五七号、第一〇五八号、第一〇五九号、第一〇六〇号、第一〇六一号、第一〇八〇号、第一〇八三号、第一〇八四号、第一〇八六号、第一〇八七号、第一一四五号、第一一五三号、第一一六一号、第一二六九号、第一二八九号、第一三三三号、第一七九二号、第二三三七号、第二四〇八号、第二五九三号、第二七八一号、第二五九一号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二七九一号、第二八四三号、第二八四四号、第二八四五号、第二八四六号、第二八四七号、第二八四八号、第二八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号、第二八五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八七三号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八七八号、第二八七九号、第二八八〇号、第二八八一号、第二八八二号、第二八八三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二八九六号、第二八九七号、第二八九八号、第二八九九号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第二九〇二号、第二九〇三号、第二九〇四号、第二九〇五号、第二九〇六号、第二九〇七号、第二九〇八号、第二九〇九号、第二九一〇号、第二九一一号、第二九一二号、第二九一三号、第二九一四号、第二九一五号、第二九一六号、第二九一七号、第二九一八号、第二九一九号、第二九二〇号、第二九二一号、第二九二二号、第二九二三号、第二九二四号、第二九二五号、第二九二六号、第二九二七号、第二九二八号、第二九二九号、第二九三〇号、第二九三一号、第二九三二号、第二九三三号、第二九三四号、第二九三五号、第二九三六号、第二九三七号、第二九三八号、第二九三九号、第二九四〇号、第二九四一号、第二九四二号、第二九四三号、第二九四四号、第二九四五号、第二九四六号、第二九四七号、第二九四八号、第二九四九号、第二九五〇号、第二九五一号、第二九五二号、第二九五三号、第二九五四号、第二九五五号、第二九五六号、第二九五七号、第二九五八号、第二九五九号、第二九六〇号、第二九六一号、第二九六二号、第二九六三号、第二九六四号、第二九六五号、第二九六六号、第二九六七号、第二九六八号、第二九六九号、第二九七〇号、第二九七一号、第二九七二号、第二九七三号、第二九七四号、第二九七五号、第二九七六号、第二九七七号、第二九七八号、第二九七九号、第二九八〇号、第二九八一号、第二九八二号、第二九八三号、第二九八四号、第二九八五号、第二九八六号、第二九八七号、第二九八八号、第二九八九号、第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第二九九四号、第二九九五号、第二九九六号、第二九九七号、第二九九八号、第二九九九号、第三〇〇〇号、第三〇〇一号、第三〇〇二号、第三〇〇三号、第三〇〇四号、第三〇〇五号、第三〇〇六号、第三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九号、第三〇一〇号、第三〇一一号、第三〇一二号、第三〇一三号、第三〇一四号、第三〇一五号、第三〇一六号、第三〇一七号、第三〇一八号、第三〇一九号、第三〇二〇号、第三〇二一号、第三〇二二号、第三〇二三号、第三〇二四号、第三〇二五号、第三〇二六号、第三〇二七号、第三〇二八号、第三〇二九号、第三〇三〇号、第三〇三一号、第三〇三二号、第三〇三三号、第三〇三四号、第三〇三五号、第三〇三六号、第三〇三七号、第三〇三八号、第三〇三九号、第三〇四〇号、第三〇四一号、第三〇四二号、第三〇四三号、第三〇四四号、第三〇四五号、第三〇四六号、第三〇四七号、第三〇四八号、第三〇四九号、第三〇五〇号、第三〇五一号、第三〇五二号、第三〇五三号、第三〇五四号、第三〇五五号、第三〇五六号、第三〇五七号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三〇六〇号、第三〇六一号、第三〇六二号、第三〇六三号、第三〇六四号、第三〇六五号、第三〇六六号、第三〇六七号、第三〇六八号、第三〇六九号、第三〇七〇号、第三〇七一号、第三〇七二号、第三〇七三号、第三〇七四号、第三〇七五号、第三〇七六号、第三〇七七号、第三〇七八号、第三〇七九号、第三〇八〇号、第三〇八一号、第三〇八二号、第三〇八三号、第三〇八四号、第三〇八五号、第三〇八六号、第三〇八七号、第三〇八八号、第三〇八九号、第三〇九〇号、第三〇九一号、第三〇九二号、第三〇九三号、第三〇九四号、第三〇九五号、第三〇九六号、第三〇九七号、第三〇九八号、第三〇九九号、第三一〇〇号、第三一〇一号、第三一〇二号、第三一〇三号、第三一〇四号、第三一〇五号、第三一〇六号、第三一〇七号、第三一〇八号、第三一〇九号、第三一一〇号、第三一一一号、第三一一二号、第三一一三号、第三一一四号、第三一一五号、第三一一六号、第三一一七号、第三一一八号、第三一一九号、第三一二〇号、第三一二一号、第三一二二号、第三一二三号、第三一二四号、第三一二五号、第三一二六号、第三一二七号、第三一二八号、第三一二九号、第三一三〇号、第三一三一号、第三一三二号、第三一三三号、第三一三四号、第三一三五号、第三一三六号、第三一三七号、第三一三八号、第三一三九号、第三一四〇号、第三一四一号、第三一四二号、第三一四三号、第三一四四号、第三一四五号、第三一四六号、第三一四七号、第三一四八号、第三一四九号、第三一五〇号、第三一五一号、第三一五二号、第三一五三号、第三一五四号、第三一五五号、第三一五六号、第三一五七号、第三一五八号、第三一五九号、第三一六〇号、第三一六一号、第三一六二号、第三一六三号、第三一六四号、第三一六五号、第三一六六号、第三一六七号、第三一六八号、第三一六九号、第三一七〇号、第三一七一号、第三一七二号、第三一七三号、第三一七四号、第三一七五号、第三一七六号、第三一七七号、第三一七八号、第三一七九号、第三一八〇号、第三一八一号、第三一八二号、第三一八三号、第三一八四号、第三一八五号、第三一八六号、第三一八七号、第三一八八号、第三一八九号、第三一九〇号、第三一九一号、第三一九二号、第三一九三号、第三一九四号、第三一九五号、第三一九六号、第三一九七号、第三一九八号、第三一九九号、第三二〇〇号、第三二〇一号、第三二〇二号、第三二〇三号、第三二〇四号、第三二〇五号、第三二〇六号、第三二〇七号、第三二〇八号、第三二〇九号、第三二一〇号、第三二一一号、第三二一二号、第三二一三号、第三二一四号、第三二一五号、第三二一六号、第三二一七号、第三二一八号、第三二一九号、第三二二〇号、第三二二一号、第三二二二号、第三二二三号、第三二二四号、第三二二五号、第三二二六号、第三二二七号、第三二二八号、第三二二九号、第三二三〇号、第三二三一号、第三二三二号、第三二三三号、第三二三四号、第三二三五号、第三二三六号、第三二三七号、第三二三八号、第三二三九号、第三二四〇号、第三二四一号、第三二四二号、第三二四三号、第三二四四号、第三二四五号、第三二四六号、第三二四七号、第三二四八号、第三二四九号、第三二五〇号、第三二五一号、第三二五二号、第三二五三号、第三二五四号、第三二五五号、第三二五六号、第三二五七号、第三二五八号、第三二五九号、第三二六〇号、第三二六一号、第三二六二号、第三二六三号、第三二六四号、第三二六五号、第三二六六号、第三二六七号、第三二六八号、第三二六九号、第三二七〇号、第三二七一号、第三二七二号、第三二七三号、第三二七四号、第三二七五号、第三二七六号、第三二七七号、第三二七八号、第三二七九号、第三二八〇号、第三二八一号、第三二八二号、第三二八三号、第三二八四号、第三二八五号、第三二八六号、第三二八七号、第三二八八号、第三二八九号、第三二九〇号、第三二九一号、第三二九二号、第三二九三号、第三二九四号、第三二九五号、第三二九六号、第三二九七号、第三二九八号、第三二九九号、第三三〇〇号、第三三〇一号、第三三〇二号、第三三〇三号、第三三〇四号、第三三〇五号、第三三〇六号、第三三〇七号、第三三〇八号、第三三〇九号、第三三一〇号、第三三一一号、第三三一二号、第三三一三号、第三三一四号、第三三一五号、第三三一六号、第三三一七号、第三三一八号、第三三一九号、第三三二〇号、第三三二一号、第三三二二号、第三三二三号、第三三二四号、第三三二五号、第三三二六号、第三三二七号、第三三二八号、第三三二九号、第三三三〇号、第三三三一号、第三三三二号、第三三三三号、第三三三四号、第三三三五号、第三三三六号、第三三三七号、第三三三八号、第三三三九号、第三三四〇号、第三三四一号、第三三四二号、第三三四三号、第三三四四号、第三三四五号、第三三四六号、第三三四七号、第三三四八号、第三三四九号、第三三五〇号、第三三五一号、第三三五二号、第三三五三号、第三三五四号、第三三五五号、第三三五六号、第三三五七号、第三三五八号、第三三五九号、第三三六〇号、第三三六一号、第三三六二号、第三三六三号、第三三六四号、第三三六五号、第三三六六号、第三三六七号、第三三六八号、第三三六九号、第三三七〇号、第三三七一号、第三三七二号、第三三七三号、第三三七四号、第三三七五号、第三三七六号、第三三七七号、第三三七八号、第三三七九号、第三三八〇号、第三三八一号、第三三八二号、第三三八三号、第三三八四号、第三三八五号、第三三八六号、第三三八七号、第三三八八号、第三三八九号、第三三九〇号、第三三九一号、第三三九二号、第三三九三号、第三三九四号、第三三九五号、第三三九六号、第三三九七号、第三三九八号、第三三九九号、第三四〇〇号、第三四〇一号、第三四〇二号、第三四〇三号、第三四〇四号、第三四〇五号、第三四〇六号、第三四〇七号、第三四〇八号、第三四〇九号、第三四一〇号、第三四一一号、第三四一二号、第三四一三号、第三四一四号、第三四一五号、第三四一六号、第三四一七号、第三四一八号、第三四一九号、第三四二〇号、第三四二一号、第三四二二号、第三四二三号、第三四二四号、第三四二五号、第三四二六号、第三四二七号、第三四二八号、第三四二九号、第三四三〇号、第三四三一号、第三四三二号、第三四三三号、第三四三四号、第三四三五号、第三四三六号、第三四三七号、第三四三八号、第三四三九号、第三四四〇号、第三四四一号、第三四四二号、第三四四三号、第三四四四号、第三四四五号、第三四四六号、第三四四七号、第三四四八号、第三四四九号、第三四五〇号、第三四五一号、第三四五二号、第三四五三号、第三四五四号、第三四五五号、第三四五六号、第三四五七号、第三四五八号、第三四五九号、第三四六〇号、第三四六一号、第三四六二号、第三四六三号、第三四六四号、第三四六五号、第三四六六号、第三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号、第三四七四号、第三四七五号、第三四七六号、第三四七七号、第三四七八号、第三四七九号、第三四八〇号、第三四八一号、第三四八二号、第三四八三号、第三四八四号、第三四八五号、第三四八六号、第三四八七号、第三四八八号、第三四八九号、第三四九〇号、第三四九一号、第三四九二号、第三四九三号、第三四九四号、第三四九五号、第三四九六号、第三四九七号、第三四九八号、第三四九九号、第三五〇〇号、第三五〇一号、第三五〇二号、第三五〇三号、第三五〇四号、第三五〇五号、第三五〇六号、第三五〇七号、第三五〇八号、第三五〇九号、第三五一〇号、第三五一一号、第三五一二号、第三五一三号、第三五一四号、第三五一五号、第三五一六号、第三五一七号、第三五一八号、第三五一九号、第三五二〇号、第三五二一号、第三五二二号、第三五二三号、第三五二四号、第三五二五号、第三五二六号、第三五二七号、第三五二八号、第三五二九号、第三五三〇号、第三五三一号、第三五三二号、第三五三三号、第三五三四号、第三五三五号、第三五三六号、第三五三七号、第三五三八号、第三五三九号、第三五四〇号、第三五四一号、第三五四二号、第三五四三号、第三五四四号、第三五四五号、第三五四六号、第三五四七号、第三五四八号、第三五四九号、第三五五〇号、第三五五一号、第三五五二号、第三五五三号、第三五五四号、第三五五五号、第三五五六号、第三五五七号、第三五五八号、第三五五九号、第三五六〇号、第三五六一号、第三五六二号、第三五六三号、第三五六四号、第三五六五号、第三五六六号、第三五六七号、第三五六八号、第三五六九号、第三五七〇号、第三五七一号、第三五七二号、第三五七三号、第三五七四号、第三五七五号、第三五七六号、第三五七七号、第三五七八号、第三五七九号、第三五八〇号、第三五八一号、第三五八二号、第三五八三号、第三五八四号、第三五八五号、第三五八六号、第三五八七号、第三五八八号、第三五八九号、第三五九〇号、第三五九一号、第三五九二号、第三五九三号、第三五九四号、第三五九五号、第三五九六号、第三五九七号、第三五九八号、第三五九九号、第三六〇〇号、第三六〇一号、第三六〇二号、第三六〇三号、第三六〇四号、第三六〇五号、第三六〇六号、第三六〇七号、第三六〇八号、第三六〇九号、第三六一〇号、第三六一一号、第三六一二号、第三六一三号、第三六一四号、第三六一五号、第三六一六号、第三六一七号、第三六一八号、第三六一九号、第三六二〇号、第三六二一号、第三六二二号、第三六二三号、第三六二四号、第三六二五号、第三六二六号、第三六二七号、第三六二八号、第三六二九号、第三六三〇号、第三六三一号、第三六三二号、第三六三三号、第三六三四号、第三六三五号、第三六三六号、第三六三七号、第三六三八号、第三六三九号、第三六四〇号、第三六四一号、第三六四二号、第三六四三号、第三六四四号、第三六四五号、第三六四六号、第三六四七号、第三六四八号、第三六四九号、第三六五〇号、第三六五一号、第三六五二号、第三六五三号、第三六五四号、第三六五五号、第三六五六号、第三六五七号、第三六五八号、第三六五九号、第三六六〇号、第三六六一号、第三六六二号、第三六六三号、第三六六四号、第三六六五号、第三六六六号、第三六六七号、第三六六八号、第三六六九号、第三六七〇号、第三六七一号、第三六七二号、第三六七三号、第三六七四号、第三六七五号、第三六七六号、第三六七七号、第三六七八号、第三六七九号、第三六八〇号、第三六八一号、第三六八二号、第三六八三号、第三六八四号、第三六八五号、第三六八六号、第三六八七号、第三六八八号、第三六八九号、第三六九〇号、第三六九一号、第三六九二号、第三六九三号、第三六九四号、第三六九五号、第三六九六号、第三六九七号、第三六九八号、第三六九九号、第三七〇〇号、第三七〇一号、第三七〇二号、第三七〇三号、第三七〇四号、第三七〇五号、第三七〇六号、第三七〇七号、第三七〇八号、第三七〇九号、第三七一〇号、第三七一一号、第三七一二号、第三七一三号、第三七一四号、第三七一五号、第三七一六号、第三七一七号、第三七一八号、第三七一九号、第三七二〇号、第三七二一号、第三七二二号、第三七二三号、第三七二四号、第三七二五号、第三七二六号、第三七二七号、第三七二八号、第三七二九号、第三七三〇号、第三七三一号、第三七三二号、第三七三三号、第三七三四号、第三七三五号、第三七三六号、第三七三七号、第三七三八号、第三七三九号、第三七四〇号、第三七四一号、第三七四二号、第三七四三号、第三七四四号、第三七四五号、第三七四六号、第三七四七号、第三七四八号、第三七四九号、第三七五〇号、第三七五一号、第三七五二号、第三七五三号、第三七五四号、第三七五五号、第三七五六号、第三七五七号、第三七五八号、第三七五九号、第三七六〇号、第三七六一号、第三七六二号、第三七六三号、第三七六四号、第三七六五号、第三七六六号、第三七六七号、第三七六八号、第三七六九号、第三七七〇号、第三七七一号、第三七七二号、第三七七三号、第三七七四号、第三七七五号、第三七七六号、第三七七七号、第三七七八号、第三七七九号、第三七八〇号、第三七八一号、第三七八二号、第三七八三号、第三七八四号、第三七八五号、第三七八六号、第三七八七号、第三七八八号、第三七八九号、第三七九〇号、第三七九一号、第三七九二号、第三七九三号、第三七九四号、第三七九五号、第三七九六号、第三七九七号、第三七九八号、第三七九九号、第三八〇〇号、第三八〇一号、第三八〇二号、第三八〇三号、第三八〇四号、第三八〇五号、第三八〇六号、第三八〇七号、第三八〇八号、第三八〇九号、第三八一〇号、第三八一一号、第三八一二号、第三八一三号、第三八一四号、第三八一五号、第三八一六号、第三八一七号、第三八一八号、第三八一九号、第三八二〇号、第三八二一号、第三八二二号、第三八二三号、第三八二四号、第三八二五号、第三八二六号、第三八二七号、第三八二八号、第三八二九号、第三八三〇号、第三八三一号、第三八三二号、第三八三三号、第三八三四号、第三八三五号、第三八三六号、第三八三七号、第三八三八号、第三八三九号、第三八四〇号、第三八四一号、第三八四二号、第三八四三号、第三八四四号、第三八四五号、第三八四六号、第三八四七号、第三八四八号、第三八四九号、第三八五〇号、第三八五一号、第三八五二号、第三八五三号、第三八五四号、第三八五五号、第三八五六号、第三八五七号、第三八五八号、第三八五九号、第三八六〇号、第三八六一号、第三八六二号、第三八六三号、第三八六四号、第三八六五号、第三八六六号、第三八六七号、第三八六八号、第三八六九号、第三八七〇号、第三八七一号、第三八七二号、第三八七三号、第三八七四号、第三八七五号、第三八七六号、第三八七七号、第三八七八号、第三八七九号、第三八八〇号、第三八八一号、第三八八二号、第三八八三号、第三八八四号、第三八八五号、第三八八六号、第三八八七号、第三八八八号、第三八八九号、第三八九〇号、第三八九一号、第三八九二号、第三八九三号、第三八九四号、第三八九五号、第三八九六号、第三八九七号、第三八九八号、第三八九九号、第三九〇〇号、第三九〇一号、第三九〇二号、第三九〇三号、第三九〇四号、第三九〇五号、第三九〇六号、第三九〇七号、第三九〇八号、第三九〇九号、第三九一〇号、第三九一一号、第三九一二号、第三九一三号、第三九一四号、第三九一五号、第三九一六号、第三九一七号、第三九一八号、第三九一九号、第三九二〇号、第三九二一号、第三九二二号、第三九二三号、第三九二四号、第三九二五号、第三九二六号、第三九二七号、第三九二八号、第三九二九号、第三九三〇号、第三九三一号、第三九三二号、第三九三三号、第三九三四号、第三九三五号、第三九三六号、第三九三七号、第三九三八号、第三九三九号、第三九四〇号、第三九四一号、第三九四二号、第三九四三号、第三九四四号、第三九四五号、第三九四六号、第三九四七号、第三九四八号、第三九四九号、第三九五〇号、第三九五一号、第三九五二号、第三九五三号、第三九五四号、第三九五五号、第三九五六号、第三九五七号、第三九五八号、第三九五九号、第三九六〇号、第三九六一号、第三九六二号、第三九六三号、第三九六四号、第三九六五号、第三九六六号、第三九六七号、第三九六八号、第三九六九号、第三九七〇号、第三九七一号、第三九七二号、第三九七三号、第三九七四号、第三九七五号、第三九七六号、第三九七七号、第三九七八号、第三九七九号、第三九八〇号、第三九八一号、第三九八二号、第三九八三号、第三九八四号、第三九八五号、第三九八六号、第三九八七号、第三九八八号、第三九八九号、第三九九〇号、第三九九一号、第三九九二号、第三九九三号、第三九九四号、第三九九五号、第三九九六号、第三九九七号、第三九九八号、第三九九九号、第四〇〇〇号、第四〇〇一号、第四〇〇二号、第四〇〇三号、第四〇〇四号、第四〇〇五号、第四〇〇六号、第四〇〇七号、第四〇〇八号、第四〇〇九号、第四〇一〇号、第四〇一一号、第四〇一二号、第四〇一三号、第四〇一四号、第四〇一五号、第四〇一六号、第四〇一七号、第四〇一八号、第四〇一九号、第四〇二〇号、第四〇二一号、第四〇二二号、第四〇二三号、第四〇二四号、第四〇二五号、第四〇二六号、第四〇二七号、第四〇二八号、第四〇二九号、第四〇三〇号、第四〇三一号、第四〇三二号、第四〇三三号、第四〇三四号、第四〇三五号、第四〇三六号、第四〇三七号、第四〇三八号、第四〇三九号、第四〇四〇号、第四〇四一号、第四〇四二号、第四〇四三号、第四〇四四号、第四〇四五号、第四〇四六号、第四〇四七号、第四〇四八号、第四〇四九号、第四〇五〇号、第四〇五一号、第四〇五二号、第四〇五三号、第四〇五四号、第四〇五五号、第四〇五六号、第四〇五七号、第四〇五八号、第四〇五九号、第四〇六〇号、第四〇六一号、第四〇六二号、第四〇六三号、第四〇六四号、第四〇六五号、第四〇六六号、第四〇六七号、第四〇六八号、第四〇六九号、第四〇七〇号、第四〇七一号、第四〇七二号、第四〇七三号、第四〇七四号、第四〇七五号、第四〇七六号、第四〇七七号、第四〇七八号、第四〇七九号、第四〇八〇号、第四〇八一号、第四〇八二号、第四〇八三号、第四〇八四号、第四〇八五号、第四〇八六号、第四〇八七号、第四〇八八号、第四〇八九号、第四〇九〇号、第四〇九一号、第四〇九二号、第四〇九三号、第四〇九四号、第四〇九五号、第四〇九六号、第四〇九七号、第四〇九八号、第四〇九九号、第四一〇〇号、第四一〇一号、第四一〇二号、第四一〇三号、第四一〇四号、第四一〇五号、第四一〇六号、第四一〇七号、第四一〇八号、第四一〇九号、第四一一〇号、第四一一一号、第四一一二号、第四一一三号、第四一一四号、第四一一五号、第四一一六号、第四一一七号、第四一一八号、第四一一九号、第四一二〇号、第四一二一号、第四一二二号、第四一二三号、第四一二四号、第四一二五号、第四一二六号、第四一二七号、第四一二八号、第四一二九号、第四一三〇号、第四一三一号、第四一三二号、第四一三三号、第四一三四号、第四一三五号、第四一三六号、第四一三七号、第四一三八号、第四一三九号、第四一四〇号、第四一四一号、第四一四二号、第四一四三号、第四一四四号、第四一四五号、第四一四六号、第四一四七号、第四一四八号、第四一四九号、第四一五〇号、第四一五一号、第四一五二号、第四一五三号、第四一五四号、第四一五五号、第四一五六号、第四一五七号、第四一五八号、第四一五九号、第四一六〇号、第四一六一号、第四一六二号、第四一六三号、第四一六四号、第四一六五号、第四一六六号、第四一六七号、第四一六八号、第四一六九号、第四一七〇号、第四一七一号、第四一七二号、第四一七三号、第四一七四号、第四一七五号、第四一七六号、第四一七七号、第四一七八号、第四一七九号、第四一八〇号、第四一八一号、第四一八二号、第四一八三号、第四一八四号、第四一八五号、第四一八六号、第四一八七号、第四一八八号、第四一八九号、第四一九〇号、第四一九一号、第四一九二号、第四一九三号、第四一九四号、第四一九五号、第四一九六号、第四一九七号、第四一九八号、第四一九九号、第四二〇〇号、第四二〇一号、第四二〇二号、第四二〇三号、第四二〇四号、第四二〇五号、第四二〇六号、第四二〇七号、第四二〇八号、第四二〇九号、第四二一〇号、第四二一一号、第四二一二号、第四二一三号、第四二一四号、第四二一五号、第四二一六号、第四二一七号、第四二一八号、第四二一九号、第四二二〇号、第四二二一号、第四二二二号、第四二二三号、第四二二四号、第四二二五号、第四二二六号、第四二二七号、第四二二八号、第四二二九号、第四二三〇号、第四二三一号、第四二三二号、第四二三三号、第四二三四号、第四二三五号、第四二三六号、第四二三七号、第四二三八号、第四二三九号、第四二四〇号、第四二四一号、第四二四二号、第四二四三号、第四二四四号、第四二四五号、第四二四六号、第四二四七号、第四二四八号、第四二四九号、第四二五〇号、第四二五一号、第四二五二号、第四二五三号、第四二五四号、第四二五五号、第四二五六号、第四二五七号、第四二五八号、第四二五九号、第四二六〇号、第四二六一号、第四二六二号、第四二六三号、第四二六四号、第四二六五号、第四二六六号、第四二六七号、第四二六八号、第四二六九号、第四二七〇号、第四二七一号、第四二七二号、第四二七三号、第四二七四号、第四二七五号、第四二七六号、第四二七七号、第四二七八号、第四二七九号、第四二八〇号、第四二八一号、第四二八二号、第四二八三号、第四二八四号、第四二八五号、第四二八六号、第四二八七号、第四二八八号、第四二八九号、第四二九〇号、第四二九一号、第四二九二号、第四二九三号、第四二九四号、第四二九五号、第四二九六号、第四二九七号、第四二九八号、第四二九九号、第四三〇〇号、第四三〇一号、第四三〇二号、第四三〇三号、第四三〇四号、第四三〇五号、第四三〇六号、第四三〇七号、第四三〇八号、第四三〇九号、第四三一〇号、第四三一一号、第四三一二号、第四三一三号、第四三一四号、第四三一五号、第四三一六号、第四三一七号、第四三一八号、第四三一九号、第四三二〇号、第四三二一号、第四三二二号、第四三二三号、第四三二四号、第四三二五号、第四三二六号、第四三二七号、第四三二八号、第四三二九号、第四三三〇号、第四三三一号、第四三三二号、第四三三三号、第四三三四号、第四三三五号、第四三三六号、第四三三七号、第四三三八号、第四三三九号、第四三四〇号、第四三四一号、第四三四二号、第四三四三号、第四三四四号、第四三四五号、第四三四六号、第四三四七号、第四三四八号、第四三四九号、第四三五〇号、第四三五一号、第四三五二号、第四三五三号、第四三五四号、第四三五五号、第四三五六号、第四三五七号、第四三五八号、第四三五九号、第四三六〇号、第四三六一号、第四三六二号、第四三六三号、第四三六四号、第四三六五号、第四三六六号、第四三六七号、第四三六八号、第四三六九号、第四三七〇号、第四三七一号、第四三七二号、第四三七三号、第四三七四号、第四三七五号、第四三七六号、第四三七七号、第四三七八号、第四三七九号、第四三八〇号、第四三八一号、第四三八二号、第四三八三号、第四三八四号、第四三八五号、第四三八六号、第四三八七号、第四三八八号、第四三八九号、第四三九〇号、第四三九一号、第四三九二号、第四三九三号、第四三九四号、第四三九五号、第四三九六号、第四三九七号、第四三九八号、第四三九九号、第四四〇〇号、第四四〇一号、第四四〇二号、第四四〇三号、第四四〇四号、第四四〇五号、第四四〇六号、第四四〇七号、第四四〇八号、第四四〇九号、第四四一〇号、第四四一一号、第四四一二号、第四四一三号、第四四一四号、第四四一五号、第四四一六号、第四四一七号、第四四一八号、第四四一九号、第四四二〇号、第四四二一号、第四四二二号、第四四二三号、第四四二四号、第四四二五号、第四四二六号、第四四二七号、第四四二八号、第四四二九号、第四四三〇号、第四四三一号、第四四三二号、第四四三三号、第四四三四号、第四四三五号、第四四三六号、第四四三七号、第四四三八号、第四四三九号、第四四四〇号、第四四四一号、第四四四二号、第四四四三号、第四四四四号、第四四四五号、第四四四六号、第四四四七号、第四四四八号、第四四四九号、第四四五〇号、第四四五一号、第四四五二号、第四四五三号、第四四五四号、第四四五五号、第四四五六号、第四四五七号、第四四五八号、第四四五九号、第四四六〇号、第四四六一号、第四四六二号、第四四六三号、第四四六四号、第四四六五号、第四四六六号、第四四六七号、第四四六八号、第四四六九号、第四四七〇号、第四四七一号、第四四七二号、第四四七三号、第四四七四号、第四四七五号、第四四七六号、第四四七七号、第四四七八号、第四四七九号、第四四八〇号、第四四八一号、第四四八二号、第四四八三号、第四四八四号、第四四八五号、第四四八六号、第四四八七号、第四四八八号、第四四八九号、第四四九〇号、第四四九一号、第四四九二号、第四四九三号、第四四九四号、第四四九五号、第四四九六号、第四四九七号、第四四九八号、第四四九九号、第四五〇〇号、第四五〇一号、第四五〇二号、第四五〇三号、第四五〇四号、第四五〇五号、第四五〇六号、第四五〇七号、第四五〇八号、第四五〇九号、第四五一〇号、第四五一一号、第四五一二号、第四五一三号、第四五一四号、第四五一五号、第四五一六号、第四五一七号、第四五一八号、第四五一九号、第四五二〇号、第四五二一号、第四五二二号、第四五二三号、第四五二四号、第四五二五号、第四五二六号、第四五二七号、第四五二八号、第四五二九号、第四五三〇号、第四五三一号、第四五三二号、第四五三三号、第四五三四号、第四五三五号、第四五三六号、第四五三七号、第四五三八号、第四五三九号、第四五四〇号、第四五四一号、第四五四二号、第四五四三号、第四五四四号、第四五四五号、第四五四六号、第四五四七号、第四五四八号、第四五四九号、第四五五〇号、第四五五一号、第四五五二号、第四五五三号、第四五五四号、第四五五五号、第四五五六号、第四五五七号、第四五五八号、第四五五九号、第四五六〇号、第四五六一号、第四五六二号、第四五六三号、第四五六四号、第四五六五号、第四五六六号、第四五六七号、第四五六八号、第四五六九号、第四五七〇号、第四五七一号、第四五七二号、第四五七三号、第四五七四号、第四五七五号、第四五七六号、第四五七七号、第四五七八号、第四五七九号、第四五八〇号、第四五八一号、第四五八二号、第四五八三号、第四五八四号、第四五八五号、第四五八六号、第四五八七号、第四五八八号、第四五八九号、第四五九〇号、第四五九一号、第四五九二号、第四五九三号、第四五九四号、第四五九五号、第四五九六号、第四五九七号、第四五九八号、第四五九九号、第四六〇〇号、第四六〇一号、第四六〇二号、第四六〇三号、第四六〇四号、第四六〇五号、第四六〇六号、第四六〇七号、第四六〇八号、第四六〇九号、第四六一〇号、第四六一一号、第四六一二号、第四六一三号、第四六一四号、第四六一五号、第四六一六号、第四六一七号、第四六一八号、第四六一九号、第四六二〇号、第四六二一号、第四六二二号、第四六二三号、第四六二四号、第四六二五号、第四六二六号、第四六二七号、第四六二八号、第四六二九号、第四六三〇号、第四六三一号、第四六三二号、第四六三三号、第四六三四号、第四六三五号、第四六三六号、第四六三七号、第四六三八号、第四六三九号、第四六四〇号、第四六四一号、第四六四二号、第四六四三号、第四六四四号、第四六四五号、第四六四六号、第四六四七号、第四六四八号、第四六四九号、第四六五〇号、第四六五一号、第四六五二号、第四六五三号、第四六五四号、第四六五五号、第四六五六号、第四六五七号、第四六五八号、第四六五九号、第四六六〇号、第四六六一号、第四六六二号、第四六六三号、第四六六四号、第四六六五号、第四六六六号、第四六六七号、第四六六八号、第四六六九号、第四六七〇号、第四六七一号、第四六七二号、第四六七三号、第四六七四号、第四六七五号、第四六七六号、第四六七七号、第四六七八号、第四六七九号、第四六八〇号、第四六八一号、第四六八二号、第四六八三号、第四六八四号、第四六八五号、第四六八六号、第四六八七号、第四六八八号、第四六八九号、第四六九〇号、第四六九一号、第四六九二号、第四六九三号、第四六九四号、第四六九五号、第四六九六号、第四六九七号、第四六九八号、第四六九九号、第四七〇〇号、第四七〇一号、第四七〇二号、第四七〇三号、第四七〇四号、第四七〇五号、第四七〇六号、第四七〇七号、第四七〇八号、第四七〇九号、第四七一〇号、第四七一一号、第四七一二号、第四七一三号、第四七一四号、第四七一五号、第四七一六号、第四七一七号、第四七一八号、第四七一九号、第四七二〇号、第四七二一号、第四七二二号、第四七二三号、第四七二四号、第四七二五号、第四七二六号、第四七二七号、第四七二八号、第四七二九号、第四七三〇号、第四七三一号、第四七三二号、第四七三三号、第四七三四号、第四七三五号、第四七三六号、第四七三七号

九二号、第二七九三号、第三〇七二号、第三一一八号、第三一一九号、第三一五九号、第三一六〇号

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

第二一六八号、第二一六九号、第二二一四号、第二二六九号、第二四八七号、第二五三三号、第二五五五号、第二五九九号、第二七九五号、第二九八八号

筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願

第二二七〇号、第二二七一号、第二二七二号、第二二七三号、第二二七四号、第二二七五号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二二七九号、第二二八九号、第二三四二号、第二三四三号、第二三四四号、第二三五四号、第二三五五号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四八八号、第二四八九号、第二四九〇号、第二四九一号、第二五〇三号、第二七九六号、第二七九七号、第二九八九号、第二九九〇号、第三〇七三号、第三一六一号

(二)内閣に送付するを要しないもの

過労死防止基本法の制定に関する請願

第一三一〇号、第一三三五号、第一三三六号、第一四九〇号、第一九四六号、第二〇一五号、第二四一六号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部　七〇八円（本体六六〇円）